

# 令和5年度 第1回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和5年7月5日  
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

## 次 第

### 1 開 会

### 2 局長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 労使からの意見聴取について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (9) その他

### 5 閉 会

# 第1回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和5年7月5日(水)

午前10時~

場所: ニュー芙蓉 アメジストの間

石垣委員  
岡松委員  
反田委員  
今井委員  
門野委員

## 公益委員

岡本委員  
小林委員  
櫻井委員  
白倉委員  
田草川委員

## 労側委員

長谷川委員  
早川委員  
丸茂委員  
山岸委員  
依田委員

## 使側委員

## 事務局

室長補佐  
労働基準部長  
労働局長  
賃金室長

出入口

# 山梨地方最低賃金審議会委員名簿

令和5年5月4日任命

委員 定数 15人	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任期 2年
氏名		会長: 会長代理:
職名等		
【公益を代表する委員】		
いしがき ちあき 石垣 千秋	山梨県立大学人間福祉学部 准教授	
いまい こういち 今井 幸一	山梨県納税貯蓄組合総連合会 専務理事	
おかまつ めぐみ 岡松 恵	山梨大学大学院総合研究部教育学域 准教授	
かどの けいじ 門野 圭司	山梨大学大学院医工農学総合研究部 准教授	
そつ た かず とみ 反田 一富	弁護士	
【労働者を代表する委員】		
あかもと まさや 岡本 昌也	UAゼンセン山梨県支部 支部長	
こばやし さかし 小林 賢	電機連合山梨地方協議会 事務局長	
さくらい すみと 櫻井 澄人	キトー労働組合 執行委員長	
しらくら のりひと 白倉 範人	連合山梨 副事務局長	
たくさがわ あつひこ 田草川 厚彦	運輸労連山梨県連合会 執行委員長	
【使用者を代表する委員】		
はせがわ しょういちろう 長谷川 正一郎	長谷川醸造(株)代表取締役社長	
はやかわ ゆきお 早川 幸夫	(公財)山梨中銀地方創生基金 事務局長	
まるも まさき 丸茂 正樹	(株)マルモ 代表取締役社長	
やまぎし まさよし 山岸 正宜	山梨県中小企業団体中央会 専務理事	
よだ くにひこ 依田 訓彦	(株)少國民社 代表取締役社長	

## 令和5年度 地域別最低賃金審議日程表（案）

発効想定日：10/1

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	5	水	<b>第1回本審（地賃改正諮問）</b> 午前10：00～	<b>全員</b>	<b>ニュー芙蓉</b>
	21	金	第1回専門部会 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
8	2	水	<b>第2回本審（目安伝達・特賃必要性諮問）</b> 午前10：00～	<b>全員</b>	<b>ニュー芙蓉</b>
			第2回専門部会(基本的見解) 午前11：00(本審終了後)～	部会委員	<b>ニュー芙蓉</b>
	3	木	第3回専門部会(金額審議) 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
	4	金	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
	7	月	第5回専門部会(予備日) 午後1：30～	部会委員	<b>ニュー芙蓉</b>
			<b>第3回本審（地賃改正答申）</b> 午後3：30～	<b>全員</b>	<b>ニュー芙蓉</b>
	22	火	特定最賃検討委員会 午後2：00～	検討委員会委員	山梨労働局
23	水	<b>第4回本審（異議審）</b> 午前10：00～	<b>全員</b>	<b>ニュー芙蓉</b>	

※1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

※2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。



山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第1回本審議会)

令和5年7月5日



# 令和5年度 第1回審議会 (R5.7.5)

## 配付資料目次

1	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移	1
2	令和5年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金）	3
3	令和4年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況	5
4	令和4年度 地域別最低賃金の改定状況	7
5	経済指標等の結果一覧	9
6	最近の山梨県の経済情勢（令和5年4月25日、甲府財務事務所）	11
7	法人企業景気予測調査（令和5年6月13日、甲府財務事務所）	23
8	地域経済報告 - さくらレポート - （抄）（2023年4月20日、日本銀行）	37
9	企業短期経済観測調査（2023年4月3日、日本銀行甲府支店）	49
10	山梨中央銀行調査月報（令和5年6月版）	61
11	山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（令和5年3月分）（山梨県県民生活部統計調査課 毎月勤労統計調査地方調査結果）	77
12	新規学卒者の初任給の状況（山梨県）（令和4年賃金構造基本統計調査、甲府商工会議所「新卒者初任給調査」、山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」）	95
13	新規学卒者の初任給額の推移（令和4年賃金構造基本統計調査）	97
14	甲府市消費者物価指数（令和5年4月分）（令和5年6月12日、山梨県県民生活部統計調査課）	99
15	山梨県の労働市場の動き（令和5年5月分）	113
16	労使からの意見聴取について（案）	117
17	山梨県弁護士会 会長声明の送付について（2023年6月19日）	141
18	山梨県労働組合総連合要請書（写）	145
19	リーフレット 令和5年度業務改善助成金	147
20	リーフレット 山梨働き方改革推進支援センター	151



# 山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

産業	年度 項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
		金額(円)	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866
1 山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間 額	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32
	引上額(円)															
	引上率(%)	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70
2 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	金額(円)	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959
	時間 額	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25
	引上額(円)															
引上率(%)	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	
3 自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	金額(円)	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961
	時間 額	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23
	引上額(円)															
引上率(%)	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	

2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。



令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)



# 令和4年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況

会議名称等	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低賃金審議会	7月5日 ○会長及び会長代理の選出 ○運営小委員会の委員の指名 山梨県最低賃金の改正決定の諮問 山梨県最低賃金専門部会の設置 ○特定最低賃金検討委員会の選出 委員の選出 今後の審議日程について	8月5日 令和4年度目安について(伝達) 賃金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について 特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の諮問 今後の審議日程について	8月23日 山梨県最低賃金の改正決定の答申 特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の答申 特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の諮問 特定最低賃金(電気、自動車)専門部会の設置 特定最低賃金専門部会専決の決議 今後の審議日程について	9月8日 審議会の意旨(県最賃答申)に関する異議申出について(諮問・答申)	10月31日 特定最低賃金(電気、自動車)専門部会審議経過の報告 特定最低賃金(電気)改正決定の答申	3月15日 令和5年度最低賃金改正等の推進について 特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
	【諮問】 ・地質：7/5 ・必要性：8/5 ・電気：8/23 ・自動車：8/23 【答申】 ・地質：8/23 ・必要性：8/23 ・電気：10/31 ・自動車：10/26					
山梨県最低賃金専門部会	7月22日 部会長、部会長代理選出 山梨県最低賃金改正の審議日程について 最低賃金等の状況等について(資料説明) 労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について	8月5日 山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について(資料説明) ○各側の基本的見解	8月9日 ○改正審議	8月12日 改正審議(結審) 多数決		
特定最低賃金検討委員会	8月22日 特定最低賃金(電気、自動車)改正の必要性の審議					
特定最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会	9月28日 (合同専門部会) 部会長、部会長代理選出 特定最低賃金改正の審議日程について 特定最低賃金の状況等について(資料説明) 各側の基本的見解	10月14日 改正審議	10月28日 改正審議(結審) 多数決			
		10月6日 改正審議	10月26日 改正審議(結審) 全会一致 ○特定最低賃金(自動車)の改正決定の答申			
運営小委員会	3月15日 令和5年度最低賃金改正等の推進について					



## 令和4年度 地域別最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上率	(参考) R5 ランク
A	東京	2022年10月1日	1072	31	100.0	2.98%	A
A	神奈川	2022年10月1日	1071	31	99.9	2.98%	
A	大阪	2022年10月1日	1023	31	95.4	3.13%	
A	愛知	2022年10月1日	986	31	92.0	3.25%	
A	埼玉	2022年10月1日	987	31	92.1	3.24%	
A	千葉	2022年10月1日	984	31	91.8	3.25%	
B	京都	2022年10月9日	968	31	90.3	3.31%	B
B	兵庫	2022年10月1日	960	32	89.6	3.45%	
B	静岡	2022年10月5日	944	31	88.1	3.40%	
B	滋賀	2022年10月6日	927	31	86.5	3.46%	
B	茨城	2022年10月1日	911	32	85.0	3.64%	
B	栃木	2022年10月1日	913	31	85.2	3.51%	
B	広島	2022年10月1日	930	31	86.8	3.45%	
B	長野	2022年10月1日	908	31	84.7	3.53%	
B	富山	2022年10月1日	908	31	84.7	3.53%	
B	三重	2022年10月1日	933	31	87.0	3.44%	
B	山梨	2022年10月20日	898	32	83.8	3.70%	
C	群馬	2022年10月8日	895	30	83.5	3.47%	
C	岡山	2022年10月1日	892	30	83.2	3.48%	
C	石川	2022年10月8日	891	30	83.1	3.48%	
C	香川	2022年10月1日	878	30	81.9	3.54%	
C	奈良	2022年10月1日	896	30	83.6	3.46%	
C	宮城	2022年10月1日	883	30	82.4	3.52%	
C	福岡	2022年10月8日	900	30	84.0	3.45%	
C	山口	2022年10月13日	888	31	82.8	3.62%	
C	岐阜	2022年10月1日	910	30	84.9	3.41%	
C	福井	2022年10月2日	888	30	82.8	3.50%	
C	和歌山	2022年10月1日	889	30	82.9	3.49%	
C	北海道	2022年10月2日	920	31	85.8	3.49%	
C	新潟	2022年10月1日	890	31	83.0	3.61%	
C	徳島	2022年10月6日	855	31	79.8	3.76%	
D	福島	2022年10月6日	858	30	80.0	3.62%	C
D	大分	2022年10月5日	854	32	79.7	3.89%	
D	山形	2022年10月6日	854	32	79.7	3.89%	B
D	愛媛	2022年10月5日	853	32	79.6	3.90%	
D	島根	2022年10月5日	857	33	79.9	4.00%	C
D	鳥取	2022年10月6日	854	33	79.7	4.02%	
D	熊本	2022年10月1日	853	32	79.6	3.90%	
D	長崎	2022年10月8日	853	32	79.6	3.90%	
D	高知	2022年10月9日	853	33	79.6	4.02%	
D	岩手	2022年10月20日	854	33	79.7	4.02%	
D	鹿児島	2022年10月6日	853	32	79.6	3.90%	
D	佐賀	2022年10月2日	853	32	79.6	3.90%	
D	青森	2022年10月5日	853	31	79.6	3.77%	
D	秋田	2022年10月1日	853	31	79.6	3.77%	
D	宮崎	2022年10月6日	853	32	79.6	3.90%	
D	沖縄	2022年10月6日	853	33	79.6	4.02%	
全国加重平均		-	961	31	-	3.33%	



## 経済指標等の結果一覧

資料名	発表元	ページ	主なポイント
最近の山梨県の経済情勢 (4/25発表、四半期ごと)	甲府財務事務所	p.11	<p>【総括判断】「県内経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している」( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人消費 - 持ち直している( )</li> <li>・生産活動 - 弱含んでいる( )</li> <li>・雇用情勢 - 持ち直している( )</li> <li>・設備投資 - 4年度は減少見込みとなっている( )</li> <li>・企業収益 - 4年度は増益見込みとなっている( )</li> <li>・企業の景況感 - 「下降」超幅が拡大している( )</li> <li>・住宅建設 - 前年を下回っている( )</li> </ul> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">矢印は前回との比較</p>
法人企業景気予測調査 (6/13発表、四半期ごと)	甲府財務事務所	p.23	<p>5年4～6月期(現状判断)の景況判断BSI(「上昇」と回答した法人の構成比マイナスイナス「下降」と回答した法人の構成比)は、前回1～3月期の現状判断と比較して、全産業で「上昇」超に転換( 20.5 4.5)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業 - 「上昇」超に転換( 26.3 10.5)</li> <li>・中堅企業 - 「上昇」超に転換( 17.9 25.8)</li> <li>・中小企業 - 「下降」超幅が縮小( 19.5 15.4)</li> <li>・製造業 - 「下降」超幅が縮小( 37.5 5.6)</li> <li>・非製造業 - 「上昇」超に転換( 6.3 11.3)</li> </ul>
地域経済報告 - さくらレポート - (4/20発表、四半期ごと) — 関東甲信越地域が対象	日本銀行	p.37	<p>「資源高の影響などを受けつつも、感染症の影響が和らぐも、持ち直している」(関東甲信越地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共投資 - 横ばい圏内の動き</li> <li>・設備投資 - 持ち直している</li> <li>・個人消費 - 物価上昇の影響がみられるものの、感染症の影響が和らぐも、持ち直している</li> <li>・住宅投資 - 持ち直しつつある</li> <li>・雇用・所得動向 - 緩やかに改善</li> <li>・輸出 - 横ばい圏内の動き</li> <li>・生産 - 横ばい圏内の動き</li> <li>・物価 - 消費者物価の前年比は3%台前半</li> </ul>
企業短期経済観測調査 (4/1発表、四半期ごと)	日本銀行甲府支店	p.49	<p>業況判断DI(「良い」と回答した企業の構成比 - 「悪い」と回答した企業の構成比)は全産業で7(前回調査比6ポイント悪化)</p> <p>製造業は2(11ポイント悪化) 非製造業は10(2ポイント悪化)</p>

資料名	発表元	ページ	主なポイント
山梨中央銀行調査月報 (6/9発表、毎月)	山梨中央銀行	p.61	<p>(概況)「最近の県内景気(4月~5月)は、基調としては緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きもみられる。生産面においては、全体として堅調を維持しているものの、機械工業で減産の動きが続いている。需要面においては、個人消費が持ち直している一方、設備投資は慎重姿勢が窺われる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人消費 - 物価高による影響を受けつつも、大型連休での行楽需要の高まりにより、食料品や衣料品が堅調に推移するなど、持ち直しの動きが続いている。</li> <li>・設備投資 - 資材価格上昇の影響もあり、慎重姿勢が窺われる。</li> <li>・機械工業 - 全体としては堅調を維持しているが、半導体製造装置や電子部品・デバイスなど多様な品目で減産の動きが続いている。</li> <li>・地場産業 - 国内需要の縮小や原材料価格の上昇など厳しい局面が続いているが、一部に回復の動きもみられる。</li> </ul>
山梨の賃金・労働時間 及び雇用の動き (5/31発表、毎月)	山梨県県民生活部 統計調査課	p.77	<p>令和5年3月分(速報)前年同月比で、 現金給与総額は3.5%の増加(3か月ぶりの増加) 所定外労働時間は6.0%の減少(3か月連続の減少) 常用労働者は4.3%の減少(3か月連続の減少)</p>
新規学卒者の初任給の状況 (令和4年度分調査、毎年)	厚生労働省 甲府商工会議所 山梨県中小企業 団体中央会	p.95	<p>上昇・低下、まちまち(規模10人以上が対象) いずれの学歴でも上昇 上昇・低下、まちまち</p>
甲府市消費者物価指数 (6/12発表、毎月)	山梨県県民生活部 統計調査課	p.99	<p>総合指数は、104.3(2020年を100とする)で、前年同月比3.6%となり、14か月連続のプラス。前月比で0.6%。 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、102.8で、前年同月比4.2%となり、11か月連続のプラス。前月比は、0.8%で4か月連続のプラス。</p>



# 最近の山梨県の経済情勢

令和5年4月25日

財務省関東財務局

甲府財務事務所

## 1. 総論

【総括判断】「県内経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している」

項目	前回（5年1月判断）	今回（5年4月判断）	前回比較
総括判断	持ち直している	一部に弱さがみられるものの、持ち直している	→

（注）5年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、持ち直している。生産活動は、弱含んでいる。雇用情勢は、持ち直している。

【各項目の判断】

項目	前回（5年1月判断）	今回（5年4月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	→
生産活動	緩やかに持ち直している	弱含んでいる	↘
雇用情勢	持ち直している	持ち直している	→
設備投資	4年度は減少見込みとなっている	4年度は減少見込みとなっている	→
企業収益	4年度は減益見込みとなっている	4年度は増益見込みとなっている	↗
企業の景況感	「下降」超幅が縮小している	「下降」超幅が拡大している	→
住宅建設	前年を上回っている	前年を下回っている	↘

【先行き】

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

## 2. 各論

### ■ 個人消費 「持ち直している」

物価上昇の影響がみられるなか、家電大型専門店販売額などは前年を下回っているものの、百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額などは前年を上回っている。乗用車の新車登録届出台数は前年を上回っている。観光・宿泊は持ち直している。これらのことから、個人消費は持ち直している。



## (主なヒアリング結果)

- メーカーからの仕入価格が上昇し、店頭での販売価格は前年より3~5%値上がりしている。値上げの動きは商品全般に広がっていることから、買い控えにつながっている。(家電量販店、大企業)
- 昨年から続く商品値上げの影響により、買い控えの動きがみられる。旅行需要が回復し、消費者の外出時の支出は増えたものの、日常生活の買い物では節約志向となっている。(百貨店・スーパー、中小企業)
- 販売価格の引き上げに伴い客単価が上昇したことや、コロナ禍からの回復により客足が増加したことが売上の増加につながっている。(コンビニエンスストア、大企業)
- 半導体不足の緩和を受けて、一部車種の納車期間が改善傾向へと転じており、受注残の解消が進んでいる。(自動車販売、中小企業)
- 昨年の1-3月期はオミクロン株によるコロナ感染者の急増に伴い休館した日もあったが、今期はコロナによる自粛ムードも和らいだことから業況は改善している。特に3月は、桜の開花が早まり、春休み期間を中心に予約が集中して入っている。(宿泊、中小企業)

### ■ 生産活動 「弱含んでいる」

食料品は増加しているものの、生産用機械、電気機械、電子部品・デバイスなどは減少している。これらのことから、生産活動は全体として弱含んでいる。

- メモリの市況が悪化していることから、半導体メーカー側で設備投資を先送りする傾向がみられている。なお、情報通信技術の拡充に伴うデータ社会への移行などを背景に、半導体製造装置市場は中長期的な成長が見込まれている。(生産用機械、大企業)
- 中国の不動産市場が悪化したことにより主力製品の受注が低迷しており、生産数は減少傾向にある。(電気機械、大企業)
- スマートフォン向けの電子部品について、取引先による在庫調整の影響を受けて受注が減少していることから、当初の生産計画よりも生産数を5割近く落としている。(電子部品・デバイス、大企業)

### ■ 雇用情勢 「持ち直している」

有効求人倍率、新規求人数ともに堅調に推移している。これらのことから、雇用情勢は持ち直している。

- 優秀な学生は首都圏の大企業に就職してしまうことから人材の確保が難しい。また、自己都合退職者の増加により、やや人手不足と感じている。(製造業、大企業)
- 採用計画どおりの人数が確保できていないなか、就職して3年以内の離職者が多いことから人手不足感が強い。(小売業、中小企業)
- 今年はこれまで採用していなかった高卒を採用することで人員を確保することができた。また、翌月には外国人を採用するほか、技能実習生の受入れを開始する予定がある。(宿泊、中小企業)

### ■ 設備投資 「4年度は減少見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年1-3月期

- 4年度の設備投資計画をみると、製造業では前年比▲11.3%の減少見込み、非製造業では同5.5%の増加見込みとなっており、全産業では同▲7.6%の減少見込みとなっている。

### ■ 企業収益 「4年度は増益見込みとなっている」 (全規模) 「法人企業景気予測調査」5年1-3月期

- 4年度の経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)をみると、製造業では前年比17.2%の増益見込み、非製造業では同0.3%の増益見込みとなっている。

### ■ 企業の景況感 「『下降』超幅が拡大している」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年1-3月期

- 景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が拡大している。先行きについては、全規模・全産業ベースでみると、5年4-6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

### ■ 住宅建設 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数をみると、持家、貸家、分譲住宅いずれも前年を下回っており、全体として前年を下回っている。

- 建築資材の高騰により住宅の販売価格を上げたことから、その影響により注文住宅・建売住宅ともに販売件数が減少している。(不動産、中小企業)

# 最近の山梨県の経済情勢

## 資料編

令和5年4月25日

財務省関東財務局

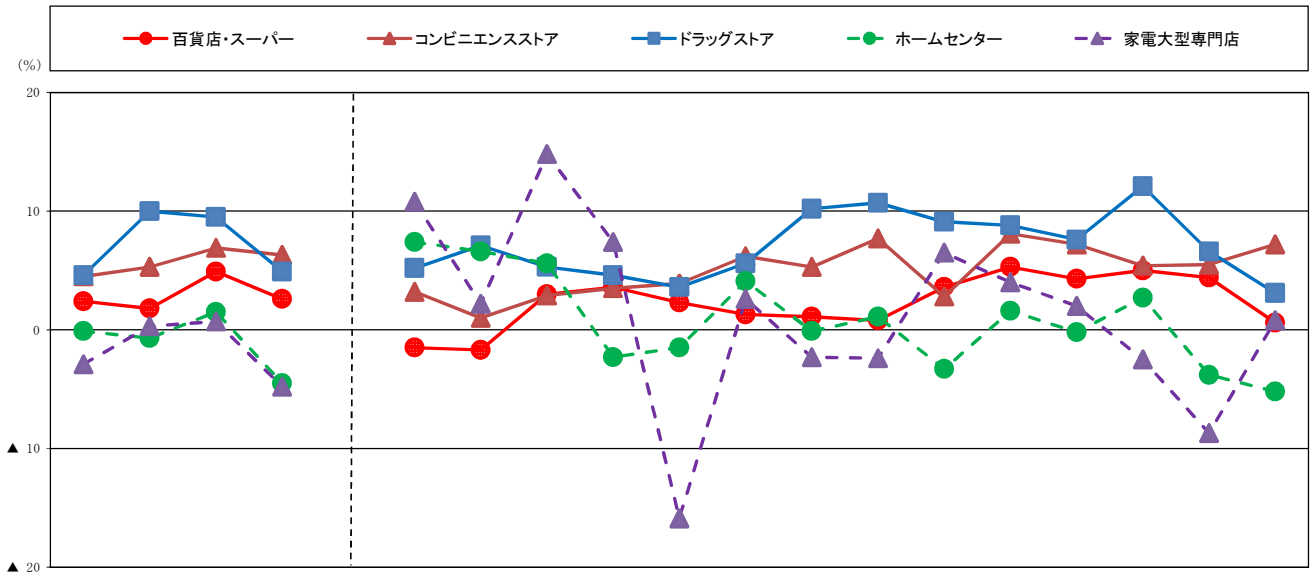
甲府財務事務所

# 1. 個人消費

持ち直している

〔グラフ1〕

業態別販売額(県内・前年同月比)



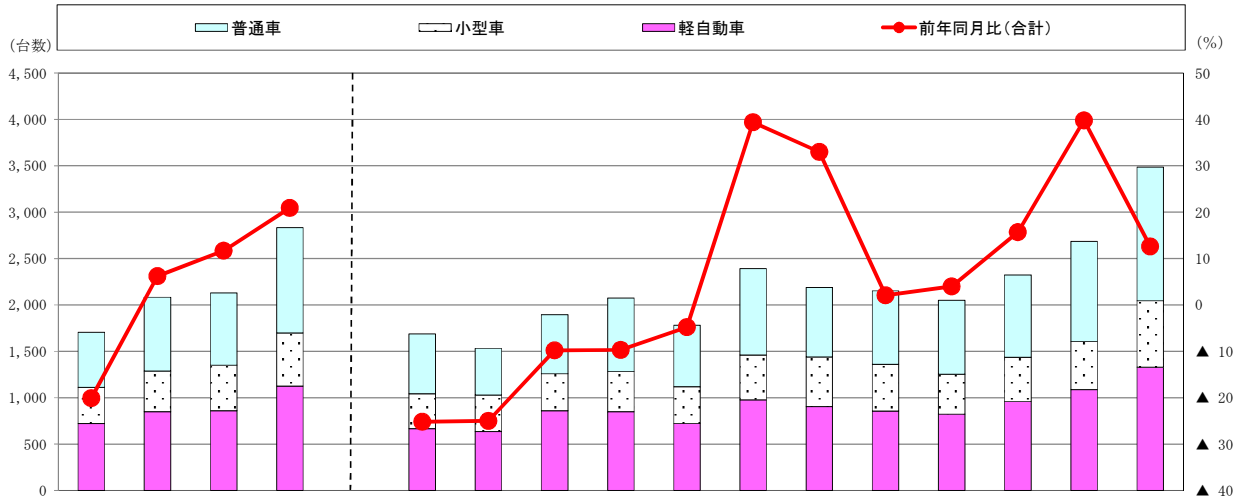
	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-2月		4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月
百貨店・スーパー	2.4	1.8	4.9	2.6		▲1.5	▲1.7	3.0	3.6	2.3	1.3	1.1	0.8	3.6	5.3	4.3	5.0	4.4	0.6
コンビニエンスストア	4.5	5.3	6.9	6.3		3.2	1.0	2.9	3.5	3.9	6.2	5.3	7.7	2.8	8.1	7.2	5.4	5.5	7.2
ドラッグストア	4.6	10.0	9.5	4.9		5.2	7.1	5.3	4.6	3.6	5.6	10.2	10.7	9.1	8.8	7.6	12.1	6.6	3.1
ホームセンター	▲0.1	▲0.7	1.5	▲4.5		7.4	6.6	5.6	▲2.3	▲1.5	4.1	▲0.1	1.1	▲3.3	1.6	▲0.2	2.7	▲3.8	▲5.2
家電大型専門店	▲2.9	0.3	0.7	▲4.8		10.8	2.2	14.8	7.4	▲15.9	2.6	▲2.3	▲2.4	6.5	4.0	2.0	▲2.5	▲8.7	0.8

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

〔経済産業省〕

〔グラフ2〕

乗用車新車登録届出台数(県内)



	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-3月		4/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月	3月	
普通車	台数	594	794	779	1,135		644	501	638	790	661	931	750	791	888	1,078	1,439	
	前年同月比	▲27.0	2.9	9.9	30.2		▲20.3	▲38.5	▲22.2	▲13.0	▲6.8	33.6	26.7	5.3	1.7	16.7	59.2	22.2
小型車	台数	389	437	490	572		375	394	398	434	397	481	537	504	429	478	520	718
	前年同月比	▲21.0	▲13.7	2.2	▲6.5		▲34.8	▲9.4	▲14.8	▲31.9	▲19.5	23.0	33.3	▲6.7	▲13.5	▲9.0	12.3	▲15.2
軽自動車	台数	721	850	861	1,125		668	635	860	849	723	979	903	857	824	959	1,087	1,328
	前年同月比	▲12.6	24.7	19.7	31.1		▲23.3	▲19.5	5.4	13.2	8.1	56.1	38.7	5.0	19.2	32.5	39.4	24.1
合計	台数	1,704	2,082	2,131	2,832		1,687	1,530	1,896	2,073	1,781	2,391	2,190	2,152	2,050	2,325	2,685	3,485
	前年同月比	▲20.1	6.2	11.7	20.9		▲25.2	▲25.0	▲9.8	▲9.7	▲4.8	39.4	33.0	2.1	4.0	15.7	39.8	12.6

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

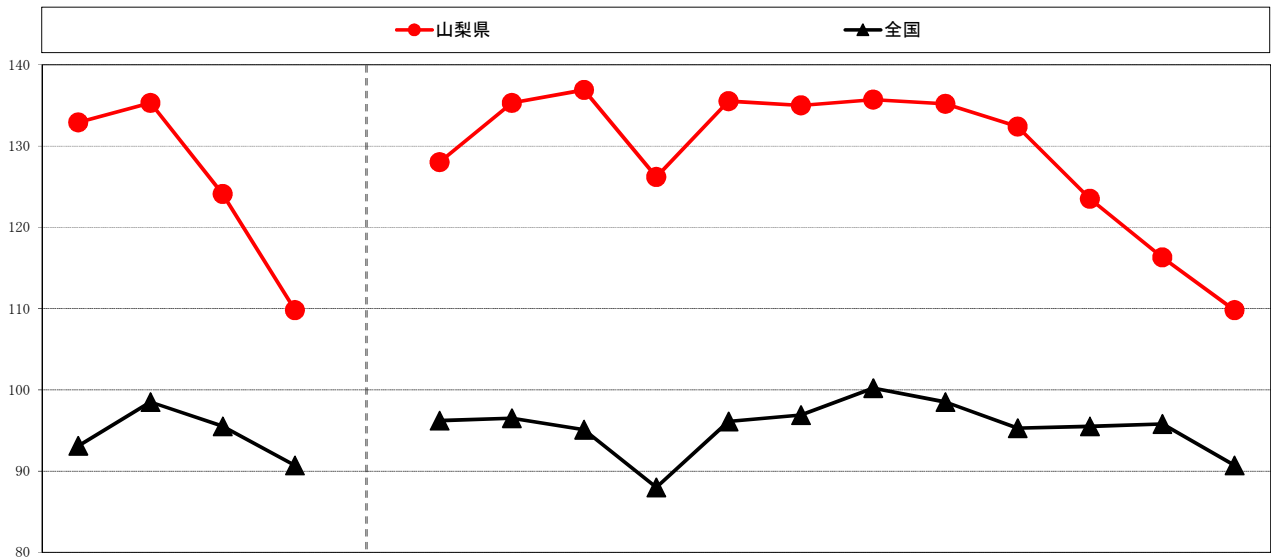
〔(一社)日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会〕

## 2. 生産活動

弱含んでいる

〔グラフ3〕

鉱工業生産指数(季節調整済 H27=100)

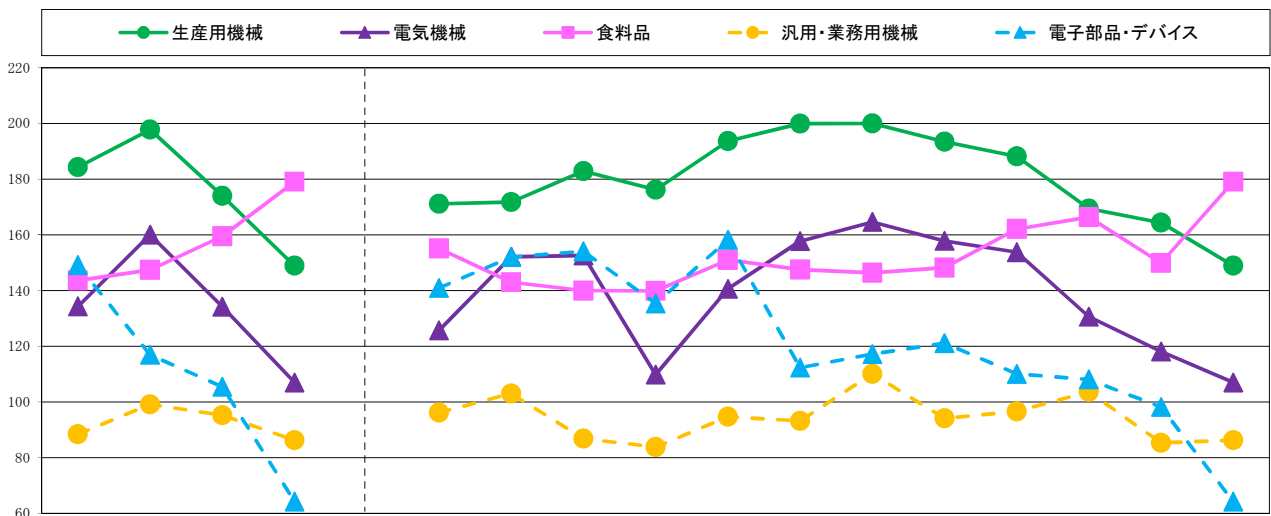


	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1月		4/2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月
山梨県	132.9	135.3	124.1	109.8		128.0	135.3	136.9	126.2	135.5	135.0	135.7	135.2	132.4	123.5	116.3	109.8
全国	93.1	98.5	95.5	90.7		96.2	96.5	95.1	88.0	96.1	96.9	100.2	98.5	95.3	95.5	95.8	90.7

「経済産業省」「山梨県」

〔グラフ4〕

鉱工業生産指数(業種別)(県内・季節調整済 H27=100)



	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1月		4/2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月
生産用機械	184.3	197.8	174.0	148.9		171.1	171.8	182.9	176.2	193.7	199.9	200.0	193.4	188.2	169.4	164.4	148.9
電気機械	134.3	160.0	134.2	107.0		125.7	152.1	152.6	109.8	140.6	157.7	164.6	157.8	153.8	130.6	118.1	107.0
食料品	143.6	147.4	159.5	179.1		155.1	143.0	140.0	139.9	151.0	147.5	146.4	148.2	162.1	166.4	149.9	179.1
汎用・業務用機械	88.4	99.1	95.2	86.3		96.2	103.0	86.8	83.8	94.7	93.2	110.1	94.1	96.6	103.6	85.3	86.3
電子部品・デバイス	149.2	116.9	105.5	64.2		140.9	152.0	154.1	135.4	158.2	112.3	117.2	121.1	110.1	108.1	98.2	64.2

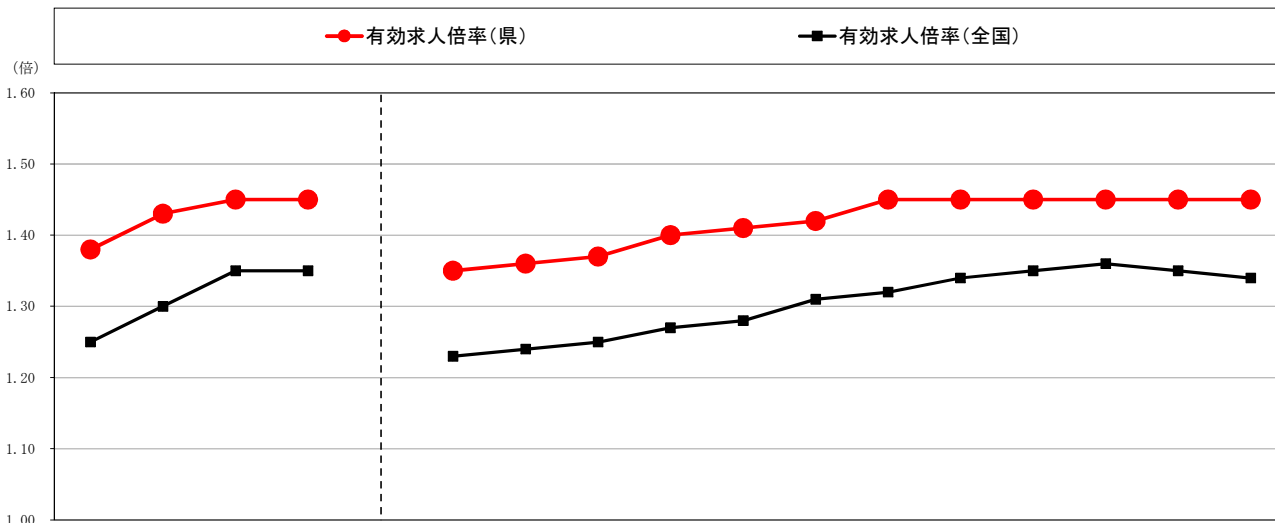
「山梨県」

### 3. 雇用情勢

持ち直している

〔グラフ5〕

有効求人倍率(季節調整済)



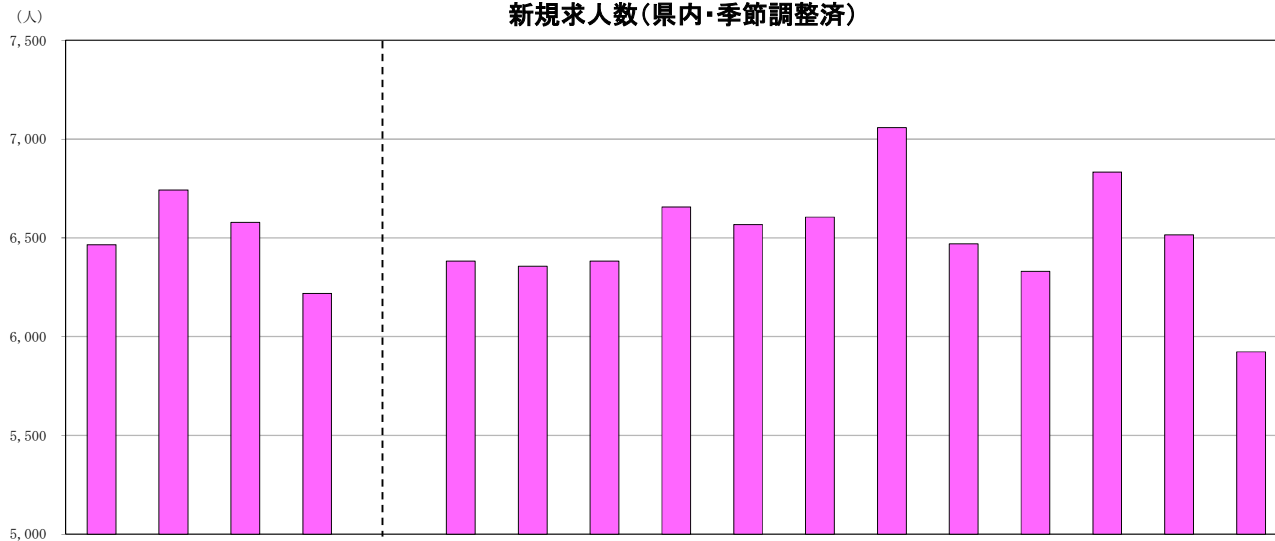
	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-2月		4/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月
有効求人倍率(県)	1.38	1.43	1.45	1.45		1.35	1.36	1.37	1.40	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45
有効求人倍率(全国)	1.25	1.30	1.35	1.35		1.23	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「山梨労働局」「厚生労働省」

〔グラフ6〕

新規求人数(県内・季節調整済)



	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-2月		4/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月
新規求人数	6,465	6,743	6,578	6,219		6,382	6,356	6,382	6,657	6,567	6,605	7,058	6,470	6,330	6,833	6,514	5,923

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

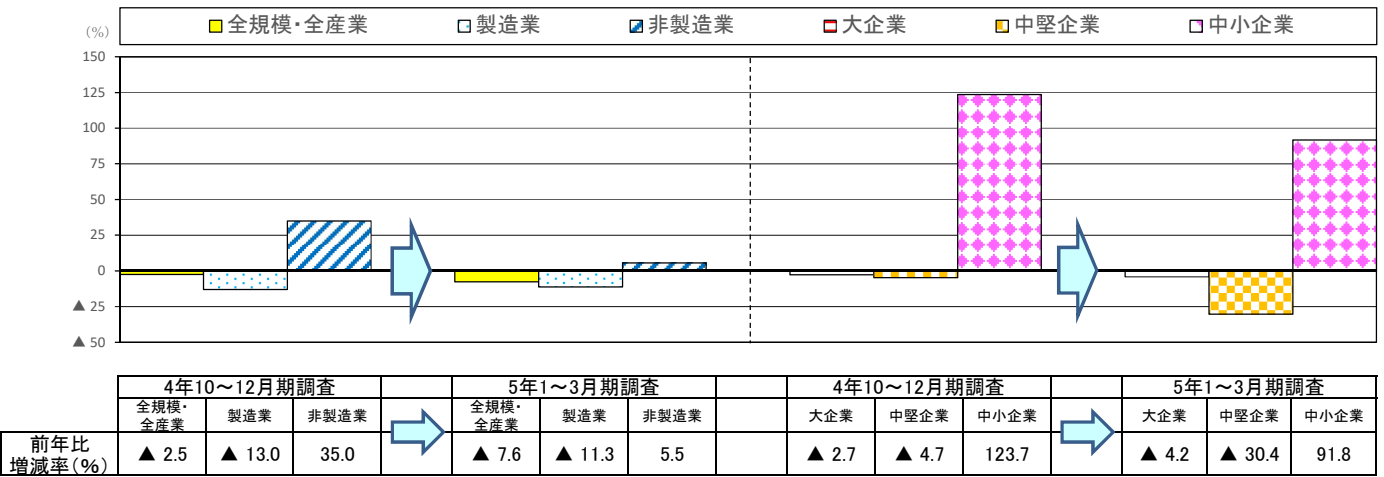
「山梨労働局」

#### 4. 設備投資

4年度は減少見込みとなっている

〔グラフ7〕

山梨県内所在企業の設備投資計画(除く土地購入額 含むソフトウェア投資額、前年比増減率：%)

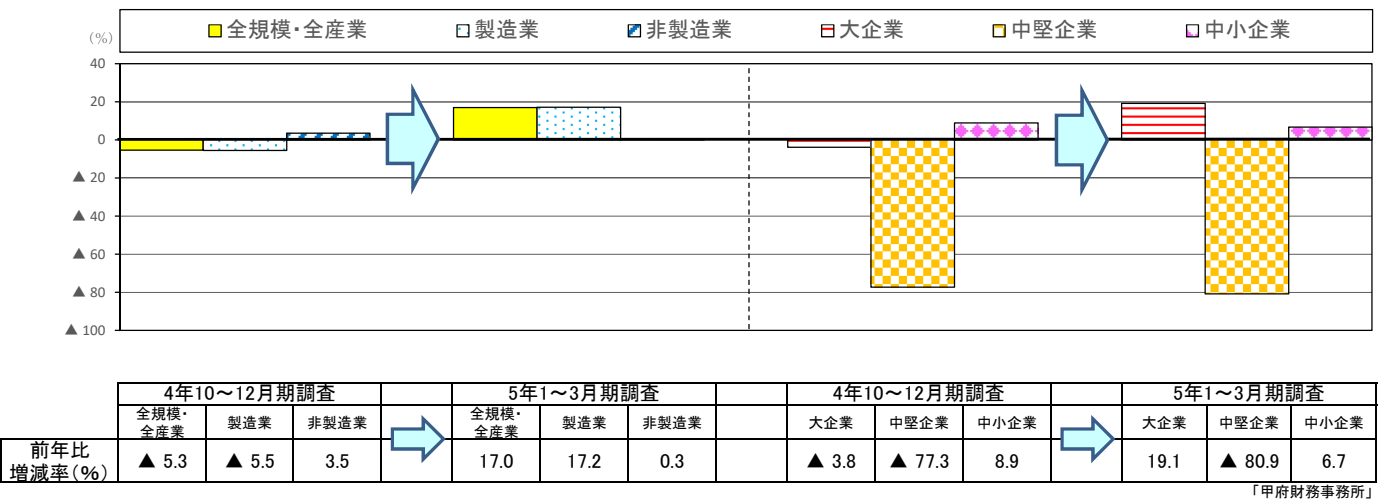


#### 5. 企業収益

4年度は増益見込みとなっている

〔グラフ8〕

山梨県内所在企業の経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」、前年比増減率：%)

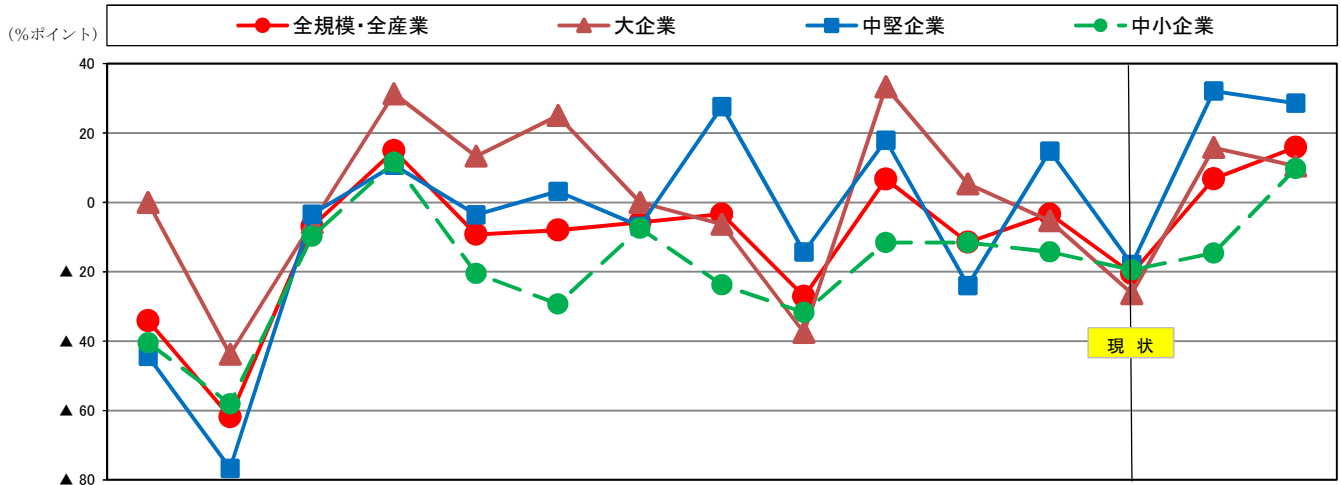


## 6. 企業の景況感

「下降」超幅が拡大している

〔グラフ9〕

山梨県内所在企業の景況判断BSIの推移(規模別)

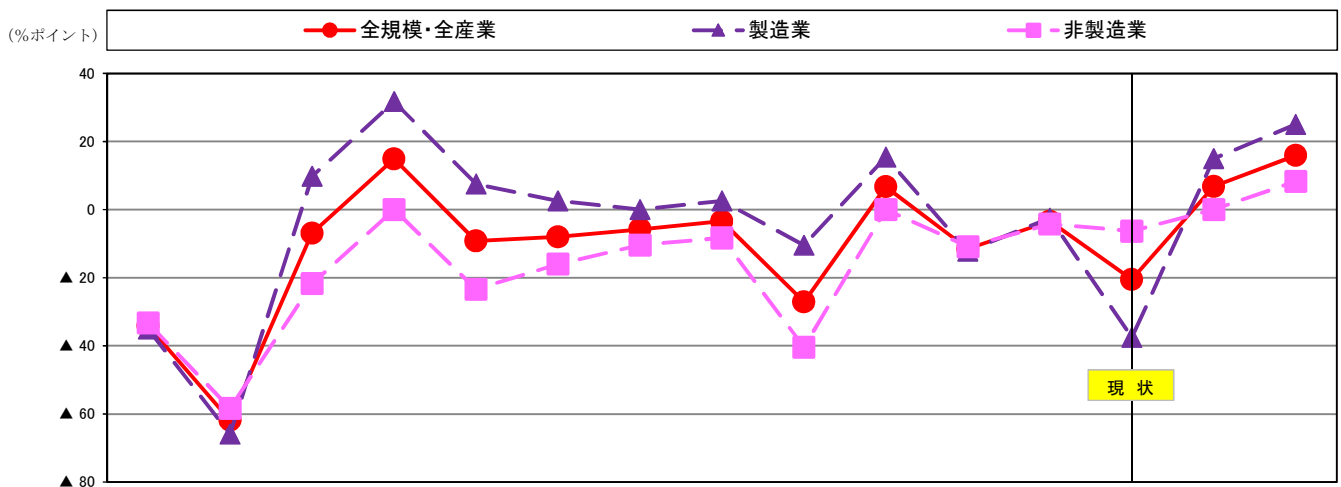


	2/1-3	4-6	7-9	10-12	3/1-3	4-6	7-9	10-12	4/1-3	4-6	7-9	10-12	5/1-3	4-6	7-9
全規模・全産業	▲ 34.1	▲ 61.8	▲ 6.9	14.9	▲ 9.2	▲ 8.0	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 27.1	6.7	▲ 11.5	▲ 3.4	▲ 20.5	6.8	15.9
大企業	0.0	▲ 43.8	▲ 5.9	31.3	13.3	25.0	0.0	▲ 6.3	▲ 37.5	33.3	5.3	▲ 5.3	▲ 26.3	15.8	10.5
中堅企業	▲ 44.4	▲ 76.7	▲ 3.4	10.7	▲ 3.6	3.2	▲ 6.9	27.6	▲ 14.3	17.9	▲ 24.0	14.8	▲ 17.9	32.1	28.6
中小企業	▲ 40.5	▲ 58.1	▲ 9.8	11.6	▲ 20.5	▲ 29.3	▲ 7.5	▲ 23.8	▲ 31.7	▲ 11.6	▲ 11.6	▲ 14.3	▲ 19.5	▲ 14.6	9.8

「甲府財務事務所」

〔グラフ10〕

山梨県内所在企業の景況判断BSIの推移(業種別)



	2/1-3	4-6	7-9	10-12	3/1-3	4-6	7-9	10-12	4/1-3	4-6	7-9	10-12	5/1-3	4-6	7-9
全規模・全産業	▲ 34.1	▲ 61.8	▲ 6.9	14.9	▲ 9.2	▲ 8.0	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 27.1	6.7	▲ 11.5	▲ 3.4	▲ 20.5	6.8	15.9
製造業	▲ 35.0	▲ 65.9	9.8	31.7	7.5	2.6	0.0	2.6	▲ 10.5	15.4	▲ 12.2	▲ 2.5	▲ 37.5	15.0	25.0
非製造業	▲ 33.3	▲ 58.3	▲ 21.7	0.0	▲ 23.4	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 8.3	▲ 40.4	0.0	▲ 10.9	▲ 4.2	▲ 6.3	0.0	8.3

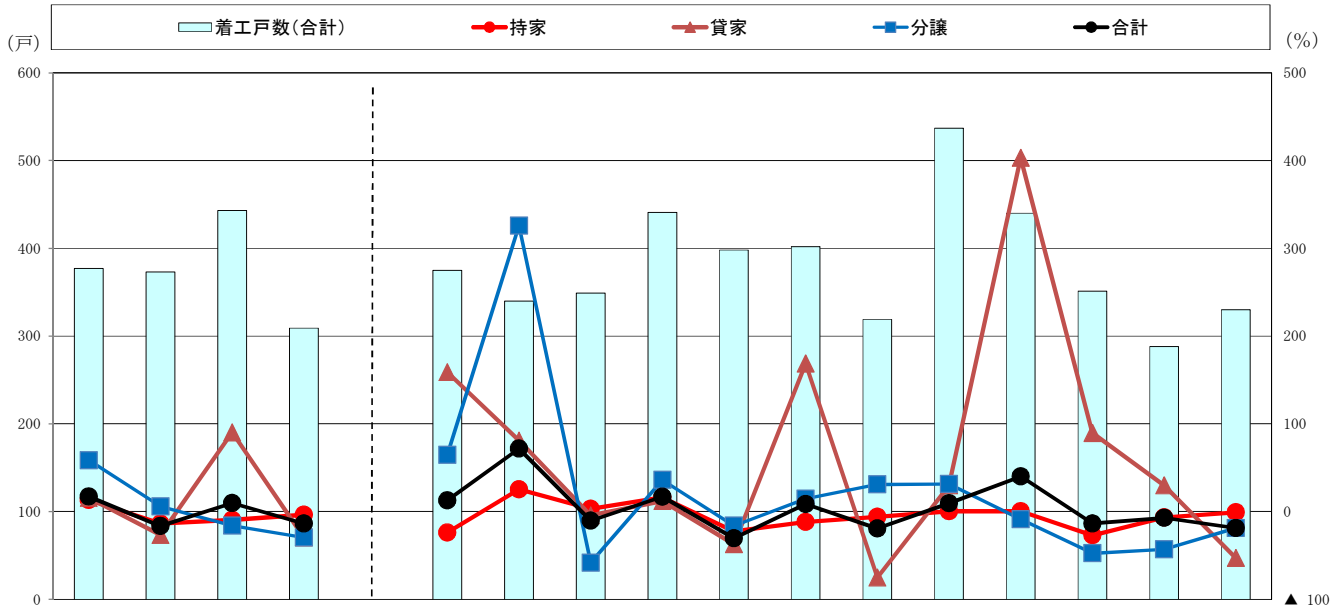
「甲府財務事務所」

## 7. 住宅建設

前年を下回っている

〔グラフ11〕

新設住宅着工戸数(県内)



	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-2月		4/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月
持家	13.1	▲13.7	▲9.6	▲3.7		▲24.0	25.4	3.2	16.1	▲22.5	▲11.9	▲5.9	0.4	0.4	▲27.1	▲6.6	▲0.9
貸家	15.5	▲26.7	90.2	▲29.5		158.8	80.8	▲4.3	12.0	▲37.3	168.6	▲75.3	29.7	403.1	89.5	29.8	▲52.9
分譲	58.5	5.9	▲16.1	▲29.6		64.5	325.9	▲58.2	36.1	▲16.3	14.6	31.0	31.3	▲8.7	▲47.5	▲43.1	▲18.8
合計	17.1	▲16.5	9.6	▲13.8		12.6	71.7	▲10.5	17.0	▲30.5	8.4	▲19.4	9.4	40.1	▲13.8	▲7.1	▲18.9
着工戸数(合計)	377	373	443	309		375	340	349	441	398	402	319	537	440	351	288	330

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。  
 (注)合計には給与住宅を含んでいる。

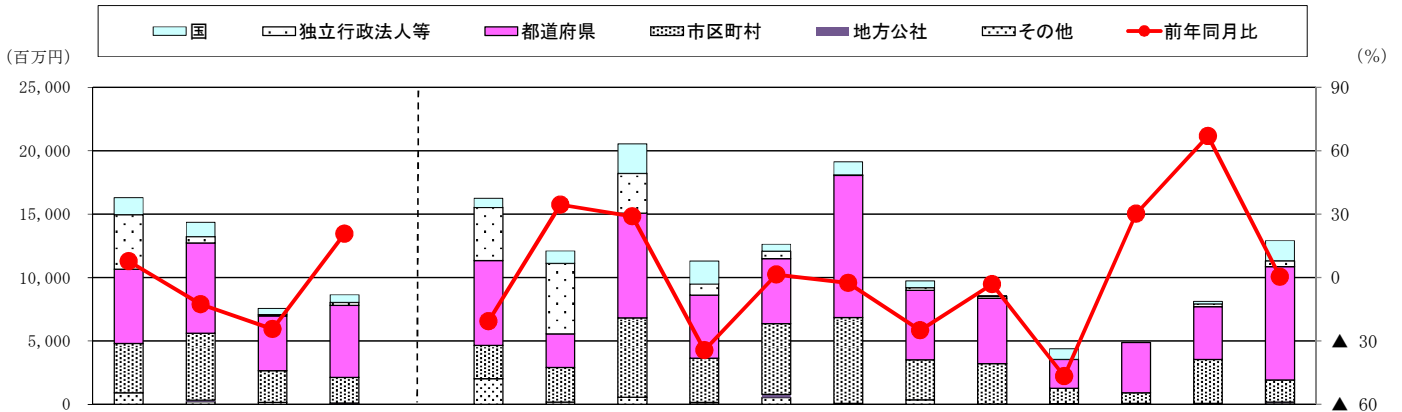
「国土交通省」

## 8. 公共事業

前年を上回っている

〔グラフ12〕

公共工事前払金保証請負金額(県内)



	4/4-6月	7-9月	10-12月	5/1-3月		4/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月	3月
国	1,344	1,126	479	591		723	978	2,330	1,803	557	1,017	531	64	842	0	187	1,585
独立行政法人等	4,290	507	116	231		4,169	5,567	3,134	899	579	42	199	150	0	0	221	473
都道府県	5,880	7,104	4,305	5,682		6,709	2,652	8,280	4,970	5,130	11,212	5,488	5,153	2,275	3,965	4,175	8,907
市区町村	3,865	5,282	2,506	2,022		2,625	2,717	6,252	3,479	5,588	6,780	3,142	3,170	1,206	823	3,469	1,774
地方公社	0	113	5	21		0	0	0	33	261	46	11	3	0	12	30	22
その他	922	223	154	87		2,024	187	555	121	524	23	360	41	60	78	40	144
合計	16,302	14,357	7,567	8,637		16,251	12,103	20,553	11,308	12,642	19,122	9,733	8,583	4,384	4,878	8,125	12,908
合計(前年同月)	15,142	16,427	10,015	7,158		20,491	8,998	15,936	17,213	12,464	19,603	12,954	8,860	8,231	3,748	4,864	12,863
前年同月比	7.7	▲12.6	▲24.4	20.7		▲20.7	34.5	29.0	▲34.3	1.4	▲2.5	▲24.9	▲3.1	▲46.7	30.2	67.0	0.4

(注)各期間の平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「東日本建設業保証(株)ほか」

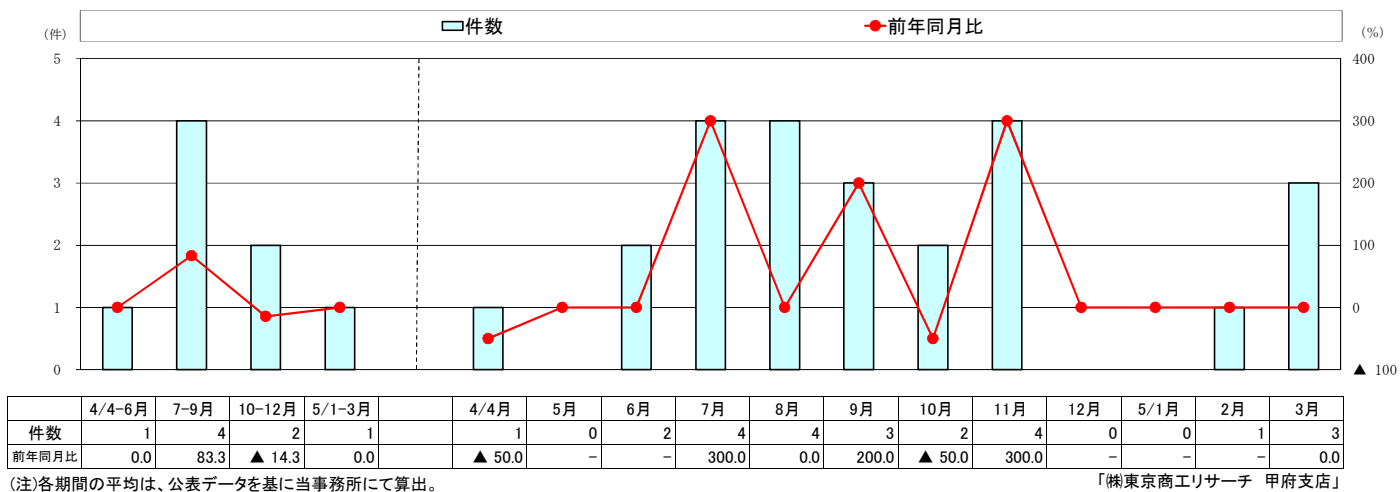


## 9. 企業倒産

件数は前年と同じとなっているが、負債総額は前年を下回っている

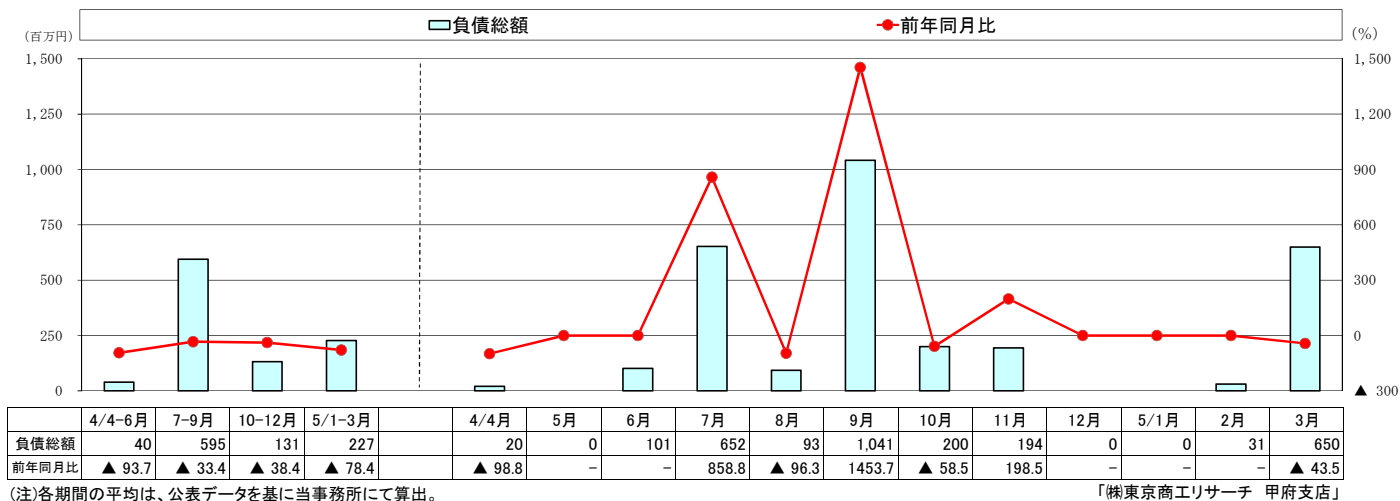
【グラフ13】

倒産件数(県内)



【グラフ14】

負債総額(県内)







# 法人企業景気予測調査

(令和5年4～6月期調査)

山梨県分

令和5年6月13日

財務省関東財務局  
甲府財務事務所

《お問合せ先》

甲府財務事務所財務課

TEL : 055-206-0194 (直通)

ホームページ : <https://lfb.mof.go.jp/kantou/kofu/>

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/> (関東財務局)

<https://www.mof.go.jp/> (財務省)

# 目 次

調査要領等	1
概 況	2
1. 企業の景況	3
2. 企業収益・設備投資	6
3. 雇 用	7
4. 国内の景況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設備投資のスタンス	10
7. 資金調達方法	11
<参考資料>企業収益の全業種集計	12

## 《調査要領等》

1. 調査時点	令和5年5月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和5年4～6月（又は6月末）は現状判断 令和5年7～9月（又は9月末）、 令和5年10～12月（又は12月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和5年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	山梨県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

## 《調査対象法人・回収率》

	規模別			業種別		合計
	大企業	中堅企業	中小企業	製造業	非製造業	
対象法人数	19	35	52	38	68	106
回答法人数	19	31	39	36	53	89
ウェイト(%)	21.3	34.8	43.8	40.4	59.6	100.0
回収率(%)	100.0	88.6	75.0	94.7	77.9	84.0

- (注) 1. 大企業：資本金10億円以上  
中堅企業：資本金1億円以上10億円未満  
中小企業：資本金1千万円以上1億円未満  
2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

## (参考)

<p>BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方  (例) 「企業の景況」の場合  前期と比べて  「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%  「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0%  「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%  「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%</p> <p>BSI = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%)  - (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 概 況

### (1) 企業の景況

現状判断は、「上昇」超に転じる

### (2) 売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、減収見込み

### (3) 経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、減益見込み

### (4) 設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

5年度は、増加見込み

### (5) 雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が拡大

### (6) 国内の景況

現状判断は、「上昇」超に転じる

### (7) 設備判断

現状判断は、「不足」超幅が縮小

※いずれも全規模・全産業ベース

# 1. 企業の景況

## － 現状判断は、「上昇」超に転じる －

5年4～6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「上昇」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「上昇」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」超に転じている。

先行きについては、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は10～12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

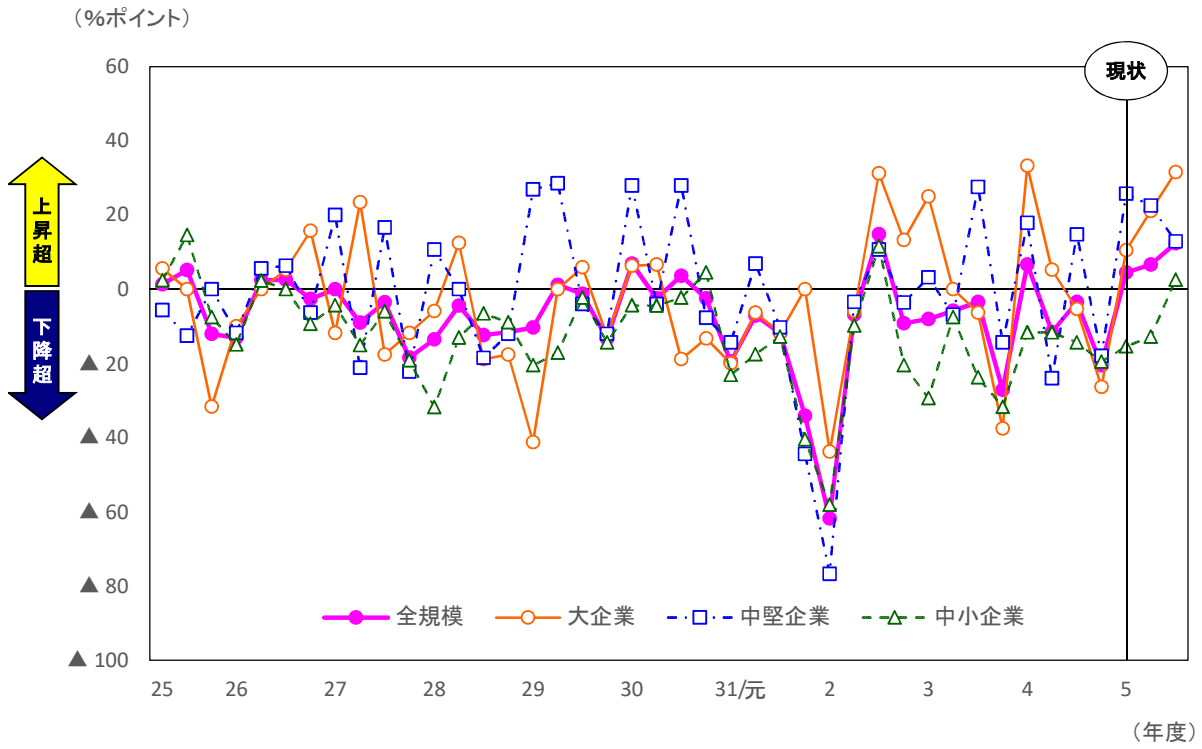
	5年1～3月	5年4～6月	5年7～9月	5年10～12月
全規模・全産業	(▲20.5)	4.5 (6.8)	6.7 (15.9)	12.4
大企業	(▲26.3)	10.5 (15.8)	21.1 (10.5)	31.6
中堅企業	(▲17.9)	25.8 (32.1)	22.6 (28.6)	12.9
中小企業	(▲19.5)	▲15.4 (▲14.6)	▲12.8 (9.8)	2.6
製造業	(▲37.5)	▲5.6 (15.0)	19.4 (25.0)	25.0
非製造業	(▲6.3)	11.3 (0.0)	▲1.9 (8.3)	3.8

(注) ( ) 書は前回(5年1～3月期)調査結果。

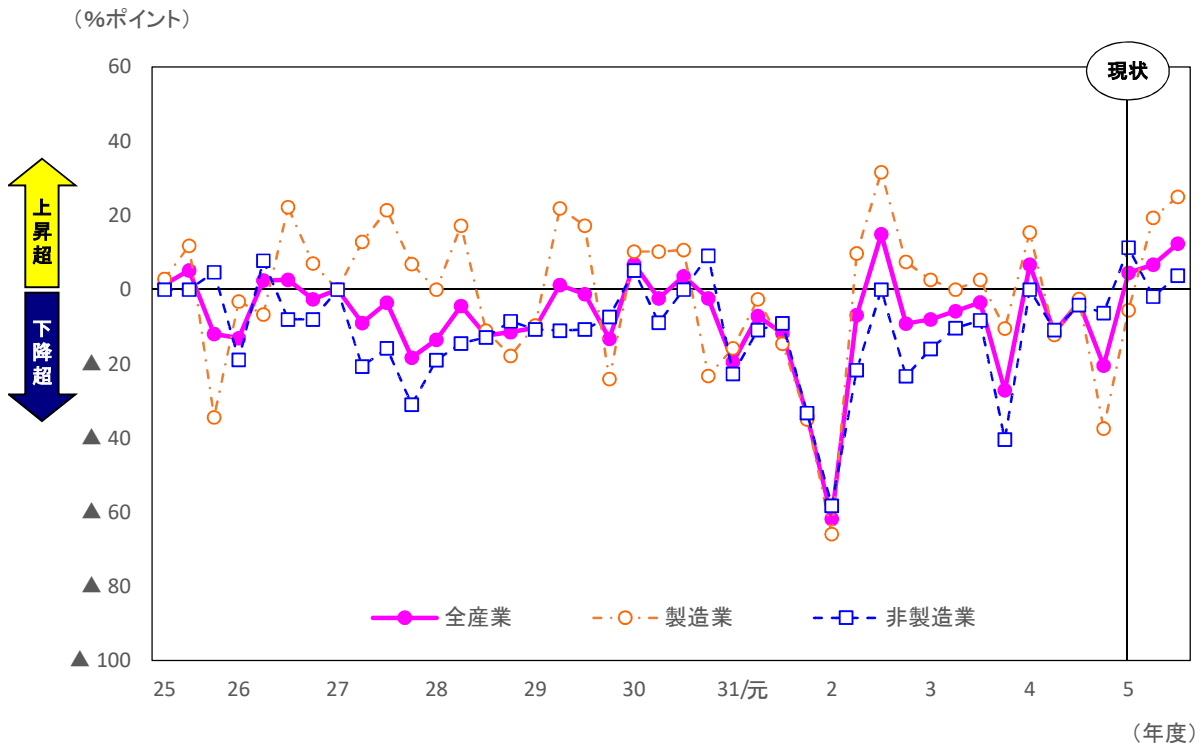
### (参考) 寄与の大きい業種

		業 種 名
製 造 業	上 昇	食料品製造業
		情報通信機械器具製造業
	下 降	生産用機械器具製造業
		金属製品製造業
非 製 造 業	上 昇	娯楽業
		金融業、保険業
	下 降	鉱業、採石業、砂利採取業
		卸売業

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移





《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	95.2	83.3	86.4	88.9	75.0	76.9	100.0	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	33.3	61.1	50.0	55.6	66.7	61.5	16.7	50.0	33.3
	③販売価格	33.3	33.3	36.4	44.4	41.7	38.5	25.0	16.7	33.3
	④仕入価格	9.5	5.6	13.6	11.1	8.3	15.4	8.3	0.0	11.1
	⑤仕入以外のコスト	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	14.3	5.6	9.1	11.1	8.3	7.7	16.7	0.0	11.1
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	9.5	11.1	9.1	11.1	16.7	15.4	8.3	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	14.3	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	22.2
下	①国内需要(売上)	83.3	100.0	100.0	72.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	38.9	25.0	0.0	54.5	40.0	0.0	14.3	14.3	0.0
	③販売価格	38.9	41.7	45.5	36.4	40.0	50.0	42.9	42.9	42.9
	④仕入価格	61.1	58.3	45.5	63.6	60.0	25.0	57.1	57.1	57.1
	⑤仕入以外のコスト	16.7	8.3	27.3	9.1	0.0	25.0	28.6	14.3	28.6
	⑥資金繰り・資金調達	5.6	16.7	9.1	0.0	20.0	0.0	14.3	14.3	14.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	5.6	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	5.6	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	75.0	83.3	83.3	100.0	88.9	88.9	100.0	66.7	85.7
	②海外需要(売上)	100.0	100.0	100.0	16.7	44.4	44.4	20.0	33.3	14.3
	③販売価格	75.0	66.7	50.0	25.0	11.1	33.3	20.0	33.3	28.6
	④仕入価格	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	33.3	42.9
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	40.0	33.3	28.6
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	25.0	16.7	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	33.3	14.3
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	16.7	25.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0
下	①国内需要(売上)	100.0	100.0	0.0	75.0	100.0	100.0	81.8	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	18.2	12.5	0.0
	③販売価格	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	40.0	45.5	50.0	50.0
	④仕入価格	33.3	50.0	0.0	75.0	50.0	20.0	63.6	62.5	66.7
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	27.3	12.5	16.7
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	20.0	9.1	12.5	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。  
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

## 2. 企業収益・設備投資

### (1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

#### － 5年度は、減収減益見込み －

5年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比11.2%の減収見込み、「経常利益」は、同64.7%の減益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同13.6%、中小企業は同0.7%の減収見込み、中堅企業は同0.1%の増収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同13.1%の減収見込み、非製造業は同0.1%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同70.0%、中堅企業は同38.0%、中小企業は同7.9%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同68.6%、非製造業は同22.9%の減益見込みとなっている。

### (2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

#### － 5年度は、増加見込み －

5年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比5.7%の増加見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同3.4%、中小企業は同13.6%の減少見込み、中堅企業は同82.9%の増加見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同22.9%の減少見込み、非製造業は同94.1%の増加見込みとなっている。

《表3》企業収益・設備投資（5年度）

（前年比増減率：％）

	売上高	経常利益		設備投資
		（受取配当金を除く）		
全規模・全産業	▲ 11.2 ( 2.5 )	▲ 64.7 ( 16.2 )	▲ 72.7 ( 27.0 )	5.7 ( 22.0 )
大企業	▲ 13.6 ( 5.4 )	▲ 70.0 ( 1.6 )	▲ 77.5 ( 6.9 )	▲ 3.4 ( 14.1 )
中堅企業	0.1 ( ▲ 1.9 )	▲ 38.0 ( 150.7 )	▲ 39.8 ( 216.9 )	82.9 ( 55.4 )
中小企業	▲ 0.7 ( 3.0 )	▲ 7.9 ( 1.8 )	▲ 8.5 ( 1.7 )	▲ 13.6 ( ▲ 35.8 )
製造業	▲ 13.1 ( 2.0 )	▲ 68.6 ( 16.6 )	▲ 79.1 ( 30.2 )	▲ 22.9 ( 31.2 )
非製造業	0.1 ( 9.5 )	▲ 22.9 ( 13.9 )	▲ 23.4 ( 13.9 )	94.1 ( ▲ 11.0 )

- (注) 1. ( ) 書は前回(5年1~3月期)調査結果。  
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。  
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

### 3. 雇 用

#### － 現状判断は、「不足気味」超幅が拡大 －

5年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「不足気味」超幅が縮小し、中小企業は「不足気味」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が縮小し、非製造業は「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

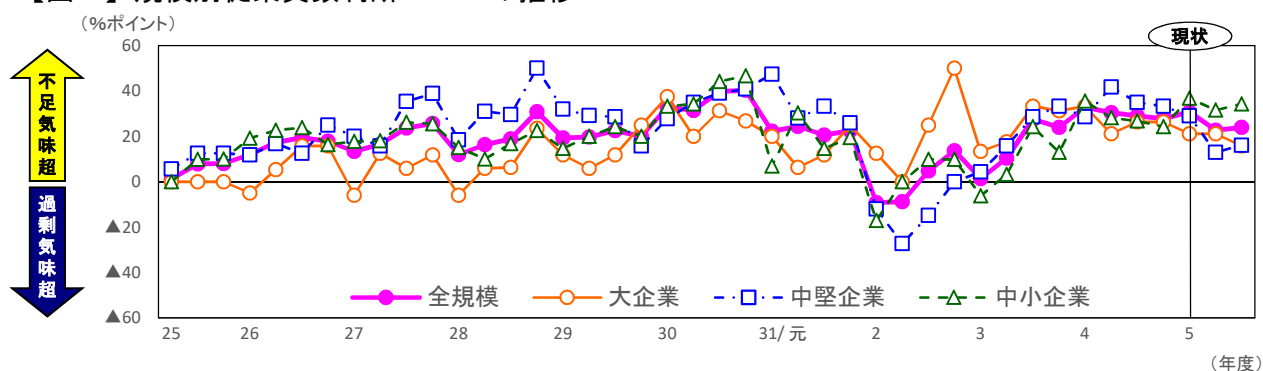
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

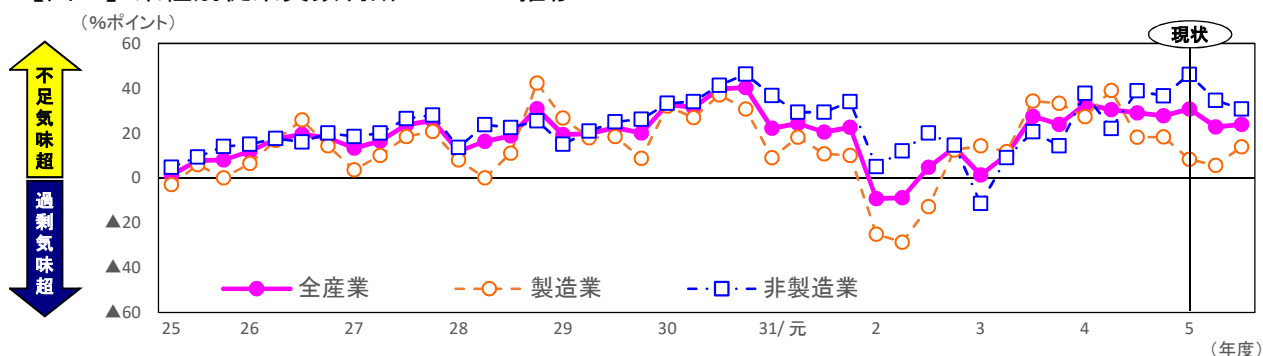
	5年3月末	5年6月末	5年9月末	5年12月末
全規模・全産業	( 27.8 )	30.7 ( 17.7 )	22.7 ( 16.5 )	23.9
大企業	( 26.3 )	21.1 ( 15.8 )	21.1 ( 5.3 )	15.8
中堅企業	( 33.3 )	29.0 ( 14.8 )	12.9 ( 18.5 )	16.1
中小企業	( 24.2 )	36.8 ( 21.2 )	31.6 ( 21.2 )	34.2
製造業	( 18.4 )	8.3 ( 5.3 )	5.6 ( 7.9 )	13.9
非製造業	( 36.6 )	46.2 ( 29.3 )	34.6 ( 24.4 )	30.8

(注) ( ) 書は前回(5年1~3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



## 4. 国内の景況

### － 現状判断は、「上昇」超に転じる －

5年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「上昇」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業は「下降」超から均衡となり、中堅企業は「上昇」超幅が拡大し、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」超に転じている。

先行きについては、大企業は7～9月期に「上昇」超となる見通し、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

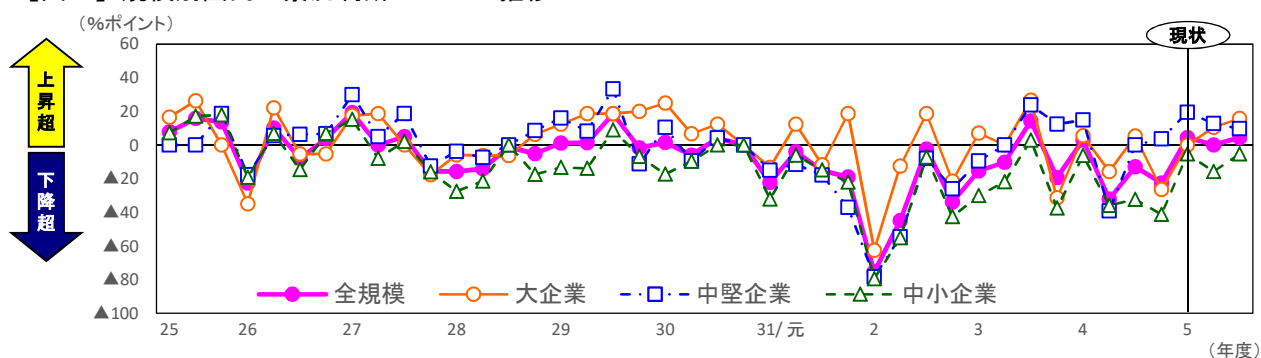
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

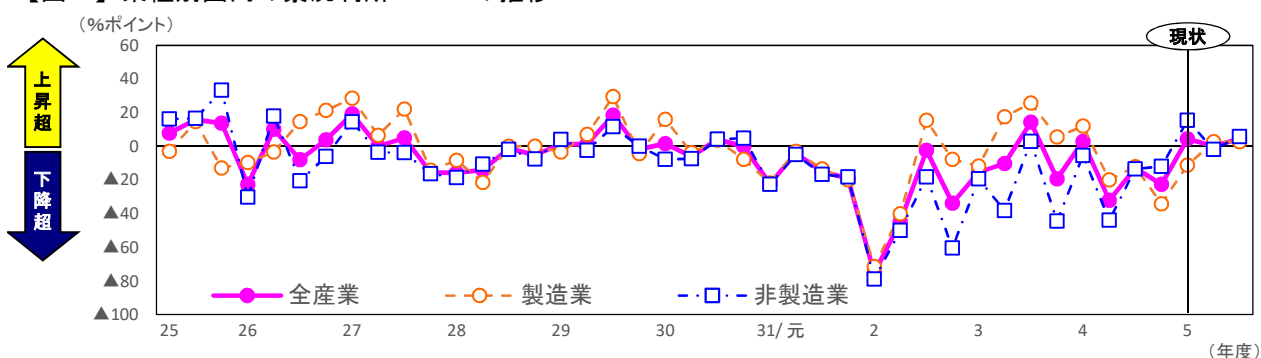
	5年1～3月	5年4～6月	5年7～9月	5年10～12月
全規模・全産業	(▲22.5)	4.5 (▲7.5)	0.0 (7.5)	4.5
大企業	(▲26.3)	0.0 (▲15.8)	10.5 (▲5.3)	15.8
中堅企業	(3.7)	19.4 (18.5)	12.9 (22.2)	9.7
中小企業	(▲41.2)	▲5.3 (▲23.5)	▲15.8 (2.9)	▲5.3
製造業	(▲34.2)	▲11.1 (0.0)	2.8 (18.4)	2.8
非製造業	(▲11.9)	15.4 (▲14.3)	▲1.9 (▲2.4)	5.8

(注) ( ) 書は前回(5年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



## 5. 設備判断

### － 現状判断は、「不足」超幅が縮小 －

5年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「不足」超幅が横ばい、中堅企業は「不足」超となり、中小企業は「不足」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は引き続き均衡となり、非製造業は「不足」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足」超で推移する見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

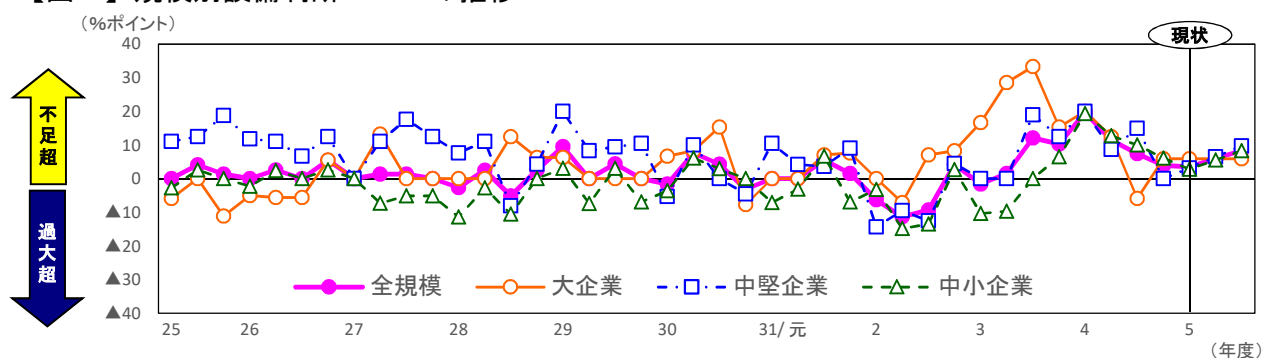
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

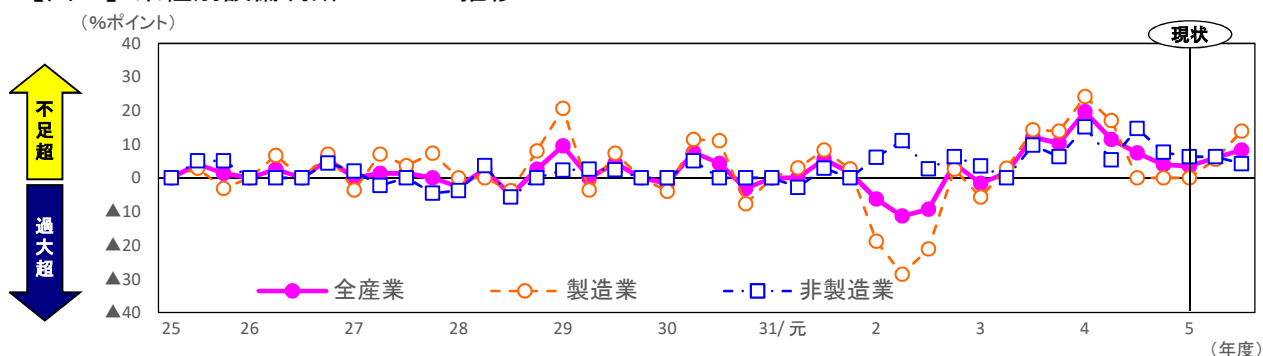
	5年3月末	5年6月末	5年9月末	5年12月末
全規模・全産業	( 3.9 )	3.6 ( 3.9 )	6.0 ( 1.3 )	8.3
大企業	( 5.9 )	5.9 ( 5.9 )	5.9 ( 5.9 )	5.9
中堅企業	( 0.0 )	3.2 ( 3.7 )	6.5 ( 0.0 )	9.7
中小企業	( 6.1 )	2.8 ( 3.0 )	5.6 ( 0.0 )	8.3
製造業	( 0.0 )	0.0 ( 2.6 )	5.6 ( 0.0 )	13.9
非製造業	( 7.7 )	6.3 ( 5.1 )	6.3 ( 2.6 )	4.2

(注) ( ) 書は前回(5年1~3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



## 6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「省力化合理化」、「生産（販売）能力の拡大」、「維持更新」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「省力化合理化」、中堅企業は「生産（販売）能力の拡大」、中小企業は「維持更新」をあげる企業が最も多い。

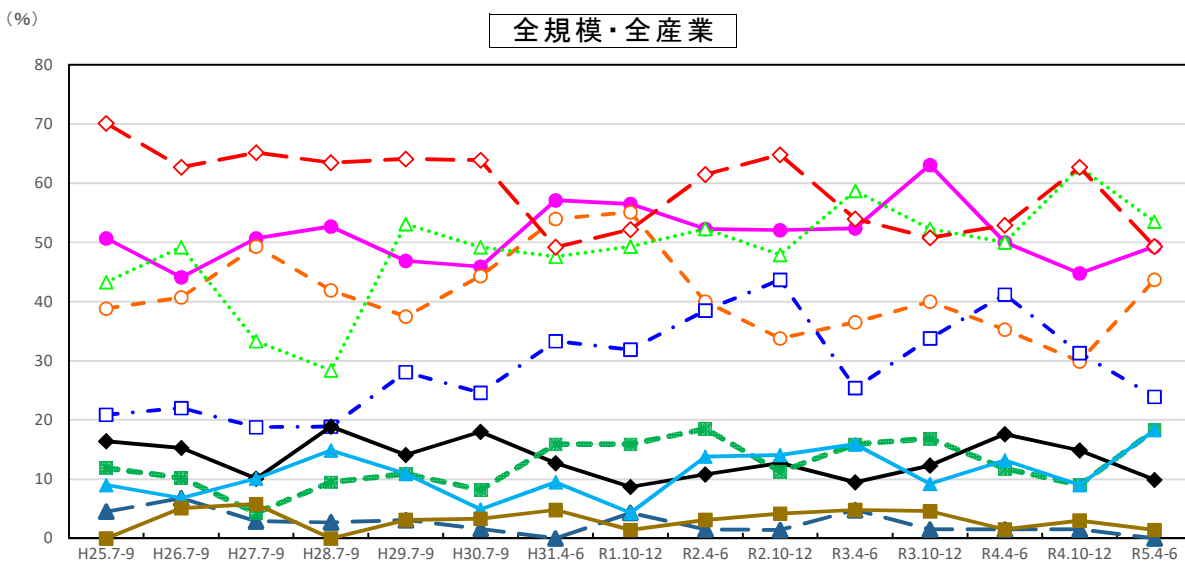
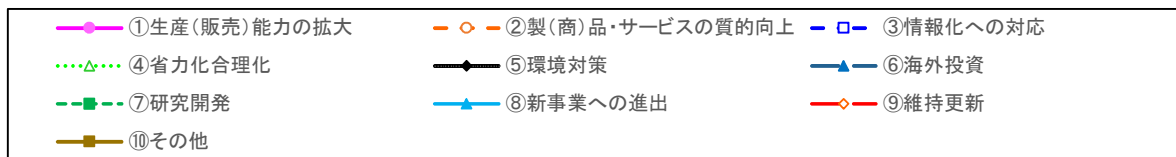
また、業種別にみると、製造業は「生産（販売）能力の拡大」、「省力化合理化」、非製造業は「維持更新」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 生産（販売）能力の拡大	② 製（商）品・サービスの質的向上	③ 情報化への対応	④ 省力化合理化	⑤ 環境対策	⑥ 海外投資	⑦ 研究開発	⑧ 新事業への進出	⑨ 維持更新	⑩ その他
全規模・全産業	49.3	43.7	23.9	53.5	9.9	0.0	18.3	18.3	49.3	1.4
大企業	38.9	33.3	27.8	72.2	16.7	0.0	27.8	5.6	44.4	0.0
中堅企業	56.5	47.8	26.1	43.5	8.7	0.0	17.4	26.1	34.8	4.3
中小企業	50.0	46.7	20.0	50.0	6.7	0.0	13.3	20.0	63.3	0.0
製造業	66.7	40.0	10.0	66.7	6.7	0.0	30.0	16.7	36.7	0.0
非製造業	36.6	46.3	34.1	43.9	12.2	0.0	9.8	19.5	58.5	2.4

【図9】設備投資のスタンスの推移



## 7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「民間金融機関」、「内部資金」、「公的機関」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

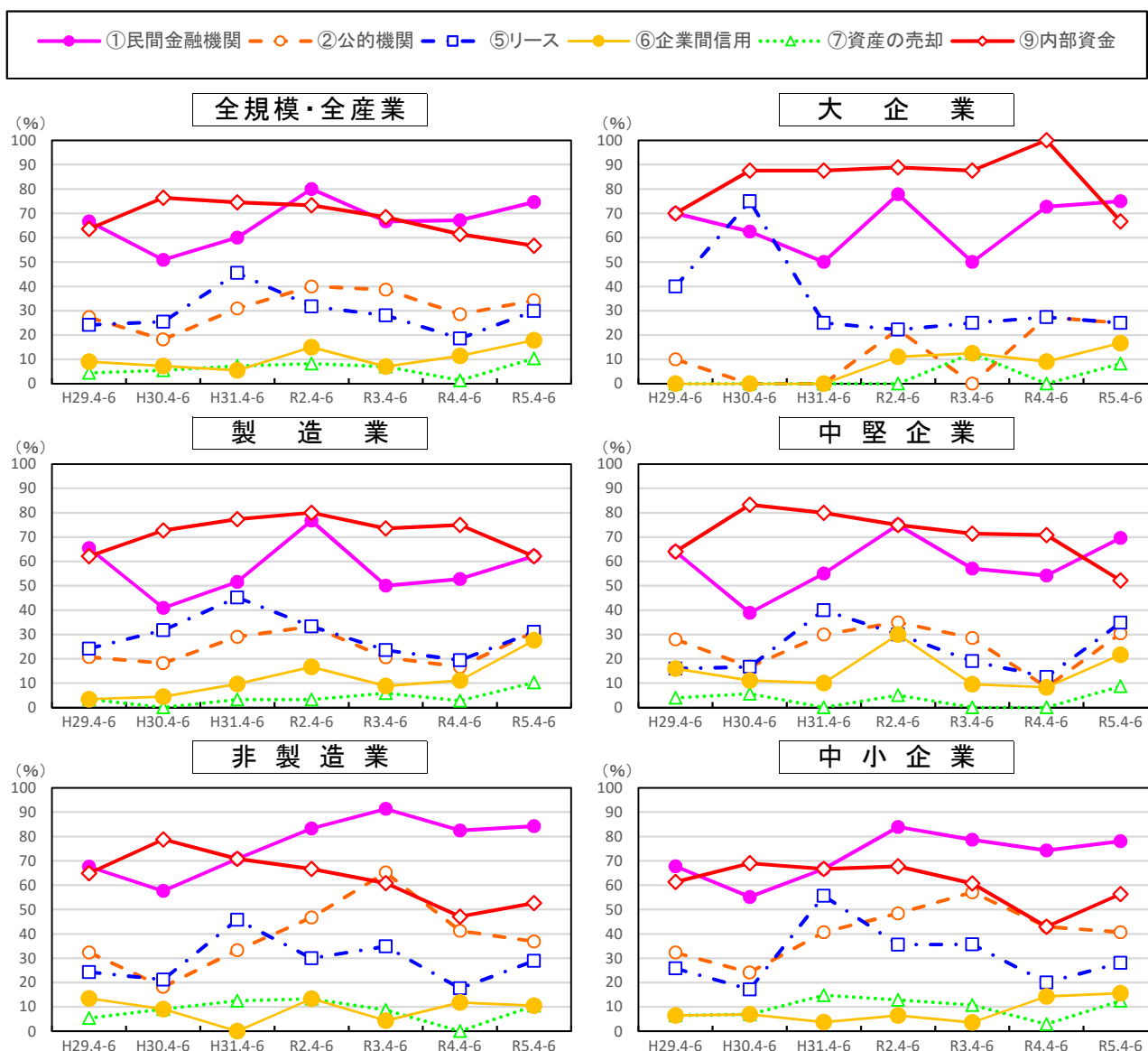
また、業種別にみると、製造業は「民間金融機関」、「内部資金」、非製造業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

＜表8＞資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 民間金融機関	② 公的機関	③ 株式の発行	④ 社債の発行	⑤ リース	⑥ 企業間信用	⑦ 資産の売却	⑧ 資産の流動化・証券化	⑨ 内部資金	⑩ その他
全規模・全産業	74.6	34.3	4.5	4.5	29.9	17.9	10.4	4.5	56.7	6.0
大企業	75.0	25.0	0.0	8.3	25.0	16.7	8.3	8.3	66.7	8.3
中堅企業	69.6	30.4	13.0	4.3	34.8	21.7	8.7	4.3	52.2	8.7
中小企業	78.1	40.6	0.0	3.1	28.1	15.6	12.5	3.1	56.3	3.1
製造業	62.1	31.0	0.0	3.4	31.0	27.6	10.3	6.9	62.1	10.3
非製造業	84.2	36.8	7.9	5.3	28.9	10.5	10.5	2.6	52.6	2.6

【図10】資金調達方法の推移



（注）「金融業、保険業」は調査対象外。

## <参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、5年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率:%)

	売上高	経常利益	(受取配当金を除く)
全規模・全産業	▲ 11.2 ( 2.4 )	▲ 55.0 ( 10.1 )	▲ 60.1 ( 18.1 )
大企業	▲ 13.6 ( 5.4 )	▲ 57.9 ( 0.0 )	▲ 63.0 ( 4.2 )
中堅企業	0.1 ( ▲ 1.4 )	▲ 38.0 ( 104.2 )	▲ 39.8 ( 141.4 )
中小企業	▲ 0.7 ( 3.0 )	▲ 7.9 ( 1.8 )	▲ 8.5 ( 1.7 )
製造業	▲ 13.1 ( 2.0 )	▲ 68.6 ( 16.6 )	▲ 79.1 ( 30.2 )
非製造業	0.1 ( 5.4 )	▲ 7.0 ( 0.1 )	▲ 5.2 ( 2.1 )

- (注) 1. ( ) 書は前回(5年1~3月期)調査結果。  
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。



(抄)

公表時間  
4月20日(木) 14時00分



**BOJ**  
*Reports & Research Papers*

2023年4月20日  
日 本 銀 行

# 地 域 経 済 報 告

— さくらレポート —

(2023年4月)

本報告は、本日開催の支店長会議に向けて収集された情報をもとに、支店等地域経済担当部署からの報告を集約したものである。

# 地 域 経 済 報 告

(2023 年 4 月)

## 目 次

I. 各地域の景気判断の概要	… 1
II. 地域別金融経済概況	… 6
• 北海道	… 7
• 東北	… 11
• 北陸	… 15
• 関東甲信越	… 19
• 東海	… 23
• 近畿	… 27
• 中国	… 31
• 四国	… 35
• 九州・沖縄	… 39

### 参考計表

日本銀行各支店等のホームページアドレス …最終頁

#### <地域区分>

地域名	都道府県	取りまとめ店
北海道	北海道	札幌支店
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台支店
北陸	富山県、石川県、福井県	金沢支店
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	調査統計局 (本店)
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	名古屋支店
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	大阪支店
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島支店
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	高松支店
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡支店

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行調査統計局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

【照会先】 調査統計局 地域経済調査課 足立(Tel. 03-3277-1357)

## I. 各地域の景気判断の概要

### (1) 各地域の景気の総括判断

各地域の景気の総括判断をみると、資源高の影響などを受けつつも、供給制約や感染症の影響が和らぐもとで、いずれの地域でも「持ち直している」、「緩やかに持ち直している」などとしている。

#### ▽各地域の景気の総括判断と前回との比較

	【23/1月判断】	前回との比較	【23/4月判断】
北海道	緩やかに持ち直している	→	緩やかに持ち直している
東北	緩やかに持ち直している	↘	一部に弱さがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している
北陸	持ち直している	→	持ち直している
関東甲信越	感染抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直している	→	資源高の影響などを受けつつも、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している
東海	横ばいで推移している	↗	緩やかに持ち直している
近畿	感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直している	→	一部に弱めの動きがみられるものの、感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直している
中国	緩やかに持ち直している	→	緩やかに持ち直している
四国	緩やかに持ち直している	→	緩やかに持ち直している
九州・沖縄	持ち直している	→	持ち直している

(注) 前回との比較の「↗」、「↘」は、前回判断に比較して景気の改善度合いまたは悪化度合いが変化したことを示す(例えば、改善度合いの強まりまたは悪化度合いの弱まりは、「↗」)。なお、前回に比較し景気の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「→」となる。

## (2) 各地域の需要項目等別の判断

	公共投資	設備投資	個人消費
北海道	弱めの動きとなっている	緩やかに持ち直している	緩やかに増加している
東北	国土強靱化関連工事や災害復旧工事から、下げ止まっている	増加している	新型コロナウイルス感染症の影響などが和らぐ中、持ち直しの動きが進捗している
北陸	弱めの動きとなっている	増加している	着実に持ち直している
関東 甲信越	横ばい圏内の動きとなっている	持ち直している	物価上昇の影響がみられるものの、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している
東海	高めの水準で推移している	緩やかに増加している	緩やかに持ち直している
近畿	高水準で推移している	増加している	感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、緩やかに増加している
中国	高水準で推移している	緩やかに持ち直している	持ち直している
四国	横ばい圏内の動きとなっている	堅調に推移している	緩やかに持ち直している
九州・ 沖縄	高水準で推移している	増加している	着実に持ち直している

住宅投資	生産	雇用・所得	
減少している	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢をみると、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに改善している	北海道
弱い動きとなっている	持ち直しの動きが足踏みしている	雇用・所得環境は、改善している	東北
減少している	弱含んでいる	雇用・所得環境は、緩やかに持ち直している	北陸
持ち直しつつある	海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとの、横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢は、緩やかに改善している	関東 甲信越
弱い動きとなっている	緩やかに持ち直している	雇用・所得情勢は、緩やかに改善している	東海
緩やかに増加している	横ばい圏内で推移している	雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している	近畿
横ばい圏内の動きとなっている	持ち直しのペースが鈍化している	雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している	中国
弱めの動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある	四国
横ばい圏内の動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢をみると、全体として緩やかに改善している	九州・ 沖縄

### (3) 企業等の主な声（トピック別）※

#### ①個人消費関連（インバウンド需要を含む）

##### 【サービス消費】

- ・感染症に対する警戒感の低下に加えて、全国旅行支援が本年入り後も継続されていることから、旅行需要は回復基調を維持している（高知[旅行]）。
- ・新型コロナの5類移行報道後から、国内少数グループ客の予約が増加。2人部屋よりも先に4人部屋が埋まるなど、コロナ禍以前のスタイルに戻りつつある（函館[宿泊]）。
- ・入国制限の緩和により、欧米からのインバウンド客が増加（金沢[観光施設]）。
- ・年明け以降、香港・台湾を中心にインバウンド客が増加しており、同客向けの宿泊価格引き上げ効果もあって利益率が改善（本店[宿泊]）。
- ・人手不足を背景に従業員の繁忙度が高まっていることから、客室の稼働を一部制限している（那覇[宿泊]）。
- ・4月以降は、全国旅行支援の延長発表前の段階でも、予約が前年実績を上回る旅館が数多くみられており、好調を維持できる見通し（前橋[経済団体]）。
- ・更なるインバウンド需要の回復が期待されるが、従業員不足でホテル稼働率を引き上げられない可能性があり、需要の取りこぼしを懸念している（大阪[宿泊]）。
- ・昨年末の値上げ後も客数に変調はなく、客単価上昇が売上増に寄与。感染状況が落ち着く中、週末を中心に2次会需要も持ち直している。先行き新型コロナの5類移行などに伴い更なる需要回復を期待（本店[飲食]）。
- ・旅行需要の回復を捉えて売上が伸びたいところだが、人手が足りていない。募集を出しても全く集まらないため、団体客の受け入れができない状態（釧路[飲食]）。
- ・観光客の増加や宴会需要の持ち直しを受け、タクシーの利用客数は回復傾向。週末は、ターミナル駅周辺で行列が出来るなど配車が追い付いていない（仙台[運輸]）。

##### 【財消費】

- ・足もとの売上は、高額品需要が引き続き堅調なことに加え、催事需要も好調であったことから、コロナ禍前を上回った。特に、衣料品や化粧品については、外出需要の高まりから、持ち直しの動きがはっきりしている（横浜[百貨店]）。
- ・感染状況が落ち着いている中、人出の増加に伴い来店客数が回復しており、駅前や歓楽街周辺の店舗を中心に売上が増加している（福島[コンビニ]）。
- ・マスク着用ルールの緩和後、化粧品全般の需要が回復しており、売上増加につながっている（札幌[ドラッグストア]）。
- ・値上げにより販売単価が堅調に推移するも、売上は前年を上回っているが、節約志向の高まりもあって販売点数は減少（大阪[スーパー]<京都、神戸>）。
- ・値上げラッシュを背景に消費者の節約志向は一段と高まっており、ポイント付与の大きい日や特売日への来店客数の増加が目立っている（名古屋[スーパー]）。
- ・商品の仕入価格の上昇分は概ね販売価格に転嫁できているが、電気代などの上昇分は価格に上乗せできておらず、企業努力で吸収している（熊本[スーパー]）。
- ・省エネ性能等に優れた製品への買い替えが継続。特に冷蔵庫の売上が増加しているほか、エアコンや洗濯機の売上も堅調（横浜[家電販売]）。
- ・完成車メーカーの納車ペースの改善を受けて、販売台数は持ち直している。ただし、半導体不足の影響は引き続き懸念材料（福岡[自動車販売]）。

※ 日本銀行の本支店・事務所による企業等へのヒアリングの際に聞かれた声をトピック単位でまとめたもの（各地域の「企業等の主な声」は「Ⅱ. 地域別金融経済概況」を参照）。()内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

## ②輸出・生産関連

- ・半導体の供給制約の影響が徐々に緩和する中、高水準の受注残を背景に、生産は緩やかに持ち直している。もっとも、半導体の調達は依然として綱渡り状態にあり、先行きの不確実性が高い状況は継続（名古屋[輸送用機械]）。
- ・半導体不足により生産計画を下回る状況が続いており、解消に向けての不透明感が強い（前橋[輸送用機械]）。
- ・建機の生産は、供給制約の影響で積み上がった受注残の解消に向けて挽回生産を実施していることに加え、既往の資源高で業績好調なエネルギー関連企業から旺盛な需要がみられていることから、当面、高水準が続く見込み（高松[生産用機械]）。
- ・電子部品の輸出は、EVシフト等を背景に車載向けは堅調だが、海外経済減速等からスマホやPC向けが減少し、総じて弱めに推移（京都[電子部品・デバイス]）。
- ・中国における家電・自動車需要の弱さから、半導体や自動車向けの化学原料の輸出は引き続き低水準（北九州[化学]）。
- ・中国、台湾向け半導体製造装置の輸出は、現地半導体メーカーにおける設備投資計画見直しや納期の期ずれから、足踏み状態となっている（横浜[生産用機械]）。
- ・一部に海外経済減速の影響がみられるが、ロボット部品の受注は、人手不足や働き方改革が意識される中、工場自動化ニーズに支えられて堅調（福島[生産用機械]）。

## ③雇用・所得、人手不足への対応

- ・全国旅行支援が本年入り後も継続される中、宿泊・飲食業では繁忙度の高い状況が続いているため、正規・非正規問わず多くの求人がみられる（高松[行政機関]）。
- ・外食需要の回復に伴う、現場スタッフの不足に対応するため、時給の引き上げや短時間や短期間といった単発の勤務形態での募集を増加させている（名古屋[飲食]）。
- ・少子化により工業高校からの採用は競争が激化しているほか、若年層の転職も増加しており、人手不足感が強まっている（金沢[生産用機械]）。
- ・優秀な人材確保を目的に、中堅層以上の職員にはジョブ型の要素を取り入れた人事制度を適用。今後、幹部クラスでは、職務を更に明確化し、昇降級もよりメリハリをつけるなど、ジョブ型の要素を強めていく方針（本店[その他製造業]）。
- ・半導体関連企業が高賃金で人を集めており、契約社員や期間従業員の確保が難しくなっているため、賃金を引き上げて人材確保に努めている（熊本[電気機械]）。
- ・ここ数年はベアを見送ってきたが、足もとの物価上昇や社会的な賃上げの動きを踏まえ、2023年度はベアを含む4%の賃上げを実施予定（福島[自動車販売]）。
- ・昨年末までベアの実施予定はなかったが、その後の大企業等の賃上げの動きを受け、優秀な人材の流出を避けるため、ベア実施に舵を切った。これにより、中堅層では、定期昇給込みで年収が7%程度増加する（本店[スーパー]）。
- ・労働需給のタイト化や物価上昇を受けて、大企業ほどではないが、中小企業においても、賃上げの機運が広がっている。実際、価格転嫁が進んでいる先を中心に、前年の実績を上回る賃上げ幅で妥結する動きがみられている（名古屋[経済団体]）。
- ・賃上げが社会的要請と位置付けられているが、エネルギー・原材料価格の上昇などにより収益が悪化していることから、賃上げには踏み切れていない（下関[食料品]）。
- ・建設現場の慢性的な人手不足の中で、少人数のオペレーターで稼働できるICT建機を導入する企業が増えている。より安価にICT化を実現できる後付け部品の普及により、先行きこうした動きは一段と広がる見込み（金沢[経済団体]）。
- ・拠点の集約と作業の自動化を推し進めており、設備投資額は例年の3倍近くに増加している。こうしたことを通じて労働生産性の向上を進めていくことで、賃上げ原資を確保していく方針（岡山[対個人サービス]）。

## II. 地域別金融経済概況



## 関東甲信越地域の金融経済概況

### 【全体感】

関東甲信越地域の景気は、資源高の影響などを受けつつも、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。

輸出・生産は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、横ばい圏内の動きとなっている。また、設備投資は持ち直している。個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。住宅投資は持ち直しつつある。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。この間、企業の業況感は小幅に悪化している。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

### 【各 論】

#### 1. 需要項目別動向

公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

輸出は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、横ばい圏内の動きとなっている。

設備投資は、持ち直している。

個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。

百貨店の売上高は、持ち直している。スーパーの売上高は、物価上昇の影響がみられており、持ち直しのペースが鈍化している。コンビニエンスストアの売上高は、持ち直している。家電販売は、横ばい圏内となっている。乗用車新車登録台数は、完成車の供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している。この間、外食や旅行関連など対面型サービスは、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。

住宅投資は、持ち直しつつある。

#### 2. 生産

生産（鉱工業生産）は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別にみると、汎用・生産用・業務用機械、電気機械を中心に横ばい圏内の動きとなっている。

### 3. 雇用・所得動向

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

労働需給をみると、有効求人倍率は、上昇している。雇用者所得は、緩やかに改善している。

### 4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%台前半となっている。

### 5. 企業倒産

企業倒産をみると、件数、負債総額ともに低水準で推移している。

### 6. 金融情勢

預金動向をみると、残高は個人・法人預金とも高水準で推移しており、前年比プラス幅は概ね横ばいとなっている。

貸出動向をみると、残高は法人向けを中心に高水準で推移しており、法人向けを中心に前年比プラス幅は拡大している。

## 関東甲信越地域の金融経済概況（続）

### 【企業等の主な声】

－（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

項目名	企業等から聞かれた主な声
公共投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事請負金額は、国土強靱化関連の防災・減災工事などが継続的に発注されていることから、横ばい圏内で推移している（松本）。</li> <li>・地方自治体を中心に小中学校の建替工事等の案件はあるが、現場の人手不足から受注を見送らざるを得ないケースも出ている（横浜）。</li> </ul>
輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車関連の北米向け輸出は、堅調さを維持しており、当面は高水準が続く見通し。ただし、現地ではより安価な商品へ需要のシフトがみられ始めており、景気減速の影響を懸念している（横浜[輸送用機械]）。</li> <li>・世界的なスマホ・PC需要の減少から、電気機器部品の輸出が減少。足もとの受注も低迷しており、回復にはしばらく時間がかかる見込み（新潟[電気機械]）。</li> <li>・中国、台湾向け半導体製造装置の輸出は、現地半導体メーカーにおける設備投資計画見直しや納期の期ずれから、足踏み状態となっている（横浜[生産用機械]）。</li> </ul>
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的には、スマホの高機能化やデータセンターの増設、EVの普及等から電子部品の需要は拡大する見通しにあるため、能力増強投資を実施している（前橋[電子部品・デバイス]）。</li> <li>・省人化を目的に、ロボットを用いて部材の搬送を自動化したほか、AIを用いて製品の検査工程を自動化した（松本[電子部品・デバイス]）。</li> <li>・営業エリア拡大を目的に、主要駅付近での単独出店に加え、スーパーなどの新規出店に併設する形での出店も強化していく方針（本店[ディスカウントストア]）。</li> <li>・物流業界における2024年問題への対応から中距離輸送の需要が高まるとみており、主要都市間の中継地点に物流拠点の設置を検討（横浜[運輸]）。</li> <li>・新規出店については、都心部を中心に家賃や人件費が高く、採算性の観点から再検討を要する案件が多いため、進捗が遅れている（本店[飲食]）。</li> </ul>
個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ビジネス関連需要や海外富裕層需要等が戻ってくる中、宿泊需要の回復が継続。先行きは中国人観光客の回復により、一段の売上増加を期待（本店[宿泊]）。</li> <li>・水際対策緩和を受け、東南アジアや台湾のインバウンド客が増加（松本[宿泊]）。</li> <li>・年明け以降、香港・台湾を中心にインバウンド客が増加しており、同客向けの宿泊価格引き上げ効果もあって利益率が改善（本店[宿泊]）。</li> <li>・4月以降は、全国旅行支援の延長発表前の段階でも、予約が前年実績を上回る旅館が数多くみられており、好調を維持できる見通し（前橋[経済団体]）。</li> <li>・昨年末の値上げ後も客数に変調はなく、客単価上昇が売上増に寄与。感染状況が落ち着く中、週末を中心に2次会需要も持ち直している。先行き新型コロナの5類移行などに伴い更なる需要回復を期待（本店[飲食]）。</li> <li>・食材の仕入価格上昇分は販売価格へ転嫁しているが、客離れを懸念し、光熱費の上昇分までは転嫁できていない（前橋[飲食]）。</li> <li>・足もとの売上は、高額品需要が引き続き堅調なことに加え、催事需要も好調であったことから、コロナ禍前を上回った。特に、衣料品や化粧品については、外出需要の高まりから、持ち直しの動きがはっきりしている（横浜[百貨店]）。</li> </ul>

個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高を背景に生活防衛意識が強まる中、手土産用菓子折りについて、目立たない範囲でワンランク下の商品を購入する動きがみられている（水戸[小売]）。</li> <li>・値上げを受け、買い上げ点数の減少のほか、低価格プライベートブランド商品へのシフトなど、消費者の節約志向がみられている（松本[スーパー]）。</li> <li>・省エネ性能等に優れた製品への買い替えが継続。特に冷蔵庫の売上が増加しているほか、エアコンや洗濯機の売上も堅調（横浜[家電販売]）。</li> <li>・半導体不足を受けた納車遅延は続いているものの、影響は緩和方向にあり、販売は持ち直している（松本[自動車販売]）。</li> </ul>
住宅投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件価格の上昇を受けて、購入する住宅や土地のサイズを小さくする動きや、より低価格な住宅に流れるケースがみられている（松本）。</li> <li>・分譲マンション需要は、低金利環境に支えられ堅調に推移。ただし、このところ郊外物件でも販売価格の上昇が目立っており、開発物件を見極める必要性が一段と強まってきていると感じている（横浜）。</li> </ul>
生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体関連部品を中心とした供給制約は総じてみれば和らいでいるものの、自動車業界全体の生産が持ち直す中で部材調達が難しくなるケースも散見されており、当初想定していた挽回生産には至っていない（横浜[輸送用機械]）。</li> <li>・半導体不足により生産計画を下回る状況が続いており、解消に向けての不透明感が強い（前橋[輸送用機械]）。</li> <li>・車載半導体製品は、EV関連の引き合いが強く、足もと受注が増えている。2023年度では更なる需要増を見込んでいる（甲府[電気機械]）。</li> <li>・取引先の在庫調整を受けて、スマホやデータセンター向けの電子部品の生産量が減少している（前橋[電子部品・デバイス]）。</li> <li>・半導体製造装置向け部品の生産はこのところ増勢が鈍化しており、今夏までは調整局面が続くとみている（横浜[金属製品]）。</li> <li>・原材料費に加え、電気・ガスなど幅広く製造コストが上昇する中、エビデンスや理由を明示しながら交渉し、価格転嫁を実現。また、今春の賃上げの原資確保を目的とした値上げ交渉も開始（本店[はん用機械]）。</li> </ul>
雇用・所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の人手不足感の高まりを受け、労働需給は緩やかに持ち直している。特に宿泊業は、全国旅行支援により稼働率が高まり、需給はタイト（横浜[行政機関]）。</li> <li>・時給を引き上げて求人をかけているが、人流の回復を背景に幅広い業種と競合し、思うように人員を確保できていない（水戸[対個人サービス]）。</li> <li>・優秀な人材確保を目的に、中堅層以上の職員にはジョブ型の要素を取り入れた人事制度を適用。今後、幹部クラスでは、職務を更に明確化し、昇降級もよりメリハリをつけるなど、ジョブ型の要素を強めていく方針（本店[その他製造業]）。</li> <li>・世の中の賃上げムードが高まっているもとの、冬季賞与は要求に満額で回答したほか、春闘でも例年を上回る水準の賃上げを実施する（松本[輸送用機械]）。</li> <li>・昨年未までベアの実施予定はなかったが、その後の大企業等の賃上げの動きを受け、優秀な人材の流出を避けるため、ベア実施に舵を切った。これにより、中堅層では、定期昇給込みで年収が7%程度増加する（本店[スーパー]）。</li> <li>・各種コストの上昇と価格転嫁の難航から収益が悪化しているが、離職を防ぐため、2023年度は定期昇給に加え数年振りのベアも実施予定（新潟[生産用機械]）。</li> <li>・当社のような中小企業では、大手企業に見劣りしない賃金水準を確保するのは難しいため、定休日の導入など労働環境の改善に取り組んでいる（新潟[宿泊]）。</li> </ul>

## 企業短期経済観測調査(山梨県)

2023年3月

### 業況判断DI(全産業): 7 (前回調査比 6ポイント悪化)

目次	2ページ	7ページ
業況判断		製商品・サービス需給、在庫、価格
売上高	3 "	雇用
経常利益	4 "	企業金融
設備投資(1)	5 "	業況判断 長期時系列データ
設備投資(2)	6 "	参考データ
		7ページ
		8 "
		9 "
		10 "
		11 "

回答期間 23年2月27日～3月31日

対象企業 製造業 52社 非製造業 64社 計 116社

有効回答率 100.0%

# 業況判断



「良い」-「悪い」、社数構成比：%ポイント

業況判断DI	22年9月		12月		23年3月 (今回調査)	
			最近	先行き	最近	先行き
県内計	7		13	0	7	3
製造業	19		13	0	2	▲ 4
非製造業	▲ 1		12	2	10	8
全国計	3		6	1	5	2
製造業	0		2	▲ 2	▲ 4	▲ 3
非製造業	5		10	3	12	6

# 売上高



売上高	21年度実績	22年度見込み		前回比修正率		前年度(前年同期)比: %		
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	
県内計	15.8	6.5	13.1	0.6	▲ 1.0	▲ 5.2	▲ 10.7	0.3
製造業	24.0	7.8	17.0	▲ 0.4	▲ 1.5	▲ 7.4	▲ 14.2	▲ 0.3
非製造業	▲ 0.3	3.4	3.5	3.2	0.2	0.6	▲ 1.0	2.0
全国計	4.3	8.1	9.8	6.6	0.4	1.1	1.5	0.8
製造業	9.7	9.4	11.1	7.8	▲ 0.2	1.9	2.0	1.8
非製造業	1.6	7.5	9.1	6.0	0.8	0.7	1.2	0.3

県内は社数調整後単純集計(次測値補完ベース)、全国は母集団推計(次測値補完ベース)

# 経常利益



経常利益	21年度実績	22年度見込み		前回比修正率		前年度(前年同期)比:%		
		上期	下期		下期	上期	下期	
県内計	91.9	▲ 19.3	▲ 49.5	▲ 8.9	▲ 23.6	▲ 50.5	▲ 79.0	6.0
製造業	103.5	▲ 23.4	▲ 55.3	▲ 11.7	▲ 30.3	▲ 60.4	▲ 90.1	5.0
非製造業	29.3	15.5	▲ 2.7	10.6	18.6	4.8	0.8	9.4
全国計	42.7	7.9	▲ 5.9	0.4	▲ 0.5	▲ 2.6	▲ 5.7	1.0
製造業	50.7	2.4	▲ 15.8	▲ 2.7	▲ 7.6	▲ 2.7	▲ 8.9	6.6
非製造業	35.8	13.3	2.8	3.2	5.2	▲ 2.6	▲ 2.3	▲ 2.9

県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)



# 設備投資(1)



設備投資	21年度実績		22年度見込み		前年度比修正率		前年度比: %	
	県内計	19.4	4.0	▲ 8.6	23年度計画	13.5		
製造業	9.7	2.4 <td>▲ 10.8</td> <td>27.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	▲ 10.8	27.0				
非製造業	60.3	8.6 <td>▲ 2.2</td> <td>▲ 22.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	▲ 2.2	▲ 22.5				
全国計	▲ 0.8	11.4 <td>▲ 3.2</td> <td>3.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	▲ 3.2	3.9				
製造業	1.1	15.7 <td>▲ 3.8</td> <td>6.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	▲ 3.8	6.3				
非製造業	▲ 1.9	8.9 <td>▲ 2.8</td> <td>2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	▲ 2.8	2.4				

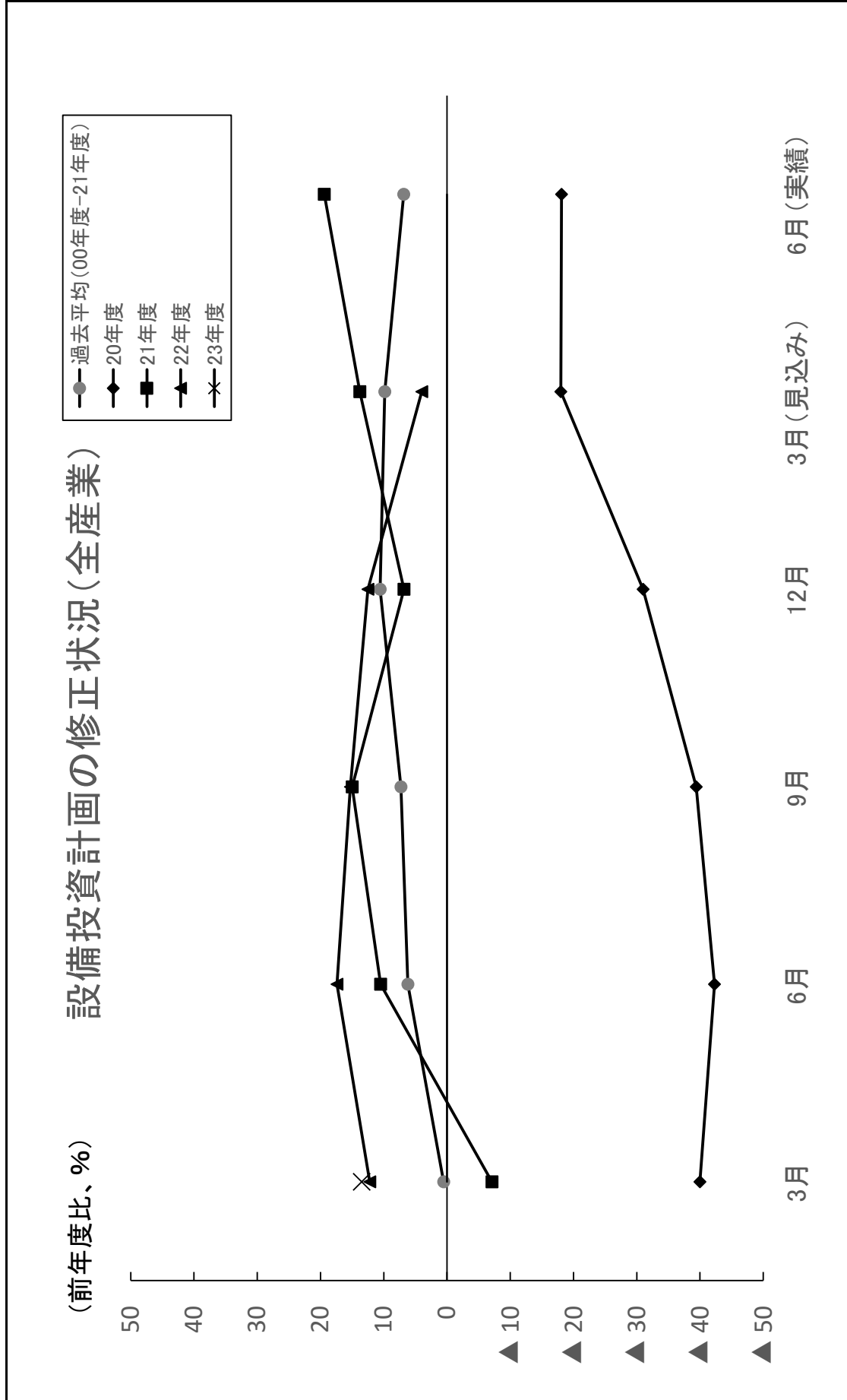
  

生産・営業用設備 判断DI	22年9月		12月		23年3月 (今回調査)	
	県内計	▲ 1	最近	先行き	最近	先行き
製造業	7	15	1	13	▲ 2	▲ 4
非製造業	▲ 8	▲ 11	▲ 9	▲ 11	▲ 11	▲ 14
全国計	▲ 1	▲ 2	▲ 3	▲ 1	▲ 1	▲ 4

「過剰」-「不足」、社数構成比: %ポイント

設備投資: 県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

# 設備投資(2)



# 製商品・サービス需給、在庫、価格



社数構成比：%ポイント

	22年9月	12月		23年3月（今回調査）	
		最近	先行き	最近	先行き
製商品・サービス需給判断DI 「需要超過」-「供給超過」	▲ 10	▲ 16	▲ 15	▲ 29	▲ 27
	▲ 1	▲ 2	▲ 3	0	▲ 6

製商品在庫水準判断DI 「過大」-「不足」	21	21	-	27	-
--------------------------	----	----	---	----	---

販売価格判断DI 「上昇」-「下落」	29	35	29	27	27
	35	37	44	46	56

仕入価格判断DI 「上昇」-「下落」	73	77	67	77	73
	66	66	68	70	74

「過剰」-「不足」、社数構成比：%ポイント

雇用人員判断DI	22年9月		12月		23年3月 (今回調査)	
			最近	先行き	最近	先行き
県内計	▲ 21		▲ 23	▲ 24	▲ 30	▲ 36
製造業	▲ 17		▲ 9	▲ 10	▲ 15	▲ 17
非製造業	▲ 25		▲ 35	▲ 36	▲ 41	▲ 50
全国計	▲ 28		▲ 31	▲ 33	▲ 32	▲ 34
製造業	▲ 19		▲ 20	▲ 23	▲ 21	▲ 22
非製造業	▲ 34		▲ 38	▲ 39	▲ 40	▲ 42

「楽である」-「苦しい」、社数構成比：%ポイント

	22年9月	12月	23年3月 (今回調査)
資金繰り判断DI			
県内計	3	1	6
製造業	4	6	6
非製造業	1	▲3	6
全国計	11	10	9

「緩い」-「厳しい」、社数構成比：%ポイント

	22年9月	12月	23年3月 (今回調査)
金融機関の 貸出態度判断DI			
県内計	11	13	11
製造業	15	16	8
非製造業	8	11	13
全国計	17	16	16

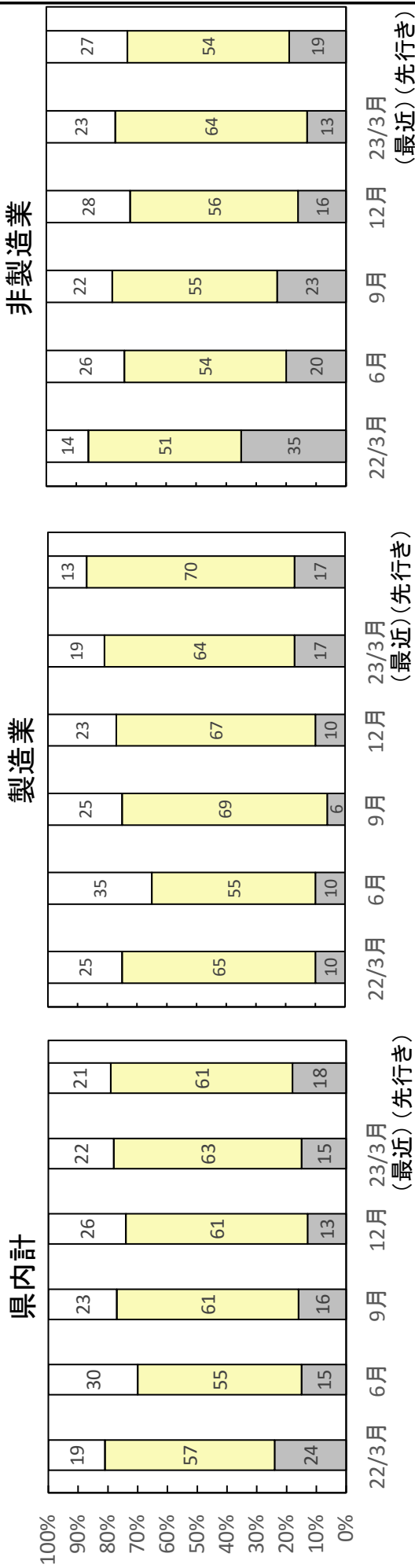
「上昇」-「低下」、社数構成比：%ポイント

	22年9月	12月		23年3月 (今回調査)	
		最近	先行き	最近	先行き
借入金利水準判断DI					
県内	3	4	13	15	27
全国	6	8	15	14	24



(参考) 県内業況判断DIの選択肢別構成比(%)

□ 良い      ■ さほど良くない      ■ 悪い



**\*判断項目の集計方法**

各項目毎に3つの選択肢のそれぞれに対する回答社数を単純集計し、全社数に対する百分比(回答社数構成比)を算出。上記計数をもとに、DI(デیفュージョン・インデックス)を、以下により算出。

(例) 業況判断DI = 「良い」と回答した企業の構成比(%) - 「悪い」と回答した企業の構成比(%)





2023.6  
No. 545

# 調査月報

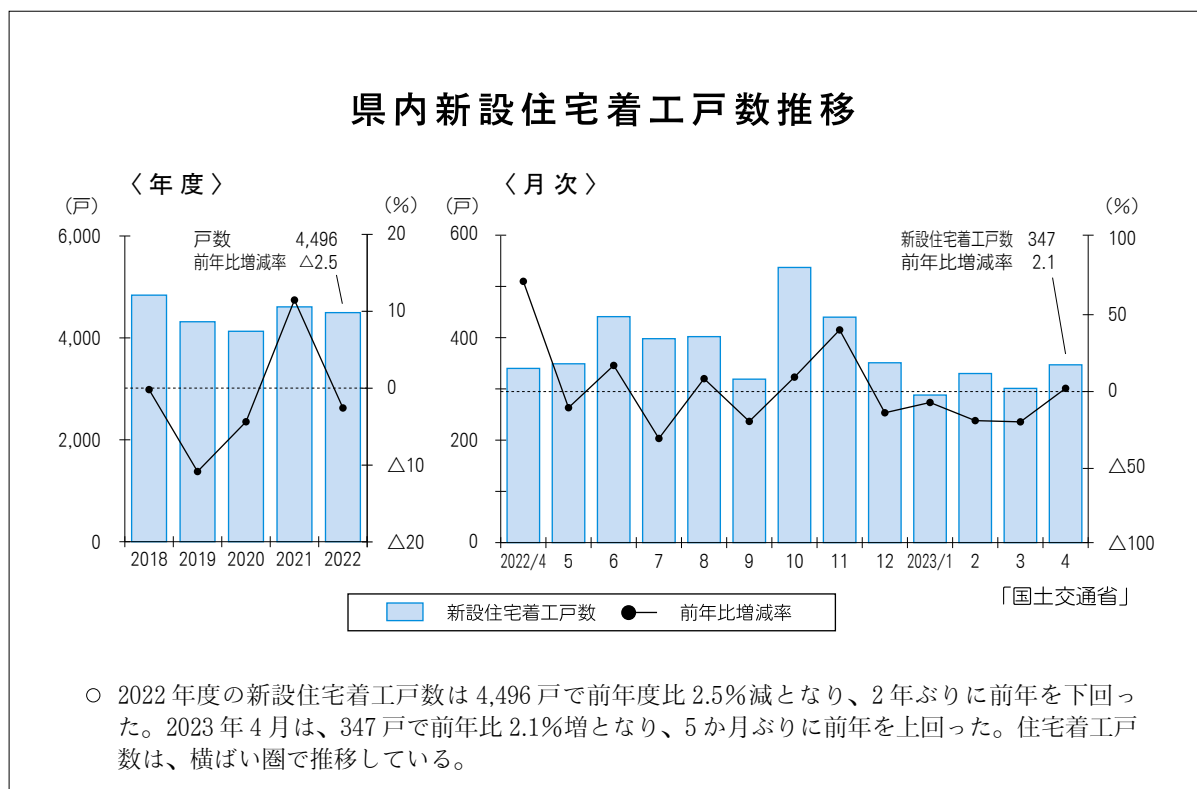
---

県内経済の動向	1
県内主要業界の動向	4
県内経済トピックス	10
主要経済指標	11
最近の話題	15

---

## 県内経済の動向

### グラフでみる県内景気



## 概況

最近の県内景気（4月～5月）は、基調としては緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きもみられる。生産面においては、全体として堅調を維持しているものの、機械工業で減産の動きが続いている。需要面においては、個人消費が持ち直している一方、設備投資は慎重姿勢が窺われる。

**需要：**個人消費は、物価高による影響を受けつつも、大型連休での行楽需要の高まりにより、食料品や衣料品が堅調に推移するなど、持ち直しの動きが続いている。設備投資は、資材価格上昇の影響もあり、慎重姿勢が窺われる。

**生産：**機械工業は、全体としては堅調を維持しているが、半導体製造装置や電子部品・デバイスなど多様な品目で減産の動きが続いている。地場産業関連は、国内需要の縮小や原材料価格の上昇など厳しい局面が続いているが、一部に回復の動きもみられる。

## 消費動向

4月～5月の商況をみると、物価高による影響を受けつつも、大型連休での行楽需要の高まりにより、食料品や衣料品が堅調に推移するなど、持ち直しの動きが続く。

4月の乗用車販売は、前年同月比36.5%増（普通車47.2%増、小型車18.1%増）と、4か月連続の前年比増加。

4月の県内観光は、国内客で賑わったほか、外国人観光客も増加傾向で、入込みは堅調に推移。

## 建設動向

**住宅建設**：新設住宅着工戸数（4月）は、前年同月比2.1%増と5か月ぶりの増加。利用関係別でみると、持家（前年同月比16.3%増）が2か月連続の増加、貸家（同72.3%増）が3か月ぶりの増加、分譲住宅（同48.7%減）が6か月連続の減少。

**公共工事**：公共工事保証請負額（4月：東日本建設業保証㈱）は120億9百万円で、前年同月比22.7%の減少。発注者別にみると、国が前年同月比218.5%増加、県が同30.5%減少、市町村が同33.8%減少。

## 雇用情勢

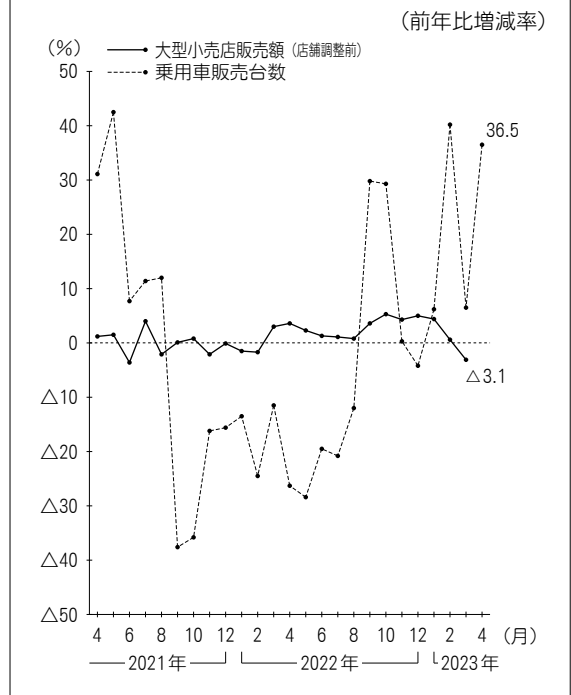
4月の有効求人倍率は1.38倍で、前月と比べて0.04ポイント上昇。

新規求人数は、前年同月比7.4%増と2か月ぶりの増加。産業別では、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業等は増加、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究・専門・技術サービス業等は減少。

## 企業倒産

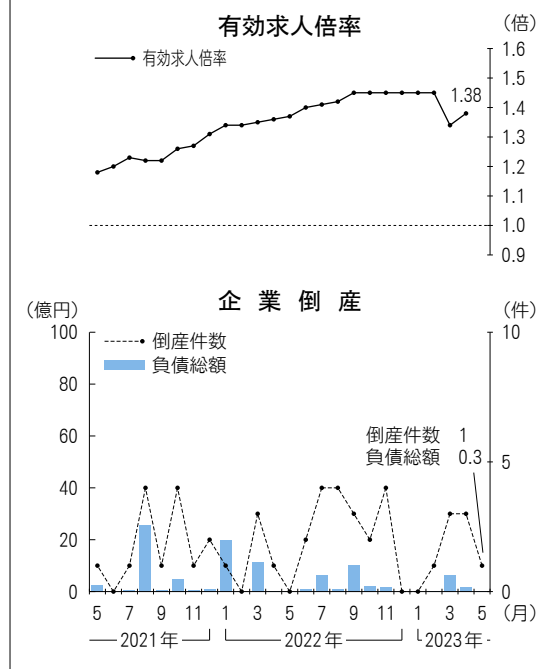
5月の企業倒産（負債総額1千万円以上）は、1件、負債総額は27百万円（東京商工リサーチ調べ）。前月と比べて件数は2件減少、負債総額も1億49百万円減少。

### 大型小売店販売額・乗用車販売台数推移



「経済産業省・山梨県自動車販売店協会」

### 雇用情勢・企業倒産の推移



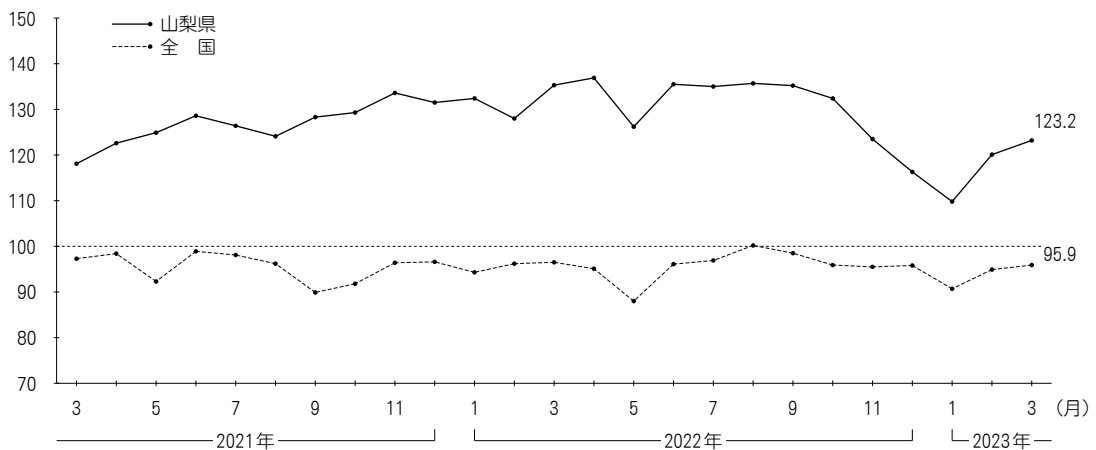
「山梨労働局職業安定部・東京商工リサーチ甲府支店」

## 生産・出荷動向

- 食品**：ワインは、飲食店や宿泊事業者向けが回復し、出荷が持ち直し。県内メーカーではブランド価値向上などを図る動きが拡大。ミネラルウォーターは、家庭での飲用量増加等を背景に好調な出荷が続く。弁当類は、出荷が堅調に推移。
- ニット**：受注面をみると、納入先によりばらつきがあるが、総じて持ち直し。消費マインドの回復などにより需要が拡大。生産面をみると、秋冬物の立ち上がりで稼働率が上昇。原糸価格については、足元でも高騰が続き、採算面は悪化。
- 織物**：紳士服裏地は、原材料の供給制約が障壁となり、受注・生産の持ち直しの動きに一服感。婦人服地は、外出機会が増加するなか、小売販売が好調に推移しており、受注・生産が持ち直し。羽毛布団は、受注・生産が軟調に推移。
- 宝飾**：受注・生産は、上向き。人流の増加に伴い店頭販売や各種催事が盛り上がり、受注環境が改善。特にOEMを主力とするメーカーの受注が増加。価格帯別にみると、ブライダル需要の回復があり、中価格帯以上の製品が持ち直し。
- 電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス**：コンピュータ数値制御装置関連は、国内外における工作機械需要の落ち込みを背景に、受注・生産が減少。コネクタは、需要低迷に伴いスマートフォン向けの受注・生産が減少しているほか、車載向け、産業機器向けも軟調。
- 生産用機械**：半導体製造装置は、受注・生産の減少が続く。足元では停滞局面を迎えているが、中長期的にみれば再び増勢に向かうとの見方が強い。産業用ロボット及び関連部品の受注・生産は、足元で減速。
- 輸送機械**：自動車部品は、取扱製品や納入先によるばらつきがあるものの、全体としては受注・生産が横ばい圏で推移。受注が伸び悩むなかで、原材料やエネルギーなどの価格上昇の影響は大きく、採算面は悪化傾向。
- 汎用・業務用機械**：デジタルカメラ部品は、受注・生産が堅調に推移。プリンタ部品は、受注・生産が持ち直し傾向で推移。バルブ関連部品は、底堅い設備投資需要を背景に、プラント向けや工場向けの受注・生産が持ち直し。

### 山梨県鉱工業生産指数推移

(2015年 = 100、季節調整済)

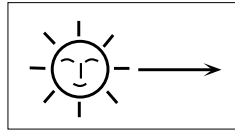


「経済産業省・県統計調査課」

- 3月の鉱工業生産指数は123.2で前月比2.6%の上昇。
- 前年比(原数値)では8.2%の低下となり、5か月連続の低下。
- 業種別にみると、生産用機械工業、電子部品・デバイス工業、情報通信機械工業等の12業種が上昇、食料品工業、電気機械工業、窯業・土石製品工業等の4業種が低下。

# 県内主要業界の動向

## 食品



### ワインは出荷が持ち直し

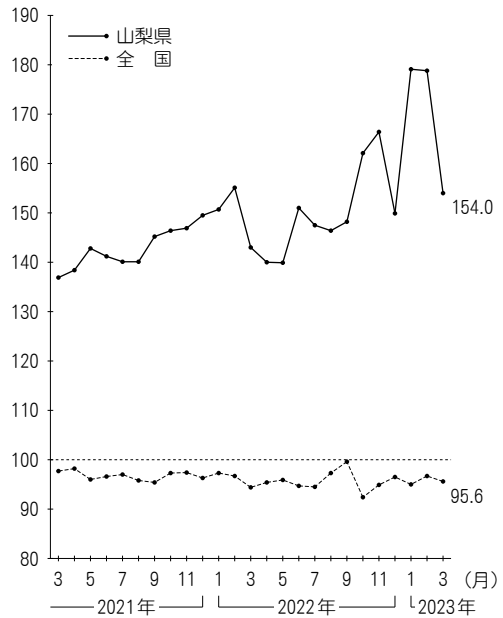
ワインは、飲食店向けや宿泊事業者向けに回復がみられ、出荷が持ち直している。県内メーカーにおいては、都市部や観光地で試飲イベントを積極的に開催し、消費者に魅力を伝えることで、自社製品のブランド価値向上や受注拡大を図る動きが広がっている。

ミネラルウォーターは、家庭での飲用量の増加等を背景に好調な出荷が続いている。先行きについても、新しい生活様式の定着に伴い、ミネラルウォーターの更なる需要増を予想する声は多く、好調な推移が見込まれる。

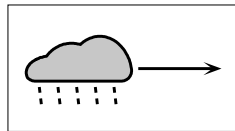
弁当類は、旅行客向けや観光事業者向けの需要が拡大しており、出荷が堅調に推移している。

### 食料品工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



## ニット



### 受注は総じて持ち直し

春夏物の出荷は終盤を迎え、秋冬物の受注・生産が始まっている。

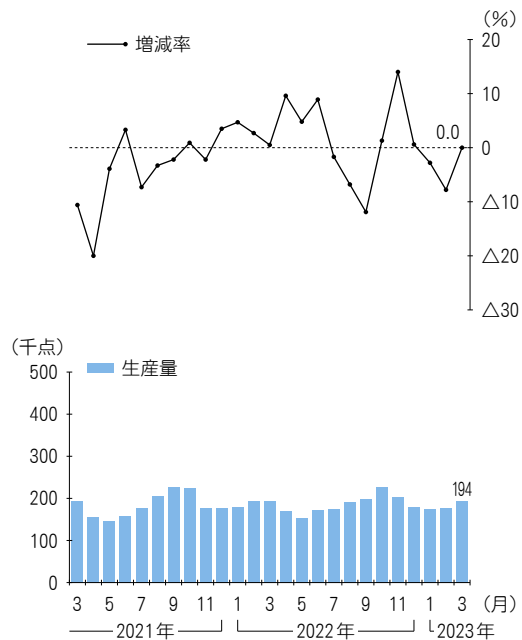
受注面をみると、納入先によりばらつきがあるものの、総じて持ち直している。消費マインドが回復していることに加え、小売段階で製品在庫が不足気味であり、コートなどの重衣料を中心に需要が高まっている模様。なお、生産の国内回帰がみられるなか、県内メーカーの数は減少しており、生産能力不足を懸念する声も。

生産面をみると、秋冬物の立ち上がりで稼働率が徐々に上昇している。

なお、原糸価格については、足元でも高騰が続いており、採算面は悪化している。

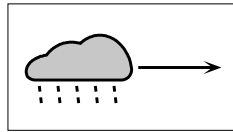
### 全国ニット製セーター・カーディガン・ベスト類生産推移

(前年比増減率)



「繊維統計月報」

## ■ 織物



### 羽毛布団は受注・生産が軟調

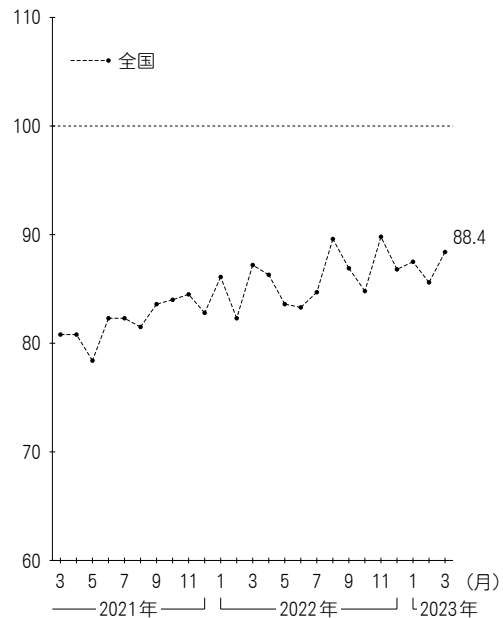
紳士服裏地は、受注・生産の持ち直しの動きに一服感が窺われる。消費者の間でスーツに興味性や嗜好性を求める動きが強まっており、オーダースーツの需要が増加している。一方で、原材料の供給制約が受注の障壁となっている。

婦人服地は、外出機会が増加するなか、小売段階での販売の好調さを反映して、受注・生産が持ち直している。ただし、製造コスト増を価格に十分には転嫁できず、利幅の縮小を懸念する声も聞かれる。

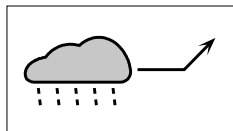
羽毛布団は、受注・生産が軟調に推移している。これまで堅調に推移していたふるさと納税の返礼品需要に、一服感がみられる。

### 織物工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



## ■ 宝飾



### 受注・生産は上向き

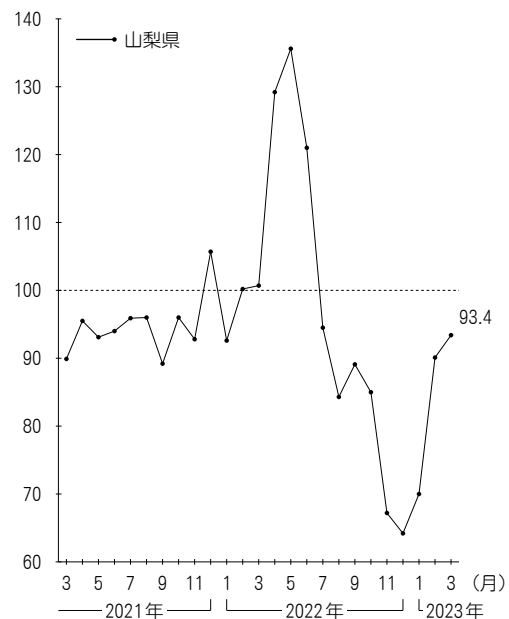
受注・生産は、上向いている。人流の増加に伴い、百貨店・専門店の店頭販売や各種催事に盛り上がりが見られるなど、受注環境が改善している。特に、OEMを主力とするメーカーの受注が増加している。ただし、円安基調や物価上昇などが消費意欲を下押しする材料になるため、一段と受注を押し上げる力強さは欠くとの向きも。

価格帯別にみると、ブライダル需要の回復もあり、中価格帯以上の製品に持ち直しの兆し。

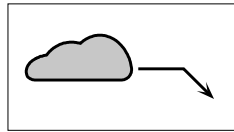
なお、5月18日から20日にかけて神戸国際宝飾展が開催された。来場者数は前年を上回り、活発な商談が行われた。

### 貴金属製品工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



**電気機械  
情報通信機械  
電子部品・デバイス**



**スマートフォン向け部品の受注・生産が減少**

コンピュータ数値制御装置関連は、国内外における工作機械需要の落ち込みを背景に、受注・生産が減少している。

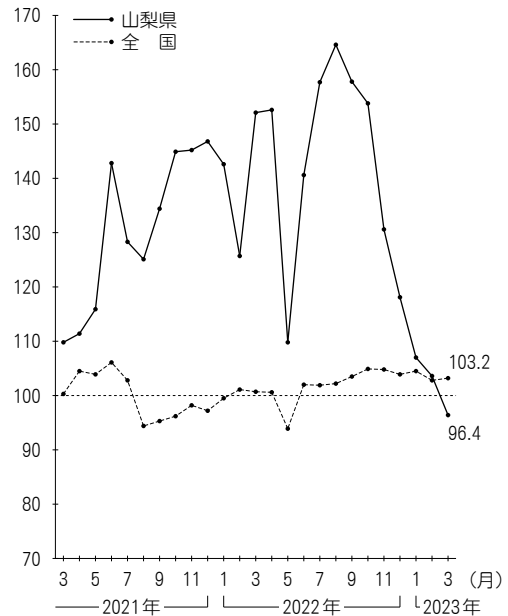
水晶振動子は、在庫調整の影響によりスマートフォンなど情報通信機器向けの受注・生産が減少しているほか、携帯基地局など通信インフラ向けも弱含んでいる。

コネクタは、需要低迷に伴いスマートフォン向けの受注・生産が減少しているほか、車載向け、産業機器向けも軟調な推移となっている。

リードフレームは、自動車などに使用されるパワー半導体向けの受注・生産が堅調に推移している。

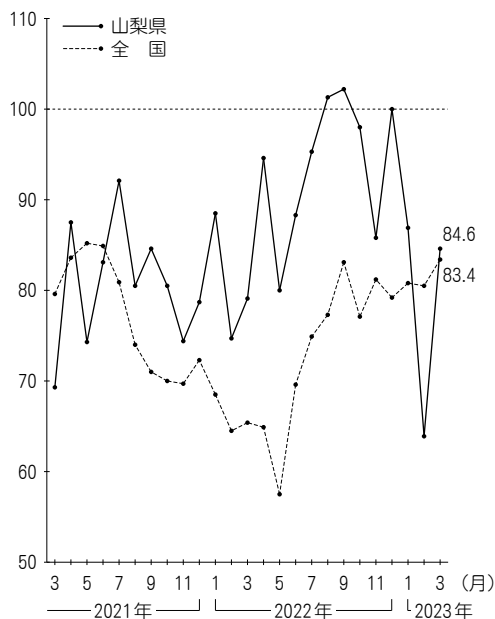
**電気機械工業生産指数推移**

(2015年=100、季節調整済)



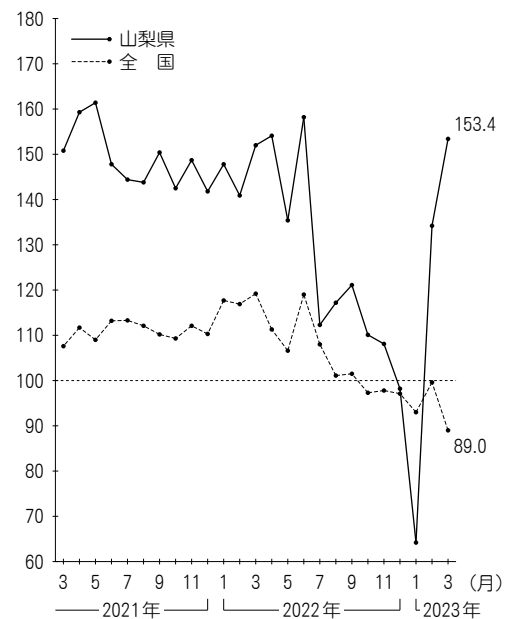
**情報通信機械工業生産指数推移**

(2015年=100、季節調整済)

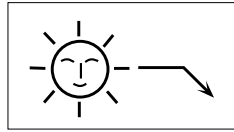


**電子部品・デバイス工業生産指数推移**

(2015年=100、季節調整済)



## 生産用機械



### 半導体製造装置の受注・生産は減少続く

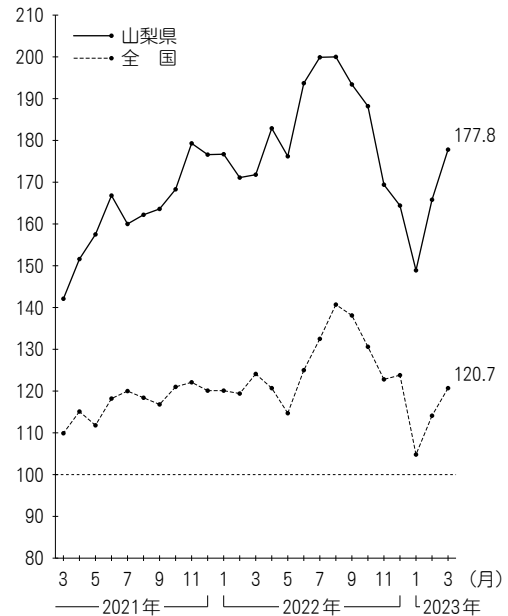
半導体製造装置は、受注・生産の減少が続いている。足元では停滞局面を迎えているが、「短期的な踊り場であり、半導体の用途が拡大していることから、中長期的にみれば再び増勢に向かう」との見方が強い。このようななか、将来的な受注増を見据え、設備投資により生産体制の増強を計画する動きもみられる。

工作機械及び関連部品は、受注・生産が減少している先がある一方、年末まで高稼働を見込む先があるなど、ばらつきがみられる。

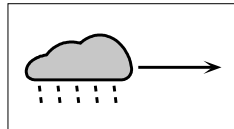
産業用ロボット及び関連部品は、自動化・省力化への需要拡大を背景に受注・生産が堅調に推移していたが、足元では減速している。

### 生産用機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



## 輸送機械



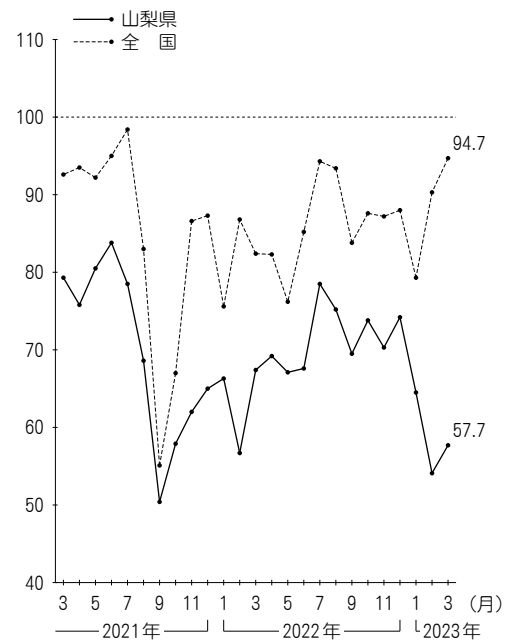
### 自動車部品の受注・生産は横ばい圏

3月の全国の四輪車生産台数は、前年同月比20.4%増と3か月連続で前年を上回り、車種別では、乗用車が22.8%増、トラックが4.7%増、バスが53.7%増となった。なお、二輪車生産台数は2.8%減となり、9か月ぶりに前年を下回った。

自動車部品は、取扱製品や納入先によるばらつきがあるものの、全体としては受注・生産が横ばい圏で推移している。半導体不足の影響は徐々に緩和されつつあるものの、完全な解消までには至っていない。受注が伸び悩むなかで、原材料やエネルギーなどの価格上昇の影響は大きく、採算面は悪化傾向にある。

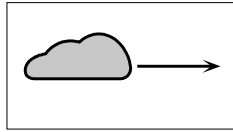
### 輸送機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)





## 汎用・業務用機械



### デジタルカメラ部品は受注・生産が堅調

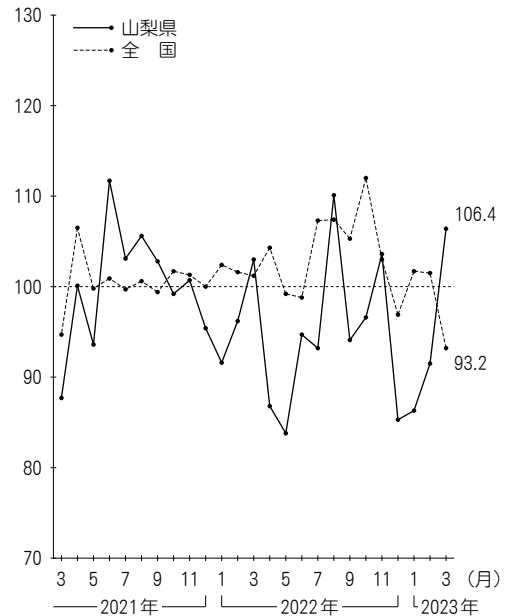
デジタルカメラ部品は、受注・生産が堅調に推移している。ミラーレスカメラの需要が高水準にあるなか、同品目向けが増加傾向にあるほか、高級一眼レフカメラ向けの交換レンズ部品も前年を上回る水準で推移している。

プリンタ部品は、受注・生産が持ち直し傾向で推移している。部品・部材不足が徐々に緩和されつつあり、受注残が解消に向かっている。

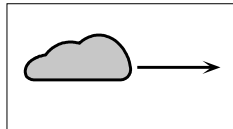
バルブ関連部品は、底堅い設備投資需要を背景に、プラント向けや工場向けの受注・生産が持ち直している。コロナ禍前の水準を回復しつつあるなかで稼働率が上昇しており、時間外や休日出勤で対応する先も。

### 汎用・業務用機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



## 建設



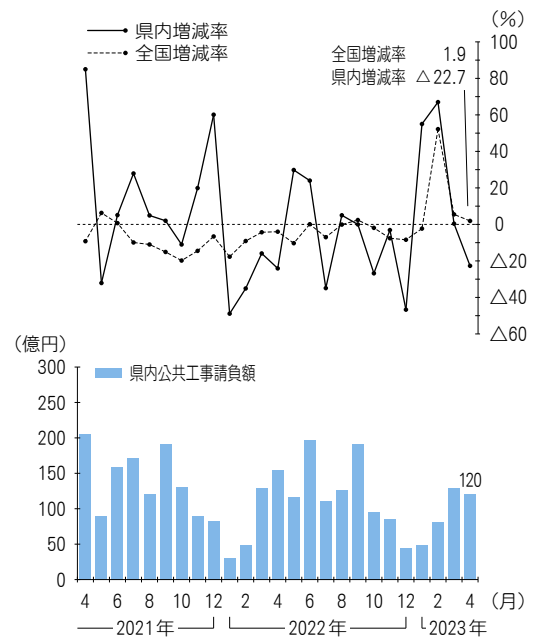
### 国発注の工事は競争が激化

4月の公共工事保証請負額（東日本建設業保証㈱）は120億9百万円、前年同月比22.7%減と、4か月ぶりの減少。発注者別では、国（前年同月比218.5%増）が増加した一方、県（同30.5%減）、市町村（同33.8%減）は減少した。なお、国発注の工事は、中部横断自動車道の山梨—静岡間全線開通以降、件数が減少傾向にあり、案件の獲得競争が激しくなっているとの声が聞かれる。

民間工事は、アフターコロナに向け、宿泊施設など一部で動きがみられるものの、工場など大型の案件は一服しており、総じて横ばい圏で推移している。

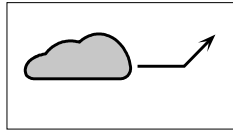
### 公共工事保証請負額推移

(前年比増減率)



「東日本建設業保証㈱」

## ■ 商業



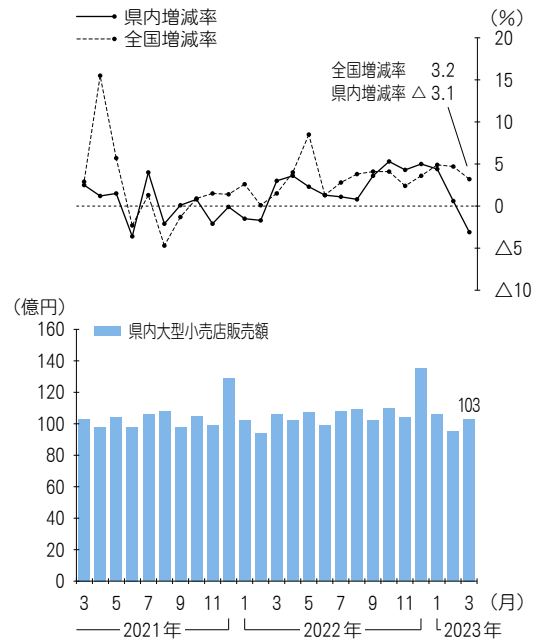
### 行楽需要が高まり、食料品や衣料品が堅調

4月～5月の商況をみると、物価高による影響を受けつつも、大型連休での行楽需要の高まりにより、食料品や衣料品が堅調に推移するなど、持ち直しの動きが続いている。

品目別にみると、食料品は、総じて堅調。精肉類は、比較的安価な豚肉や鶏肉の需要が拡大。また、行楽需要の高まりにより、総菜も伸長。なお、節約志向が強まっており、プライベートブランド商品の販売が増加傾向。衣料品は、大型連休での外出機会増加や気温の上昇により、春夏物衣料の動きが活発化。家電品は、足元でエアコンに動きがみられるものの、全体ではやや弱含み。

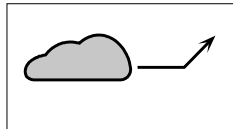
### 大型小売店販売額推移

(店舗調整前・前年比増減率)



「経済産業省」

## ■ 観光



### 河口湖を中心に外国人観光客が増加

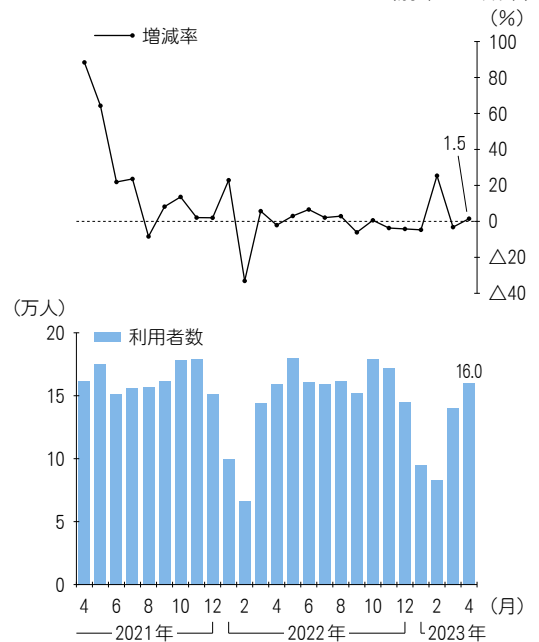
4月の県内観光は、国内客で賑わったほか、外国人観光客も増加傾向で、入込みは堅調に推移した。

地域別にみると、石和温泉は、宿泊客数が前年超え。下部温泉は、全国旅行支援の利用が一段落し、個人客がやや低調となったものの、団体客は上向き。富士北麓は、河口湖を中心に外国人観光客が増加。宿泊施設の稼働率も好調に推移しており、大型連休には満室となる施設も。八ヶ岳南麓は、花見の行楽客で賑わい。

なお、冬期にリニューアルを実施した宿泊施設では、高付加価値のサービスを提供できており、利用者からの評判も高い模様。

### 県内ゴルフ場利用者数推移

(前年比増減率)



「県税務課」

## 県内経済トピックス

(5月を中心として)

### ■ GW期間の特急・高速道路利用者は増加

JR東日本は、8日、ゴールデンウィーク期間中の中央線の特急利用状況を発表した。

これによると、4月28日から5月7日までの利用者数は30万3,000人（前年比+28%）となり、コロナ禍前と同水準となった。

一方、中日本高速道路の調べによると、中央自動車道（相模湖IC～上野原IC間）の交通量（1日あたり平均断面交通量）は、6万7,300台（同+3%）と前年を上回ったものの、コロナ禍前の水準までには至らなかった。

### ■ 甲府市中心市街地歩行量、前年度比減少

甲府市は、8日、令和4年度中心市街地歩行量の調査結果を公表した。

これによると、前年11月25日（金）～27日（日）の3日間における調査地点21か所の歩行量は120,532人で、前年度と比べ11,993人（9.0%）の減少となった。

地点別にみると、前年度の通行量を上回ったのは、甲州夢小路周辺や古名屋ホテル前など6地点にとどまっており、残りの15地点は前年度を下回った。

### ■ テルモが甲府工場内に新棟を建設

医療機器メーカーのテルモは、15日、昭和町の甲府工場内にメディカルケアソリューションズカンパニーの新棟工場を建設すると発表した。

同社によると、投資額522億円、2025年度の竣工を予定している。新棟工場では、医療機器と医薬品を組み合わせたコンビネーション製品の開発製造受託や、腹膜透析関連製品の生産を行う。同社は、これまで培ってきた強みを生かし、医療に関わるすべての人に「やさしい医療」を提供するとしている。

### ■ GW観光客数は前年比1割増加に

山梨県は、16日、ゴールデンウィーク期間中（4月29日～5月7日）に県内の主な観光施設等を訪れた観光客の状況を公表した。

これによると、期間中の調査地点（69地点）における観光客数は延べ約117万人で、前年と比較して13.1%増加した。イベント開催時の規制緩和が進んだことや、前年と比べ感染者数が少なかったことなどが影響したとしている。

なお、コロナ禍前の2019年比では35.5%減少している。

### ■ 「SDGs未来都市」と「モデル事業」に選定

内閣府は、18日、「SDGs未来都市」に山梨県を選出したと公表した。

これによると、SDGsの達成に向け、優れた取り組みを提案した地方公共団体を「SDGs未来都市」として選定。また、特に先導的な取り組みを「自治体SDGsモデル事業」とし、山梨県の事業を選定した。

なお、山梨県の取り組む事業は「誰もが豊かさを実感できる『豊かさ共創社会やまなし』の実現」となっている。

### ■ 県内総生産は国の成長率を上回る

山梨県は、24日、2020年度の県民経済計算の推計結果を公表した。

これによると、県内総生産は名目が3兆5,527億円、実質が3兆5,284億円で、対前年度伸び率（経済成長率）は名目が+0.2%、実質が△0.2%となり、ともに国の成長率を上回った。

一方、県民所得は、2兆4,154億円と前年度に比べ638億円（2.6%）減少し、1人当たり県民所得も2,982千円と前年度に比べ60千円（2.0%）の減少となった。

## 山梨県の主要経済指標①

摘要	県人口 (注1)		県税収入済額 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数 (甲府市)	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	運行指数	指数	前年比
	人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
2020年	809,974	△ 0.3	922	△ 1.5	104.9	△ 3.9	110.9	△ 1.5	143.4	17.3	103.9	98.6	82.4	100.0	△ 0.5
2021年	805,338	△ 0.6	976	5.8	125.4	19.5	133.3	20.2	154.7	7.9	123.3	112.1	97.4	99.3	△ 0.7
2022年	801,620	△ 0.5									123.3	120.1	107.0	101.6	2.3
2022.4	800,598	△ 0.6	59	4.5	136.9	10.0	144.8	10.7	197.4	24.5	138.5	116.7	98.9	100.7	1.3
5	801,835	△ 0.6	133	17.2	126.2	2.6	140.0	6.4	186.5	28.8	130.9	119.9	98.4	100.9	1.2
6	801,968	△ 0.5	170	1.7	135.5	5.4	150.9	9.7	168.3	22.2	143.8	122.2	97.4	101.1	2.6
7	802,088	△ 0.5	84	△ 5.3	135.0	6.1	141.6	7.3	192.0	36.5	133.9	123.0	95.9	101.7	2.9
8	802,098	△ 0.5	64	5.2	135.7	11.0	147.2	12.9	181.8	30.5	141.6	127.0	101.6	102.1	3.2
9	801,878	△ 0.5	52	2.2	135.2	5.4	146.4	8.9	190.9	28.8	138.7	127.7	99.6	102.5	3.4
10	801,620	△ 0.5	66	△ 1.3	132.4	1.5	140.2	2.0	188.3	30.9	136.5	128.7	101.9	103.2	4.5
11	801,619	△ 0.4	64	△ 12.4	123.5	△ 7.6	128.0	△ 7.7	196.7	32.7	127.2	125.0	103.7	103.6	4.4
12	801,090	△ 0.5	134	27.3	116.3	△ 12.9	123.1	△ 12.0	175.6	14.5	123.3	120.1	107.0	103.5	4.4
2023.1	800,400	△ 0.5	74	△ 3.8	109.8	△ 15.1	115.7	△ 14.5	215.3	16.3	122.0	115.3	100.7	103.9	4.4
2	799,238	△ 0.5	39	1.3	120.1	△ 4.6	128.8	△ 2.4	292.0	58.8	122.0	117.5	100.7	103.4	3.5
3	798,194	△ 0.5	54	△ 4.8	123.2	△ 8.2	142.9	2.7	256.2	16.0	126.9	119.8	98.1	103.7	3.4
4	796,231	△ 0.5	57	△ 2.3											
出所	県統計調査課		県税務課		県統計調査課						県統計調査課			県統計調査課	

## 全国の主要経済指標①

摘要	人口 (注1)		租税収入 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	運行指数	指数	前年比
	千人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
2020年	125,708	△ 0.4	608,216	4.1	90.6	△ 10.4	89.6	△ 10.6	93.2	△ 8.4	97.0	90.2	91.1	100.0	0.0
2021年	125,502	△ 0.2	670,379	10.2	95.7	5.6	93.7	4.6	97.8	4.9	103.6	96.9	95.2	99.8	△ 0.2
2022年	124,947	△ 0.4			95.6	△ 0.1	93.4	△ 0.3	101.0	3.3	97.5	99.1	99.6	102.3	2.5
2022.4	125,071	△ 0.3	61,693	38.5	95.1	△ 4.9	93.0	△ 4.6	98.6	4.1	102.4	96.9	96.2	101.5	2.5
5	125,072	△ 0.2	112,443	△ 6.8	88.0	△ 3.1	89.2	△ 3.1	97.7	3.8	100.8	96.1	96.0	101.8	2.5
6	125,104	△ 0.1	27,787	14.8	96.1	△ 2.8	93.7	△ 2.9	99.6	4.2	100.9	98.7	97.5	101.8	2.4
7	125,125	△ 0.4	69,133	10.5	96.9	△ 2.0	94.8	△ 2.1	100.2	5.1	99.6	99.2	97.4	102.3	2.6
8	125,082	△ 0.4	59,982	10.4	100.2	5.8	97.5	5.9	100.9	5.9	101.6	100.6	98.6	102.7	3.0
9	124,971	△ 0.5	38,515	9.0	98.5	9.6	95.1	9.4	103.8	6.1	98.8	99.9	99.1	103.1	3.0
10	124,947	△ 0.4	45,590	6.8	95.3	3.0	93.5	4.1	103.3	5.0	99.2	99.1	99.2	103.7	3.7
11	124,913	△ 0.4	99,950	21.9	95.5	△ 0.9	93.4	△ 0.5	103.6	3.8	98.1	99.0	99.6	103.9	3.8
12	124,861	△ 0.4	41,140	6.4	95.8	△ 2.4	92.6	△ 3.1	103.2	3.3	97.5	99.1	99.6	104.1	4.0
2023.1	p124,770	△ 0.4	64,483	0.2	90.7	△ 3.1	89.2	△ 3.0	102.2	3.1	96.8	96.2	100.2	104.7	4.3
2	p124,630	△ 0.5	6,097	7.0	94.9	△ 0.5	92.7	0.9	103.5	2.2	98.2	98.7	99.7	104.0	3.3
3	p124,490	△ 0.5	3,486	0.2	95.9	△ 0.6	93.4	0.1	103.7	2.9	97.7	98.8	99.8	104.4	3.2
4	p124,470	△ 0.5			p95.5	△ 0.3	p93.0	△ 0.8	p104.0	5.4				105.1	3.5
出所	総務省		財務省		経済産業省						内閣府			総務省	

(注1) 年数値は10月1日現在 (注2) 年数値は年度計 (注3) 年数値は年平均 (注4) 年数値は12月現在 (注5) pは速報値

## 山梨県の主要経済指標 ②

摘要	大型小売店販売額 (店論調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合計		乗用車			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
年月	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	台	%	台	%	台	%
2020年	1,189	1.9	875	△ 5.6	214	12.3	578	6.9	314	13.8	19,714	△ 10.3	16,861	△ 11.2	14,915	△ 8.9
2021年	1,248	0.7	893	2.0	221	3.2	541	△ 6.5	324	3.2	20,081	1.9	16,605	△ 1.5	14,249	△ 13.0
2022年			936	4.8	225	1.9	581	7.6	329	1.6	17,688	△ 11.9	14,903	△ 10.2	14,364	△ 3.7
2022.4	102	3.6	74	3.5	17	7.4	46	4.6	29	△ 2.3	1,178	△ 28.6	1,019	△ 26.3	1,030	△ 19.2
5	107	2.3	79	3.9	17	△ 15.9	47	3.6	31	△ 1.5	1,085	△ 24.4	895	△ 28.4	867	△ 20.8
6	99	1.3	78	6.2	18	2.6	48	5.6	27	4.1	1,259	△ 24.4	1,036	△ 19.5	1,231	9.5
7	108	1.1	84	5.3	21	△ 2.3	52	10.2	28	△ 0.1	1,460	△ 23.0	1,224	△ 20.8	1,225	10.4
8	109	0.8	86	7.7	18	△ 2.4	53	10.7	27	1.1	1,228	△ 16.2	1,058	△ 12.0	1,041	12.7
9	102	3.6	79	2.8	18	6.5	48	9.1	24	△ 3.3	1,656	18.3	1,412	29.8	1,386	55.9
10	110	5.3	81	8.1	17	4.0	48	8.8	28	1.6	1,467	15.5	1,287	29.3	1,328	52.3
11	104	4.3	78	7.2	17	2.0	49	7.6	26	△ 0.2	1,491	△ 4.4	1,295	0.3	1,352	18.8
12	135	5.0	84	5.4	23	△ 2.5	54	12.1	35	2.7	1,406	△ 8.3	1,226	△ 4.2	1,163	15.1
2023.1	106	4.4	76	5.5	21	△ 8.7	48	6.6	24	△ 3.8	1,553	△ 3.9	1,366	6.2	1,361	31.0
2	95	0.6	70	7.2	16	0.8	46	3.1	22	△ 5.2	1,878	29.8	1,598	40.2	1,459	27.4
3	103	△ 3.1	80	6.9	20	△ 2.9	47	3.0	26	△ 3.8	2,498	4.3	2,157	6.5	1,810	16.2
4	p101	△ 0.6	p80	7.3	p16	△ 4.6	p50	7.1	p31	4.7	1,599	35.7	1,391	36.5	1,299	26.1
出所	経済産業省										山梨県自動車販売店協会				県軽自動車協会	

## 全国の主要経済指標 ②

摘要	大型小売店販売額 (店論調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合計		乗用車			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	千台	%	千台	%	千台	%
年月	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	千台	%	千台	%	千台	%
2020年	195,050	△ 6.6	116,423	△ 4.4	47,928	5.1	72,841	6.6	34,964	6.8	2,902	△ 12.3	2,473	△ 12.2	1,718	△ 10.1
2021年	199,071	0.6	117,601	1.3	46,867	△ 2.3	73,066	0.3	33,905	△ 3.0	2,820	△ 2.8	2,394	△ 3.2	1,653	△ 3.8
2022年	206,603	3.2	121,996	3.8	46,844	0.0	77,087	5.5	33,420	△ 1.4	2,586	△ 8.3	2,218	△ 7.3	1,638	△ 0.9
2022.4	16,243	4.1	9,873	2.7	3,555	0.7	6,189	3.1	2,986	△ 1.5	180	△ 14.9	153	△ 16.0	121	△ 13.4
5	16,809	8.5	10,078	3.5	3,681	△ 3.9	6,284	1.7	3,101	△ 3.9	163	△ 16.7	136	△ 17.9	100	△ 20.3
6	16,735	1.3	10,141	4.2	3,902	2.8	6,373	3.3	2,810	△ 0.7	199	△ 15.7	169	△ 14.4	130	△ 0.4
7	17,704	2.8	10,844	3.4	4,250	△ 3.9	6,764	6.8	2,874	△ 2.2	216	△ 13.3	186	△ 12.2	135	3.8
8	16,776	3.8	10,720	5.2	3,614	△ 2.3	6,774	5.3	2,742	△ 1.1	181	△ 13.3	154	△ 12.1	111	△ 1.9
9	16,299	4.1	10,206	2.3	3,777	6.4	6,369	5.6	2,569	△ 3.2	244	17.7	211	24.9	153	35.6
10	17,326	4.1	10,577	6.5	3,516	0.1	6,446	6.0	2,846	1.7	214	19.5	186	23.9	148	43.9
11	17,590	2.4	10,324	7.9	3,589	0.3	6,373	7.9	2,673	△ 1.3	224	1.0	192	2.3	156	16.8
12	22,266	3.6	11,014	3.9	4,845	2.5	7,314	11.1	3,396	2.9	211	△ 4.4	180	△ 5.5	135	15.0
2023.1	17,681	4.9	9,924	4.1	4,184	△ 0.3	6,482	5.0	2,469	△ 1.4	231	10.7	202	11.3	153	24.7
2	15,820	4.7	9,265	6.2	3,467	1.3	6,126	5.6	2,248	0.1	272	26.2	236	28.2	157	11.3
3	17,669	3.2	10,562	6.0	4,285	△ 4.6	6,713	7.8	2,680	0.3	381	15.6	329	16.0	194	4.5
4	p17,095	4.8	p10,397	5.3	p3,416	△ 3.9	p6,731	8.8	p2,997	0.4	221	22.7	193	25.8	130	7.2
出所	経済産業省										日本自動車販売協会連合会				全国軽自動車協会連合会	

(注1) pは速報値

## 山梨県の主要経済指標 ③

摘要	家計(勤労者世帯)(注1)				現金給与総額(規模30人以上)		所定外労働時間(規模30人以上)(製造業)		推計常用労働者(規模30人以上)		新規求職者数(注2)		新規求人数(注2)		求人倍率(注2)		雇用保険受給者実人員(注2)	
	消費支出金額		同実質指数		金額	指数	時間	指数	人数	指数	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	人数	前年比
	金額	前年比	指数	前年比														
	年月	円	%	%	%	円	%	時間	%	人	%	人	%	人	%	倍	人	%
2020年	306,085	△6.8	100.0	△6.3	327,178	△1.0	16.5	△12.3	156,248	△1.6	36,079	△3.5	60,098	△18.5	1.67	1.01	36,914	32.9
2021年	313,311	2.4	103.1	3.1	333,746	2.2	18.5	11.5	152,400	△2.5	35,022	△2.9	70,440	17.2	2.01	1.26	29,478	△20.1
2022年	322,243	2.9	103.6	0.5	341,276	2.0	19.3	4.8	154,771	1.4	34,880	△0.4	77,323	9.8	2.22	1.41	27,306	△85.3
2022.4	357,509	16.5	116.0	15.0	276,521	△1.6	19.4	1.4	155,425	0.2	3,650	△3.3	5,971	15.8	2.17	1.36	2,026	△17.4
5	284,221	0.4	92.0	△0.8	280,187	△1.8	18.4	9.1	155,598	1.5	2,961	7.6	5,953	14.9	2.16	1.37	2,076	△19.8
6	266,329	1.5	86.1	△1.0	527,016	6.7	20.1	6.6	156,075	1.6	2,821	7.7	7,164	14.2	2.24	1.40	2,344	△13.9
7	271,472	△9.7	87.2	△12.3	381,364	5.3	19.8	6.2	155,747	1.1	2,530	△3.9	6,193	13.9	2.31	1.41	2,493	△9.8
8	308,489	△7.1	98.7	△9.9	286,430	3.1	19.7	18.3	155,628	5.9	2,725	3.5	5,810	18.3	2.32	1.42	2,638	△4.4
9	265,829	△8.7	84.7	△11.7	277,081	△1.9	20.2	8.8	154,729	1.4	2,805	0.8	7,497	21.6	2.45	1.45	2,510	△3.1
10	296,452	△4.3	93.8	△8.4	286,957	2.8	20.4	4.8	154,276	1.0	2,827	△7.8	6,428	4.1	2.31	1.45	2,334	△4.1
11	389,447	△11.7	122.8	△15.4	285,484	2.1	19.9	5.0	152,127	1.9	2,506	△7.9	5,476	0.8	2.32	1.45	2,294	△0.9
12	409,200	11.2	129.2	6.6	647,375	2.1	17.7	2.0	155,067	4.1	2,121	△5.8	6,791	12.2	2.52	1.45	2,207	△4.0
2023.1	326,711	△8.1	102.7	△12.0	282,126	0.1	16.4	△5.8	149,762	△3.1	3,441	1.6	7,014	5.3	2.12	1.45	2,120	△3.9
2	266,863	△6.6	84.3	△9.8	279,643	1.3	17.7	△3.8	149,635	△3.0	3,199	7.3	6,344	7.9	1.99	1.45	2,109	△3.3
3	341,225	△9.4	107.5	△12.4	p289,530	1.3	p19.3	△3.9	p147,411	△4.0	3,294	△3.7	6,682	△6.0	2.00	1.34	2,155	△0.7
4											3,638	△0.3	6,411	7.4	2.22	1.38	2,178	7.5
出所	総務省				県統計調査課						山梨労働局							

## 全国の主要経済指標 ③

摘要	家計(勤労者世帯)				現金給与総額(規模30人以上)		所定外労働時間(規模30人以上)(製造業)		推計常用労働者(規模30人以上)		新規求職者数(注2)		新規求人数(注2)		求人倍率(注2)		完全失業者	
	消費支出金額		平均消費性向		金額	指数	時間	指数	人数	指数	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	失業者数	失業率
	金額	前年比(実質)	平均消費性向	前年比														
	年月	円	%	%	ポイント	円	%	時間	%	千人	%	千人	%	千人	%	倍	万人	%
2020年	305,811	△5.6	38.7	△29.2	365,100	△1.7	13.4	△19.8	29,613	0.3	4,626	△1.8	8,771	△20.8	1.90	1.10	191	2.8
2021年	309,469	1.2	37.2	△1.5	368,493	0.9	15.3	14.2	29,547	△0.2	4,630	0.1	9,629	9.8	2.08	1.16	193	2.8
2022年	320,627	3.6	36.0	△1.2	379,732	3.0	16.0	4.6	29,317	△0.8	4,586	△1.0	10,528	9.3	2.30	1.31	179	2.6
2022.4	344,126	1.6	78.8	1.8	321,785	2.6	16.7	6.4	29,364	△1.2	518	△3.6	849	12.3	2.20	1.24	188	2.5
5	314,979	△0.9	87.6	1.2	314,136	1.6	14.4	1.4	29,394	△1.0	408	15.4	804	17.2	2.24	1.25	191	2.6
6	300,489	6.9	40.8	2.0	561,918	2.8	15.4	1.3	29,467	△0.6	386	3.3	892	12.0	2.24	1.27	186	2.6
7	317,575	4.9	60.2	4.0	439,461	3.3	16.1	△1.8	29,479	△0.6	341	△5.0	855	12.8	2.32	1.28	176	2.6
8	322,438	9.6	70.4	5.4	313,414	2.4	15.1	0.0	29,399	△0.6	358	1.3	839	15.1	2.30	1.31	177	2.5
9	313,989	6.2	77.7	1.8	314,098	3.1	16.1	8.1	29,361	△0.5	362	△1.7	888	9.8	2.30	1.32	187	2.6
10	328,684	5.1	70.0	1.8	312,841	2.4	16.5	9.3	29,373	△0.5	362	△6.3	925	7.9	2.33	1.34	178	2.6
11	308,122	1.3	75.5	△1.7	328,417	2.9	16.6	3.1	29,391	△0.4	331	△6.4	865	8.7	2.38	1.35	165	2.5
12	353,794	2.8	37.2	△0.1	702,042	5.0	16.5	△0.6	29,405	△0.3	290	△6.4	849	4.8	2.38	1.36	158	2.5
2023.1	331,130	5.3	81.8	2.4	315,917	2.4	14.5	△2.7	29,319	△0.0	405	△2.7	939	4.2	2.38	1.35	164	2.4
2	298,749	4.7	64.4	1.1	309,496	1.4	15.6	△6.0	29,275	0.6	404	5.8	926	10.4	2.32	1.34	174	2.6
3	340,016	△1.1	83.5	0.2	335,655	1.5	15.8	△6.0	29,095	0.7	420	△3.9	898	0.7	2.29	1.32	193	2.8
4											501	△3.2	841	△0.9	2.23	1.32	190	2.6
出所	総務省				厚生労働省												総務省	

(注1) 調査世帯数などの影響から前年比が大きく変動する場合があります。(注2) 年数値は年度計または年度平均 (注3) pは速報値



## 山梨県の主要経済指標④

摘要	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家		面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比									金額	前年比	金額	前年比
	年月	戸	%	戸	%	戸	%	m <sup>2</sup>	%	億円	%	件	%	百万円	%	億円	%	億円
2020年	4,101	△15.3	2,729	△12.2	815	△19.1	229,784	△46.3	1,390	△3.4	31	△24.4	6,856	△30.3	49,567	8.8	20,003	6.5
2021年	4,513	10.0	2,997	9.8	960	17.8	428,888	86.6	1,445	4.0	19	△38.7	5,681	△17.1	51,037	3.2	19,992	△0.1
2022年	4,669	3.5	2,824	△5.8	1,241	29.3	289,533	△32.5	1,381	△4.4	24	26.3	5,452	△4.0	52,216	2.3	21,015	5.1
2022.4	340	71.7	178	25.4	47	80.8	30,242	208.5	155	△24.1	1	△50.0	20	△98.8	51,543	3.4	20,328	2.5
5	349	△10.5	259	3.2	66	△4.3	25,006	△4.5	116	29.8	0	-	0	-	51,738	3.2	20,424	2.5
6	441	17.0	289	16.1	103	12.0	11,508	△86.8	197	24.0	2	-	101	-	52,411	3.2	20,398	2.5
7	398	△30.5	231	△22.5	126	△37.3	24,148	22.4	111	△34.9	4	300.0	652	858.8	52,269	3.4	20,663	3.6
8	402	8.4	260	△11.9	94	168.6	45,363	67.8	126	5.0	4	0.0	93	△96.3	52,184	3.2	20,743	4.9
9	319	△19.4	254	△5.9	24	△75.3	18,771	△85.7	191	0.0	3	200.0	1,041	1453.7	51,778	3.2	20,873	5.2
10	537	9.4	279	0.4	214	29.7	26,105	△1.5	95	△26.8	2	△50.0	200	△58.5	51,729	2.9	20,803	5.2
11	440	40.1	237	0.4	161	403.1	14,994	△41.3	86	△3.1	4	300.0	194	198.5	52,036	3.0	20,874	5.3
12	351	△13.8	212	△27.1	108	89.5	28,717	72.0	44	△46.7	0	-	0	-	52,216	2.3	21,015	5.1
2023.1	288	△7.1	197	△6.6	61	29.8	7,379	29.9	49	55.0	0	-	0	-	51,799	2.5	21,040	5.6
2	330	△18.9	222	△0.9	56	△52.9	18,581	△55.8	81	67.0	1	-	31	-	51,638	2.4	21,072	5.4
3	301	△19.7	214	12.6	48	△63.6	11,054	△34.7	129	0.4	3	0.0	650	△43.5	51,974	1.8	21,757	5.3
4	347	2.1	207	16.3	81	72.3	24,661	△18.5	120	△22.7	3	200.0	1,760	780.0				
出所	国土交通省								東日本建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行			

## 全国の主要経済指標④

摘要	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家		面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比									金額	前年比	金額	前年比
	年月	百戸	%	百戸	%	百戸	%	千m <sup>2</sup>	%	億円	%	件	%	億円	%	百億円	%	百億円
2020年	8,153	△9.9	2,611	△9.6	3,068	△10.4	47,691	△11.1	153,658	△2.5	7,773	△7.3	12,200	△14.3	87,619	9.6	55,444	5.7
2021年	8,565	5.1	2,856	9.4	3,214	4.8	51,894	8.8	140,503	△5.2	6,030	△22.4	11,507	△5.7	90,777	3.6	56,114	1.2
2022年	8,595	0.4	2,533	△11.3	3,451	7.4	51,430	△0.9	139,937	△3.2	6,428	6.6	23,314	2.6	93,677	3.2	58,846	4.9
2022.4	762	2.2	210	△8.1	294	2.1	5,305	17.8	20,105	△4.0	486	1.9	813	△3.4	93,188	3.1	56,684	1.8
5	672	△4.3	213	△6.9	259	3.5	4,121	△11.8	12,672	△10.3	524	11.0	874	△48.2	93,454	2.9	56,855	2.3
6	746	△2.2	232	△11.3	303	1.6	5,006	9.3	16,519	0.1	546	0.9	12,326	1,697.7	93,081	3.1	57,225	3.1
7	730	△5.4	224	△14.1	297	1.5	5,366	25.1	12,924	△7.0	494	3.8	846	18.3	93,193	3.5	57,455	3.4
8	777	4.6	223	△11.2	313	8.9	4,495	33.9	11,562	△0.1	492	5.6	1,114	22.5	93,194	3.4	57,626	3.8
9	739	1.0	222	△13.3	306	8.1	3,870	△1.4	12,985	2.4	599	18.6	1,449	59.4	92,796	3.1	58,028	4.2
10	766	△1.8	218	△18.7	320	7.3	3,962	△31.2	10,558	△1.9	596	13.5	870	△11.6	93,490	3.5	58,203	4.6
11	724	△1.4	215	△15.1	299	11.4	3,851	△2.7	6,961	△7.6	581	13.9	1,156	22.8	94,424	3.9	58,393	4.6
12	672	△1.7	198	△13.0	268	6.4	3,666	△26.2	6,283	△8.4	606	20.2	792	△15.0	93,677	3.2	58,846	4.9
2023.1	636	6.6	166	△8.3	240	4.2	4,581	19.6	5,088	△2.3	570	26.1	565	△15.6	94,293	3.6	58,794	5.0
2	644	△0.3	184	△4.6	247	4.7	3,922	△2.8	8,978	52.2	577	25.7	966	36.0				
3	737	△3.2	175	△13.6	326	0.9	3,097	△20.6	15,301	5.5	809	36.4	1,474	△13.1				
4	673	△11.9	186	△11.6	287	△2.8	5,042	△5.0	20,480	1.9	610	25.5	2,039	150.9				
出所	国土交通省								東日本・西日本・北海道建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行			

(注1) 年数値は年度計 (注2) 年数値は年末残高



## 自動車の「自動運転レベル4」解禁

2023年4月1日、遠隔による監視を行うなどの一定の条件のもとで、自動運転レベル4で公道での走行を認める（運行許可制度）改正道路交通法が施行されました。完全自動運転であるレベル5が最終到達地点とすれば、その手前までたどり着いたこととなります。今回は、これからの社会の在り方を大きく変えるであろう「自動運転」について紹介します。

そもそも自動運転レベルとは、運転の主体や自動運転の技術到達度、走行可能エリアによって「レベル0」から「レベル5」の6段階に分類されています。自動運転レベルは、米国自動車技術者協会（SAE）が定義したものが国際基準とされていますが、日本では、国土交通省が別の基準を設け、独自の定義を作成しています。

- 【自動運転レベル0】**  
全く自動運転技術が利用されていない状況。
- 【自動運転レベル1：運転支援】**  
「システムが前後・左右のいずれかの車両制御を実施」するもの。例えば「自動ブレーキ（自動で止まる）」、「ACC（前の車について走る）」、「LKAS（車線からはみ出さない）」で、今では多くの自動車で標準装備。
- 【自動運転レベル2：特定条件下での自動運転機能（レベル1の組み合わせ）】**  
「ACC + LKAS（車線を維持しながら前の車についていく）」など。一般的には、高速道路での自動運転モードや自動追い越し機能、自動合流機能など。
- 【自動運転レベル3：条件付自動運転】**  
システムが全ての運転タスクを実施するが、道路状況やシステムが正常に作動しない場合は、ドライバーの適切な対応が必要。
- 【自動運転レベル4：特定条件下における完全自動運転】**  
特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転タスクの全部を行う。そのため、ドライバーが運行に関与する必要がなく、遠隔システム監視による無人運転も可能。
- 【自動運転レベル5：完全自動運転】**  
場所の条件が無く、自動運行装置が運転操作の全てを代替。

さて、国土交通省は、福井県永平寺町で運行する観光用の車両4台を全国で初めて「自動運転レベル4」の自動運転車両として許可しています。産業技術総合研究所が開発した「ZEN drive Pilot Level 4」という7人乗りの車両で、公道およそ2kmの区間を時速12kmで、遠隔監視の下、運転者不在で走行します。その他、政府は2025年度を目途に高速道路や生活道路など40か所以上で、運行サービスの実現を計画しています。

「自動運転レベル3」が解禁されたのが2020年4月であり、今回の「自動運転レベル4」の解禁まで3年かかりました。最終目標の「自動運転レベル5」は、完全自動運転であり、AIの進化や情報処理の高速化など技術的なハードルも高く、相応の時間を要すると考えられています。ただし、その歩みは着実に進んでおり、10年後、20年後の将来どのような光景が見られるか、楽しみです。

発行	山梨中央銀行	〒400-0031 甲府市丸の内一丁目20番8号
編集	山梨中銀経営コンサルティング	☎ (055) 224 - 1032
		山梨中央銀行 URL： <a href="https://www.yamanashibank.co.jp/">https://www.yamanashibank.co.jp/</a>



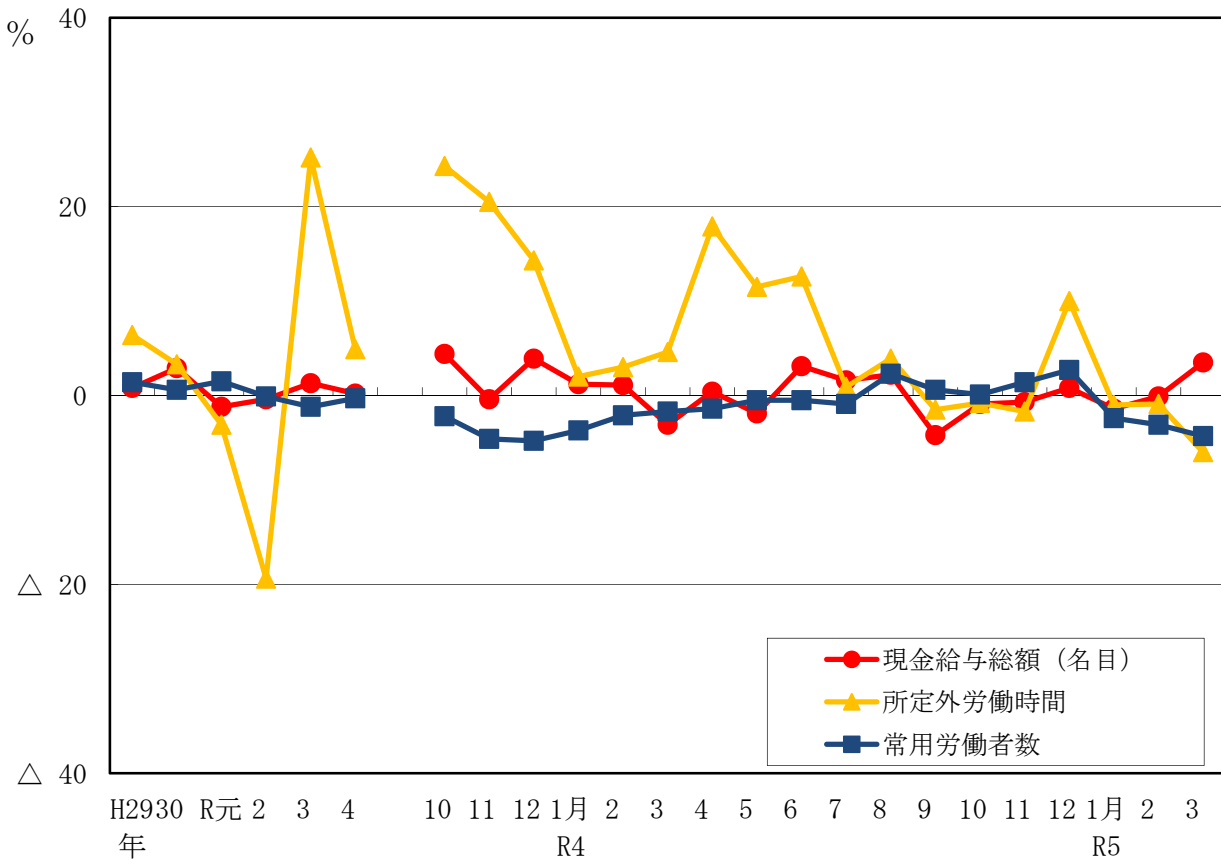


# 山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き

（毎月勤労統計調査地方調査結果）

## 令和5年3月分（速報）

現金給与総額等の前年比及び前年同月比の推移  
（規模5人以上・調査産業計）



県民生活部 統計調査課

1. <b>結果概要</b> ～賃金・労働時間・雇用の動き～	1
2. <b>統計表</b> ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～	5
3. <b>毎月勤労統計調査地方調査の説明</b>	14
4. <b>利用上の注意</b> ～指数、増減率、産業分類～	15

(注意)

- ①特に断りのない限り、本書に掲載する調査結果は、「調査産業計、事業所規模5人以上、性・就業形態計」のものである。
- ②本書に掲載する調査結果は、本県における数値である。
- ③本書に掲載する「前年比（又は前年差）」とは、前の年の同じ月（又は時期）と比べた場合の数値である。
- ④統計表中の符号は、次のとおり用いられている。  
「△」…マイナス      「x」…秘匿      「-」…該当数値なし
- ⑤速報値は、確報で改訂される場合がある。

# 1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～

## 1. 当月の概況（事業所規模5人以上）

前年同月比でみて、

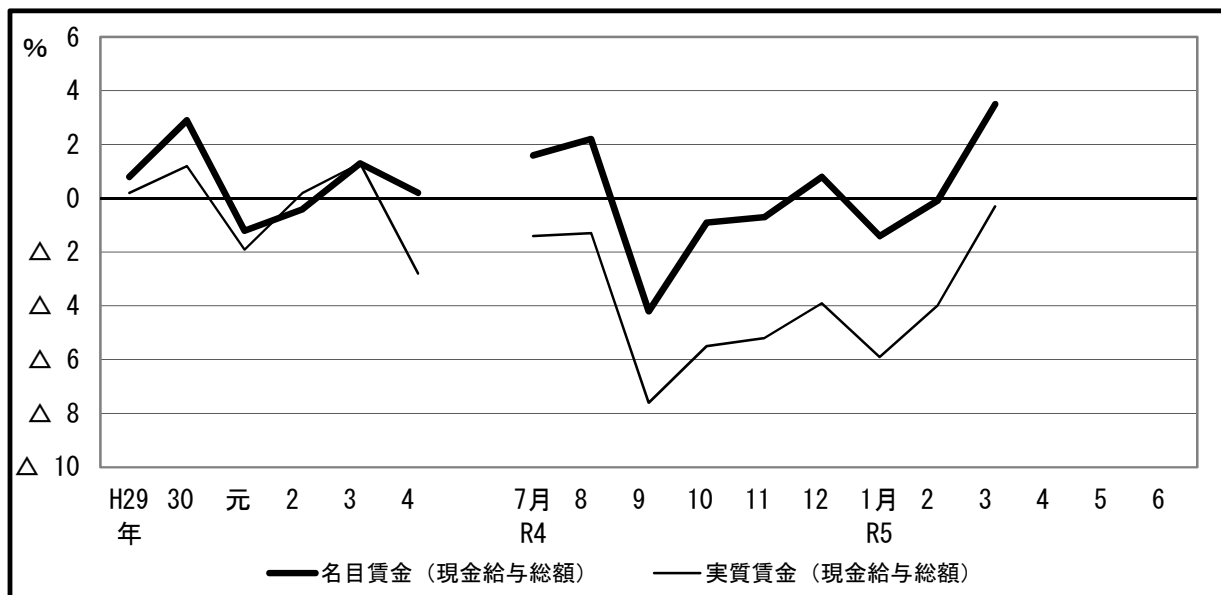
- ★ 現金給与総額は 3.5 %の増加 3 か月ぶりの増加
- ★ 所定外労働時間は 6.0 %の減少 3 か月連続の減少
- ★ 常用労働者は 4.3 %の減少 3 か月連続の減少

(令和2年平均=100)

	実数		指数		増減率（前年同月比）		
	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	
現金給与	円	円			%	%	
	現金給与総額	266,549	292,546	90.9	91.9	3.5	1.3
	きまって支給する給与	245,596	268,979	101.1	102.5	0.6	0.5
	所定内給与	226,682	249,646	100.1	101.9	0.4	0.5
	超過労働給与	18,914	19,333	-	-	2.1	1.2
	特別に支払われた給与	20,953	23,567	-	-	59.1	11.6
労働時間	時間	時間			%	%	
	総実労働時間	137.1	138.0	100.7	102.1	△ 3.2	0.9
	所定内労働時間	126.1	127.5	98.9	101.3	△ 3.0	1.0
	所定外労働時間	11.0	10.5	126.4	114.1	△ 6.0	1.0
	所定外労働時間（製造業）	17.0	14.3	117.2	120.2	1.7	△ 5.3
常用雇用	人	千人			%	%	
	常用労働者	279,677	51,404	94.3	102.1	△ 4.3	1.7
	一般労働者	187,793	34,852	95.5	100.6	△ 3.8	0.5
	パートタイム労働者	91,884	16,553	87.3	105.7	△ 5.2	4.7

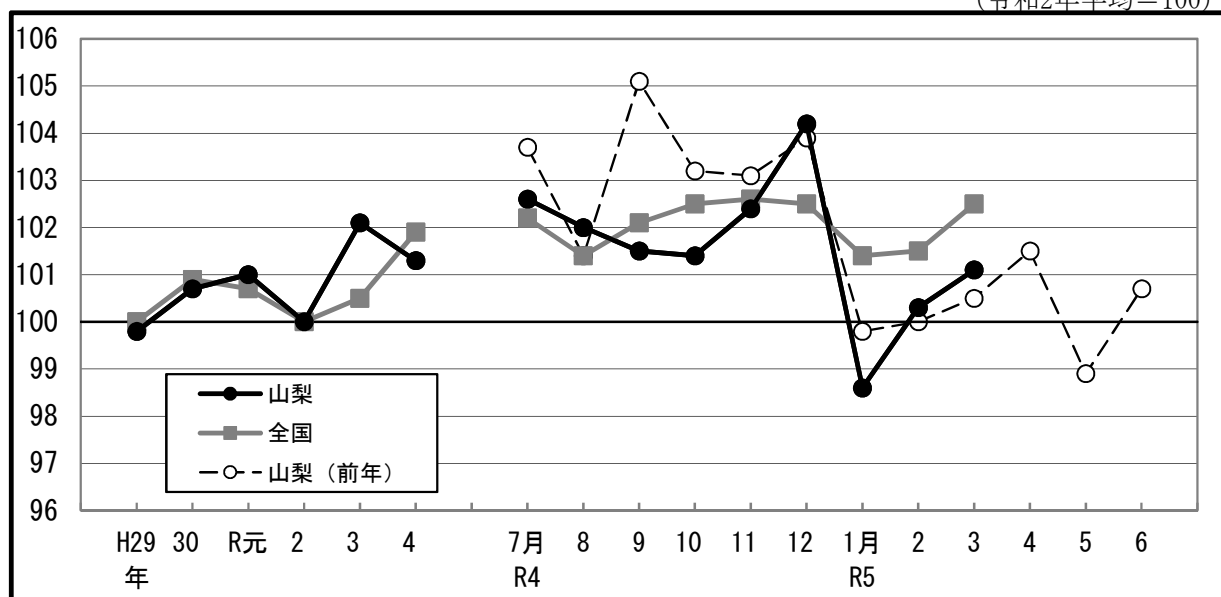
## 2. 賃金の動き（事業所規模5人以上）

### 名目賃金及び実質賃金（現金給与総額）の前年比・前年同月比の推移



### きまって支給する給与の指数の推移

（令和2年平均=100）



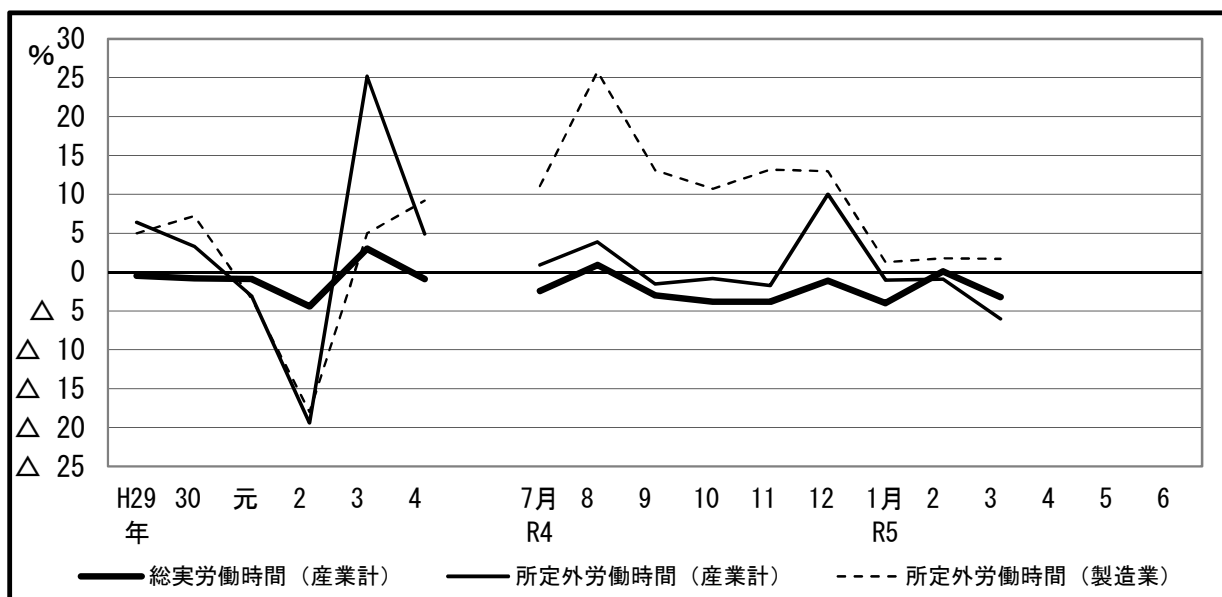
令和5年3月における労働者一人当たりの現金給与総額は、266,549円で、前年の同じ月と比べて3.5%の増加となった。これは、きまって支給する給与が245,596円で0.6%、特別に支払われた給与が20,953円で59.1%それぞれ増加したためである。

なお、きまって支給する給与のうち、所定内給与は226,682円で0.4%増加し、超過労働給与は18,914円で2.1%増加した。

物価の変動による影響を除いた実質賃金指数の現金給与総額は、0.3%の減少となった（P9 事業所規模5人以上参照）。

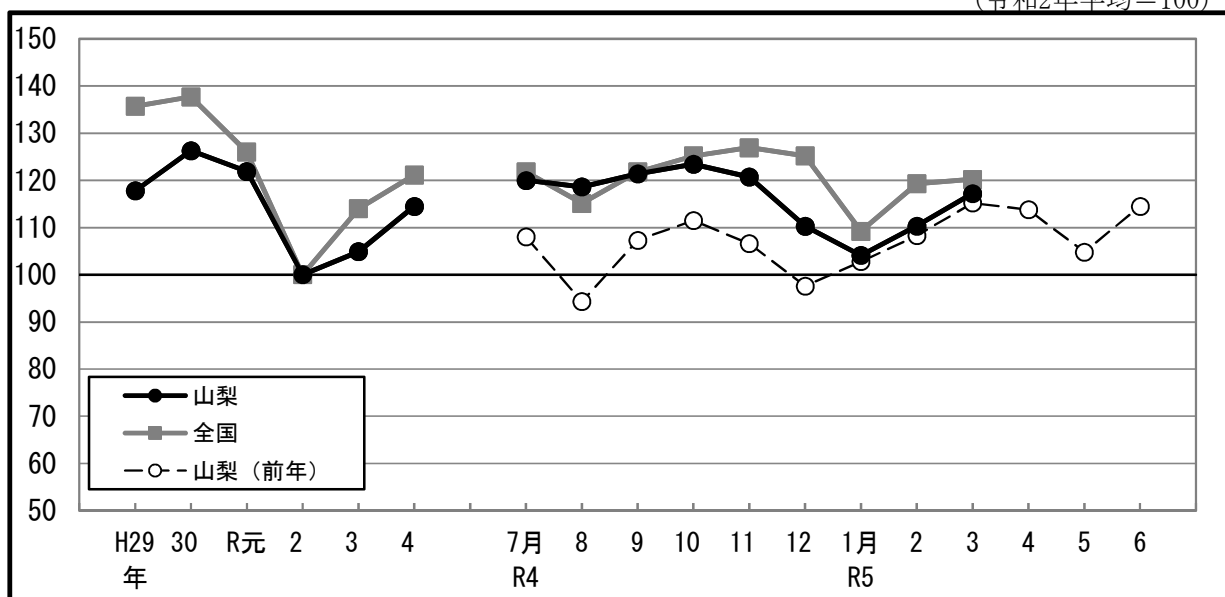
### 3. 労働時間の動き（事業所規模5人以上）

#### 総実労働時間及び所定外労働時間の前年比・前年同月比の推移



#### 所定外労働時間（製造業）の指数の推移

(令和2年平均=100)

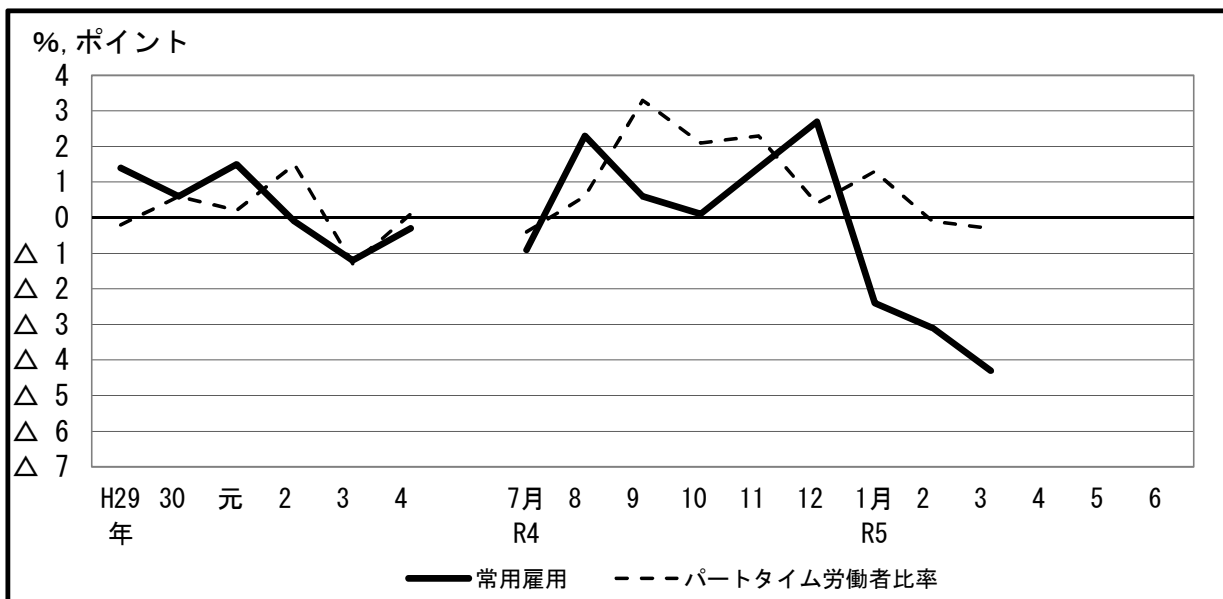


令和5年3月における労働者一人当たりの総実労働時間は、137.1時間で、前年の同じ月と比べて3.2%の減少となった。これは、所定内労働時間が126.1時間で3.0%、所定外労働時間が11.0時間で6.0%それぞれ減少したためである。

景気動向との連動性が高いとされる、製造業における労働者一人当たりの所定外労働時間は、17.0時間で、1.7%の増加となった。

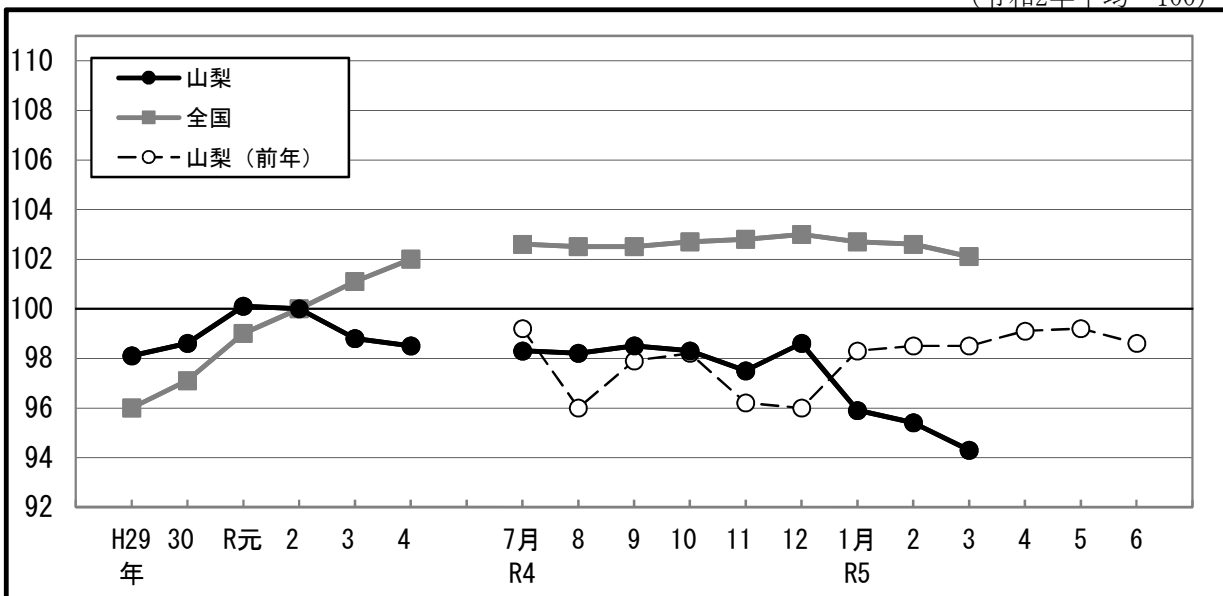
#### 4. 雇用の動き（事業所規模5人以上）

##### 常用労働者及びパートタイム労働者比率の前年比（差）・前年同月比（差）の推移



##### 常用労働者の指数の推移

(令和2年平均=100)



令和5年3月末日における常用労働者は、279,677人で、前年の同じ時期と比べて4.3%の減少となった。これは、一般労働者が187,793人で3.8%、パートタイム労働者が91,884人で5.2%それぞれ減少したためである。

常用労働者全体に占めるパートタイム労働者の比率は、32.9%となり、0.3ポイント下落した（P7 事業所規模5人以上参照。）

## 2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～

### 1. 月間現金給与額

(事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する				特別に支払われた給与	
	前年比		給与	前年比	所定内給与	前年比		超過労働給与
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	266,549	3.5	245,596	0.6	226,682	0.4	18,914	20,953
D 建設業	390,213	9.9	359,945	10.6	323,755	13.1	36,190	30,268
E 製造業	300,490	1.1	288,764	1.1	261,774	1.2	26,990	11,726
F 電気・ガス・熱供給・水道業	520,249	0.2	520,242	0.3	453,617	△ 2.0	66,625	7
G 情報通信業	359,636	7.5	343,619	4.5	325,766	11.6	17,853	16,017
H 運輸業、郵便業	329,080	7.9	328,647	8.8	287,996	7.8	40,651	433
I 卸売業、小売業	181,126	10.5	174,809	10.3	165,037	9.5	9,772	6,317
J 金融業、保険業	337,440	4.3	326,230	4.7	310,189	5.8	16,041	11,210
K 不動産業、物品賃貸業	446,988	58.5	292,466	18.0	260,389	17.6	32,077	154,522
L 学術研究、専門・技術サービス業	342,601	21.3	340,465	21.7	310,566	18.3	29,899	2,136
M 宿泊業、飲食サービス業	113,440	△ 12.7	113,321	△ 12.7	106,746	△ 15.0	6,575	119
N 生活関連サービス業、娯楽業	107,804	△ 58.4	107,359	△ 56.0	104,904	△ 54.0	2,455	445
O 教育、学習支援業	366,035	15.1	308,727	△ 2.7	298,188	△ 3.9	10,539	57,308
P 医療、福祉	337,540	13.4	283,812	8.7	261,566	9.2	22,246	53,728
Q 複合サービス事業	359,556	0.6	276,520	△ 5.1	269,421	△ 4.8	7,099	83,036
R サービス業(他に分類されないもの)	220,855	1.0	209,304	△ 1.8	195,062	△ 0.4	14,242	11,551
T L 調査産業計	350,392	3.8	321,494	0.8	294,299	0.6	27,195	28,898
E 製造業	335,371	0.3	321,643	0.0	290,103	0.1	31,540	13,728
I 卸売業、小売業	303,235	△ 2.8	289,121	△ 2.7	268,684	△ 3.0	20,437	14,114
P 医療、福祉	386,699	12.1	327,724	8.8	300,130	9.9	27,594	58,975
T L 調査産業計	95,884	0.9	91,103	△ 1.8	89,046	△ 1.4	2,057	4,781
E 製造業	126,177	14.1	124,455	15.7	120,205	15.0	4,250	1,722
I 卸売業、小売業	88,651	6.8	88,239	6.7	86,544	5.8	1,695	412
P 医療、福祉	169,738	20.2	133,919	2.9	129,929	1.1	3,990	35,819

(事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する				特別に支払われた給与	
	前年比		給与	前年比	所定内給与	前年比		超過労働給与
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	289,530	1.3	277,953	2.1	251,597	2.1	26,356	11,577
D 建設業	485,235	13.1	412,953	20.4	350,495	44.6	62,458	72,282
E 製造業	326,706	1.8	311,172	1.6	279,939	2.3	31,233	15,534
F 電気・ガス・熱供給・水道業	575,450	△ 0.4	575,440	△ 0.5	486,546	△ 3.2	88,894	10
G 情報通信業	368,337	2.7	364,885	2.6	349,747	10.4	15,138	3,452
H 運輸業、郵便業	314,662	△ 3.3	313,836	△ 2.1	255,963	△ 12.6	57,873	826
I 卸売業、小売業	152,133	△ 6.1	151,365	△ 4.1	141,605	△ 6.2	9,760	768
J 金融業、保険業	313,668	△ 3.0	313,641	△ 3.1	300,901	1.2	12,740	27
K 不動産業、物品賃貸業	414,394	26.4	303,755	△ 4.0	283,123	△ 1.9	20,632	110,639
L 学術研究、専門・技術サービス業	277,793	△ 10.7	276,062	△ 8.5	256,380	△ 7.9	19,682	1,731
M 宿泊業、飲食サービス業	154,243	13.0	153,935	12.8	141,514	10.1	12,421	308
N 生活関連サービス業、娯楽業	137,978	△ 27.3	137,874	△ 4.0	131,343	△ 2.9	6,531	104
O 教育、学習支援業	361,481	5.3	355,970	3.7	345,550	2.5	10,420	5,511
P 医療、福祉	333,004	△ 0.6	322,084	4.0	290,160	5.1	31,924	10,920
Q 複合サービス事業	335,992	7.2	299,030	△ 2.9	284,692	△ 3.7	14,338	36,962
R サービス業(他に分類されないもの)	217,760	11.6	199,879	3.0	182,226	3.4	17,653	17,881
T L 調査産業計	359,536	0.7	344,157	1.6	308,694	1.4	35,463	15,379
E 製造業	359,001	1.4	341,317	0.9	305,408	1.5	35,909	17,684
I 卸売業、小売業	299,405	△ 11.2	296,720	△ 8.3	266,776	△ 12.2	29,944	2,685
P 医療、福祉	360,462	△ 2.1	348,693	2.5	312,250	3.8	36,443	11,769
T L 調査産業計	106,079	4.6	104,464	5.9	101,973	6.6	2,491	1,615
E 製造業	132,883	16.5	130,250	18.3	127,082	18.2	3,168	2,633
I 卸売業、小売業	93,103	6.3	93,103	6.6	91,433	5.9	1,670	0
P 医療、福祉	158,171	6.2	152,654	11.1	149,505	10.8	3,149	5,517

## 2. 月間労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		前年差	
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
T L 調査産業計	137.1	△ 3.2	126.1	△ 3.0	11.0	△ 6.0	17.8	△ 0.6
D 建設業	166.3	△ 7.7	151.4	△ 8.6	14.9	1.4	20.3	△ 2.5
E 製造業	160.6	1.4	143.6	1.3	17.0	1.7	19.0	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	160.7	△ 2.5	144.9	△ 5.4	15.8	37.4	19.4	△ 0.9
G 情報通信業	154.7	△ 6.3	143.2	△ 0.2	11.5	△ 47.2	18.8	△ 0.1
H 運輸業，郵便業	182.9	△ 1.7	151.2	△ 5.2	31.7	19.6	20.7	△ 0.7
I 卸売業，小売業	118.0	4.2	112.1	4.4	5.9	1.7	16.8	0.4
J 金融業，保険業	145.8	1.8	138.2	1.0	7.6	18.7	19.3	0.0
K 不動産業，物品賃貸業	175.9	10.8	155.9	8.1	20.0	39.0	20.0	0.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	142.3	0.4	127.2	△ 2.4	15.1	33.6	17.7	△ 0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	92.5	△ 7.9	87.1	△ 10.8	5.4	100.0	14.4	△ 1.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	81.9	△ 48.2	80.2	△ 38.7	1.7	△ 93.8	12.7	△ 6.6
O 教育，学習支援業	148.8	△ 2.7	135.9	△ 0.6	12.9	△ 19.9	19.0	0.4
P 医療，福祉	141.5	1.8	134.4	1.3	7.1	12.8	18.5	0.0
Q 複合サービス事業	152.5	△ 3.8	142.7	△ 5.3	9.8	24.1	19.4	△ 1.0
R サービス業（他に分類されないもの）	137.7	△ 0.3	129.5	0.4	8.2	△ 8.9	18.2	△ 0.4
T L 調査産業計	165.7	△ 2.4	150.1	△ 2.0	15.6	△ 6.6	19.8	△ 0.4
E 製造業	169.7	△ 0.2	150.3	△ 0.1	19.4	△ 1.0	19.4	0.0
I 卸売業，小売業	169.2	△ 0.7	157.2	0.6	12.0	△ 14.3	20.0	△ 0.5
P 医療，福祉	157.0	3.5	148.5	3.4	8.5	6.3	19.4	0.1
T L 調査産業計	79.0	△ 6.8	77.3	△ 7.1	1.7	6.3	13.6	△ 1.1
E 製造業	115.3	15.4	110.4	13.0	4.9	122.8	16.5	0.2
I 卸売業，小売業	79.3	△ 3.2	78.0	△ 3.3	1.3	8.3	14.4	0.2
P 医療，福祉	88.6	△ 8.8	86.5	△ 10.2	2.1	133.3	15.4	△ 0.4

(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		前年差	
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
T L 調査産業計	145.1	△ 0.6	131.9	△ 0.7	13.2	0.0	18.2	△ 0.1
D 建設業	170.1	△ 14.6	150.5	△ 10.9	19.6	△ 34.8	18.8	△ 3.3
E 製造業	165.1	1.5	145.8	2.3	19.3	△ 3.9	19.1	0.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	169.7	2.6	149.8	△ 0.4	19.9	31.8	20.1	0.2
G 情報通信業	150.3	△ 9.9	141.0	△ 2.3	9.3	△ 58.9	18.7	△ 0.5
H 運輸業，郵便業	166.4	△ 8.8	136.8	△ 11.2	29.6	4.2	19.3	△ 1.1
I 卸売業，小売業	109.9	△ 1.2	105.0	△ 1.5	4.9	6.5	16.9	0.2
J 金融業，保険業	143.0	3.3	137.6	5.0	5.4	△ 26.1	19.3	0.4
K 不動産業，物品賃貸業	177.2	12.5	165.6	14.1	11.6	△ 7.2	21.4	1.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	145.8	△ 0.2	135.1	1.1	10.7	△ 14.3	18.5	0.3
M 宿泊業，飲食サービス業	115.5	9.1	105.5	5.2	10.0	78.6	15.6	△ 0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	98.4	△ 9.1	94.1	△ 7.9	4.3	△ 27.1	15.2	△ 1.8
O 教育，学習支援業	146.3	1.7	134.5	△ 0.7	11.8	40.5	18.4	0.1
P 医療，福祉	146.5	△ 0.9	137.7	△ 1.1	8.8	2.3	18.7	0.3
Q 複合サービス事業	149.1	△ 10.5	140.2	△ 11.6	8.9	9.9	18.8	△ 2.4
R サービス業（他に分類されないもの）	138.1	1.1	128.2	1.4	9.9	△ 4.8	18.2	0.1
T L 調査産業計	166.8	△ 1.3	149.3	△ 1.4	17.5	0.0	19.4	△ 0.1
E 製造業	173.1	△ 0.1	151.1	0.4	22.0	△ 3.9	19.5	0.2
I 卸売業，小売業	170.8	1.5	156.6	0.0	14.2	21.3	19.2	0.0
P 医療，福祉	155.3	△ 2.2	145.3	△ 2.3	10.0	1.0	19.2	0.2
T L 調査産業計	88.4	2.6	86.4	2.8	2.0	△ 4.8	15.1	0.0
E 製造業	116.6	21.7	114.0	22.6	2.6	△ 3.6	16.5	0.9
I 卸売業，小売業	85.6	△ 1.6	84.4	△ 1.0	1.2	△ 25.0	15.9	0.3
P 医療，福祉	90.9	4.7	89.2	4.5	1.7	21.4	15.4	0.5



### 3. 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者 人	パート タイム 労働者 人	パートタイム 労働者比率		入職率 %	離職率 %
	人	%			%	ポイント		
T L 調査産業計	279,677	△ 4.3	187,793	91,884	32.9	△ 0.3	1.49	2.16
D 建設業	13,001	1.6	12,769	232	1.8	△ 2.7	1.55	1.50
E 製造業	57,391	△ 6.4	47,871	9,520	16.6	△ 0.2	1.20	1.40
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,924	19.6	1,888	36	1.9	△ 2.1	0.00	0.10
G 情報通信業	3,148	△ 8.8	3,032	116	3.7	△ 1.4	0.57	0.25
H 運輸業、郵便業	15,587	△ 0.2	13,118	2,469	15.8	5.8	1.60	1.98
I 卸売業、小売業	45,055	△ 9.8	19,354	25,701	57.0	△ 7.9	1.65	2.01
J 金融業、保険業	6,061	△ 8.2	5,080	981	16.2	△ 3.0	0.99	0.76
K 不動産業、物品賃貸業	2,440	5.7	2,009	431	17.7	△ 25.4	1.90	3.31
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,221	3.2	4,360	861	16.5	3.1	0.00	1.36
M 宿泊業、飲食サービス業	31,751	△ 1.5	12,890	18,861	59.4	△ 10.6	3.04	5.39
N 生活関連サービス業、娯楽業	16,616	12.5	4,325	12,291	74.0	34.1	1.26	0.23
O 教育、学習支援業	17,816	△ 16.2	14,000	3,816	21.4	2.6	0.30	3.30
P 医療、福祉	45,995	△ 1.4	35,556	10,439	22.7	△ 0.6	1.23	2.00
Q 複合サービス事業	3,893	△ 0.9	3,228	665	17.1	△ 2.4	0.13	0.56
R サービス業(他に分類されないもの)	13,778	△ 5.6	8,313	5,465	39.7	6.7	2.69	2.17
T L 調査産業計	一般労働者		187,793	-	-	-	0.96	1.54
E 製造業	一般労働者		47,871	-	-	-	0.91	1.25
I 卸売業、小売業	一般労働者		19,354	-	-	-	0.99	1.98
P 医療、福祉	一般労働者		35,556	-	-	-	1.25	2.37
T L 調査産業計	パートタイム労働者		91,884	-	-	-	2.59	3.41
E 製造業	パートタイム労働者		9,520	-	-	-	2.65	2.15
I 卸売業、小売業	パートタイム労働者		25,701	-	-	-	2.16	2.03
P 医療、福祉	パートタイム労働者		10,439	-	-	-	1.16	0.73

(事業所規模30人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者 人	パート タイム 労働者 人	パートタイム 労働者比率		入職率 %	離職率 %
	人	%			%	ポイント		
T L 調査産業計	147,411	△ 4.0	106,731	40,680	27.6	△ 0.1	1.53	2.12
D 建設業	4,977	13.0	4,823	154	3.1	△ 7.4	1.90	1.31
E 製造業	43,251	△ 5.0	37,033	6,218	14.4	0.4	1.27	0.90
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,393	19.5	1,357	36	2.6	△ 0.1	0.00	0.14
G 情報通信業	2,111	△ 9.4	2,055	56	2.7	△ 2.6	0.86	0.38
H 運輸業、郵便業	8,262	3.8	6,265	1,997	24.2	18.5	3.08	1.33
I 卸売業、小売業	17,324	△ 10.4	4,958	12,366	71.4	1.4	1.95	2.23
J 金融業、保険業	2,805	△ 4.6	2,232	573	20.4	△ 2.7	0.93	0.43
K 不動産業、物品賃貸業	593	0.0	529	64	10.8	△ 5.6	1.35	1.35
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,401	△ 5.9	1,061	340	24.3	8.4	0.00	4.89
M 宿泊業、飲食サービス業	12,428	11.3	5,886	6,542	52.6	△ 16.0	2.34	2.57
N 生活関連サービス業、娯楽業	5,099	5.2	2,040	3,059	60.0	3.2	1.50	0.75
O 教育、学習支援業	9,496	△ 24.4	7,630	1,866	19.7	△ 0.2	0.56	6.03
P 医療、福祉	27,688	△ 2.0	23,914	3,774	13.6	△ 1.3	1.17	2.99
Q 複合サービス事業	1,760	△ 7.1	1,383	377	21.4	△ 1.7	0.28	1.24
R サービス業(他に分類されないもの)	8,823	△ 4.0	5,565	3,258	36.9	3.9	2.57	2.96
T L 調査産業計	一般労働者		106,731	-	-	-	1.24	1.81
E 製造業	一般労働者		37,033	-	-	-	0.97	0.81
I 卸売業、小売業	一般労働者		4,958	-	-	-	2.62	2.84
P 医療、福祉	一般労働者		23,914	-	-	-	1.21	3.14
T L 調査産業計	パートタイム労働者		40,680	-	-	-	2.28	2.93
E 製造業	パートタイム労働者		6,218	-	-	-	3.04	1.47
I 卸売業、小売業	パートタイム労働者		12,366	-	-	-	1.69	1.99
P 医療、福祉	パートタイム労働者		3,774	-	-	-	0.97	2.02

#### 4. 名目賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	97.9	1.2	94.7	△ 2.2	98.3	0.2	95.6	△ 0.8	98.0	0.3	94.6	△ 0.6	
29年	98.7	0.8	93.4	△ 1.3	99.8	1.6	94.3	△ 1.4	99.1	1.1	92.8	△ 1.9	
30年	101.6	2.9	102.9	10.1	100.7	0.9	100.0	6.0	99.8	0.7	97.8	5.4	
令和元年	100.4	△ 1.2	99.2	△ 3.7	101.0	0.3	98.0	△ 1.9	100.7	1.0	96.5	△ 1.4	
2年	100.0	△ 0.4	100.0	0.9	100.0	△ 1.0	100.0	2.0	100.0	△ 0.7	100.0	3.6	
3年	101.2	1.3	99.0	△ 1.0	102.1	2.1	98.6	△ 1.4	101.7	1.7	98.0	△ 2.0	
4年	101.4	0.2	100.1	1.1	101.3	△ 0.8	96.8	△ 1.8	100.7	△ 1.0	96.4	△ 1.6	
令和3年	3月	90.6	3.5	82.7	△ 0.5	101.7	0.8	98.6	△ 2.3	100.4	△ 0.1	97.2	△ 2.8
	4月	85.5	0.7	83.1	3.4	101.3	△ 0.2	100.7	0.6	100.6	△ 1.2	99.7	0.2
	5月	86.4	0.4	76.4	△ 4.4	99.6	1.2	94.1	△ 2.3	99.3	△ 0.6	94.0	△ 3.5
	6月	140.3	△ 6.3	143.6	△ 10.1	102.9	3.3	98.2	0.1	102.8	1.4	98.4	△ 2.4
	7月	112.1	6.3	111.9	0.3	103.7	4.9	97.0	△ 1.7	103.4	4.0	95.9	△ 3.4
	8月	87.1	△ 1.2	82.8	△ 0.2	101.4	1.8	96.8	△ 1.9	101.1	1.9	96.6	△ 2.6
	9月	88.9	6.0	83.6	1.8	105.1	5.0	99.6	△ 1.2	104.4	4.8	98.6	△ 2.5
	10月	87.1	4.4	80.8	0.5	103.2	3.0	100.8	△ 0.9	103.3	3.5	99.5	△ 2.0
	11月	88.4	△ 0.4	81.5	△ 7.9	103.1	2.5	99.7	△ 3.0	103.3	3.6	99.7	△ 1.9
	12月	181.2	3.9	205.0	6.1	103.9	3.3	100.7	△ 2.8	103.7	4.0	100.4	△ 2.0
令和4年	1月	85.1	1.2	78.1	△ 0.5	99.8	△ 0.3	95.0	△ 4.1	99.0	△ 0.1	94.9	△ 3.5
	2月	84.1	1.1	77.2	△ 0.8	100.0	0.9	97.2	△ 1.2	99.8	1.4	97.2	△ 0.7
	3月	87.8	△ 3.1	78.7	△ 4.8	100.5	△ 1.2	95.9	△ 2.7	99.7	△ 0.7	95.4	△ 1.9
	4月	85.8	0.4	77.7	△ 6.5	101.5	0.2	96.8	△ 3.9	100.1	△ 0.5	96.2	△ 3.5
	5月	84.8	△ 1.9	81.8	7.1	98.9	△ 0.7	94.6	0.5	98.7	△ 0.6	94.3	0.3
	6月	144.6	3.1	151.9	5.8	100.7	△ 2.1	96.6	△ 1.6	100.5	△ 2.2	96.4	△ 2.0
	7月	113.9	1.6	126.0	12.6	102.6	△ 1.1	98.2	1.2	102.2	△ 1.2	97.6	1.8
	8月	89.0	2.2	83.6	1.0	102.0	0.6	95.9	△ 0.9	101.2	0.1	95.1	△ 1.6
	9月	85.2	△ 4.2	78.7	△ 5.9	101.5	△ 3.4	97.3	△ 2.3	101.0	△ 3.3	96.8	△ 1.8
	10月	86.3	△ 0.9	83.8	3.7	101.4	△ 1.7	98.1	△ 2.7	100.4	△ 2.8	97.2	△ 2.3
	11月	87.8	△ 0.7	82.1	0.7	102.4	△ 0.7	98.5	△ 1.2	101.9	△ 1.4	97.7	△ 2.0
	12月	182.6	0.8	201.5	△ 1.7	104.2	0.3	97.5	△ 3.2	103.4	△ 0.3	97.7	△ 2.7
令和5年	1月	83.9	△ 1.4	78.6	0.6	98.6	△ 1.2	94.7	△ 0.3	96.9	△ 2.1	94.8	△ 0.1
	2月	84.0	△ 0.1	77.7	0.6	100.3	0.3	98.0	0.8	99.3	△ 0.5	97.9	0.7
	3月	90.9	3.5	79.6	1.1	101.1	0.6	97.0	1.1	100.1	0.4	96.5	1.2

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	100.1	1.2	94.6	△ 1.2	100.4	0.5	96.2	0.2	100.3	0.5	95.1	0.4	
29年	100.9	0.8	94.5	△ 0.1	101.6	1.2	95.4	△ 0.8	100.8	0.5	93.8	△ 1.4	
30年	104.8	3.9	102.9	8.9	103.0	1.4	99.9	4.7	101.5	0.7	97.8	4.2	
令和元年	101.0	△ 3.7	99.6	△ 3.3	100.0	△ 3.0	98.2	△ 1.7	99.3	△ 2.2	96.7	△ 1.1	
2年	100.0	△ 1.0	100.0	0.5	100.0	0.1	100.0	1.9	100.0	0.7	100.0	3.4	
3年	102.2	2.2	100.8	0.8	102.7	2.7	100.0	0.0	102.3	2.3	98.9	△ 1.1	
4年	104.2	2.0	100.9	0.1	103.0	0.3	96.7	△ 3.3	101.4	△ 0.9	96.3	△ 2.6	
令和3年	3月	88.3	4.0	83.2	2.0	102.5	2.6	100.7	△ 0.4	101.9	2.6	98.6	△ 1.2
	4月	85.9	4.1	83.1	6.0	103.7	2.7	102.8	1.6	103.4	2.6	101.3	1.0
	5月	87.2	2.8	75.5	△ 5.4	101.3	3.2	95.7	△ 2.6	101.5	2.0	95.3	△ 4.2
	6月	151.0	△ 5.8	151.4	△ 10.9	105.3	6.4	99.0	0.6	105.4	4.7	98.7	△ 2.5
	7月	110.6	6.8	113.9	2.4	102.3	2.9	97.4	△ 1.0	101.4	1.4	95.6	△ 3.4
	8月	84.9	0.9	81.8	0.9	101.3	1.5	98.7	0.1	100.9	1.0	98.1	△ 1.1
	9月	86.3	3.7	82.5	3.2	103.4	2.6	100.3	0.2	102.6	1.9	98.8	△ 1.8
	10月	85.3	3.6	78.1	0.9	102.7	1.7	101.1	0.6	102.5	1.8	99.2	△ 1.3
	11月	85.4	△ 5.2	80.7	△ 6.2	102.5	1.8	100.8	△ 0.7	102.9	2.8	100.2	0.0
	12月	193.8	6.4	223.8	11.5	103.1	1.7	102.0	△ 0.9	102.8	1.9	101.0	△ 0.7
令和4年	1月	86.1	2.7	77.1	△ 1.0	102.6	0.2	95.8	△ 5.3	101.1	△ 0.4	95.7	△ 4.2
	2月	84.4	1.2	75.8	△ 1.8	102.8	1.4	98.2	△ 2.2	101.8	0.5	98.2	△ 1.4
	3月	87.4	△ 1.0	77.3	△ 7.1	102.5	0.0	96.2	△ 4.5	101.1	△ 0.8	95.3	△ 3.3
	4月	84.5	△ 1.6	75.0	△ 9.7	103.2	△ 0.5	95.8	△ 6.8	101.3	△ 2.0	95.2	△ 6.0
	5月	85.6	△ 1.8	81.0	7.3	101.6	0.3	95.3	△ 0.4	100.3	△ 1.2	94.7	△ 0.6
	6月	161.1	6.7	163.0	7.7	103.2	△ 2.0	97.0	△ 2.0	102.0	△ 3.2	96.5	△ 2.2
	7月	116.5	5.3	128.2	12.6	103.6	1.3	98.4	1.0	102.0	0.6	97.9	2.4
	8月	87.5	3.1	82.6	1.0	102.5	1.2	96.0	△ 2.7	100.6	△ 0.3	95.3	△ 2.9
	9月	84.7	△ 1.9	76.4	△ 7.4	102.9	△ 0.5	96.7	△ 3.6	101.1	△ 1.5	96.2	△ 2.6
	10月	87.7	2.8	81.5	4.4	103.9	1.2	97.2	△ 3.9	101.8	△ 0.7	96.3	△ 2.9
	11月	87.2	2.1	79.8	△ 1.1	102.9	0.4	97.3	△ 3.5	101.8	△ 1.1	96.9	△ 3.3
	12月	197.8	2.1	212.6	△ 5.0	103.7	0.6	96.4	△ 5.5	102.0	△ 0.8	96.8	△ 4.2
令和5年	1月	86.2	0.1	75.5	△ 2.1	103.3	0.7	94.3	△ 1.6	101.3	0.2	95.0	△ 0.7
	2月	85.5	1.3	75.4	△ 0.5	104.3	1.5	97.7	△ 0.5	102.8	1.0	98.2	0.0
	3月	88.5	1.3	78.7	1.8	104.7	2.1	97.7	1.6	103.2	2.1	97.5	2.3

## 5. 実質賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	100.4	2.1	97.1	△ 1.3	100.8	1.2	98.1	0.1	
29年	100.7	0.2	95.3	△ 1.9	101.8	1.0	96.2	△ 2.0	
30年	101.9	1.2	103.2	8.3	101.0	△ 0.8	100.3	4.3	
令和元年	99.9	△ 1.9	98.7	△ 4.4	100.5	△ 0.5	97.5	△ 2.7	
2年	100.0	0.2	100.0	1.5	100.0	△ 0.4	100.0	2.6	
3年	101.3	1.3	99.1	△ 0.9	102.2	2.2	98.7	△ 1.3	
4年	98.5	△ 2.8	97.3	△ 1.8	98.4	△ 3.7	94.1	△ 4.7	
令和3年	3月	90.5	3.8	82.6	△ 0.2	101.6	1.1	98.5	△ 2.0
4月	86.0	1.7	83.6	4.2	101.9	0.7	101.3	1.5	
5月	86.7	1.0	76.6	△ 3.9	99.9	1.7	94.4	△ 1.8	
6月	140.9	△ 5.9	144.2	△ 9.6	103.3	3.8	98.6	0.6	
7月	112.2	6.5	112.0	0.4	103.8	5.0	97.1	△ 1.5	
8月	87.1	△ 1.2	82.8	△ 0.2	101.4	1.8	96.8	△ 1.8	
9月	88.7	5.5	83.4	1.2	104.9	4.6	99.4	△ 1.6	
10月	87.2	4.3	80.9	0.2	103.3	2.9	100.9	△ 1.0	
11月	88.1	△ 1.2	81.3	△ 8.7	102.8	1.6	99.4	△ 3.9	
12月	180.7	2.8	204.4	4.9	103.6	2.2	100.4	△ 3.8	
令和4年	1月	84.5	0.2	77.6	△ 1.4	99.1	△ 1.2	94.3	△ 5.0
2月	83.3	0.0	76.4	△ 1.9	99.0	△ 0.2	96.2	△ 2.3	
3月	86.5	△ 4.4	77.5	△ 6.2	99.0	△ 2.6	94.5	△ 4.1	
4月	84.1	△ 2.2	76.2	△ 8.9	99.5	△ 2.4	94.9	△ 6.3	
5月	82.9	△ 4.4	80.0	4.4	96.7	△ 3.2	92.5	△ 2.0	
6月	141.3	0.3	148.5	3.0	98.4	△ 4.7	94.4	△ 4.3	
7月	110.6	△ 1.4	122.3	9.2	99.6	△ 4.0	95.3	△ 1.9	
8月	86.0	△ 1.3	80.8	△ 2.4	98.6	△ 2.8	92.7	△ 4.2	
9月	82.0	△ 7.6	75.7	△ 9.2	97.7	△ 6.9	93.6	△ 5.8	
10月	82.4	△ 5.5	80.0	△ 1.1	96.8	△ 6.3	93.7	△ 7.1	
11月	83.5	△ 5.2	78.1	△ 3.9	97.4	△ 5.3	93.7	△ 5.7	
12月	173.7	△ 3.9	191.7	△ 6.2	99.1	△ 4.3	92.8	△ 7.6	
令和5年	1月	79.5	△ 5.9	74.5	△ 4.0	93.5	△ 5.7	89.8	△ 4.8
2月	80.0	△ 4.0	74.0	△ 3.1	95.5	△ 3.5	93.3	△ 3.0	
3月	86.2	△ 0.3	75.5	△ 2.6	95.9	△ 3.1	92.0	△ 2.6	

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	102.7	2.0	97.0	△ 0.4	103.0	1.3	98.7	1.0	
29年	103.0	0.2	96.4	△ 0.7	103.7	0.6	97.3	△ 1.4	
30年	105.1	2.2	103.2	7.1	103.3	△ 0.3	100.2	3.0	
令和元年	100.5	△ 4.4	99.1	△ 4.0	99.5	△ 3.8	97.7	△ 2.5	
2年	100.0	△ 0.4	100.0	1.1	100.0	0.6	100.0	2.5	
3年	102.3	2.3	100.9	0.9	102.8	2.8	100.1	0.1	
4年	101.3	△ 1.0	98.1	△ 2.8	100.1	△ 2.6	94.0	△ 6.1	
令和3年	3月	88.2	4.3	83.1	2.3	102.4	2.8	100.6	△ 0.1
4月	86.4	5.0	83.6	6.9	104.3	3.6	103.4	2.5	
5月	87.5	3.4	75.7	△ 4.9	101.6	3.6	96.0	△ 2.1	
6月	151.6	△ 5.3	152.0	△ 10.5	105.7	6.8	99.4	1.1	
7月	110.7	7.0	114.0	2.5	102.4	2.9	97.5	△ 0.8	
8月	84.9	1.0	81.8	1.0	101.3	1.4	98.7	0.1	
9月	86.1	3.2	82.3	2.7	103.2	2.2	100.1	△ 0.2	
10月	85.4	3.5	78.2	0.8	102.8	1.6	101.2	0.5	
11月	85.1	△ 6.1	80.5	△ 6.9	102.2	0.9	100.5	△ 1.6	
12月	193.2	5.2	223.1	10.3	102.8	0.6	101.7	△ 1.9	
令和4年	1月	85.5	1.8	76.6	△ 1.9	101.9	△ 0.7	95.1	△ 6.2
2月	83.6	0.1	75.0	△ 3.0	101.8	0.3	97.2	△ 3.3	
3月	86.1	△ 2.4	76.2	△ 8.3	101.0	△ 1.4	94.8	△ 5.8	
4月	82.8	△ 4.2	73.5	△ 12.1	101.2	△ 3.0	93.9	△ 9.2	
5月	83.7	△ 4.3	79.2	4.6	99.3	△ 2.3	93.2	△ 2.9	
6月	157.5	3.9	159.3	4.8	100.9	△ 4.5	94.8	△ 4.6	
7月	113.1	2.2	124.5	9.2	100.6	△ 1.8	95.5	△ 2.1	
8月	84.5	△ 0.5	79.8	△ 2.4	99.0	△ 2.3	92.8	△ 6.0	
9月	81.5	△ 5.3	73.5	△ 10.7	99.0	△ 4.1	93.1	△ 7.0	
10月	83.8	△ 1.9	77.8	△ 0.5	99.2	△ 3.5	92.8	△ 8.3	
11月	83.0	△ 2.5	75.9	△ 5.7	97.9	△ 4.2	92.6	△ 7.9	
12月	188.2	△ 2.6	202.3	△ 9.3	98.7	△ 4.0	91.7	△ 9.8	
令和5年	1月	81.7	△ 4.4	71.6	△ 6.5	97.9	△ 3.9	89.4	△ 6.0
2月	81.4	△ 2.6	71.8	△ 4.3	99.3	△ 2.5	93.0	△ 4.3	
3月	84.0	△ 2.4	74.7	△ 2.0	99.3	△ 1.7	92.7	△ 2.2	

甲府市 消費者 物価指数
97.5
98.0
99.7
100.5
100.0
99.9
102.9
100.1
99.4
99.7
99.6
99.9
100.0
100.2
100.3
100.3
100.7
101.0
101.5
102.0
102.3
102.3
103.0
103.5
103.9
104.7
105.1
105.1
105.5
105.0
105.4

(※) 甲府市消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合指数を使用しており、基準は令和2年平均を100としている。

## 6. 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	107.0	0.1	105.2	△ 0.4	106.4	0.2	104.5	△ 0.1	116.5	△ 1.5	112.3	△ 3.4	
29年	106.5	△ 0.5	105.4	0.2	105.3	△ 1.0	104.1	△ 0.4	123.9	6.4	117.8	5.0	
30年	105.6	△ 0.8	107.4	1.9	104.1	△ 1.1	105.4	1.3	128.1	3.3	126.3	7.2	
令和元年	104.6	△ 0.9	104.0	△ 3.1	103.3	△ 0.8	102.2	△ 3.1	124.1	△ 3.1	121.9	△ 3.5	
2年	100.0	△ 4.4	100.0	△ 3.9	100.0	△ 3.2	100.0	△ 2.1	100.0	△ 19.4	100.0	△ 18.0	
3年	103.0	3.0	100.3	0.3	101.5	1.6	99.9	△ 0.1	125.1	25.2	104.9	5.0	
4年	102.1	△ 0.9	100.4	0.1	100.1	△ 1.4	98.9	△ 1.0	131.2	4.9	114.5	9.2	
令和3年	3月	105.6	4.6	101.0	△ 3.1	104.1	3.5	99.7	△ 3.3	128.6	19.1	112.7	△ 2.4
4月	105.6	3.1	106.7	0.6	104.9	1.6	106.5	0.0	116.0	29.6	108.0	6.8	
5月	97.2	7.8	91.9	5.5	96.3	5.6	91.4	3.2	110.3	50.1	96.2	32.1	
6月	105.8	4.5	106.0	7.8	104.9	2.2	105.9	6.1	119.5	50.7	108.7	28.4	
7月	106.4	2.5	104.6	2.9	104.6	0.2	104.3	1.3	132.1	38.6	108.0	21.8	
8月	98.0	2.3	91.3	1.3	96.3	0.9	90.9	0.9	121.7	21.8	94.3	4.6	
9月	105.8	4.8	101.6	1.5	103.8	3.1	101.1	0.7	136.6	29.3	107.3	9.1	
10月	106.6	2.4	103.7	△ 0.2	104.5	0.7	102.9	△ 1.3	135.6	24.3	111.5	11.0	
11月	107.4	5.1	104.7	0.0	105.6	4.1	104.5	0.2	135.6	20.5	106.6	△ 1.9	
12月	105.0	3.3	101.8	△ 2.3	103.4	2.5	102.3	△ 1.0	128.6	14.3	97.6	△ 12.9	
令和4年	1月	97.2	1.5	91.8	△ 1.3	95.6	1.5	90.6	△ 1.7	120.7	2.0	102.8	1.0
2月	98.1	1.2	98.1	0.6	96.5	1.0	97.0	0.4	121.8	3.0	108.3	1.6	
3月	104.0	△ 1.5	101.9	0.9	102.0	△ 2.0	100.5	0.8	134.5	4.6	115.2	2.2	
4月	105.7	0.1	105.0	△ 1.6	103.6	△ 1.2	104.0	△ 2.3	136.8	17.9	113.8	5.4	
5月	98.0	0.8	91.8	△ 0.1	96.3	0.0	90.4	△ 1.1	123.0	11.5	104.8	8.9	
6月	107.3	1.4	107.1	1.0	105.5	0.6	106.3	0.4	134.5	12.6	114.5	5.3	
7月	103.8	△ 2.4	104.1	△ 0.5	101.8	△ 2.7	102.5	△ 1.7	133.3	0.9	120.0	11.1	
8月	98.9	0.9	96.1	5.3	97.0	0.7	93.8	3.2	126.4	3.9	118.6	25.8	
9月	102.6	△ 3.0	101.0	△ 0.6	100.5	△ 3.2	98.9	△ 2.2	134.5	△ 1.5	121.4	13.1	
10月	102.5	△ 3.8	101.4	△ 2.2	100.3	△ 4.0	99.1	△ 3.7	134.5	△ 0.8	123.4	10.7	
11月	103.3	△ 3.8	103.9	△ 0.8	101.3	△ 4.1	102.2	△ 2.2	133.3	△ 1.7	120.7	13.2	
12月	103.8	△ 1.1	102.4	0.6	101.3	△ 2.0	101.6	△ 0.7	141.4	10.0	110.3	13.0	
令和5年	1月	93.3	△ 4.0	92.3	0.5	91.5	△ 4.3	91.1	0.6	119.5	△ 1.0	104.1	1.3
2月	98.2	0.1	102.0	4.0	96.6	0.1	101.1	4.2	120.7	△ 0.9	110.3	1.8	
3月	100.7	△ 3.2	103.3	1.4	98.9	△ 3.0	101.8	1.3	126.4	△ 6.0	117.2	1.7	

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間				
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年	105.5	0.1	104.5	△ 0.4	105.0	0.3	103.5	△ 0.2	113.0	△ 1.4	112.8	△ 2.3	
29年	106.7	1.2	105.5	0.9	105.5	0.4	103.7	0.2	121.6	7.6	120.9	7.3	
30年	105.6	△ 1.1	106.8	1.3	104.0	△ 1.3	104.6	0.8	124.8	2.6	126.1	4.3	
令和元年	103.2	△ 2.3	103.1	△ 3.5	101.8	△ 2.2	101.8	△ 2.6	119.5	△ 4.2	113.9	△ 9.6	
2年	100.0	△ 3.1	100.0	△ 3.0	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.8	100.0	△ 16.3	100.0	△ 12.3	
3年	102.0	2.0	100.7	0.7	101.3	1.3	99.4	△ 0.5	110.8	10.8	111.5	11.5	
4年	101.2	△ 0.8	99.3	△ 1.4	99.4	△ 1.9	97.4	△ 2.0	123.1	11.1	116.9	4.8	
令和3年	3月	103.3	1.9	102.2	△ 1.6	102.5	2.1	100.1	△ 2.4	112.7	0.0	120.9	5.2
4月	107.4	3.6	108.0	1.2	107.0	2.8	107.0	△ 0.2	112.7	14.3	116.0	13.6	
5月	98.2	6.2	93.3	4.0	97.8	4.4	92.2	1.0	103.3	32.9	102.2	34.1	
6月	105.7	5.4	106.4	7.2	105.1	3.6	105.5	4.7	112.7	30.7	114.3	31.3	
7月	104.1	1.3	105.1	2.6	103.4	△ 0.1	104.2	0.2	113.7	22.5	113.0	25.5	
8月	97.3	1.9	90.9	0.5	96.4	1.2	89.7	△ 0.5	108.0	10.7	100.9	7.6	
9月	101.7	1.9	100.2	0.6	100.7	1.1	98.8	△ 0.7	113.7	12.2	112.5	12.1	
10月	104.3	0.1	103.4	△ 0.9	103.5	△ 0.8	101.7	△ 2.7	115.5	10.9	117.9	15.4	
11月	104.9	2.9	104.7	0.8	104.1	2.5	103.5	0.1	114.6	8.0	114.9	6.2	
12月	102.5	1.2	101.7	△ 1.4	101.8	1.0	101.2	△ 0.8	110.8	2.7	105.2	△ 6.9	
令和4年	1月	96.4	△ 0.9	91.4	△ 3.6	94.9	△ 1.8	89.8	△ 3.6	115.1	8.5	105.5	△ 2.5
2月	95.8	△ 1.3	96.1	△ 1.8	94.3	△ 2.1	94.4	△ 1.8	115.1	8.5	111.5	△ 0.9	
3月	103.1	△ 0.2	101.6	△ 0.6	101.4	△ 1.1	99.3	△ 0.8	124.5	10.5	121.8	0.7	
4月	104.8	△ 2.4	104.5	△ 3.2	103.2	△ 3.6	103.1	△ 3.6	124.5	10.5	117.6	1.4	
5月	96.8	△ 1.4	91.0	△ 2.5	95.2	△ 2.7	88.7	△ 3.8	116.0	12.3	111.5	9.1	
6月	106.4	0.7	106.5	0.1	105.0	△ 0.1	104.8	△ 0.7	123.6	9.7	121.8	6.6	
7月	103.5	△ 0.6	103.1	△ 1.9	101.6	△ 1.7	101.3	△ 2.8	126.4	11.2	120.0	6.2	
8月	99.7	2.5	95.3	4.8	97.6	1.2	92.6	3.2	125.5	16.2	119.4	18.3	
9月	101.6	△ 0.1	99.8	△ 0.4	99.5	△ 1.2	97.3	△ 1.5	128.3	12.8	122.4	8.8	
10月	102.8	△ 1.4	100.0	△ 3.3	100.5	△ 2.9	97.4	△ 4.2	131.1	13.5	123.6	4.8	
11月	102.1	△ 2.7	102.4	△ 2.2	100.3	△ 3.7	100.3	△ 3.1	124.5	8.6	120.6	5.0	
12月	101.6	△ 0.9	100.2	△ 1.5	99.8	△ 2.0	99.5	△ 1.7	122.6	10.6	107.3	2.0	
令和5年	1月	96.3	△ 0.1	91.8	0.4	94.6	△ 0.3	90.9	1.2	117.9	2.4	99.4	△ 5.8
2月	99.2	3.5	100.5	4.6	97.6	3.5	99.8	5.7	118.9	3.3	107.3	△ 3.8	
3月	102.5	△ 0.6	103.1	1.5	100.7	△ 0.7	101.6	2.3	124.5	0.0	117.0	△ 3.9	

## 7. 常用雇用指数

(事業所規模5人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成28年	96.7	0.7	105.0	△ 1.6
29年	98.1	1.4	103.0	△ 1.9
30年	98.6	0.6	100.7	△ 2.2
令和元年	100.1	1.5	103.5	2.8
2年	100.0	△ 0.1	100.0	△ 3.4
3年	98.8	△ 1.2	93.6	△ 6.3
4年	98.5	△ 0.3	94.8	1.3
令和3年 3月	100.2	2.0	95.8	△ 5.4
4月	100.5	△ 0.2	97.0	△ 5.7
5月	99.7	△ 0.2	94.6	△ 7.1
6月	99.1	0.4	94.6	△ 7.7
7月	99.2	△ 1.2	95.1	△ 3.7
8月	96.0	△ 4.2	87.1	△ 13.1
9月	97.9	△ 2.2	93.8	△ 3.5
10月	98.2	△ 2.2	93.8	△ 3.3
11月	96.2	△ 4.6	88.2	△ 8.9
12月	96.0	△ 4.8	87.9	△ 9.3
令和4年 1月	98.3	△ 3.7	95.4	△ 4.7
2月	98.5	△ 2.1	95.1	△ 0.6
3月	98.5	△ 1.7	95.9	0.1
4月	99.1	△ 1.4	95.9	△ 1.1
5月	99.2	△ 0.5	95.7	1.2
6月	98.6	△ 0.5	95.7	1.2
7月	98.3	△ 0.9	94.3	△ 0.8
8月	98.2	2.3	93.9	7.8
9月	98.5	0.6	93.8	0.0
10月	98.3	0.1	93.7	△ 0.1
11月	97.5	1.4	94.2	6.8
12月	98.6	2.7	94.0	6.9
令和5年 1月	95.9	△ 2.4	91.3	△ 4.3
2月	95.4	△ 3.1	91.5	△ 3.8
3月	94.3	△ 4.3	89.8	△ 6.4

(事業所規模30人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成28年	104.1	△ 0.4	104.3	△ 2.7
29年	104.3	0.2	103.1	△ 1.2
30年	102.5	△ 1.7	99.5	△ 3.5
令和元年	101.7	△ 0.8	102.2	2.7
2年	100.0	△ 1.6	100.0	△ 2.1
3年	97.5	△ 2.5	88.5	△ 11.4
4年	98.9	1.4	91.2	3.1
令和3年 3月	98.0	△ 1.5	91.4	△ 8.4
4月	99.1	△ 1.6	93.1	△ 8.3
5月	97.9	△ 2.3	90.0	△ 11.0
6月	98.1	△ 2.4	89.9	△ 11.0
7月	98.4	△ 2.0	89.8	△ 10.8
8月	93.9	△ 6.2	79.8	△ 20.3
9月	97.4	△ 1.7	88.1	△ 10.7
10月	97.6	△ 1.9	88.7	△ 10.1
11月	95.4	△ 4.3	81.7	△ 17.2
12月	95.2	△ 4.3	81.5	△ 17.3
令和4年 1月	98.8	△ 2.1	91.0	△ 6.5
2月	98.6	0.1	90.7	△ 0.5
3月	98.1	0.1	90.7	△ 0.8
4月	99.3	0.2	91.6	△ 1.6
5月	99.4	1.5	91.6	1.8
6月	99.7	1.6	91.6	1.9
7月	99.5	1.1	91.4	1.8
8月	99.4	5.9	91.2	14.3
9月	98.8	1.4	91.1	3.4
10月	98.6	1.0	91.1	2.7
11月	97.2	1.9	91.2	11.6
12月	99.1	4.1	91.0	11.7
令和5年 1月	95.7	△ 3.1	87.9	△ 3.4
2月	95.6	△ 3.0	87.9	△ 3.1
3月	94.2	△ 4.0	86.2	△ 5.0

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注意1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注意2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金を計算している。
- (注意3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（すべての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

賃金 (事業所規模5人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年						
4月	1.6	2.0	1.5	2.1	1.4	2.2
5月	3.6	△ 1.6	1.7	2.1	1.4	0.8
6月	△ 1.4	3.0	4.3	3.0	3.2	0.3
7月	△ 0.7	3.0	1.2	5.6	0.3	3.9
8月	2.1	5.2	1.8	4.0	1.5	2.0
9月	3.5	6.9	2.4	3.8	2.3	1.5
10月	1.9	1.9	0.9	1.8	1.9	0.3
11月	△ 4.3	△ 9.0	1.3	2.0	1.6	2.8
12月	8.0	25.8	1.8	1.8	1.8	1.6
令和4年						
1月	3.7	7.9	0.9	1.6	1.3	1.8
2月	1.8	1.6	2.3	1.4	2.3	2.3
3月	0.8	2.0	1.9	0.9	1.2	0.4
4月	3.0	0.9	3.8	1.5	2.4	0.2
5月	△ 1.1	1.1	0.8	1.9	0.3	0.6
6月	5.9	8.3	△ 1.4	1.0	△ 1.7	△ 0.1
7月	7.9	12.1	3.9	9.0	3.9	9.4
8月	4.3	△ 0.8	4.8	3.3	4.8	2.9
9月	1.5	△ 1.1	1.7	0.6	1.2	0.1
10月	0.5	0.2	1.5	0.9	1.1	0.6
11月	4.1	8.5	1.8	1.4	1.8	1.7
12月	4.6	0.5	1.8	1.5	1.4	1.9
令和5年						
1月	2.3	3.5	1.2	△ 0.2	1.1	0.8
2月	1.6	0.1	1.4	0.2	1.7	2.0
3月	1.4	0.0	1.9	△ 1.6	1.8	△ 0.8

(事業所規模30人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
4月	0.3	2.6	0.7	2.7	1.0	2.9
5月	4.3	△ 2.7	2.6	1.3	1.6	△ 0.2
6月	1.5	2.0	5.7	2.9	4.1	0.0
7月	3.0	△ 0.8	1.9	3.0	0.4	0.4
8月	1.3	3.7	1.9	3.3	1.1	1.4
9月	3.1	6.1	1.9	3.2	0.7	0.8
10月	3.3	1.9	1.4	1.8	0.7	0.2
11月	△ 8.2	△ 10.6	2.0	1.4	2.0	2.4
12月	14.4	27.0	1.3	0.9	0.3	0.6
令和4年						
1月	4.5	6.6	1.6	1.8	1.8	2.3
2月	0.6	1.4	1.7	1.3	1.7	2.5
3月	1.7	2.2	1.5	1.1	1.3	0.9
4月	1.8	1.6	1.8	1.8	1.0	0.1
5月	△ 0.7	0.6	1.9	1.7	1.5	0.2
6月	2.6	8.9	△ 1.1	1.1	△ 1.3	0.0
7月	6.5	11.8	3.8	10.6	4.1	11.4
8月	3.0	0.0	3.2	1.6	3.0	1.8
9月	2.5	△ 0.6	2.3	1.0	1.8	0.1
10月	0.2	0.4	1.5	0.7	1.2	0.5
11月	3.3	9.9	1.2	1.1	1.5	1.9
12月	1.7	△ 1.0	1.0	0.6	1.1	1.6
令和5年						
1月	4.5	5.0	2.4	0.4	2.4	1.5
2月	1.2	△ 0.2	1.2	0.1	1.9	1.9
3月	0.9	1.6	1.4	△ 0.1	1.4	0.6

労働時間 (事業所規模5人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 4月	2.9	2.8	2.2	2.1	11.8	9.1
5月	3.8	7.3	3.2	4.8	13.5	37.5
6月	2.6	8.7	1.7	7.0	18.7	28.0
7月	△ 1.8	3.8	△ 3.1	1.4	17.3	28.4
8月	△ 1.9	1.5	△ 2.4	△ 0.6	5.6	24.0
9月	△ 1.5	0.8	△ 2.1	△ 0.6	5.6	14.7
10月	△ 4.1	△ 3.2	△ 4.6	△ 4.6	1.8	11.0
11月	0.9	0.6	0.1	△ 0.5	11.0	11.5
12月	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	5.3	△ 1.4
令和4年 1月	1.4	1.3	1.1	1.0	5.9	3.5
2月	△ 0.1	1.3	△ 0.2	1.0	1.9	4.0
3月	△ 2.1	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.7	3.3	△ 0.6
4月	0.5	△ 2.3	△ 0.5	△ 3.4	13.0	10.0
5月	0.7	△ 0.7	0.1	△ 2.0	8.0	10.1
6月	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.3	0.0	4.1
7月	0.8	△ 1.2	0.6	△ 1.3	2.9	0.0
8月	3.9	3.4	3.8	3.6	5.1	2.1
9月	0.9	△ 0.5	△ 0.1	△ 1.7	12.6	12.6
10月	△ 1.4	△ 2.4	△ 2.0	△ 2.7	5.2	0.0
11月	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.6	△ 5.2
12月	△ 1.0	△ 2.4	△ 1.2	△ 1.9	0.9	△ 7.9
令和5年 1月	△ 0.9	△ 2.9	△ 1.0	△ 1.7	0.0	△ 12.6
2月	0.7	△ 0.4	1.1	1.4	△ 3.8	△ 15.1
3月	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.9	△ 8.6

(事業所規模30人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 4月	1.0	4.2	1.0	4.0	2.2	5.6
5月	5.0	5.9	3.4	3.0	28.9	36.7
6月	3.6	6.0	2.3	4.2	22.6	23.5
7月	0.1	2.8	△ 1.1	0.5	16.5	23.9
8月	1.0	3.1	0.3	1.1	8.8	20.1
9月	0.8	2.2	△ 0.2	0.7	11.8	14.7
10月	△ 1.2	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.7	9.1	11.5
11月	2.5	2.0	1.7	1.0	11.8	11.0
12月	1.3	0.6	0.8	0.7	7.8	△ 0.6
令和4年 1月	1.0	0.7	0.6	0.5	5.6	2.4
2月	△ 0.7	0.0	△ 1.0	0.1	1.8	△ 0.5
3月	0.2	△ 1.5	0.2	△ 1.1	0.0	△ 4.0
4月	△ 1.7	△ 2.4	△ 2.5	△ 3.8	7.9	9.9
5月	0.5	△ 0.6	△ 0.2	△ 1.9	7.9	8.4
6月	1.8	0.5	1.8	0.0	1.7	4.2
7月	0.1	△ 1.6	△ 0.1	△ 1.7	2.6	△ 0.6
8月	3.1	3.1	2.8	3.3	5.9	2.3
9月	2.0	1.3	0.7	△ 0.9	17.6	21.2
10月	△ 0.7	△ 2.7	△ 1.5	△ 3.5	7.4	2.5
11月	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.1	△ 2.9	△ 4.3
12月	△ 1.7	△ 3.4	△ 1.5	△ 2.6	△ 3.4	△ 9.8
令和5年 1月	△ 1.3	△ 2.6	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.6	△ 10.1
2月	1.3	0.2	2.1	2.2	△ 6.4	△ 14.4
3月	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1	△ 3.0	△ 6.3

### 3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明

根拠	統計法（基幹統計）	
目的	山梨県における { ①賃金 ②労働時間 ③雇用 } の動きを毎月明らかにすること。	
調査対象	日本標準産業分類に定める16大産業に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された県内約550事業所。	
主要調査 事項の 定義	現金給与総額	賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額。
	きまって支給する給与	労働契約・団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与も含む。
	所定内給与	きまって支給する給与のうち、超過労働給与を除いた給与のことである。
	超過労働給与	所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
	特別に支払われた給与	夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与並びにあらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。
	総実労働時間	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。
	所定内労働時間	事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
	所定外労働時間	早出、残業、休日出勤等における実労働時間数のことである。
	出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。
	常用労働者	① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことである。
一般労働者	「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことである。	
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者のことである。	
結果の算定	この調査による結果の数値は、調査対象事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上の調査産業に属するすべての事業所に対応するよう復元された数値である。	
名目と実質	実質賃金指数は、物価変動による影響を除去するため、名目賃金指数を甲府市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。消費者物価指数は、令和4年1月分結果から令和2年基準を使用している。	
抽出替え	この調査は、標本調査であることから、絶えず変動する事業所の母集団の実態を正しく把握するため、標本（調査対象事業所）の入れ替えを以下の通り行っている。 事業所規模30人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として、毎年1月分調査時に調査対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施している。18か月交替のローテーションを組んで実施している。1月分及び7月分調査において、指定調査区の3グループのうち1グループについて交替している。	



## 4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～

<p>指数及び 指数の 改訂</p>	<p>令和4年1月分確報結果から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。</p> <p>また、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については、指数を作成していない。</p> <p>なお、調査時点の賃金、労働時間及び常用労働者等の実数値については、原則として改訂を行わないこととしている。</p>																																																																								
<p>増減率 の算出</p>	<p>対前年同月比等の増減率は、原則として指数により算出している。従って、指数の改訂が行われた場合、増減率も改訂されることがある。また、指数を元に算出していることから、公表している増減率は実数値から算出した増減率と必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。</p> <p>なお、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については指数を作成していないため、実数値（ギャップ修正があった場合は指数に合わせて修正した数値）を利用して増減率を算出している。</p>																																																																								
<p>基準時 の変更</p>	<p>指数の基準時は、原則として西暦年の末尾が0又は5の付く年としており、概ね5年ごとに基準時の更新を行っている。基準時の更新においては、作成している指数は全期間にわたって改訂を行うこととしているが、増減率については、実質賃金指数を除き、改訂は行わない。</p>																																																																								
<p>ギャップ 修正</p>	<p>平成30年から、調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更された。平成30年1月分調査の部分入れ替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきた指数の遡及改訂（ギャップ修正）は行わない。常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査ともにこれを労働者数推計のベンチマークとすることに伴うギャップ修正を実施した。</p> <p>平成29年までは、調査対象事業所が変わった場合、調査結果に時系列的な断層が生じるおそれがあることから、概ね3年ごとに行う事業所規模30人以上の調査対象事業所の入れ替え（抽出替え）に併せ、調査結果を時系列的利用に供する目的で算出する指数についてはギャップ修正を実施しており、最近では令和2年1月分調査における抽出替えに併せてギャップ修正を実施した。</p> <p>このギャップ修正により指数を改定した遡及期間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="635 969 1177 1070"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>遡及期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金給与指数</td> <td>平成26年2月～令和3年12月</td> </tr> <tr> <td>労働時間指数</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 入職率、離職率及びパートタイム労働者比率については、抽出替えに伴うギャップ修正を行っていない。</p> <p>(※) 令和2年1月分調査におけるギャップ修正においては、指数の改訂に伴い増減率についても改訂を行った。増減率を改定した遡及期間は、指数を改定した遡及期間と同じである。</p>	項目	遡及期間	現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月	労働時間指数	〃																																																																		
項目	遡及期間																																																																								
現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月																																																																								
労働時間指数	〃																																																																								
<p>調査結果 の公表 及び 産業分類 の改訂</p>	<p>毎月勤労統計調査地方調査においては、平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行うこととしている。</p> <p>このことにより、当調査の表章産業は下表のとおり変更される。</p> <p>従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応（下表の「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="371 1373 1439 1865"> <thead> <tr> <th>新産業分類（H22. 1～）</th> <th>旧産業との接続</th> <th>公表状況</th> <th>旧産業分類（～H21. 12）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T L 調査産業計</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>T L 調査産業計</td> </tr> <tr> <td>C 鉱業、採石業、砂利採取業</td> <td>◎</td> <td>非公表</td> <td>D 鉱業</td> </tr> <tr> <td>D 建設業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>E 建設業</td> </tr> <tr> <td>E 製造業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>F 製造業</td> </tr> <tr> <td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>G 電気・ガス・熱供給・水道業</td> </tr> <tr> <td>G 情報通信業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>H 情報通信業</td> </tr> <tr> <td>H 運輸業、郵便業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>I 運輸業</td> </tr> <tr> <td>I 卸売業、小売業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>J 卸売・小売業</td> </tr> <tr> <td>J 金融業、保険業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>K 金融・保険業</td> </tr> <tr> <td>K 不動産業、物品賃貸業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>L 不動産業</td> </tr> <tr> <td>L 学術研究、専門・技術サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>M 宿泊業、飲食サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>M 飲食店、宿泊業</td> </tr> <tr> <td>N 生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>O 教育、学習支援業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>O 教育、学習支援業</td> </tr> <tr> <td>P 医療、福祉</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>N 医療、福祉</td> </tr> <tr> <td>Q 複合サービス事業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>P 複合サービス事業</td> </tr> <tr> <td>R サービス業（他に分類されないもの）</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。記号の見方は、以下のとおりである。</p> <p>◎：新旧で完全に接続 ○：常用労働者の変動が0.1%以内の対応 △：常用労働者の変動が1.0%以内の対応 ▲：常用労働者の変動が3.0%以内の対応 ×：その他の対応</p> <p>(※) 「鉱業、採石業、砂利採取業」における調査結果については、当該産業に属する事業所数が少ないため公表しないが、調査産業計には含まれている。</p>	新産業分類（H22. 1～）	旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21. 12）	T L 調査産業計	○	公表	T L 調査産業計	C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D 鉱業	D 建設業	◎	公表	E 建設業	E 製造業	◎	公表	F 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	▲	公表	H 情報通信業	H 運輸業、郵便業	▲	公表	I 運輸業	I 卸売業、小売業	▲	公表	J 卸売・小売業	J 金融業、保険業	◎	公表	K 金融・保険業	K 不動産業、物品賃貸業	×	公表	L 不動産業	L 学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）	M 宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M 飲食店、宿泊業	N 生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）	O 教育、学習支援業	▲	公表	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	○	公表	N 医療、福祉	Q 複合サービス事業	▲	公表	P 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）
新産業分類（H22. 1～）	旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21. 12）																																																																						
T L 調査産業計	○	公表	T L 調査産業計																																																																						
C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D 鉱業																																																																						
D 建設業	◎	公表	E 建設業																																																																						
E 製造業	◎	公表	F 製造業																																																																						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G 電気・ガス・熱供給・水道業																																																																						
G 情報通信業	▲	公表	H 情報通信業																																																																						
H 運輸業、郵便業	▲	公表	I 運輸業																																																																						
I 卸売業、小売業	▲	公表	J 卸売・小売業																																																																						
J 金融業、保険業	◎	公表	K 金融・保険業																																																																						
K 不動産業、物品賃貸業	×	公表	L 不動産業																																																																						
L 学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						
M 宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M 飲食店、宿泊業																																																																						
N 生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						
O 教育、学習支援業	▲	公表	O 教育、学習支援業																																																																						
P 医療、福祉	○	公表	N 医療、福祉																																																																						
Q 複合サービス事業	▲	公表	P 複合サービス事業																																																																						
R サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						



## 新規学卒者の初任給の状況(山梨県)

### 新規学卒者の初任給額(事業所規模 10人以上)

区分 年	男性							女性						
	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了
	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)
平成 25 年	160.6	1.8	172.0	1.2	192.8	3.8	213.8	145.8	-10.1	163.8	-1.3	189.3	-4.4	224.2
平成 26 年	166.1	3.4	173.9	1.1	197.3	2.3	219.2	162.4	11.4	185.7	13.4	197.5	4.3	201.5
平成 27 年	163.9	-1.3	172.2	-1.0	195.8	-0.8	229.8	153.6	-5.4	166.9	-10.1	186.5	-5.6	221.6
平成 28 年	164.9	0.6	173.5	0.8	204.5	4.4	232.5	154.2	0.4	181.6	8.8	190.2	2.0	220.0
平成 29 年	162.2	-1.6	179.8	3.6	207.1	1.3	227.8	158.1	2.5	167.3	-7.9	189.9	-0.2	227.2
平成 30 年	168.0	3.6	176.6	-1.8	204.7	-1.2	250.5	163.8	3.6	176.2	5.3	195.8	3.1	247.6
令和元年	170.2	1.3	184.5	4.5	204.2	-0.2	249.3	166.4	1.6	182.9	3.8	190.4	-2.8	226.0
令和2年	174.6	-	189.2	-	220.3	-	292.9	179.6	-	193.5	-	230.4	-	259.2
令和3年	177.5	1.7	214.7	1.7	201.4	-8.6	225.9	162.1	-9.7	185.3	-4.2	231.3	0.4	-
令和4年	169.3	-4.6	205.7	-4.2	218.5	8.4	265.6	167.7	3.5	200.2	8.0	202.3	-12.5	-
全国 令和4年	183.4	1.0	204.1	2.2	229.7	1.3	271.9	177.6	0.7	201.8	1.0	227.2	1.5	256.9
東京都 令和4年	199.0	3.5	207.7	1.6	240.5	3.0	287.0	202.1	-4.5	215.3	6.4	238.0	4.7	257.9

資料出所：賃金構造基本統計調査(令和元年まで：初任給額及び採用人数を調査、「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したものを」を初任給額として集計/令和2年から：「初任給額」等の調査項目が廃止され、一般労働者のうち新規学卒者に該当する者の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計。)

### 学歴別平均初任給額

区分 年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)
平成 30 年	164,844	0.2	176,490	1.1	176,825	0.6	197,278	2.1
令和元年	169,042	2.5	180,229	2.1	180,353	2.0	198,260	0.5
令和2年	168,161	-0.5	177,618	-1.4	178,169	-1.2	195,459	-1.4
令和3年	169,735	0.9	179,884	1.3	181,087	1.6	200,613	2.6
令和4年	174,281	2.7	183,050	1.8	183,552	1.4	201,893	0.6

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

### 新規学卒者の初任給(単純平均)

(単位：円)

区分 年	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
平成 30 年	173,015	162,033	184,921	167,125	164,890	197,167	195,163	195,478
令和元年	168,930	164,500	178,581	190,000	191,288	-	206,250	230,000
令和2年	177,156	164,520	184,908	174,200	180,362	180,600	196,900	188,910
令和3年	177,387	165,370	180,215	183,125	189,125	183,500	211,313	204,702
令和4年	172,520	174,131	183,063	181,980	188,350	183,000	204,094	195,012

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

令和4年 産業別初任給比較(事業所規模10人以上)

(単位:千円)

区分		産業								
		産業計	製造業	情報通信業	運輸業,郵便業	卸売業,小売業	金融業,保険業	宿泊業,飲食サービス業	医療,福祉	サービス業(他に分類されないもの)
男性	高卒	169.3	173.2	197.3	181.3	-	-	159.9	155.5	-
	高専・短大卒	205.7	206.9	-	-	-	-	-	-	-
	大卒	218.5	200.8	216.8	212.0	216.4	209.2	-	234.9	200.2
	大学院	265.6	271.1	237.8	274.8	-	-	-	-	-
女性	高卒	167.7	167.9	-	166.3	-	158.1	144.9	-	203.1
	高専・短大卒	200.2	233.8	183.9	-	189.6	-	173.7	215.4	-
	大卒	202.3	199.3	211.2	211.0	177.6	184.6	214.9	208.4	-
	大学院	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所:賃金構造基本統計調査

令和4年 業種別平均初任給額

(単位:円)

業種 区分	製造・加工業	卸・小売業	建設業	金融・保険業	サービス・飲食業	その他の業種
大学卒	202,796	199,606	207,257	196,285	203,598	199,809
短大卒	185,086	180,609	200,909	178,517	174,963	181,922
専門卒	184,498	180,021	192,514	173,460	178,147	184,382
高校卒	171,637	181,045	179,815	159,160	176,792	173,941

資料出所:甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

令和4年 従業員の規模別初任給(単純平均)

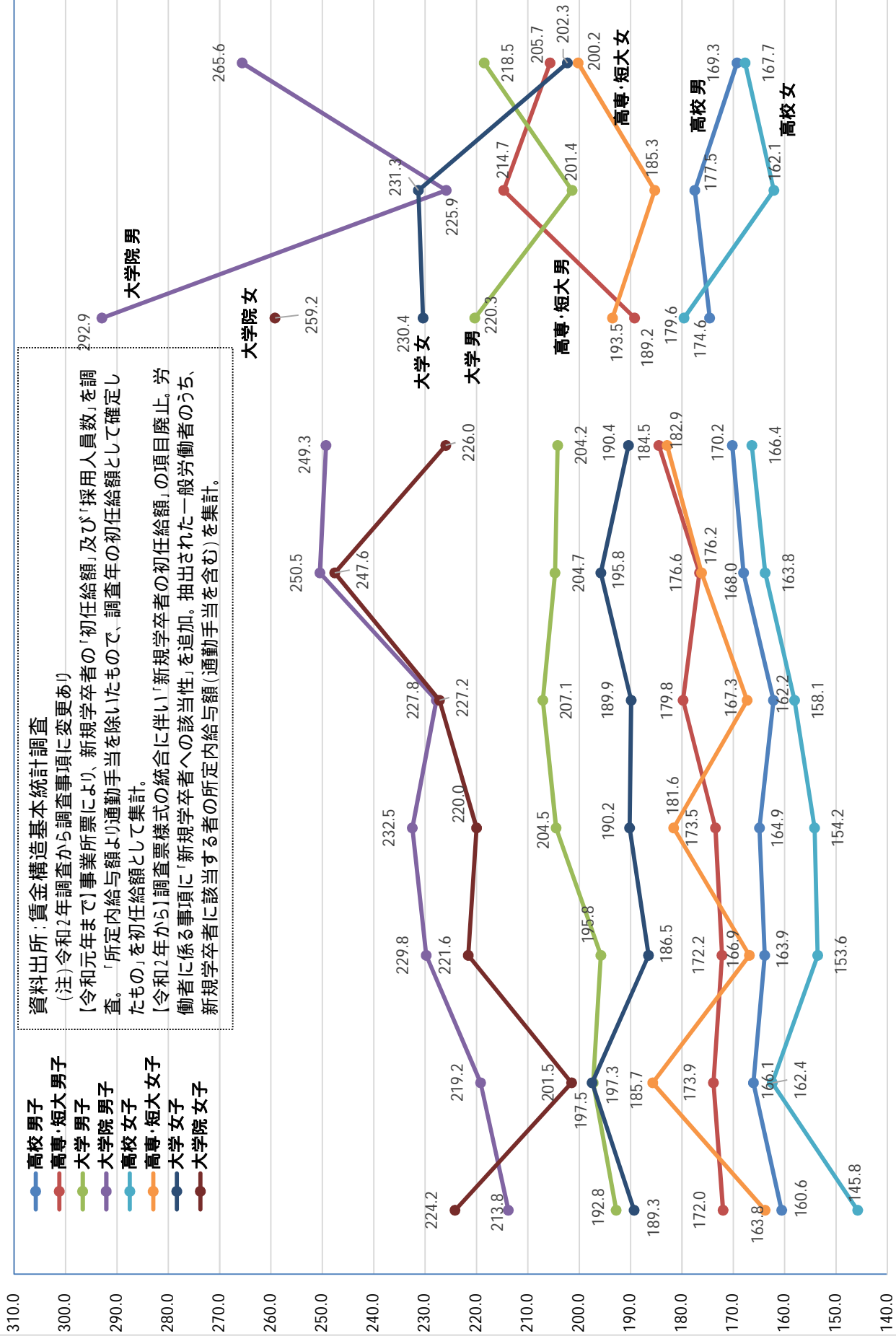
(単位:円)

区分 従業員規模	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
1~9人	180,000	-	-	-	-	-	220,000	-
10~29人	178,500	151,000	-	-	-	-	220,000	-
30~99人	167,057	186,500	183,500	181,980	-	183,000	195,333	198,000
100~300人	167,400	160,960	182,625	-	183,350	-	202,713	190,530

資料出所:山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

# 新規学卒者の初任給額の推移 (山梨県)

単位:千円



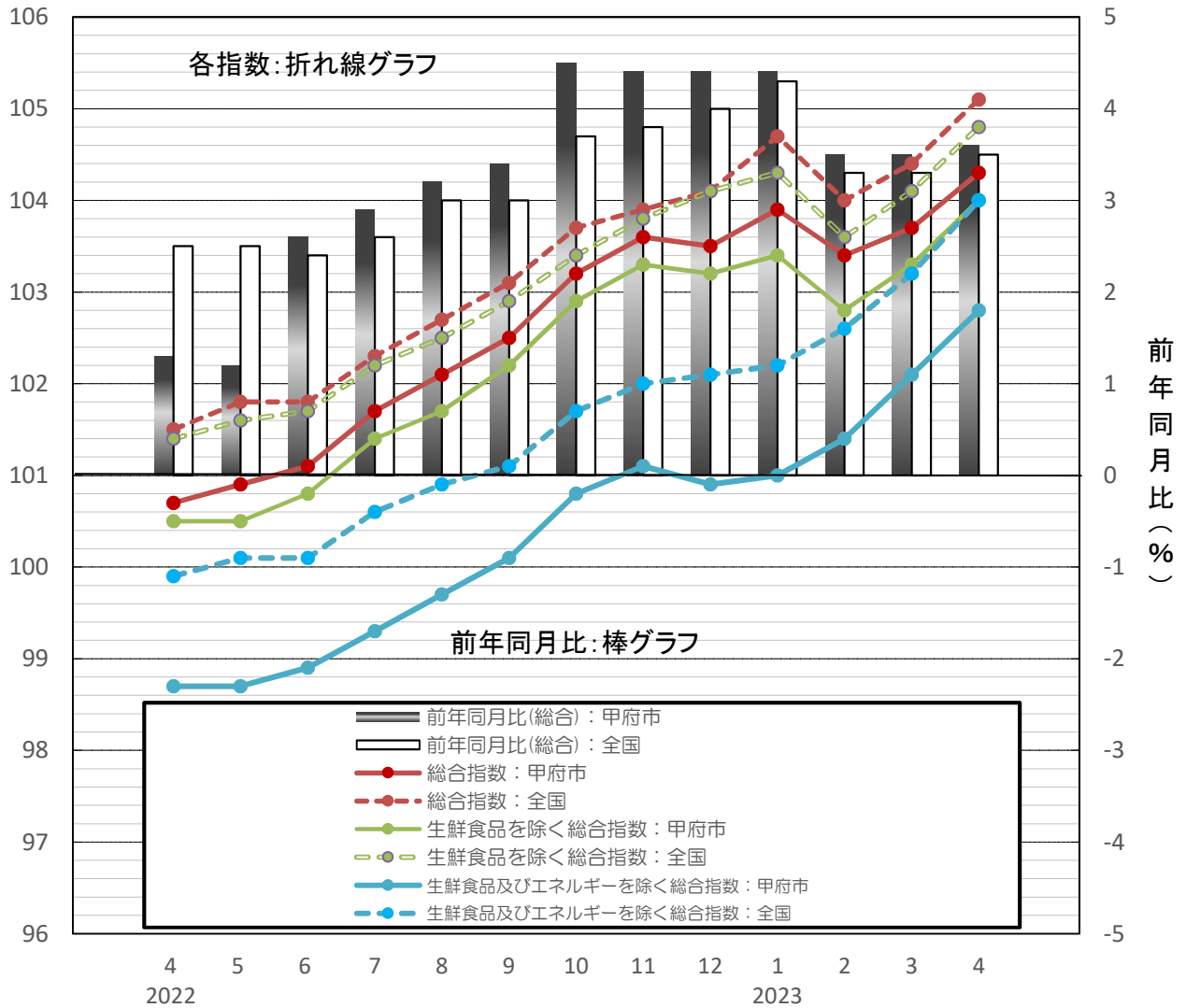




甲府市消費者物価指数  
2023年(令和5年)4月分

指数及び前年同月比の推移(2020年基準)

指数



山梨県 県民生活部 統計調査課

<問い合わせ先>

調査第二担当

電話 : 055-223-1345

FAX : 055-223-1347

E-Mail: toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP: [https://www.pref.yamanashi.jp/toukei\\_2/](https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/)

# 目 次

	ページ
○10大費目の解説	1
○甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要	
1 指数の性格	2
2 指数の対象範囲	2
3 指数品目	2
4 価格	2
5 変化率	2
6 寄与度	2
○2023年(令和5年)4月分 甲府市消費者物価指数の動向	
1 概況	3
2 総合指数に寄与した主な項目	
(1)前年同月との比較	3
(2)前月との比較	3
(3)前年同月との比較(10大費目)	4
(4)前月との比較(10大費目)	5
3 消費者物価指数の推移	
(1)総合	6
(2)生鮮食品を除く総合	6
(3)生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	7
○甲府市消費者物価指数(2023年(令和5年)4月分)	8
○甲府市消費者物価10大費目指数	10
○都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2023年(令和5年)4月分)	12



## 10大費目の解説

10大費目	中分類	品目
食料	穀類	うるち米、食パン、ゆでうどん、小麦粉等
	魚介類	まぐろ、あじ、たらこ、ちくわ、かつお節等
	肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ソーセージ等
	乳卵類	牛乳、粉ミルク、ヨーグルト、鶏卵等
	野菜・海藻	キャベツ、ほうれんそう、はくさい、干しのり、豆腐、梅干し等
	果物	りんご、みかん、バナナ等
	油脂・調味料	食用油、マーガリン、食塩、しょうゆ、みそ等
	菓子類	ようかん、ケーキ、せんべい、落花生等
	調理食品	弁当、調理パン、サラダ、豚カツ等
	飲料	緑茶、インスタントコーヒー、果実ジュース等
住居	酒類	清酒、焼酎、ビール、ワイン等
	外食	うどん、中華そば、すし、ハンバーガー等
光熱・水道	家賃	民営家賃、公営家賃等
	設備修繕・維持	システムバス、給湯器、畳替え代、大工手間代等
家具・家事用品	電気代	電気代
	ガス代	都市ガス代、プロパンガス
	他の光熱	灯油
	上下水道料	水道料、下水道料
	家庭用耐久財	電子レンジ、電気冷蔵庫、ルームエアコン等
被服及び履物	室内装備品	照明器具、カーペット、カーテン、クッション
	寝具類	ベッド、布団、敷布等
	家事雑貨	茶わん、皿、なべ、スポンジたわし等
	家事用消耗品	ティッシュペーパー、トイレトペーパー、台所用洗剤、ラップ等
	家事サービス	家事代行料、浄化槽清掃代等
保健医療	衣料	婦人用着物、男子用洋服、婦人用洋服、子供用洋服
	シャツ・セーター・下着類	ワイシャツ、ブラウス、子供用Tシャツ、下着類等
	履物類	男子靴、婦人靴、子供靴、運動靴、スリッパ等
	他の被服	帽子、ネクタイ、マフラー、ベルト等
交通・通信	被服関連サービス	クリーニング代、履物修理代、被服賃借料
	医薬品・健康保持用摂取品	総合かぜ薬、ビタミン剤、はり薬、漢方薬等
	保健医療用品・器具	紙おむつ(乳幼児用、大人用)、眼鏡、コンタクトレンズ等
教育	保健医療サービス	診療代、人間ドッグ受診料、予防接種料等
	交通	鉄道運賃、高速バス代、航空運賃、有料道路料等
	自動車等関係費	普通乗用車、ガソリン、自動車タイヤ、自動車免許手数料等
教養娯楽	通信	はがき、固定・携帯電話通信料、携帯電話機等
	授業料等	PTA会費(小学校、中学校)、高等学校授業料、大学授業料等
	教科書・学習参考教材	教科書、学習参考教材
	補習教育	補習教育(小学校、中学校、高校・予備校)
諸雑費	教養娯楽用耐久財	テレビ、パソコン、カメラ、ピアノ等
	教養娯楽用品	ボールペン、ゴルフクラブ、家庭用ゲーム機、切り花等
	書籍・他の印刷物	新聞代、月刊誌、単行本等
情報通信関係費	教養娯楽サービス	宿泊料、外国パック旅行、月謝(英会話)、映画観覧料等
	理美容サービス	入浴料、理髪料、エステティック料金等
	理美容用品	電気かみそり、手洗い用石けん、整髪料、化粧水等
	身の回り用品	バッグ、指輪、腕時計、傘等
別掲項目	たばこ	たばこ(国産品、輸入品)
	他の諸雑費	傷害保険料、保育所保育料、振込手数料等

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品	生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
エネルギー	電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン
教育関係費	教育の全品目、学校給食、男子学生服、女子学生服、通学定期、ボールペン等
情報通信関係費	固定電話通信料、携帯電話通信料、放送受信料、インターネット接続料等

## 甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要

### 1 指数の性格

甲府市消費者物価指数は、甲府市の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

### 2 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外している。)

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出は指数品目に含まれない。また、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの支出も指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

### 3 指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した品目である。

### 4 価格

指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(基幹統計)によって得られた甲府市の品目別小売価格(実際に販売されている平常の小売価格)である。

この小売価格は、毎月の中旬(12日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の値であるが、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)及び切り花については、上旬(5日を含む週の水、木、金のいずれか1日)、中旬、下旬(22日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の各調査日を含む前3日間の中値を単純平均したものである。

### 5 変化率

前月比、前年同月比、前年比などの変化率の計算式は、次のとおりである。

$$\text{変化率(\%)} = \frac{\text{当期の指数} - \text{前期の指数}}{\text{前期の指数}} \times 100 = \left[ \frac{\text{当期の指数}}{\text{前期の指数}} - 1 \right] \times 100$$

### 6 寄与度

寄与度は、各項目の指数の変動が、総合指数の変化率のうち何ポイント寄与したかを示したものである。理論的には、各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率に一致するが、実際は、四捨五入の関係で各項目の合計が総合指数の変化率に一致しない場合がある。

## 甲 府 市 消 費 者 物 価 指 数 の 動 向

### 1 概 況

2020年基準(2020=100)

(1) 総合指数	104.3	(前年同月比 3.6%) (前月比 0.6%)	14か月連続プラス 2か月連続プラス
全国	105.1	(前年同月比 3.5%) (前月比 0.6%)	20か月連続プラス 2か月連続プラス
(2) 生鮮食品を除く 総合指数	104.0	(前年同月比 3.5%) (前月比 0.6%)	13か月連続プラス 2か月連続プラス
全国	104.8	(前年同月比 3.4%) (前月比 0.7%)	20か月連続プラス 2か月連続プラス
(3) 生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	102.8	(前年同月比 4.2%) (前月比 0.8%)	11か月連続プラス 4か月連続プラス
全国	104.0	(前年同月比 4.1%) (前月比 0.7%)	13か月連続プラス 10か月連続プラス

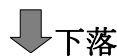
### 2 総合指数に寄与した主な項目

#### (1) 前年同月との比較



上昇

寄与度(前年同月比)



下落

寄与度(前年同月比)

#### ○食料

2.16

#### ○光熱・水道

-0.20

・調理食品  
〈からあげなど〉

・電気代

#### ○住居

0.76

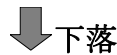
・設備修繕・維持  
〈火災・地震保険料など〉

#### (2) 前月との比較



上昇

寄与度(前月比)



下落

寄与度(前月比)

#### ○食料

0.27

#### ○交通・通信

-0.06

・菓子類  
〈アイスクリームなど〉

・自動車等関係費  
(車庫借料など)

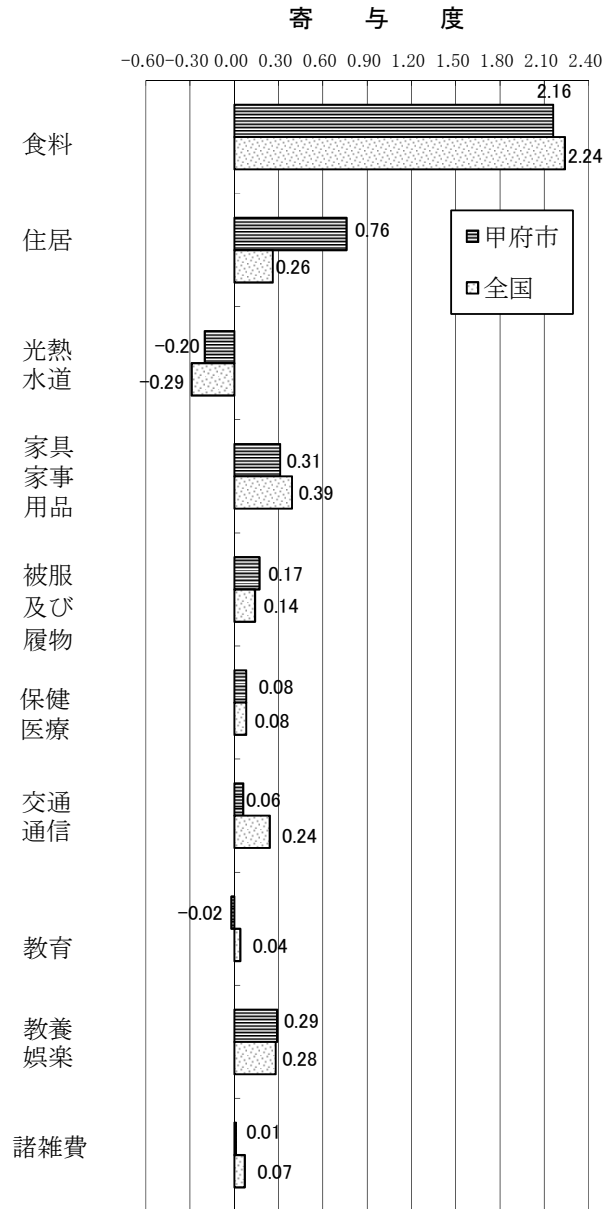
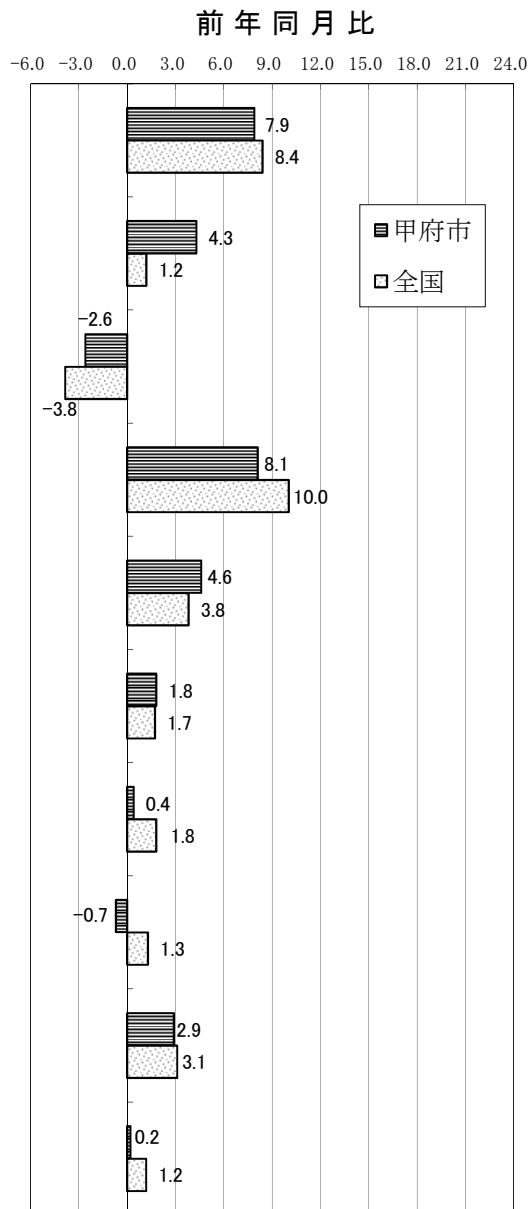
### (3) 前年同月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前年同月比が3.6%の上昇となった内訳を寄与度<sup>\*</sup>でみると、**食料、住居**などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前年同月比が3.5%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、家具・家事用品**などの上昇が要因となっている。

※P2参照

	総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726	
指数	甲府市	104.3	104.0	102.8	111.2	113.5	100.6	111.1	113.5	105.9	101.4	94.3	99.5	105.0	102.6
	全国	105.1	104.8	104.0	111.6	111.4	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
前年同月比 (%)	甲府市	3.6	3.5	4.2	7.9	6.3	4.3	-2.6	8.1	4.6	1.8	0.4	-0.7	2.9	0.2
	全国	3.5	3.4	4.1	8.4	5.3	1.2	-3.8	10.0	3.8	1.7	1.8	1.3	3.1	1.2
寄与度	甲府市		3.35	0.04	2.16	0.26	0.76	-0.20	0.31	0.17	0.08	0.06	-0.02	0.29	0.01
	全国		3.24	3.61	2.24	0.22	0.26	-0.29	0.39	0.14	0.08	0.24	0.04	0.28	0.07

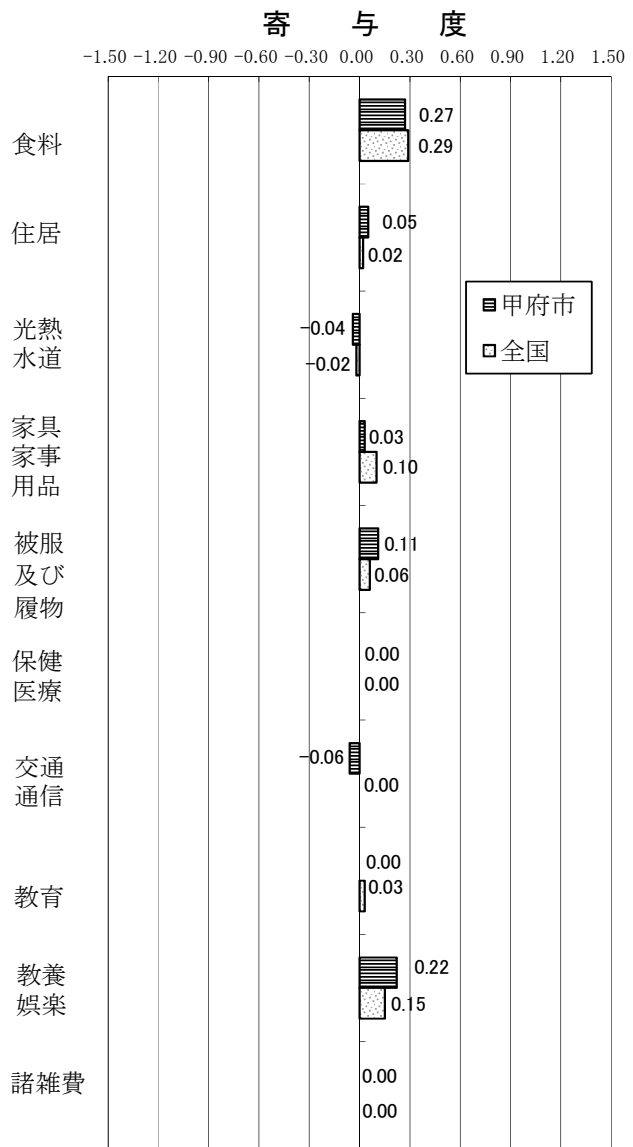
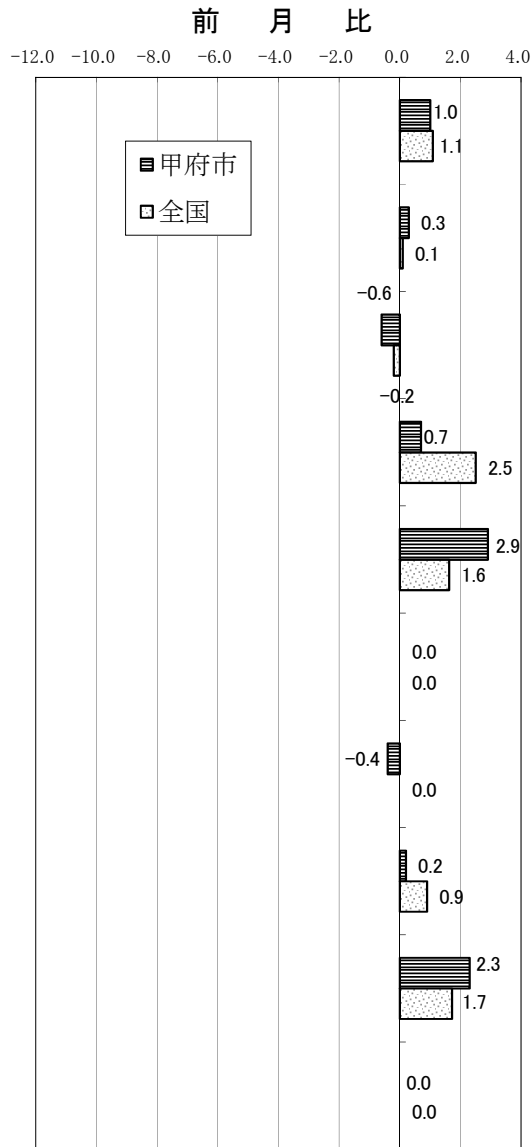


#### (4) 前月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前月比が0.6%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、教養娯楽**などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前月比が0.6%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、教養娯楽**などの上昇が要因となっている。

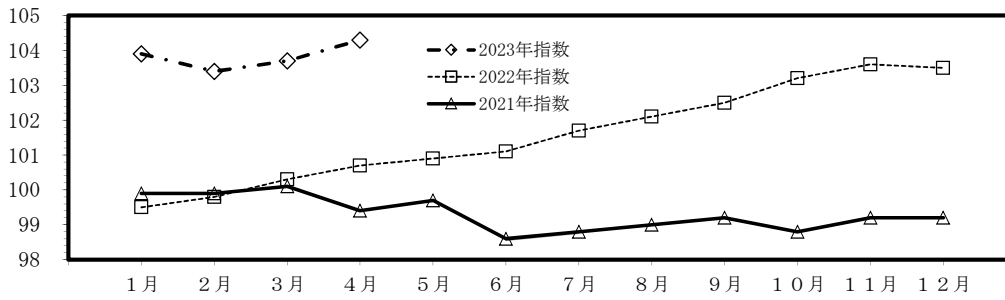
	総合	食料		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費			
		生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合												
ウエイト	10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726	
指数	甲府市	104.3	104.0	102.8	111.2	113.5	100.6	111.1	113.5	105.9	101.4	94.3	99.5	105.0	102.6
	全国	105.1	104.8	104.0	111.6	111.4	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
前月比 (%)	甲府市	0.6	0.6	0.8	1.0	-0.9	0.3	-0.6	0.7	2.9	0.0	-0.4	0.2	2.3	0.0
	全国	0.6	0.7	0.7	1.1	-0.1	0.1	-0.2	2.5	1.6	0.0	0.0	0.9	1.7	0.0
寄与度	甲府市		0.62	0.00	0.27	-0.04	0.05	-0.04	0.03	0.11	0.00	-0.06	0.00	0.22	0.00
	全国		0.64	0.65	0.29	0.00	0.02	-0.02	0.10	0.06	0.00	0.00	0.03	0.15	0.00



### 3 消費者物価指数の推移

#### (1) 総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	103.9	103.4	103.7	104.3								
2022年指数	99.5	99.8	100.3	100.7	100.9	101.1	101.7	102.1	102.5	103.2	103.6	103.5
2021年指数	99.9	99.9	100.1	99.4	99.7	98.6	98.8	99.0	99.2	98.8	99.2	99.2
前年同月比	4.4	3.5	3.4	3.6								
前月比	0.4	-0.5	0.4	0.6								

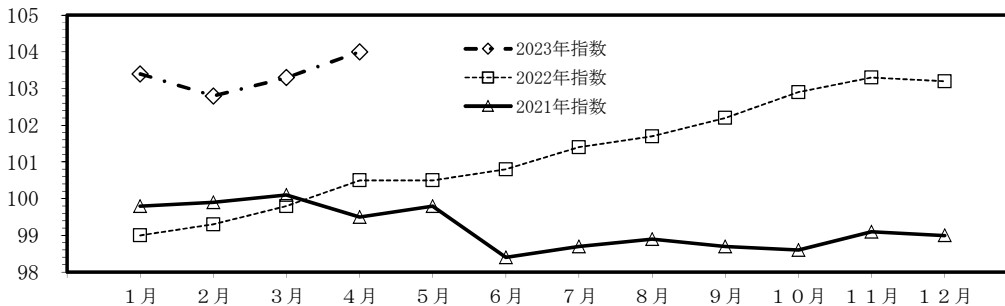
<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	104.7	104.0	104.4	105.1								
2022年指数	100.3	100.7	101.1	101.5	101.8	101.8	102.3	102.7	103.1	103.7	103.9	104.1
2021年指数	99.8	99.8	99.9	99.1	99.4	99.5	99.7	99.7	100.1	99.9	100.1	100.1
前年同月比	4.3	3.3	3.2	3.5								
前月比	0.5	-0.6	0.4	0.6								

※指数と前月比等は端数処理の関係で一致しない場合がある。以下同じ。

#### (2) 生鮮食品を除く総合

2020年=100



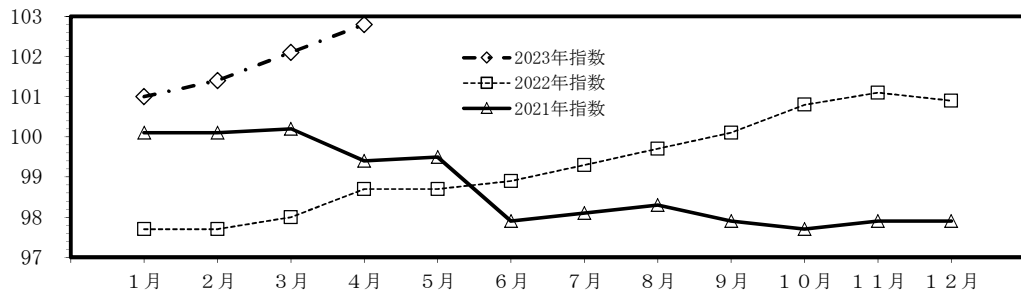
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	103.4	102.8	103.3	104.0								
2022年指数	99.0	99.3	99.8	100.5	100.5	100.8	101.4	101.7	102.2	102.9	103.3	103.2
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.5	99.8	98.4	98.7	98.9	98.7	98.6	99.1	99.0
前年同月比	4.4	3.5	3.5	3.5								
前月比	0.2	-0.6	0.5	0.6								

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	104.3	103.6	104.1	104.8								
2022年指数	100.1	100.5	100.9	101.4	101.6	101.7	102.2	102.5	102.9	103.4	103.8	104.1
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.3	99.5	99.5	99.8	99.8	99.8	99.9	100.1	100.0
前年同月比	4.2	3.1	3.1	3.4								
前月比	0.2	-0.6	0.5	0.7								

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	101.0	101.4	102.1	102.8								
2022年指数	97.7	97.7	98.0	98.7	98.7	98.9	99.3	99.7	100.1	100.8	101.1	100.9
2021年指数	100.1	100.1	100.2	99.4	99.5	97.9	98.1	98.3	97.9	97.7	97.9	97.9

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	3.4	3.8	4.2	4.2								
前月比	0.1	0.4	0.7	0.8								

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	102.2	102.6	103.2	104.0								
2022年指数	99.0	99.2	99.5	99.9	100.1	100.1	100.6	100.9	101.1	101.7	102.0	102.1
2021年指数	100.2	100.1	100.2	99.1	99.3	99.2	99.4	99.3	99.3	99.2	99.2	99.1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	3.2	3.5	3.8	4.1								
前月比	0.1	0.4	0.6	0.7								





大 分 類	ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市				
			当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
被 服 及 び 履 物	366	106.3	105.9	102.9	101.3	2.9	4.6
衣 料	162	106.3	104.5	104.3	101.1	0.2	3.3
和 服	8	103.0	99.9	99.9	98.0	0.0	1.9
洋 服	154	106.4	104.8	104.5	101.3	0.2	3.4
シャツ・セーター・下着類	112	107.3	110.3	101.1	104.4	9.1	5.7
シャツ・セーター類	75	107.3	108.0	95.6	104.1	13.1	3.8
下 着 類	37	107.1	114.9	112.3	105.0	2.2	9.4
履 物 類	47	105.1	103.0	103.0	91.4	0.0	12.7
他 の 被 服	32	102.9	102.2	100.8	105.1	1.4	-2.7
被服関連サービス	14	109.3	105.1	105.1	102.7	0.0	2.4
保 健 医 療	443	100.6	101.4	101.5	99.6	0.0	1.8
医薬品・健康保持用摂取品	115	103.1	102.5	102.6	101.5	-0.1	1.0
保健医療用品・器具	89	104.1	108.9	107.2	101.9	1.7	6.9
保健医療サービス	239	98.2	98.1	98.8	97.9	-0.7	0.2
交 通 ・ 通 信	1,697	94.6	94.3	94.7	93.9	-0.4	0.4
交 通	98	102.8	101.0	101.7	100.0	-0.7	1.0
自動車等関係費	1,136	104.8	103.1	103.6	104.7	-0.5	-1.5
通 信	462	71.3	71.2	71.3	66.1	-0.1	7.8
教 育	233	102.4	99.5	99.3	100.2	0.2	-0.7
授 業 料 等	169	100.4	98.7	98.4	99.7	0.3	-1.1
教科書・学習参考教材	5	104.8	103.7	103.5	103.5	0.1	0.1
補 習 教 育	59	107.1	101.4	101.4	101.1	0.0	0.2
教 養 娛 楽	977	106.3	105.0	102.6	102.0	2.3	2.9
教養娯楽用耐久財	78	104.9	105.0	104.3	102.1	0.7	2.9
教養娯楽用品	225	106.0	101.3	101.1	94.8	0.2	6.8
書籍・他の印刷物	113	104.9	103.6	103.6	102.8	0.0	0.8
教養娯楽サービス	561	106.9	106.7	102.8	104.7	3.8	2.0
諸 雑 費	726	103.3	102.6	102.6	102.4	0.0	0.2
理美容サービス	115	103.2	102.6	102.6	102.5	0.0	0.1
理 美 容 用 品	161	101.1	101.3	101.1	100.3	0.2	1.0
身の回り用品	67	108.7	102.7	102.9	106.7	-0.2	-3.7
た ば こ	48	114.2	114.2	114.2	113.5	0.0	0.6
他 の 諸 雑 費	335	101.6	101.5	101.5	101.0	0.0	0.5
《別掲》							
エ ネ ル ギ ー	756	114.8	117.0	117.7	121.4	-0.6	-3.6
教 育 関 係 費	312	102.3	100.9	100.3	99.8	0.6	1.1
教 養 娛 楽 関 係 費	1,008	105.9	104.4	102.3	101.9	2.0	2.4
情 報 通 信 関 係 費	539	72.1	72.8	72.8	72.1	0.0	1.0

## 甲府市消費者物価10大費目指数

費目	総合			生鮮食品を除く総合			生鮮食品及びエネルギーを除く総合			食料		住居		光熱・水道	
ウエイト	10,000			9,611			8,854			2,673		1,828		698	
年	指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
		%		指数	%			%		指数	%		%		%
2011年	94.4	-0.5		95.1	-0.4		-	-		87.4	-1.4	100.2	-0.8	89.2	3.2
2012年	94.6	0.1		95.2	0.1		-	-		87.6	0.2	99.3	-0.9	93.8	5.2
2013年	95.1	0.6		95.8	0.7		-	-		87.6	0.1	98.9	-0.4	99.1	5.7
2014年	97.7	2.7		98.2	2.5		-	-		90.7	3.4	99.8	0.9	104.4	5.3
2015年	98.4	0.7		98.7	0.5		98.4	-		94.0	3.7	99.2	-0.6	101.1	-3.1
2016年	98.0	-0.4		98.1	-0.6		98.7	0.3		95.6	1.6	99.2	0.0	93.3	-7.7
2017年	98.3	0.3		98.3	0.3		98.5	-0.2		96.4	0.9	98.4	-0.8	96.0	2.9
2018年	99.8	1.5		99.7	1.4		99.4	0.9		98.4	2.0	98.8	0.4	100.2	4.4
2019年	100.5	0.7		100.5	0.8		100.1	0.7		99.0	0.6	99.0	0.3	103.2	3.0
2020年	100.0	-0.5		100.0	-0.5		100.0	-0.1		100.0	1.0	100.0	1.0	100.0	-3.1
2021年	99.3	-0.7		99.2	-0.8		98.8	-1.2		100.0	0.0	98.3	-1.7	100.3	0.3
2022年	101.6	2.3		101.2	2.0		99.3	0.6		104.8	4.9	97.3	-1.0	117.4	17.1
年・月	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比
		%	%	指数	%	%		%	%	指数	%		%		%
2022年5月分	100.9	0.2	1.2	100.5	0.1	0.8	98.7	0.1	-0.7	103.8	4.3	96.3	-5.4	115.4	15.8
2022年6月分	101.1	0.2	2.6	100.8	0.2	2.4	98.9	0.2	1.0	103.7	3.8	97.3	1.3	116.3	16.1
2022年7月分	101.7	0.6	2.9	101.4	0.6	2.7	99.3	0.4	1.2	104.4	4.7	97.7	1.6	118.9	17.8
2022年8月分	102.1	0.4	3.2	101.7	0.4	2.9	99.7	0.3	1.4	104.8	4.3	97.7	1.5	120.6	19.4
2022年9月分	102.5	0.4	3.4	102.2	0.4	3.6	100.1	0.4	2.2	105.5	4.2	97.9	1.8	121.6	19.1
2022年10月分	103.2	0.7	4.5	102.9	0.7	4.3	100.8	0.7	3.2	107.4	7.5	98.7	2.8	122.5	18.6
2022年11月分	103.6	0.3	4.4	103.3	0.4	4.2	101.1	0.3	3.2	108.1	8.0	99.0	3.1	123.7	17.3
2022年12月分	103.5	0.0	4.4	103.2	0.0	4.3	100.9	-0.2	3.1	108.2	7.0	99.0	3.2	125.0	17.5
2023年1月分	103.9	0.4	4.4	103.4	0.2	4.4	101.0	0.1	3.4	109.2	6.3	99.1	3.5	126.2	17.4
2023年2月分	103.4	-0.5	3.5	102.8	-0.6	3.5	101.4	0.4	3.8	109.8	6.9	99.5	3.7	112.8	2.1
2023年3月分	103.7	0.4	3.4	103.3	0.5	3.5	102.1	0.7	4.2	110.1	6.5	100.3	4.5	111.8	-1.3
2023年4月分	104.3	0.6	3.6	104.0	0.6	3.5	102.8	0.8	4.2	111.2	7.9	100.6	4.3	111.1	-2.6

2020年=100

家具・家事用品		被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		費目
361		366		443		1,697		233		977		726		ウエイト
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	年
94.1	-2.2	93.1	-1.0	95.9	0.1	100.0	1.8	104.0	-3.0	94.1	-2.7	103.2	3.1	2011年
90.9	-3.4	94.7	1.7	95.5	-0.4	101.1	1.1	104.7	0.7	92.1	-2.1	102.8	-0.4	2012年
89.1	-1.9	94.4	-0.3	94.4	-1.1	103.2	2.1	104.5	-0.2	92.3	0.2	103.7	0.9	2013年
93.2	4.6	96.0	1.7	95.0	0.7	105.8	2.5	106.9	2.4	94.5	2.3	107.1	3.3	2014年
95.7	2.7	98.5	2.7	95.4	0.4	102.4	-3.2	109.4	2.3	96.2	1.8	107.1	0.0	2015年
93.4	-2.4	97.6	-1.0	96.3	1.0	100.3	-2.1	110.5	1.0	96.7	0.5	107.6	0.5	2016年
92.6	-0.9	96.7	-0.8	97.6	1.3	99.9	-0.4	111.2	0.6	97.1	0.4	107.9	0.2	2017年
92.7	0.1	97.3	0.5	99.4	1.9	101.7	1.8	111.4	0.2	98.7	1.6	108.4	0.4	2018年
95.3	2.8	98.5	1.3	100.2	0.7	101.3	-0.4	109.4	-1.7	100.7	2.0	106.7	-1.5	2019年
100.0	4.9	100.0	1.5	100.0	-0.2	100.0	-1.3	100.0	-8.6	100.0	-0.7	100.0	-6.3	2020年
102.6	2.6	100.3	0.3	100.4	0.4	95.8	-4.2	99.4	-0.6	101.2	1.2	101.3	1.3	2021年
106.0	3.3	101.4	1.1	100.0	-0.3	94.1	-1.8	99.4	-0.1	101.5	0.3	102.5	1.2	2022年
指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	年・月
104.9	2.2	101.3	-0.3	99.6	-1.2	93.3	-1.0	99.6	-0.8	102.8	0.2	102.4	1.5	2022年5月分
105.8	3.7	101.3	0.8	99.9	-0.4	93.3	-1.2	99.2	-0.2	102.1	1.1	102.5	1.3	2022年6月分
105.6	2.1	100.7	1.9	100.0	-0.4	94.8	-0.9	99.2	-0.2	101.5	0.4	102.7	1.4	2022年7月分
105.9	2.4	99.4	3.3	99.7	-0.8	94.6	-0.3	99.2	-0.2	103.1	1.1	103.8	1.5	2022年8月分
109.8	5.9	104.2	2.4	99.9	-0.6	94.2	-0.3	99.2	-0.2	103.0	2.5	102.5	1.3	2022年9月分
108.7	6.2	104.4	2.8	100.5	0.5	94.3	0.9	99.2	-0.2	102.4	0.4	102.4	0.7	2022年10月分
110.8	7.2	104.7	1.7	100.6	0.6	94.6	0.7	99.2	-0.2	101.0	-1.1	102.5	0.5	2022年11月分
109.8	7.4	103.2	2.9	100.2	0.3	94.8	1.7	99.2	-0.2	100.4	-0.9	102.4	0.3	2022年12月分
109.0	6.4	103.1	3.2	100.4	0.5	94.8	1.4	99.2	-0.2	100.5	1.3	102.6	0.2	2023年1月分
110.8	9.3	102.2	4.8	101.3	1.1	94.9	1.1	99.2	-0.2	100.9	0.7	102.9	0.6	2023年2月分
112.7	10.7	102.9	3.8	101.5	1.3	94.7	0.8	99.3	-0.2	102.6	2.0	102.6	0.2	2023年3月分
113.5	8.1	105.9	4.6	101.4	1.8	94.3	0.4	99.5	-0.7	105.0	2.9	102.6	0.2	2023年4月分

都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2023年(令和5年)4月分)

2020年=100

地域	総合	前月比 (%)	前年同月比 (%)	生鮮食品を除く	持家の の帰属家 賃を除く 総合	生鮮食品 及びエネ ルギーを 除く総合	食料(酒 類を除く) 及びエネ ルギーを 除く総合	食料	住居	光熱 水道	家具・ 家事用品	被服及 び履物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費	
																		全国
地方	大都市	105.0	0.6	3.5	104.7	105.9	104.0	101.7	111.4	101.7	110.9	114.6	106.2	100.5	93.7	102.5	106.6	103.5
	中都市	104.9	0.7	3.4	104.7	105.9	103.9	101.4	111.6	101.9	109.8	114.1	106.3	100.6	94.7	102.2	106.0	103.2
	小都市A	105.2	0.6	3.4	104.9	106.1	104.1	101.6	111.6	102.7	109.2	113.8	106.2	100.8	95.1	102.6	106.4	103.4
	小都市B・町村	105.3	0.6	3.4	105.1	106.1	104.1	101.5	112.0	103.5	109.7	113.7	106.7	100.7	95.3	101.9	105.9	103.1
	北海道	106.0	0.7	3.5	105.6	106.9	104.2	101.5	113.1	103.2	112.5	114.5	108.2	99.5	94.7	100.3	106.2	105.2
	東北	105.7	0.6	3.4	105.3	106.5	104.3	101.3	112.6	103.3	109.1	113.5	107.8	100.3	95.3	100.1	106.2	103.7
	関東	105.1	0.7	3.5	104.9	106.2	104.0	101.8	111.3	101.9	112.4	115.0	105.5	100.4	94.9	102.9	106.6	103.4
	北陸	104.3	0.5	2.7	104.0	105.2	103.1	100.5	111.2	100.7	107.2	112.0	107.6	100.4	95.3	101.5	106.0	102.5
	東海	105.5	0.6	3.7	105.2	106.3	104.0	101.9	110.8	102.6	115.7	114.2	107.1	101.2	95.6	103.2	107.2	103.3
	近畿	104.8	0.6	3.5	104.6	105.8	104.3	101.6	112.0	102.4	105.6	114.0	106.8	100.6	93.2	101.6	105.7	103.1
	中国	105.2	0.6	3.7	105.0	105.8	103.8	101.2	111.9	103.2	111.3	113.3	105.3	101.0	94.8	102.1	105.5	102.8
四国	103.5	0.5	2.5	103.2	104.0	102.9	100.6	109.9	102.0	98.0	113.2	106.8	101.6	93.8	100.8	105.5	103.1	
九州	104.4	0.6	3.3	104.2	104.9	103.8	100.9	112.0	102.5	103.5	112.3	105.7	101.3	93.8	102.2	105.6	103.2	
沖縄	105.8	1.3	3.8	105.6	106.7	104.7	100.9	113.6	101.4	109.6	114.9	108.6	102.5	93.3	101.4	105.2	103.9	
都道府県庁所在市	札幌市	106.0	0.9	3.6	105.5	107.0	104.3	101.4	113.8	102.0	112.8	116.0	108.1	99.6	93.9	102.5	106.7	104.9
	青森市	105.9	0.5	3.1	105.5	106.9	104.2	101.7	111.7	104.2	113.9	110.9	107.4	99.5	93.8	99.2	104.2	104.4
	盛岡市	105.9	0.8	4.1	105.7	106.8	104.9	101.4	114.3	102.6	108.4	118.0	106.1	99.2	95.6	103.1	104.6	103.2
	仙台市	106.1	0.4	3.8	105.8	106.5	105.2	102.4	112.4	104.8	109.1	110.2	110.4	100.9	93.3	100.6	106.8	103.1
	秋田市	106.7	0.5	3.3	106.2	107.4	105.3	102.9	112.9	105.9	109.5	118.0	108.6	101.1	94.8	99.8	107.9	104.2
	山形市	105.0	0.4	3.1	104.6	105.4	103.6	101.2	111.5	104.8	107.3	112.5	108.1	101.2	94.5	99.7	105.4	102.8
	福島市	104.5	0.4	2.8	104.2	105.3	103.3	100.7	110.1	101.6	107.7	114.1	108.4	100.2	94.5	101.0	106.9	101.7
	水戸市	105.4	0.6	3.8	105.1	106.1	104.2	101.1	113.3	102.8	110.6	116.2	102.9	102.3	93.4	102.7	105.5	104.5
	宇都宮市	104.8	0.9	3.4	104.6	105.6	103.7	100.5	113.0	100.6	109.2	114.9	104.8	101.2	94.8	102.6	104.5	103.8
	前橋市	104.7	0.6	3.3	104.3	105.9	103.4	101.0	111.2	100.0	110.5	112.1	107.7	99.1	95.9	103.6	107.7	103.9
	さいたま市	104.5	0.5	3.2	104.3	105.7	103.5	101.5	110.6	101.4	111.8	112.4	104.3	99.4	97.1	102.2	105.7	102.4
千葉市	104.8	0.6	3.7	104.5	105.7	103.6	101.7	110.2	102.7	111.8	113.4	104.2	98.1	94.5	104.6	107.2	104.7	
東京都区部	105.1	0.7	3.5	104.8	106.3	104.1	102.0	111.5	101.5	112.8	115.8	106.4	100.5	92.8	103.0	107.1	103.7	
横浜市	104.8	0.6	3.3	104.6	106.1	103.9	101.8	110.8	100.9	113.9	118.4	106.2	100.3	94.1	102.0	107.1	103.0	
都道府県庁所在市	新潟市	103.9	0.1	2.6	103.6	105.0	102.8	100.0	111.6	99.1	106.9	111.3	106.6	100.8	95.1	100.9	105.4	103.0
	富山市	105.4	0.8	3.5	105.2	105.8	104.4	101.7	112.1	104.8	106.4	115.3	106.5	100.2	95.5	99.8	105.8	102.4
	金沢市	104.7	0.8	3.3	104.4	105.2	103.7	101.4	110.8	102.2	108.4	111.9	111.7	98.8	95.6	101.0	106.7	102.8
	福井市	104.3	1.1	3.5	103.9	105.3	103.2	100.7	111.3	101.2	106.1	116.7	99.6	102.9	93.4	103.1	105.5	102.9
	甲府市	<b>104.3</b>	<b>0.6</b>	<b>3.6</b>	<b>104.0</b>	<b>106.1</b>	<b>102.8</b>	<b>100.2</b>	<b>111.2</b>	<b>100.6</b>	<b>111.1</b>	<b>113.5</b>	<b>105.9</b>	<b>101.4</b>	<b>94.3</b>	<b>99.5</b>	<b>105.0</b>	<b>102.6</b>
	長野市	106.5	0.7	4.2	106.4	107.5	105.0	102.3	112.7	103.3	114.5	114.6	106.4	101.6	96.9	100.8	107.7	103.2
	岐阜市	105.1	0.8	3.5	104.9	106.0	103.7	102.1	109.2	103.6	115.0	118.5	107.7	101.4	94.7	102.9	105.5	104.0
	静岡市	104.6	0.8	3.9	104.4	105.7	103.2	100.6	110.2	100.0	115.9	111.6	104.7	101.0	94.0	102.7	106.7	103.0
	名古屋市	105.4	0.5	3.7	105.0	106.2	103.9	101.7	110.7	101.2	116.6	111.6	108.5	101.1	94.7	104.7	107.6	103.9
	津市	104.8	0.4	3.3	104.9	105.8	103.7	101.4	110.2	100.9	119.2	108.6	108.4	101.3	96.1	102.2	107.0	103.3
	大津市	103.8	0.6	2.8	103.3	104.2	103.0	100.6	111.0	102.1	101.6	109.7	106.0	98.9	94.6	100.5	104.9	102.7
	大京都市	105.1	0.4	3.3	104.8	106.0	104.5	101.9	111.7	102.6	104.6	117.3	105.1	100.7	93.5	100.3	106.4	102.5
	大阪市	105.0	0.6	3.9	104.8	105.7	104.6	102.0	111.4	103.1	106.9	116.7	106.0	101.5	89.1	102.4	106.2	103.1
	神戸市	104.1	0.7	3.4	103.9	105.2	103.6	101.1	110.4	100.9	104.8	111.9	109.0	100.1	93.0	98.7	106.0	103.8
	奈良市	105.2	0.7	3.4	105.0	106.1	104.7	101.6	114.1	103.6	104.8	113.2	103.4	100.9	94.7	98.1	106.4	103.0
	和歌山市	103.2	0.0	2.8	102.9	104.1	102.6	100.0	110.9	100.6	101.4	110.1	107.2	99.2	91.3	102.6	105.3	101.6
	鳥取市	105.1	0.7	4.0	104.9	105.7	103.6	100.8	112.4	102.5	111.9	110.9	103.5	98.6	96.3	99.2	106.2	104.3
	松江市	105.2	0.5	4.0	105.0	106.4	103.7	100.6	113.0	100.9	111.1	111.9	107.6	101.7	96.0	100.9	105.4	103.0
	岡山市	104.7	0.5	3.7	104.5	105.3	103.6	100.8	111.9	102.0	111.1	115.1	105.0	101.9	93.3	103.7	104.7	102.2
	広島市	105.1	0.6	3.8	104.8	105.5	103.9	101.2	112.3	103.3	111.3	111.1	105.1	99.2	94.0	102.6	105.7	103.0
	山口市	105.6	0.5	3.6	105.4	106.3	104.3	101.8	111.9	103.9	110.4	122.8	107.0	102.3	96.0	100.2	105.3	102.4
	徳島市	103.7	0.4	2.4	103.4	104.3	103.1	100.8	110.2	103.1	99.3	109.6	102.1	99.3	95.7	102.1	104.2	102.8
	高松市	103.6	0.5	2.4	103.3	104.3	102.9	100.4	111.2	100.6	98.4	115.5	106.8	102.3	94.4	95.9	105.9	103.3
	高知市	103.7	0.6	3.1	103.3	104.4	103.2	100.7	111.6	101.2	98.1	110.5	108.8	100.2	94.0	100.7	107.4	102.2
	高崎市	104.1	0.8	3.2	104.1	104.6	104.1	102.1	109.2	104.8	97.8	117.8	108.3	102.2	93.4	103.8	105.1	103.4
	福岡市	104.3	0.4	3.5	104.0	104.8	103.7	100.6	113.3	99.2	104.2	113.8	103.9	100.9	94.0	104.4	106.1	104.8
	佐賀市	104.3	0.8	3.1	104.1	105.0	103.7	101.8	110.0	104.6	101.6	112.7	104.0	101.5	93.3	100.3	106.3	105.3
	長崎市	104.5	0.4	3.1	104.1	104.9	103.7	101.1	111.8	103.6	103.4	106.4	107.2	101.7	93.0	100.8	106.2	103.2
	熊本市	104.6	0.8	3.8	104.4	104.9	103.9	101.5	111.4	106.4	103.3	111.4	105.8	101.1	92.7	101.0	104.7	104.2
	大分市	103.6	0.4	3.2	103.5	104.4	103.1	100.2	111.6	99.8	101.7	118.7	107.4	100.6	93.1	101.4	104.3	102.8
	宮崎市	104.6	0.9	3.5	104.5	105.1	104.0	101.8	110.1	105.0	103.6	112.1	108.8	102.1	95.3	101.7	105.3	104.5
鹿児島市	103.																	

山梨労働局発表  
令和5年6月30日

## 山梨県の労働市場の動き（令和5年5月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は**1.35倍**で、前月に比べて0.03ポイント低下。  
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.18倍**で、前月に比べて0.04ポイント低下。  
○正社員有効求人倍率は**0.89倍**で、前年同月に比べて0.05ポイント低下。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

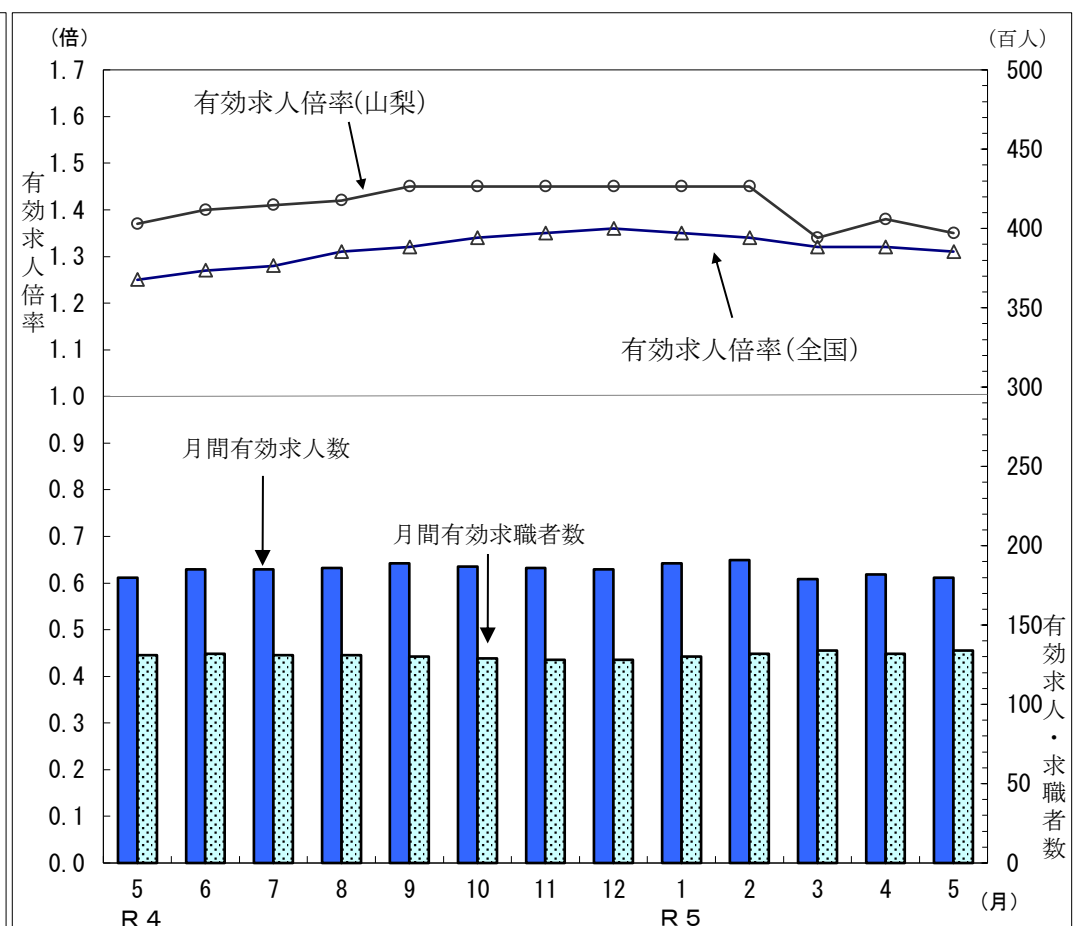
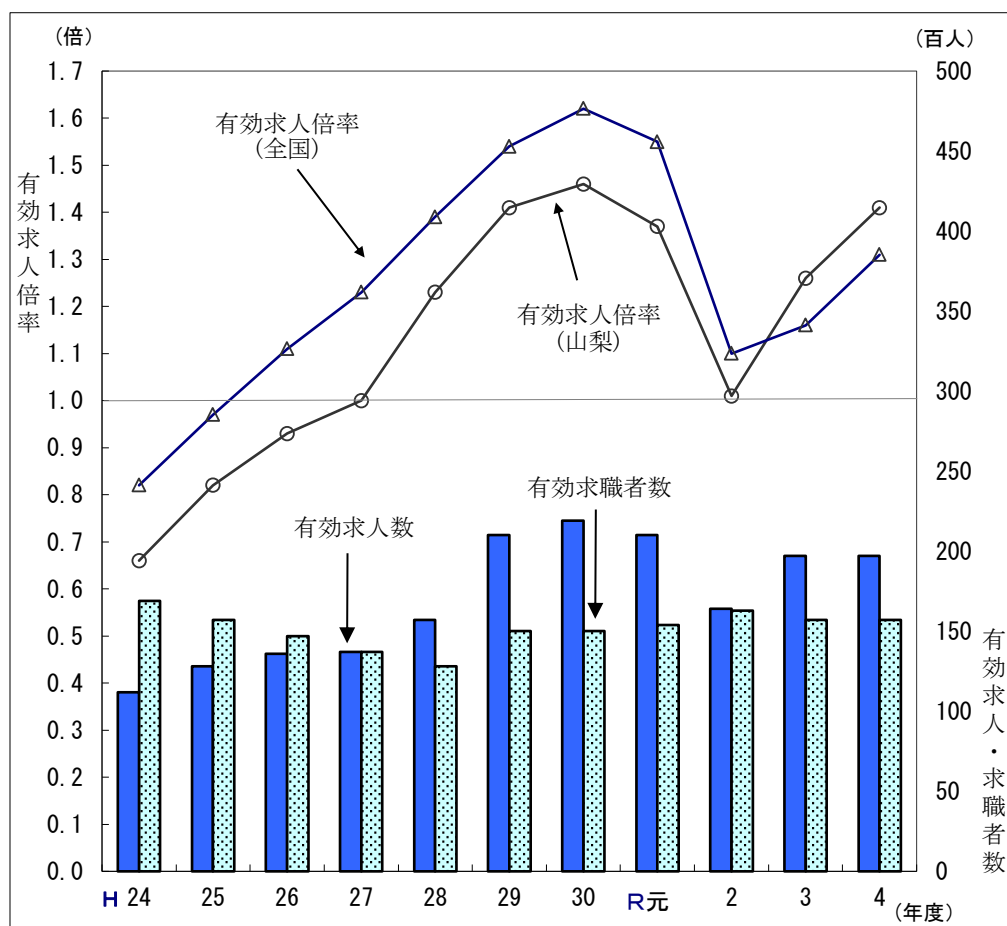
一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は18,038人となり、前月に比べ▲1.1%(192人)減少し、有効求職者（同値）は13,390人で前月に比べ1.3%(170人)増加しました。（※2-1, 10-2参照）

新規求人（原数値）は5,827人となり、前年同月と比較すると▲2.1%(126人)減少しました。

これを主な産業別でみると、情報通信業113.2%(43人)、学術研究, 専門・技術サービス業11.3%(9人)、宿泊業, 飲食サービス業65.6%(257人)は増加しましたが、建設業▲18.0%(94人)、製造業▲20.7%(201人)、運輸業, 郵便業▲0.7%(2人)、卸売業, 小売業▲17.5%(134人)、生活関連サービス業, 娯楽業▲2.1%(5人)、教育, 学習支援業10.9%(12人)、医療, 福祉▲3.1%(37人)、サービス業▲2.3%(21人)は減少しました。

（※3参照）

新規求職者（原数値）は3,008人となり、前年同月と比較すると1.6%(47人)増加しました。そのうちパートタイムは1,291人で3.4%(42人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は487人で30.9%(115人)増加し、自己都合離職者は1,182人で2.2%(26人)増加しました。（※4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
県	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41
全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31

有効求人倍率（季節調整値）

月	R4 5	6	7	8	9	10	11	12	R5 1	2	3	4	5
県	1.37	1.40	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35
全国	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。  
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。  
3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。  
4. ▲は減少である。  
5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

## 一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
(P:ポイント)								
項 目	年 月	5年5月	5年4月 (前月)	4年5月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	14,142	13,959	13,771	-	-	2.7	371
	季節調整値	13,390	13,220	13,136	1.3	170	-	-
2	新規求職申込件数(件)	3,008	3,638	2,961	-	-	1.6	47
	季節調整値	2,835	3,007	2,948	▲ 5.7	▲ 172	-	-
3	月間有効求人数(人)	17,805	18,046	17,880	-	-	▲ 0.4	▲ 75
	季節調整値	18,038	18,230	18,049	▲ 1.1	▲ 192	-	-
4	新規求人数(人)	5,827	6,411	5,953	-	-	▲ 2.1	▲ 126
	季節調整値	6,186	6,683	6,382	▲ 7.4	▲ 497	-	-
5	就職件数(件)	967	941	961	-	-	0.6	6
6	紹介件数(件)	2,836	2,827	2,850	-	-	▲ 0.5	▲ 14
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.26	1.29	1.30	-	-	-	▲ 0.04
	季節調整値	1.35	1.38	1.37	-	▲ 0.03	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	1.94	1.76	2.01	-	-	-	▲ 0.07
	季節調整値	2.18	2.22	2.16	-	▲ 0.04	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100) 32.1	25.9	32.5	-	-	-	▲ 0.4
10	充足率(%)	新規 (5/4*100) 16.6	14.7	16.1	-	-	-	0.5

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、  
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
  - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
  - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
  - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
  - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
  - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
  - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。



# 産業別新規求人数の推移

■令和5年5月の新規求人(原数値)は5,827人となり、前年同月比で見ると、▲2.1%(126人)減少となりました。  
 主な産業別で見ると、同比で情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業は増加となりました。  
 一方、建設業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業は減少となりました。  
 また、県内の主要産業である製造業においては同比▲20.7%(201人)減少となりました。その中で主力の輸送用機械器具製造業 8.9%(5人)は増加となりましたが、食料品製造業▲6.4%(9人)、金属製品製造業▲20.9%(9人)、はん用機械器具製造業▲55.4%(31人)、生産用機械器具製造業▲16.0%(12人)、業務用機械器具製造業▲44.2%(19人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業▲42.0%(29人)、電気機械器具製造業▲32.2%(49人)は減少となりました。

産業名	項目	人(全数) R5.5	前年同月数 ( R4.5 )	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		125	( 157 )	▲ 20.4	▲ 32
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		7	( 4 )	75.0	3
D 建設業(06~08)		427	( 521 )	▲ 18.0	▲ 94
(06 総合工事業)		271	( 363 )	▲ 25.3	▲ 92
E 製造業(09~32)		771	( 972 )	▲ 20.7	▲ 201
09 食料品製造業		131	( 140 )	▲ 6.4	▲ 9
10 飲料・たばこ・飼料製造業		41	( 31 )	32.3	10
11 繊維工業		16	( 27 )	▲ 40.7	▲ 11
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		2	( 3 )	▲ 33.3	▲ 1
13 家具・装備品製造業		9	( 10 )	▲ 10.0	▲ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		19	( 21 )	▲ 9.5	▲ 2
15 印刷・同関連業		16	( 11 )	45.5	5
16 化学工業		15	( 13 )	15.4	2
17 石油製品・石炭製品製造業		0	( 0 )	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		46	( 61 )	▲ 24.6	▲ 15
19 ゴム製品製造業		0	( 3 )	▲ 100.0	▲ 3
21 窯業・土石製品製造業		22	( 40 )	▲ 45.0	▲ 18
22 鉄鋼業		6	( 9 )	▲ 33.3	▲ 3
23 非鉄金属製造業		16	( 13 )	23.1	3
24 金属製品製造業		34	( 43 )	▲ 20.9	▲ 9
25 はん用機械器具製造業		25	( 56 )	▲ 55.4	▲ 31
26 生産用機械器具製造業		63	( 75 )	▲ 16.0	▲ 12
27 業務用機械器具製造業		24	( 43 )	▲ 44.2	▲ 19
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		40	( 69 )	▲ 42.0	▲ 29
29 電気機械器具製造業		103	( 152 )	▲ 32.2	▲ 49
30 情報通信機械器具製造業		32	( 28 )	14.3	4
31 輸送用機械器具製造業		61	( 56 )	8.9	5
20,32 その他の製造業		50	( 68 )	▲ 26.5	▲ 18
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		6	( 5 )	20.0	1
G 情報通信業(37~41)		81	( 38 )	113.2	43
H 運輸業,郵便業(42~49)		267	( 269 )	▲ 0.7	▲ 2
I 卸売業,小売業(50~61)		630	( 764 )	▲ 17.5	▲ 134
J 金融業,保険業(62~67)		25	( 13 )	92.3	12
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		63	( 50 )	26.0	13
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		89	( 80 )	11.3	9
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		649	( 392 )	65.6	257
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		234	( 239 )	▲ 2.1	▲ 5
O 教育,学習支援業(81,82)		98	( 110 )	▲ 10.9	▲ 12
P 医療,福祉(83~85)		1,158	( 1,195 )	▲ 3.1	▲ 37
Q 複合サービス事業(86,87)		80	( 47 )	70.2	33
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		904	( 925 )	▲ 2.3	▲ 21
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		213	( 172 )	23.8	41
合計		5,827	( 5,953 )	▲ 2.1	▲ 126
29人以下		3,476	( 3,761 )	▲ 7.6	▲ 285
30~99人		1,529	( 1,494 )	2.3	35
100~299人		594	( 501 )	18.6	93
300~499人		158	( 80 )	97.5	78
500~999人		36	( 61 )	▲ 41.0	▲ 25
1,000人以上		34	( 56 )	▲ 39.3	▲ 22

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。  
 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。  
 ③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(59.7%)、30~99人(26.2%)、100~299人(10.2%)、300~499人(2.7%)、500~999人(0.6%)、1,000人以上(0.6%)です。

# 企 業 整 備 状 況

令和5年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数	
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上		
					件数	人員	件数	人員						
平成28年度	30 (	▲ 40.0 )	497 (	▲ 48.7 )	26	366	4	131	19	7	3	1	256	
平成29年度	27 (	▲ 10.0 )	767 (	54.3 )	24	574	3	193	17	5	3	2	520	
平成30年度	23 (	▲ 14.8 )	446 (	▲ 41.9 )	19	394	4	52	10	8	3	2	276	
令和元年度	36 (	56.5 )	494 (	10.8 )	34	458	2	36	29	5	2	0	340	
令和2年度	74 (	105.6 )	1163 (	135.4 )	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795	
令和3年度	31 (	▲ 58.1 )	475 (	▲ 59.2 )	28	430	3	45	19	8	3	1	309	
令和4年度	45 (	45.2 )	704 (	48.2 )	40	610	5	94	30	7	8	0	464	
令和5年度	7 (	▲ 84.4 )	133 (	▲ 81.1 )	5	63	2	70	5	2	0	0	93	
令 和 4 年 度	4月	3 (	50.0 )	26 (	23.8 )	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (	▲ 50.0 )	7 (	▲ 73.1 )	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (	33.3 )	78 (	30.0 )	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1 (	▲ 66.7 )	8 (	▲ 77.8 )	1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5 (	66.7 )	63 (	80.0 )	4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	2 (	▲ 50.0 )	24 (	▲ 42.9 )	1	6	1	18	2	0	0	0	15
	10月	5 (	150.0 )	70 (	337.5 )	4	61	1	9	4	1	0	0	42
	11月	4 (	▲ 20.0 )	32 (	▲ 64.8 )	3	19	1	13	3	0	1	0	30
	12月	4 (	100.0 )	43 (	72.0 )	4	43	0	0	3	1	0	0	21
	1月	6 (	- )	106 (	- )	6	106	0	0	5	1	0	0	86
	2月	3 (	▲ 25.0 )	132 (	20.0 )	3	132	0	0	0	0	3	0	93
	3月	7 (	600.0 )	115 (	784.6 )	6	78	1	37	4	1	2	0	79
令 和 5 年 度	4月	5 (	66.7 )	109 (	319.2 )	4	52	1	57	3	2	0	0	76
	5月	2 (	100.0 )	24 (	242.9 )	1	11	1	13	2	0	0	0	17
	6月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。  
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。  
※令和5年度の数値は、令和6年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和4年度との比較。  
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は1件(100.0%)増加、企業整備人員は17人(242.9%)増加となりました。  
企業整備人員24人のうち、男性が19人(79.2%)、女性が5人(20.8%)です。  
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は17人(70.8%)です。



## 労使からの意見 聴取について(案)

### 従来は... (令和元年度まで)

第2回専門部会において「**事業場視察**」を実施した際に、当該事業場の労使から意見聴取を併せて実施。



### 令和2～4年度は...

**新型コロナウイルス感染拡大の影響**で、事業場を訪問して視察を行い、併せて、会議室等をお借りして話を聴くことは困難。

## 代替策として...

### 事務局（労働局）が事業場を訪問し、アンケート調査を実施

アンケート用紙を持参して訪問 記載を要請  
再度訪問し、アンケート用紙を回収。必要に応じて追加ヒアリングを実施。

結果を取りまとめ、第1回専門部会及び第2回本審において報告

## 対象事業場は...

### 製造業及び非製造業の2つの事業場

- ・製造業 ... 3年とも食料品製造業。R2・3は同一事業場、R4は別事業場
- ・非製造業 ... R2・3は社会福祉施設（同一事業場）、R4は宿泊業

### 選定基準は...

県内に本社を置いていること  
特賃ではなく、地賃が適用される事業場  
労働者数50人～100人程度の規模  
非正規労働者を一定程度雇用していること等

## 聴取項目は...

### 使用者側

事業の概要、労働者数（内訳・近年の推移）、賃金額、企業内最賃、最近の景況感、賃金（初任給含む）をどのように決定しているか、賃金の改定はどのように行うか、最低賃金について（制度、金額、見直し、現在の金額に対する感想）、行政及び審議会への要望等

### 労働者側

最低賃金について（制度、金額、見直し、現在の金額に対する感想）、近年の給与改定の状況、今後の給与改定の要望、行政及び審議会への要望

## 今年度の実施方法は...

令和5年3月に開催した運営小委員会において、実施方法を検討 **会長に一任**

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、各企業・団体での感染防止対策の変化などには差異があることなどから、事業場視察については、もう1年、様子を見ることとする。

製造業と非製造業からそれぞれ1社（合計2社）を選定。5類感染症移行による変化、継続する物価上昇の影響を見るため、意見聴取の対象は、できる限り前年度と同じ事業場をお願いする。

## 最低賃金に関するアンケート（使用者用）

## 1 会社概要

## (1) 事業の概要

## (2) 労働者数

全社\_\_\_\_\_名（男\_\_\_\_\_名・女\_\_\_\_\_名）

内 正社員\_\_\_\_\_名（男\_\_\_\_\_名・女\_\_\_\_\_名）

パート\_\_\_\_\_名（男\_\_\_\_\_名・女\_\_\_\_\_名）

外国人\_\_\_\_\_名、障がい者\_\_\_\_\_名

## (3) 賃金額

正社員の最も低い賃金額 月給 ・ 日給 ・ 時給\_\_\_\_\_円

職種（ \_\_\_\_\_ ）

パート社員の最も低い賃金額 月給 ・ 日給 ・ 時給\_\_\_\_\_円

職種（ \_\_\_\_\_ ）

## (4) 労働時間・休日

所定労働時間

正社員：1日\_\_\_\_\_時間\_\_\_\_\_分、 週\_\_\_\_\_時間\_\_\_\_\_分

パート：1日\_\_\_\_\_時間\_\_\_\_\_分、 週\_\_\_\_\_時間\_\_\_\_\_分

所定休日

## 2 新型コロナウイルス感染症の経営への影響と5類感染症移行後の変化の有無・内容について

## 3 最近の景況感及び今後の見込み

4 近年の労働者数の推移（全体数の変化、年齢構成の変化、正規・非正規の比率の変化等）

5 新卒、中途採用及び非正規社員等の初任給を決定する際に参考とする事項

6 正規社員及び非正規社員の給与を改定する際に参考とする事項等

7 **コロナ禍における**昨年及び今年の賃金改定状況（予定を含む）について

8 山梨県最低賃金について

（1）最低賃金が定められていることを知っていますか？

a 知っている      b 知らない

（2）最低賃金は毎年改定されていることを知っていますか？

a 知っている      b 知らない

（3）山梨県最低賃金額を普段意識していますか？

a 意識している      b 意識していない

その理由は何ですか？

( )

（4）現在の山梨県最低賃金額（1時間**898**円）に対する感想・意見

（5）近年の最低賃金の改定状況に対する感想・意見（引き上げ額 H29:25円、H30:26円、R元:27円、R2:1円、R3:28円、**R4:32円**）

9 最低賃金額が法律で定められていることによる企業経営への影響の有無（有・無）  
有りの場合、その具体的な内容（非正規社員を雇いにくい、コストアップにつながる等）

10 最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望等

（今年度の最低賃金の改正に関する意見・要望も御記入ください。）

11 回答内容の公開についての可否（いずれの場合も回答者の氏名は非公開）

a 社名も含めて公開可

b 社名を匿名にすれば公開可

（回答者の職氏名）

--

## 最低賃金に関するアンケート（労働者用）

- 1 最低賃金が定められていることを知っていますか？
  - a 知っている
  - b 知らない （以下5の質問へ）
  
- 2 最低賃金は罰則付きの法律（最低賃金法）で定められていることを知っていますか？
  - a 知っている
  - b 知らない
  
- 3 山梨県における最低賃金がいくらか、具体的な金額を知っていますか？
  - a 知っている
  - b 知らない
  
- 4 最低賃金は毎年見直しが行われていることを知っていますか？
  - a 知っている
  - b 知らない
  
- 5 昨年から今年にかけて、またはコロナ感染症の5類移行後に令和2年以降のコロナ禍で賃金等の労働条件や職場環境等に何か変化はありましたか。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 6 最低賃金は、H29年に25円、H30年に26円、R元年に27円、R2年に1円、R3年に28円、R4年に32円の引き上げがなされていますが、このことについて、どのように思いますか？
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 7 山梨県最低賃金は、現在、1時間898円ですが、この金額についてどのように感じますか？
  - a 安い
  - b 高い
  - c 適正である

8 最低賃金が法律で定められていることについて、どのように思いますか？

(例 賃金が安くなりすぎないのでよい、賃金は採用時に労使で自由に決めればよいので不要である 等)

9 近年の給料の改定状況及び今後の給料改定に関する要望

10 最低賃金に関する行政等への意見・要望

(今年度の最低賃金の改正に関する意見・要望も御記入ください。)



令和4年度  
労使からの意見聴取  
結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

【 事例 1 】

- 会社名：A社（匿名希望）
- 事業の概要：食料品製造業（カット野菜の製造）
- 労働者数：140名（男60名、女80名）
  - 正社員13名（男9名、女4名）
  - パート103名（男30名、女73名）
  - 外国人24名、障がい者2名

## 事例 1 - 1

**使用者側からの意見聴取**  
対象者：代表取締役社長

### 所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：個人ごとに異なり1日3時間～8時間

所定休日：週休2日制（シフトによる。365日稼働）

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給234,090円

（職種：納品検収業務）

パート社員の最も低い賃金額：時給866円

（職種：圃場生産業務補助 障害者雇用）

（一般雇用の場合は試用期間中 時給900円）

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

- ◆ 食品スーパーマーケット向けはコロナ禍でも堅調。
- ◆ 感染防止対策等は、食品を扱う仕事のため以前から対応をしているので、既存の対応を継続するほかパーティション設置や換気対策を追加して対応している。
- ◆ オミクロン株の流行期に従業員に陽性者が出たが、従業員にシフト調整への協力をしてもらい、また、取引先に協力依頼をして出荷を一部減らしてこなせる仕事量にすることで、何とか稼働できた。
- ◆ 陽性者が出た際のシフトのやりくりの結果、法定外休日出勤および超過勤務時間が増加した。

## 最近の景況感および今後の見込み

- ◆ 悪い。先行きは横ばいの状況が続くと考えている。
- ◆ 原材料高・エネルギー高など全て上がっている状況。
  - ・ 円安による輸入野菜の価格高騰、肥料や燃料等の原材料値上がりによる国産野菜の価格値上がり
  - ・ 燃料高、電気代値上げ（新電力と契約しているが、2倍以上の大幅な値上げを通知されている）
- ◆ 今後の懸念事項としては、本年10月からの社会保険料の負担増、与党税制調査会での法人税引き上げ検討、山梨県による地下水税の導入懸念、最低賃金の大幅引き上げに伴うペア対応、などがある。
- ◆ 会社としては、生産効率を上げる、歩留まりを高めるなどにより、なるべく採算が合うように努力をしている。
- ◆ 価格への転嫁ができればよいが、仕切り単価の交渉をしても、競争相手の問題があり、「それならほかに」と言われてしまい、価格への転嫁が難しい。

## 賃金改定の際に参考とする事項と改定状況

### ◆ 賃金を改定する際に参考とする事項等

パート従業員の昇給は、勤怠・管理業務内容・業務態度・協力性等の観点から基準を達成している場合に年1回昇給を行っている。

### ◆ 昨年の賃金改定状況

時給制従業員の場合、試用期間中の時給は昨年までは850円だったが、昨年10月に最低賃金の改定があったことから900円に引き上げた（試用期間終了後は1000円）。

## 最低賃金に係る認識

◆ 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。

◆ 最低賃金を下回ることは避けなければならないと考えており、山梨県最低賃金額の改定には気を付けている。

◆ 山梨県最低賃金額1時間866円を隣接する都県と比べて考えると、長野県の877円と同程度の金額でとどまってくれとありがたいと思う。

◆ 近年の最低賃金の引き上げペースは早いと感じる。今までの半分くらい、10円～15円くらいのペースが適当と考える。

## 最低賃金が定められていることによる企業経営への影響は

- ◆ 人件費は原価の中でも占める比率が大きく、最低賃金の引き上げによるコストアップの影響は大きい。

## 最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望

- ◆ 物価を考えると生活が成り立たないのもわかり、最低賃金を1000円の目標は理解するが、原材料などが騰貴している状況の中、価格への転嫁ができなくて困っている企業は多い。
- ◆ 企業が努力も必要だが、現在のよう外的要因で上乗せできているものについては、商品価格に転嫁できず、売値を上げざるを得ない状況は保てる。
- ◆ 中小企業が価格に転嫁できない仕組みを強く求めたい。そのよつな仕組みがない場合は、最低賃金を上げてほしく、声を上げていくこと、公正取引メスを入れるなど、どんどんやってほしい。
- ◆ 最低賃金と実際支払賃金の差によって、税金控除額の増額など優遇措置を設けてもらいたい。

## 事例 1 - 2

労働者からの意見聴取  
対象者：現場作業管理者  
（36協定の労働者代表）

### コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

- ◆ 新型コロナウイルスの感染者が出たときに、人員不足のため出勤に協力することがあったが、それ以外は変化はない。
- ◆ 感染防止対策等の面では、食品を扱う仕事のため以前から対応をしているので、特に負担が増えたということはない。

## 最低賃金に係る認識

- ◆ 最低賃金制度があること、改定があることなどは、毎年会社の事務所内に最低賃金の掲示がされるため金額を含め承知している。
- ◆ 時給で働いていたときは引き上げ金額を気にしていたが、月給になってからは特に気にしていなかった。
- ◆ 現在の866円については、生活していくうえで、特に子育て時期だと生活が厳しいと思う。
- ◆ 最低賃金を上げていくことが必要だと思うが、現在、シフト調整も行う立場であるため103万円の壁などの問題もあると感じている。

## 最低賃金に関する行政等への意見・要望

- ◆ 最低賃金の引き上げは、20円強の今のペースくらいがよいのではないかと思う。
- ◆ ただし、急激に上げることで企業が対応できず問題が出るのもよくないとも思う。

## 【 事例 2 】

○会社名：B社（匿名希望）

○事業の概要：宿泊業（ホテル）

（宿泊、レストラン、宴会・会議、ウエディング）

○労働者数：全社191名（男94名、女97名）

正社員64名（男43名、女21名）

パート127名（男51名、女76名）

外国人1名、障がい者1名

### 事例 2 - 1

使用者側からの意見聴取

対象者：総務部主任



## 所定労働時間・休日、賃金額

### ○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日4時間

所定休日：週休2日（シフト制）

### ○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給150,500円

（職種：調理）

パート社員の最も低い賃金額：時給870円

（職種：洗い場）

## 近年の労働者数の推移

- ◆ コロナの影響による売上の減少もあり、全体的に採用を見合わせている。
- ◆ コロナ禍の初めごろは予約のキャンセルなどもあり仕事量が減ったことから休業してもらうこともあったほか、1か月強の期間、休館した時期もあったが、雇用調整助成金も利用し雇用の維持を図った。
- ◆ 全体数の変化、正規・非正規の比率の変化はないが、年齢構成は高齢化になっている。

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

- ◆ コロナ禍の初めは、宿泊、宴会、レストラン、ウェディングの予約がなくなった。
- ◆ 宿泊... コロナ禍に入った2年前は客室稼働率が30%まで低下したが、現在は県民割の利用などもあって、90%程度となり、コロナ禍前の水準に戻りつつあるという状況。
- ◆ 宴会... 会社・個人とも多人数での食事を敬遠。コロナ禍に入り顕著に減少し、現在もコロナ前の水準には程遠い状態。感染者数増減の変化が顕著に表れる。
- ◆ レストラン... コロナ禍の初めごろに比べると少しずつお客様が戻ってきている感じはあるが、コロナ前に比べると厳しい状況。
- ◆ ウェディング... コロナ禍の初めは延期やキャンセルが相次いだ。現在は、小規模化（出席者を予定より減らす、身内だけでの開催、写真撮影のみなど）の傾向があり、件数はそれほど減っていないが売り上げが落ちている。

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

- 感染防止対策について
- ◆パーティション、アルコール、空気清浄機、CO<sub>2</sub>測定器の設置や、部屋の利用人数の制限など、グリーンゾーン認証への対応の必要からも実施しているが、対応に必要な費用が生じている。

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

### ○最近の景況感及び今後の見込み

- ◆ 少しずつではあるが予約も戻りつつあるものの、宴会の予約の減少・ウェディングの小規模化は変わらず（約30%減）、まだまだコロナ前の状態には戻りそうにない。
- ◆ 仕入価格・電気代・ガス代等の値上げによる経営の圧迫もあり、悪循環になっている。
- ◆ 提供価格の変更は難しく、できる限り自社で値上げしないようにやっているが、利益が減少している。
- ◆ 宿泊料金の見直しは行ったが、アメニティをSDGs対応のものに変更し、コーヒードリッパマシンを設置するなど、お客様に提供する付加価値を高めつつ行っている。
- ◆ 感染者の動向によるところが大きく、現在、第7波となり感染者が増え始めていることが不安要素。実際に食事などのキャンセルも入ってきている。

## コロナ禍において賃金の改定をどのように行ったか

- ◆ 毎年改定を行っていたが、コロナ禍に入り昨年までは昇給を行わなかった。今年は少し売り上げの戻りもあり昇給を実施した。
- ◆ 昨年の山梨県最低賃金改定を受け、それまでの事業場内最低賃金の時給860円を870円とした。

## 最低賃金に係る認識

- ◆ 最低賃金が定められていること、毎年改定されることは承知しており、法律を順守する観点から最低賃金額は意識している。
- ◆ 現在の山梨県最低賃金866円は全国平均930円から見ると、もう少し高くても良いと思うが、妥当な金額はわからない。
- ◆ 近年の最低賃金の改定ペースについては、税金・社会保険料等の負担増や物価高もあり、手取り額の維持なども考えると仕方ないと思う。

## 最低賃金が法律で決められていることによる企業経営への影響

- ◆ 当社では、最低賃金額に近い従業員が多いわけではないが、最低賃金の引き上げに伴い、会社の負担も増えるため、経営的には厳しい。

## 最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- ◆ 全国平均1000円の目標は理解するが、地域差もあり、全国の平均額にも達していない山梨にとっては厳しい数字と感じる。
- ◆ コロナ禍が今後どうなるか次第。お客様が来るようになって売り上げが安定し、以前のような状態になれば、大変ではあるが最低賃金引き上げにも対応できるのではないかと考えている。
- ◆ まだまだコロナ禍のため、近年のような改定ペースで上がっていくのは厳しい。最低賃金の引き上げは会社の負担増になるため上げ幅は少なくしてほしい。

## 事例 2 - 2

**労働者からの意見聴取**  
対象者：仕入れ・支払い等の  
担当者  
(36協定の労働者代表)

## コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

- ◆ コロナ禍の初めごろには休館などもあったが、大きな変化はない。
- ◆ お客様が減ったことにより、仕事量も減ってはいるが、お客様に直接対応する部署ではないこともあり一定のやるべき仕事はあるため、勤務時間が大きく減っているわけではない。

## 最低賃金に係る認識1

- ◆ 最低賃金が定められていること、罰則付きの法律で定められていること、毎年見直されていることは知っている。
- ◆ 現在の山梨県の最低賃金額も知っている。  
(毎朝、新聞を読んでいるため、最低賃金が記事になったときに把握している。)

## 最低賃金に係る認識 2 / 給料改定に関する要望

- ◆ 近年の最低賃金の引き上げ状況については、物価の上昇や税金などの負担が増加していることから、仕方ないことだと思う。
- ◆ 山梨県最賃866円の金額については、現在はお客様が少なく急な引き上げは会社の負担になる一方、物価が上がっており、これくらいが適正ではないかと思う。

### 【給料改定に関する要望】

- ◆ 今後少しずつでも昇給してほしい。

## 最低賃金に関する行政等への意見・要望

- ◆ 全国平均1000円の目標については、希望としては1000円くらいがいいと思うが、山梨で1000円となるのは厳しいと思う。
- ◆ 利益が出ている企業はよいと思うが、観光業などでは、現在、企業自体に収入がなく、山梨の産業では観光の部分も大きいことを考えれば、コロナの感染が続くと、県全体では、しばらく難しいと思う。





2023年6月16日

山梨地方最低賃金審議会 御中

山梨県弁護士会

会長

(公印省略)

### 会長声明の送付について

当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を発表しましたので、ご送付させていただきます。





## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、例年通りであれば、2023年6月、中央最低賃金審議会に対し2023年度の地域別最低賃金額の改定の目安についての諮問を行い、7月には、その答申がなされる見込みである。

これを受け、山梨地方最低賃金審議会においても、同年度の山梨県の地域別最低賃金に関する審議がなされ、山梨労働局長によって決定される。

- 2 ここで2022年度の山梨県の地域別最低賃金であるが、時間給898円とされている。この金額は、前年度から32円の引上げとなったものの、全国の加重平均である961円を大幅に下回る実態は放置されたままである。仮に月に173.8時間働くとしても、月額15万6072円に留まる。このような最低賃金の水準では、貧困の解消、労働者の生活の安定や向上を図る上で不十分である。

また、同年度における隣接都県の地域別最低賃金は、東京都が1072円、神奈川県が1071円、埼玉県が987円、静岡県が944円、長野県が908円となっており、いずれも900円を超過し、特に東京都及び神奈川県は最低賃金が1000円を超え、山梨県の地域別最低賃金を大幅に上回っている。全ての隣接都県よりも最低賃金が低いという、山梨県と隣接都県との最低賃金格差の問題は、解消されていない。

- 3 昨今の調査研究によれば、最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比較して住居費が比較的低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このような指摘は山梨県にもあてはまり、東京都との格差もさることながら、周辺都県との格差を放置したままにしておけば、労働力の一層の流出にもつながりかねない。

- 4 さらに、昨年来、食料品を含めた物価の急激な上昇が続いている。2020年を基準とした場合でも、食料品全体で4.5ポイント、光熱・水道費にあつては16.3ポイントの上昇となっている(2023年1月20日総務省発表

にかかる2020年基準消費者物価指数)。

労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、このような物価の上昇を労働者一人一人の賃金に反映させることが重要であることはいうまでもない。

5 他方、最低賃金の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与える。

中小企業の経営を長期的に支援し、従業員の雇用を保護していくためには、業務改善助成金制度等の充実は勿論として、例えば、原材料価格等の上昇分について中小企業が大手企業に対して取引価格に正しく反映できる仕組みを整えたり、社会保険料の使用者負担分の減免といった思い切った中小企業向けの施策もワンセットで検討されなければならない。

また、最低賃金の引上げは、扶養控除の枠内で働くことを希望する労働者の実労働時間を減少させる面があり、人手不足に悩む中小企業にとって問題である。この点については、税や社会保障制度の枠組全体の見直しに向けた検討が併せて必要となる。

6 以上の通り、中小企業に対する施策も重要であるものの、物価が上昇し、貧困と格差が拡大している状況をふまえ、山梨地方最低賃金審議会においても、労働者の健康で文化的な生活の確保と地域間の経済格差の改善のためにも山梨県における最低賃金の引上げは急務であり、同審議会に対し大幅な引上げを求めるものである。

2023年(令和5年)6月9日

山梨県弁護士会

会長



2023年6月29日

山梨労働局長様  
山梨地方最低賃金審議会会長様

山梨県労働組合総連  
議長 [REDACTED]  
甲府市德行4-3- [REDACTED]  
平和 [REDACTED]  
Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申していただきますようお願いいたします。

■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行うよう要請すること。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう国及び県に要請することを求めます。

■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現するよう、国・県へ要請すること。

■ 集約数 ■ 1741人

■ 提出日 ■ 2023年6月29日



以上



# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

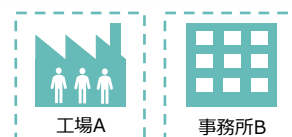


業務改善助成金  
を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に  
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

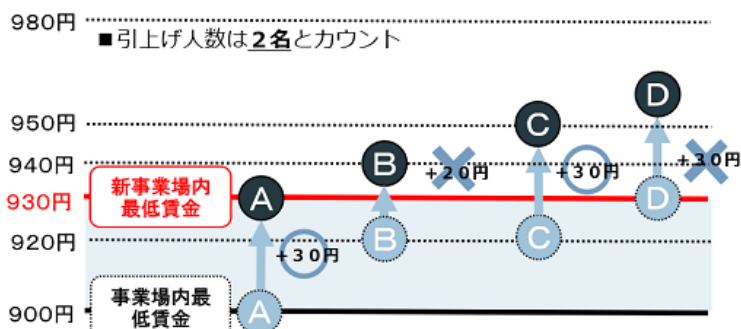
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。



## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。  
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集  
（令和4年3月作成）  
[PDF形式: 7,312KB]

生産性向上のヒント集  
（令和3月作成）  
[PDF形式: 9,625KB]



#### 【業務改善助成金に関する事例】

**事例4** 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

**【企業概要】** 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

**課題と対応**  
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施概要**  
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

<導入前>

<導入後>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

**さらなる工夫**  
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

**実施結果**  
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

**成果**  
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ ▶ 県の介護事業担当部署からの提案

### 生産性向上のヒント集

検索

#### 業務改善 事例3

スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

**【所在地】**宮城県 **【従業員数】**6人 **【事業内容】**仕出業  
**【課題と対応】**調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。  
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

(※) 湯気の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

**さらなる工夫**  
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

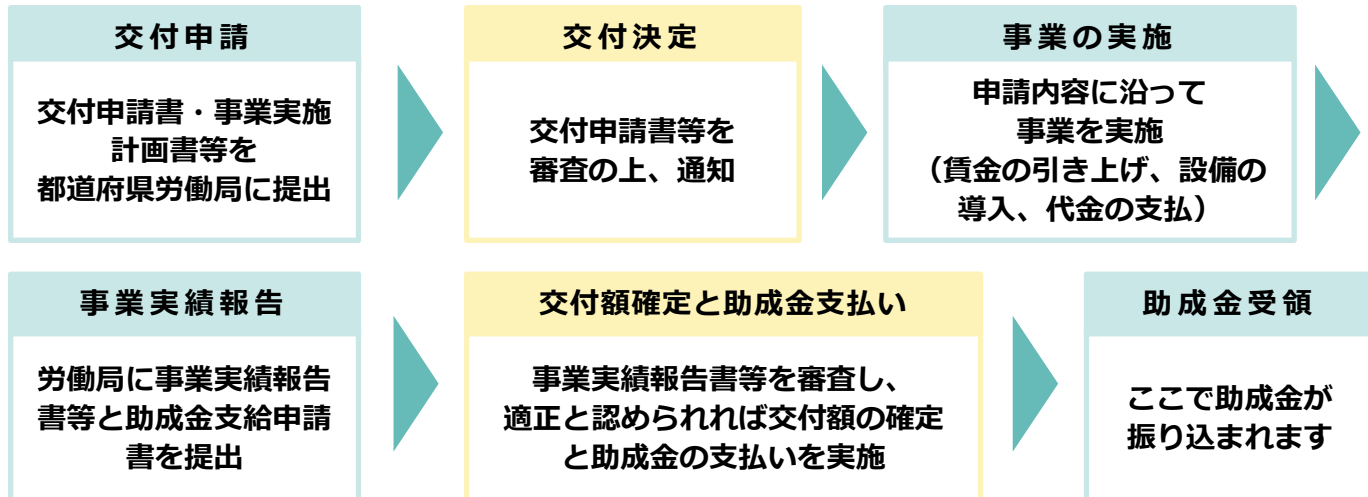
**実施内容**  
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

**成果**  
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** ▶ 商工会のセミナーに参加

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です



# 山梨働き方改革 推進支援センターでは



中小企業・小規模事業者等の  
支援を行っています。



「働き方改革」を進めるための、法改正が順次始まっています。

RULE  
01



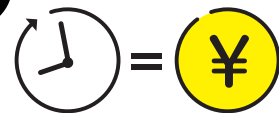
年次有給休暇の時季指定

RULE  
02



時間外労働の上限制限

RULE  
03



同一労働同一賃金

## 働き方改革を広く支援する取組として



- ① 令和3年6月に改正された育児・介護休業法の改正内容
  - ② 男性の育児休業取得促進の取組支援
  - ③ パワーハラスメント防止措置への取組支援
  - ④ 改正女性活躍推進法施行に関する支援
- についても当センターにて相談できます。

ご希望の相談方法、選べます。相談は無料です。



### 来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受け付けています。  
(受付時間:原則 平日午前9時~午後5時)



### メール相談

メールでの相談も可能です。  
メールアドレス:yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com



### 企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、3回を基準として、無料で相談をお受けします。



### セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

山梨働き方改革推進支援センター

☎ 0120-755-455 (平日 午前9時~午後5時)



厚生労働省 山梨労働局委託事業

(運営:NPO法人やまなしキャリアデザイン・ラボ)

# 山梨働き方改革推進支援センター

相談は  
無料です。

1回2時間を標準として、  
最大6回まで支援します。

## 訪問支援 FAX 申込書

### FAX 055-267-9004

(お申し込み後、3営業日以内にお電話でご連絡いたします)

Webでの申込  
はこちらから



貴社名

---

ご担当者

所属/役職

お名前

---

所在地

---

T E L

---

F A X

---

M a i l

---

ご訪問希望日時

第1希望

月 日 ( 曜日) 午前・午後

オンライン相談希望

第2希望

月 日 ( 曜日) 午前・午後

第3希望

月 日 ( 曜日) 午前・午後

---

ご相談内容

※複数可

同一労働同一賃金

基本給にかかる均等・均衡待遇(職務分析・職務評価)

労働時間等の労務管理(年次有給休暇含)

改正された育児・介護休業法

男性の育児休業取得促進の取組支援

パワハラ防止措置への取組支援

改正女性活躍推進法に関する支援

人手不足等

下請へのしわ寄せに関する質問

テレワークに関する質問

生産性の向上

助成金全般

コロナ禍に関する支援策

その他

具体的な相談内容について

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。



## 山梨働き方改革推進支援センター

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 2F

0120-755-455 (平日 午前9時～午後5時)

yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com



山梨地方最低賃金審議会  
追加配付資料

(第1回本審議会)

令和5年7月5日



## 令和5年度 第1回審議会 (R5.7.5)

1	最低賃金の履行確保に関する監督指導結果 (県内)	1
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 (全国)	3
3	業種別法違反の状況 (全国)	4
4	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (関係部分抜粋)	5
5	経済財政運営と改革の基本方針2023 (関係部分抜粋)	11
6	足元の経済状況等に関する補足資料 (令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第1回) 資料)	17
7	令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第1回) 資料「主要統計資料」抜粋 (都道府県統計資料編)	63

### 【参考資料】

1	最低賃金に関する調査研究 (令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第1回) 資料)	81
---	--------------------------------------------------	----





# 最低賃金の履行確保に関する監督指導結果 (平成30年～令和5年)

## 1 監督指導実施状況

山梨労働局

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
監督実施事業場数	130	133	141	127	146	146
違反事業場数	17	19	10	18	27	10
違反率	13.1%	14.3%	7.1%	14.2%	18.5%	6.8%
監督対象労働者数	1,513	1,387	1,701	1,168	2,321	2,415
最低賃金額未満労働者数	67	58	40	68	93	22
比率	4.4%	4.2%	2.4%	5.8%	4.0%	0.9%

## 2 違反事業場の最低賃金認識状況

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
違反事業場数	17	19	10	18	27	10
適用される最低賃金を知っている	12	8	2	10	12	2
割合	70.6%	42.1%	20.0%	55.6%	44.4%	20.0%
金額は知らないが適用されるのを知っている	4	9	6	7	13	7
割合	23.5%	47.4%	60.0%	38.9%	48.1%	70.0%
最低賃金が適用されるのを知らなかった。	1	2	2	1	2	1
割合	5.9%	10.5%	20.0%	5.6%	7.4%	10.0%

## 3 監督実施事業場の最低賃金認識状況

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
適用される最低賃金を知っている	90.0%	68.4%	65.2%	69.3%	69.9%	70.5%
金額は知らないが適用されるのを知っている	8.5%	30.1%	33.3%	29.1%	28.1%	28.1%
最低賃金が適用されるのを知らなかった。	1.5%	1.5%	1.4%	1.6%	2.1%	1.4%

(参考)最低賃金額

(円)

最低賃金件名	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
地賃	898	866	838	837	810	784
電気	959	934	914	913	890	869
自動車	961	938	919	918	896	875



## 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

### (1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和5年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	356	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	54	7.7%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あっせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版  
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた(先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍)。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しものが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務(ジョブ)やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待たなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

## (2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

## (3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

## (7) 多様性の尊重と格差の是正

### ① 最低賃金

最低賃金について、 昨年<sup>1</sup>は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

## ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

### i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

### ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

## ③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定



社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

#### ④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

#### ⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

#### ⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

### （9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

#### ①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

## ②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

## ③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入<sup>(注)</sup>した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2023

(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

### **第1章 マクロ経済運営の基本的考え方**

#### **2. 環境変化に対応したマクロ経済運営**

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

### **第2章 新しい資本主義の加速**

#### **1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成**

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

#### （家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

#### （多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとられない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

## 5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。





# 足下の経済状況等に関する補足資料

# 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2023年1月～6月)

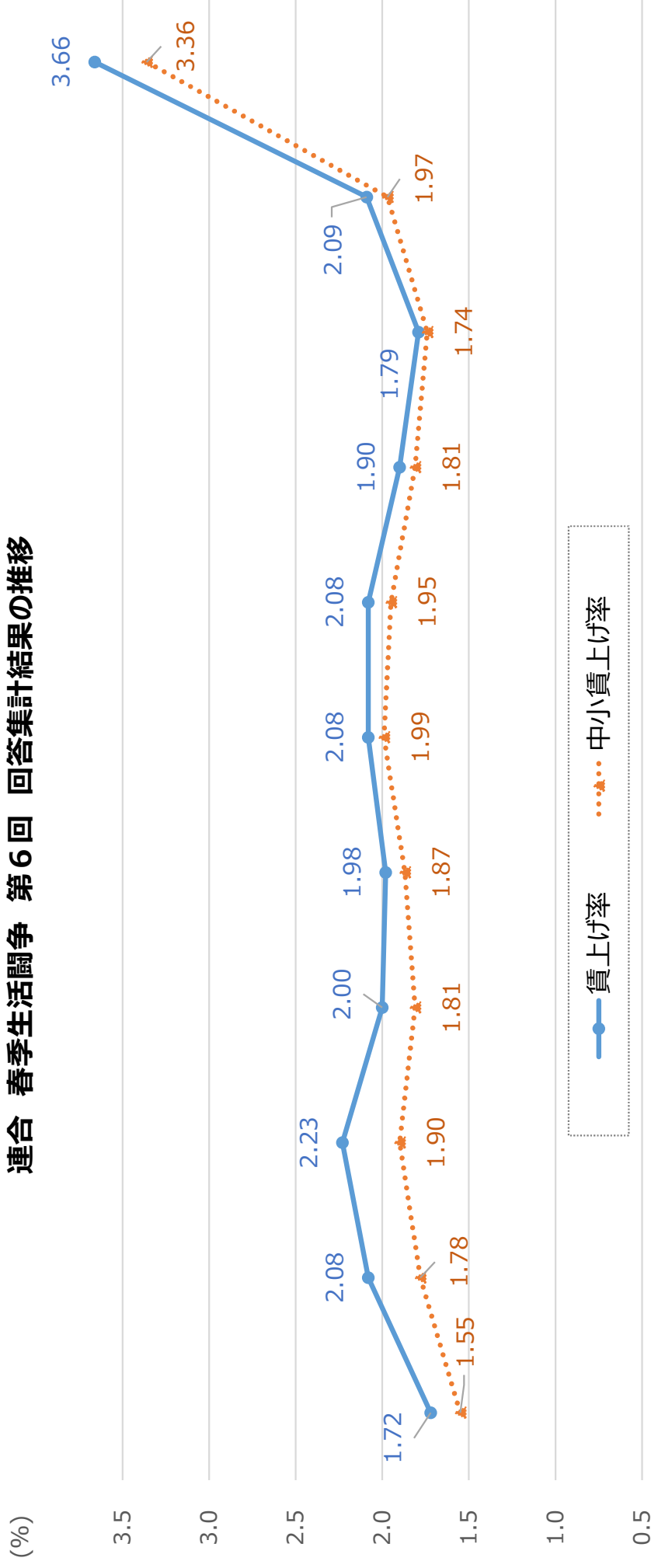
○ 2023年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
2 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
3 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
4 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	このところ改善の動きがみられる	上昇している

# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.66%(中小3.36%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第6回 回答集計結果の推移

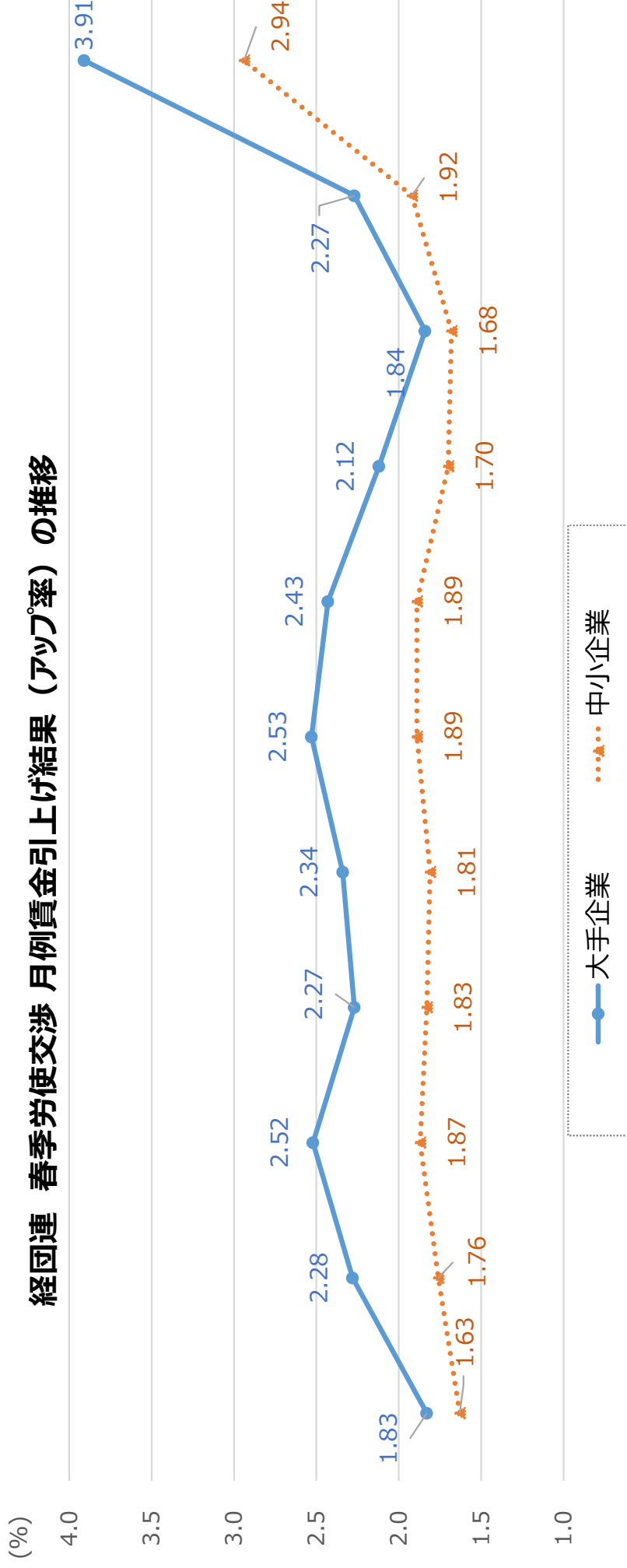


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36

資料出所) 連合「2023春季生活闘争第6回回答集計結果」(2023年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引き上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

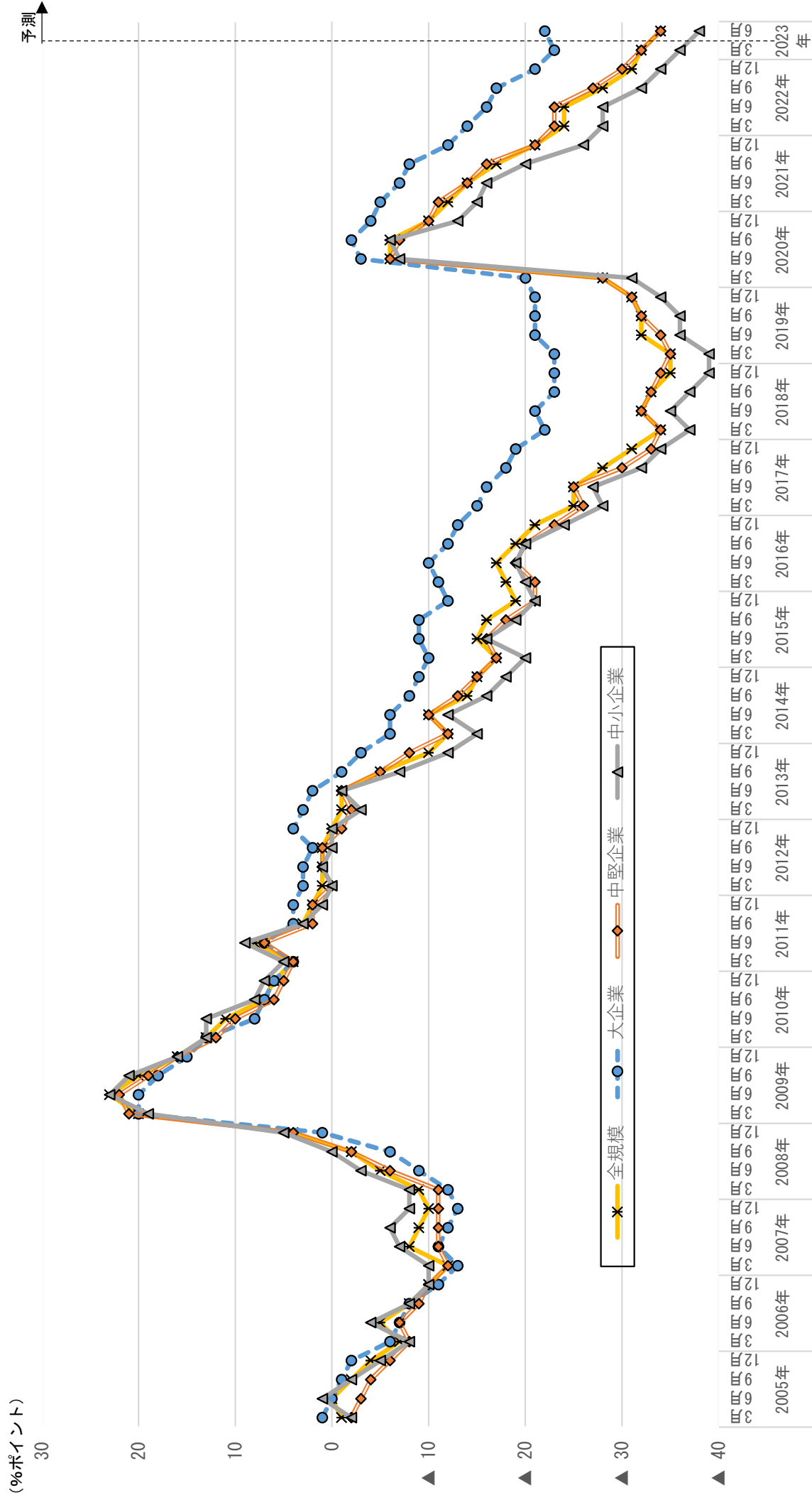
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

※注) 2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

# 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

## 雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

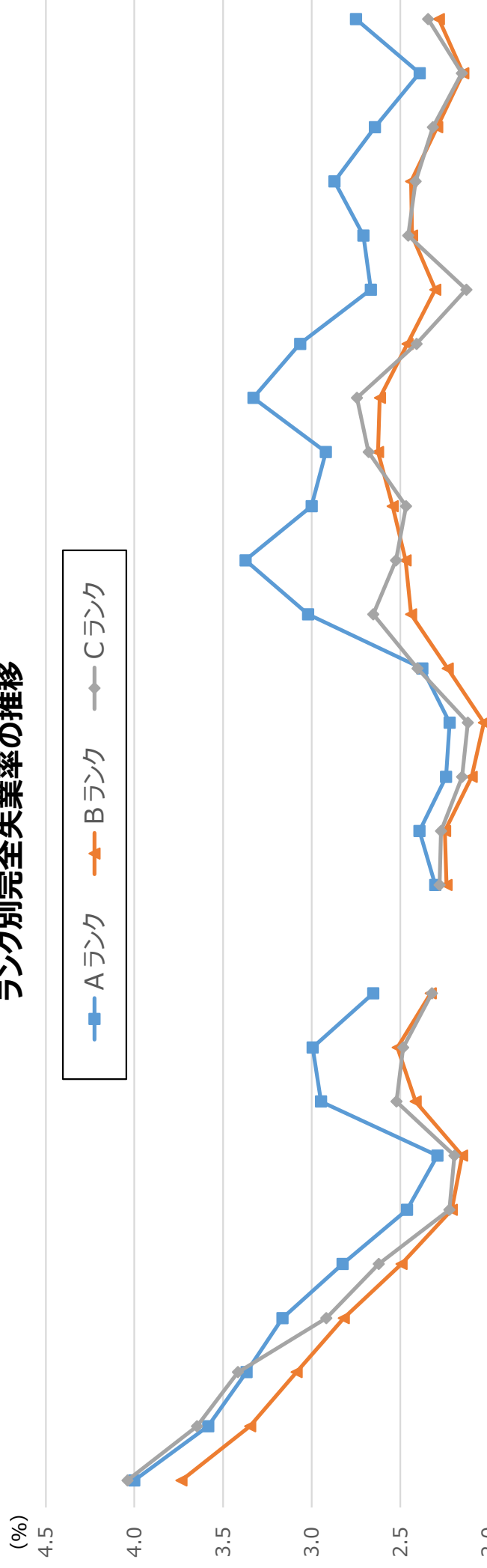
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# 地域別の状況

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.7
Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.3
Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3

ランク	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
Aランク	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	2.5	2.0	2.2	2.2	2.1	2.4	2.7
Bランク	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.3	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4
Cランク	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.4	2.1	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

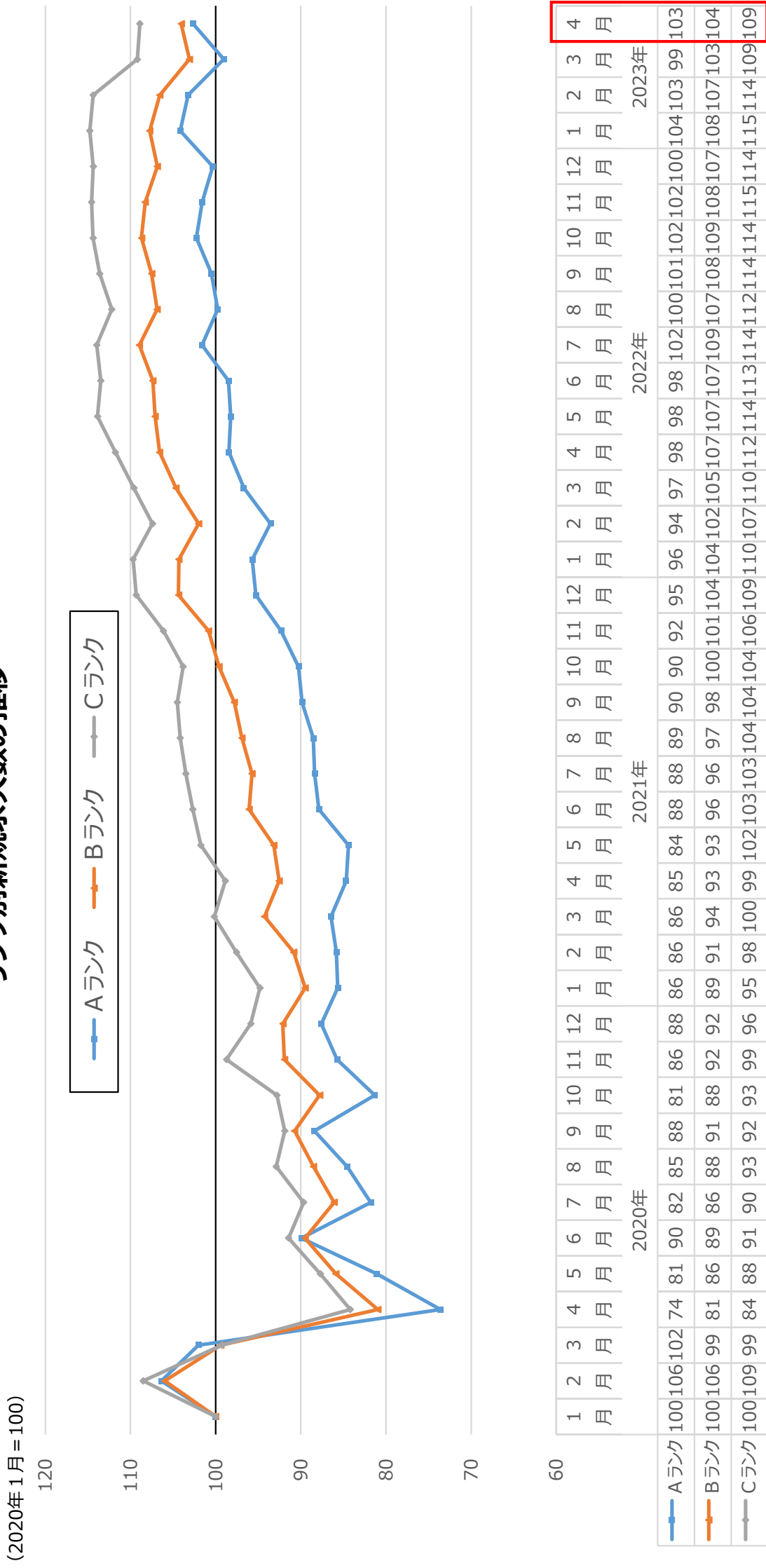




# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

## ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 産業別の状況



# (参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年									
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月										
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0	
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0	
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1	
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	29.0	50.1	23.3	
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6	
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2	
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2	
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7	
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9	
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4	
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8	
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1	
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1	
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0	
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8	
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1	
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2	

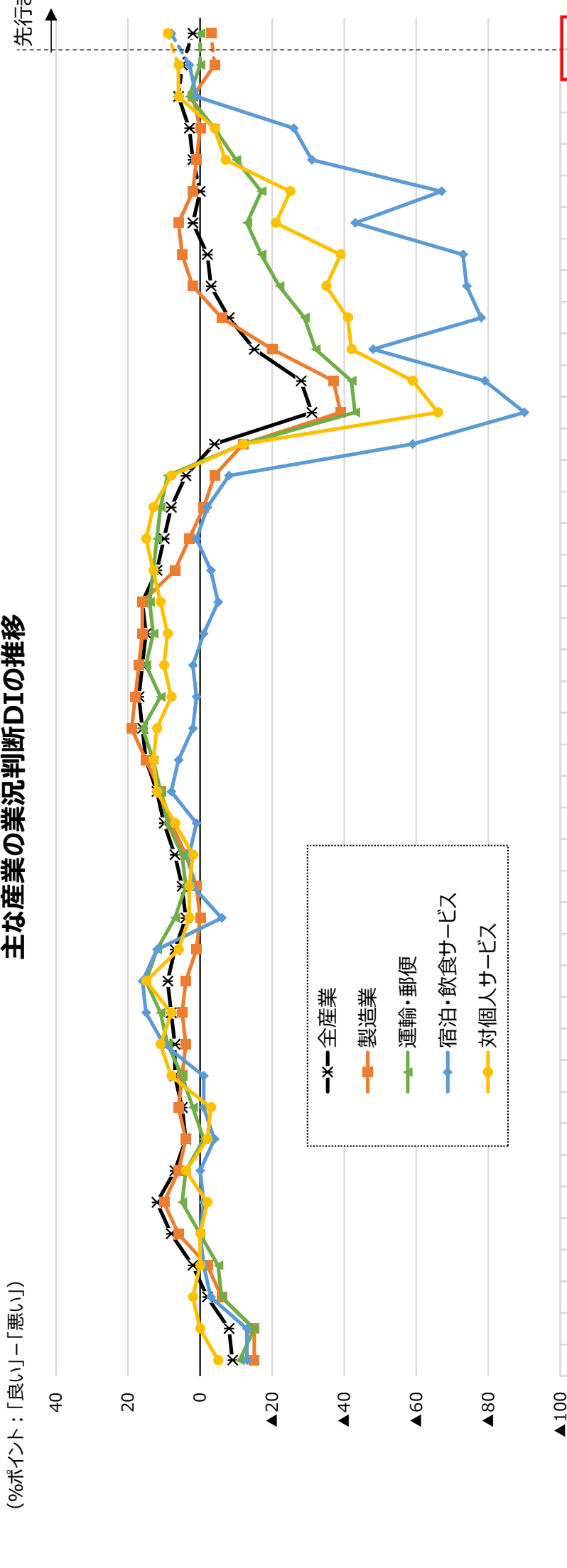
(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年			2019年			2020年			2021年			2022年			2023年												
	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月											
全産業	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	2							
製造業	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲3
運輸・郵便	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	0
宿泊・飲食サービス	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	8
対個人サービス	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	9	

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く）。

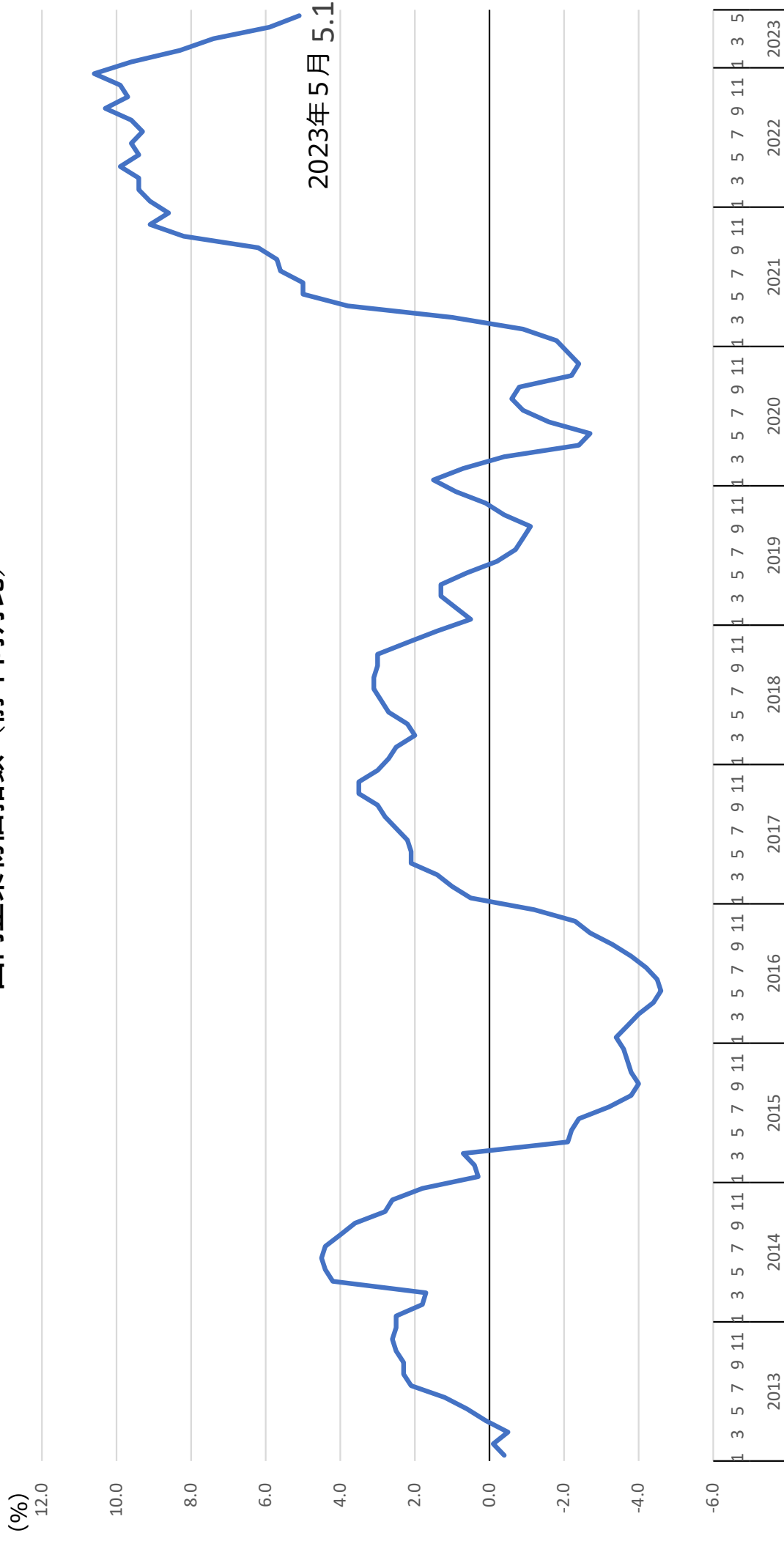
2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。

## 国内企業物価指数（前年同月比）



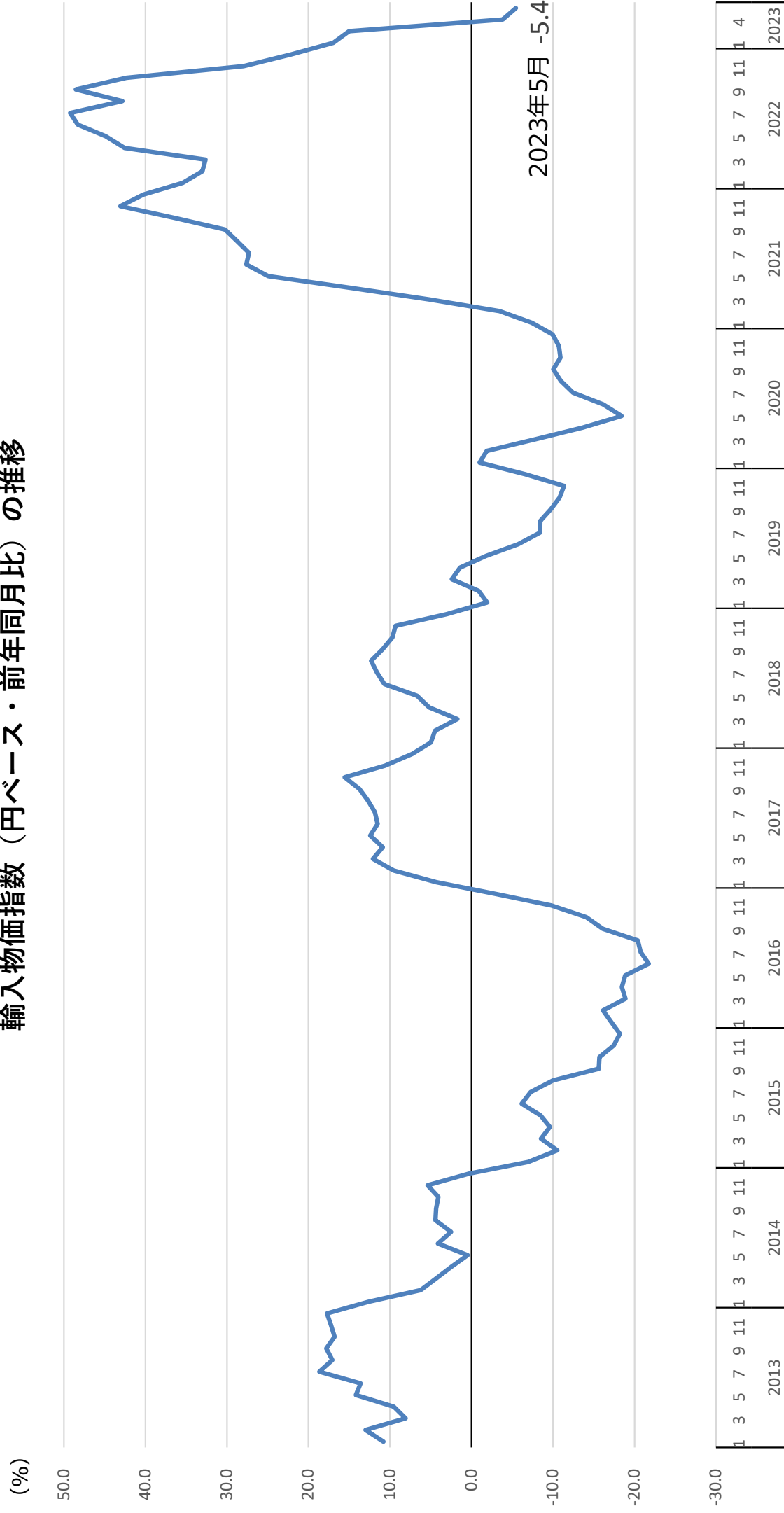
(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

# 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年5月には、-5.4%となった、

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



31 (資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

# 消費者物価の動向



## 消費者物価指数の指標

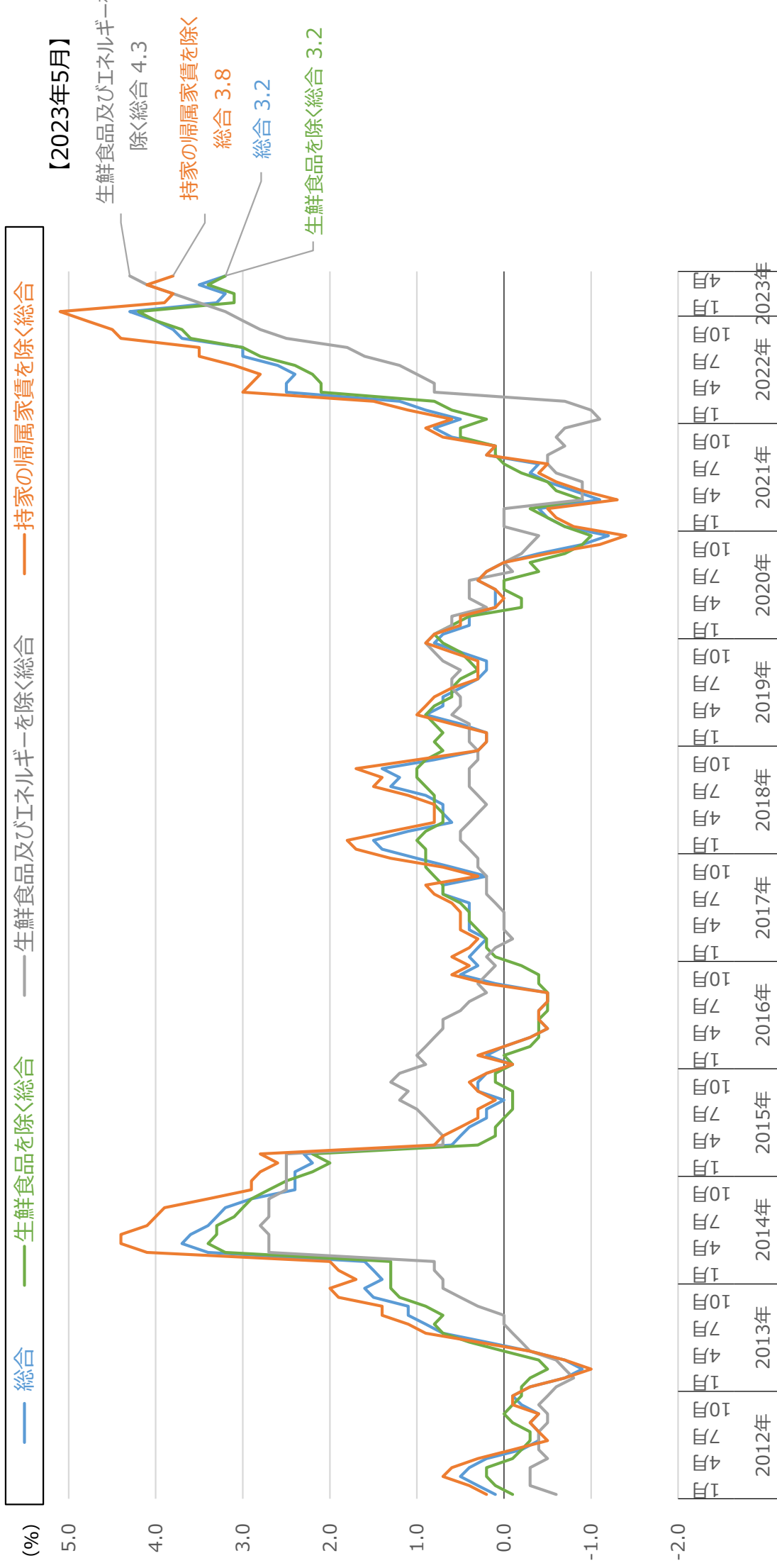
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

<p>「総合」</p>	<p>世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。</p>
<p>「生鮮食品を除く総合」</p>	<p>消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。</p>
<p>「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」</p>	<p>消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。</p>
<p>「持家の帰属家賃を除く総合」</p>	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

# 消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2023年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.2%、「生鮮食品を除く総合」は+3.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

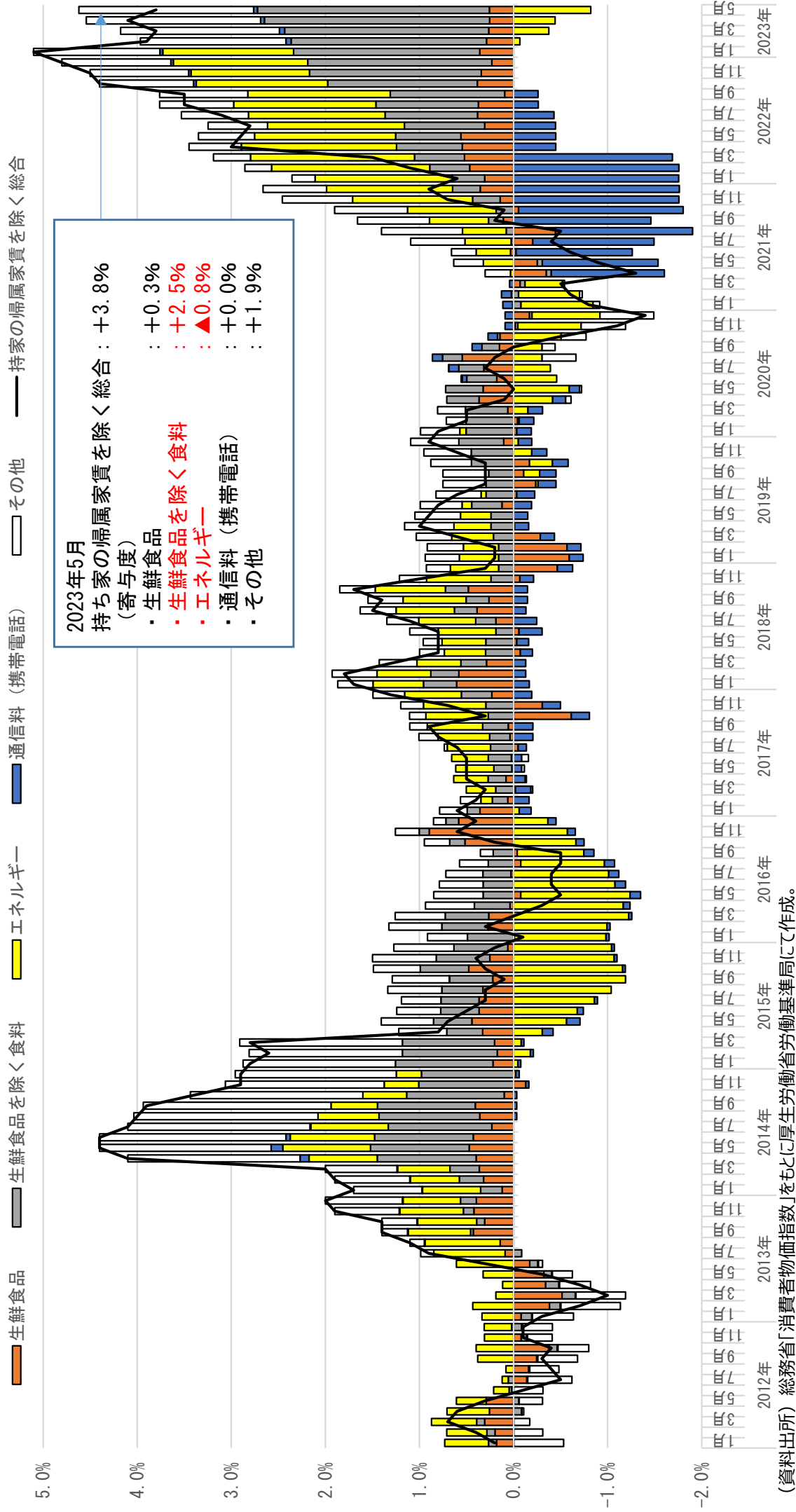
## 消費者物価指数の推移（対前年同月比）



# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年5月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.8%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

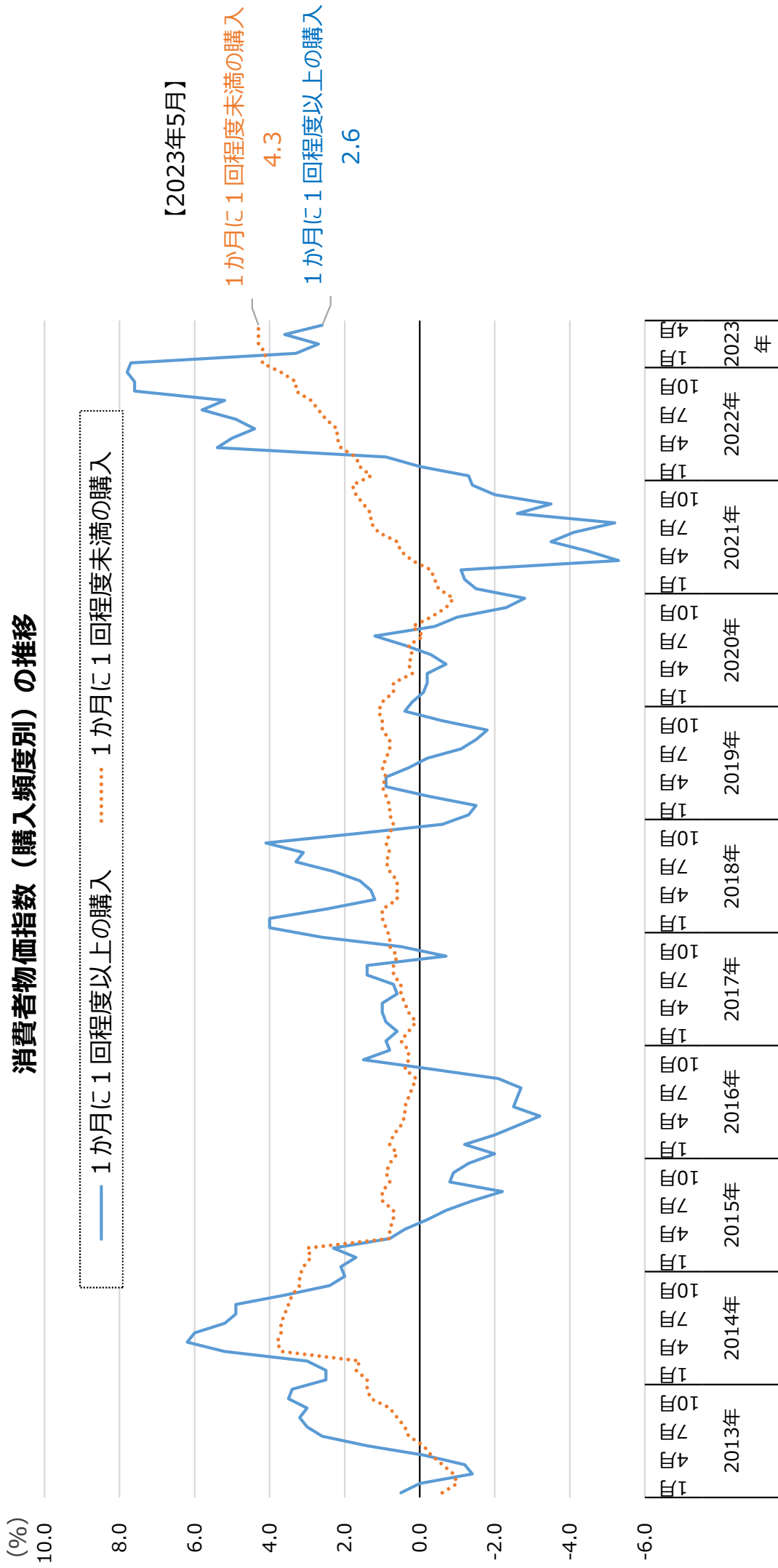
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。



# 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.6%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+4.3%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 倒産の動向



# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2023年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

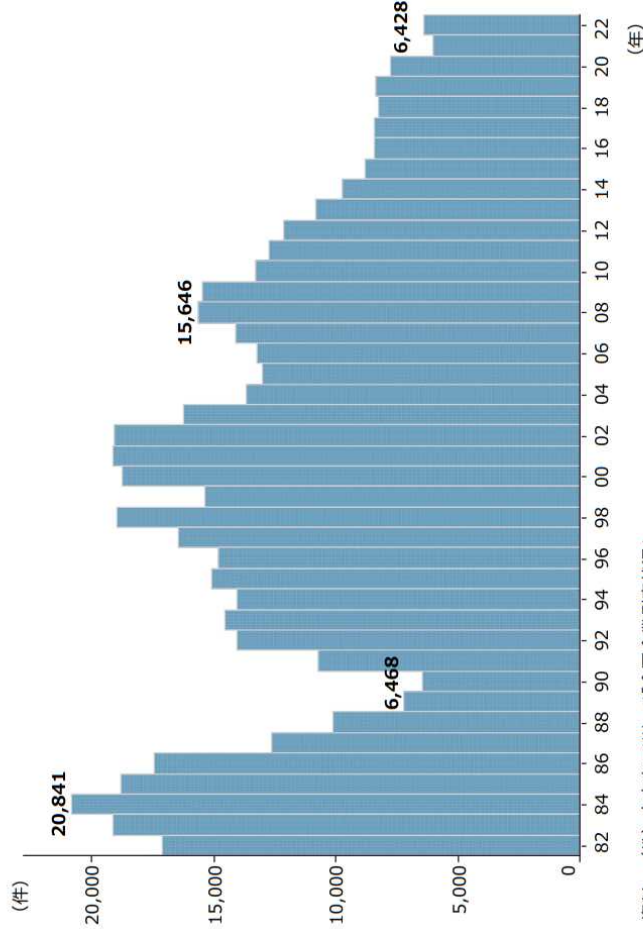
第1部 令和4年度(2022年度)の中小企業の動向

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する(第1-1-15図)。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

## 「物価高倒産」動向調査(2023年4月) (抜粋) (右図)

仕入価格の上昇を価格転嫁できないほど「物価高」が最後の追い打ちとなる倒産も増加の一途をたどっており、2023年4月の物価高倒産は75件となった。急増した前月からさらに増加し、10カ月連続で最多を更新、2018年1月に集計を開始以降、累計で1000件を突破した。全体の倒産件数も増加基調のなか、「物価高」に起因した倒産はハイペースで増加しており、今後も高水準で推移していくものとみられる。

倒産件数の推移

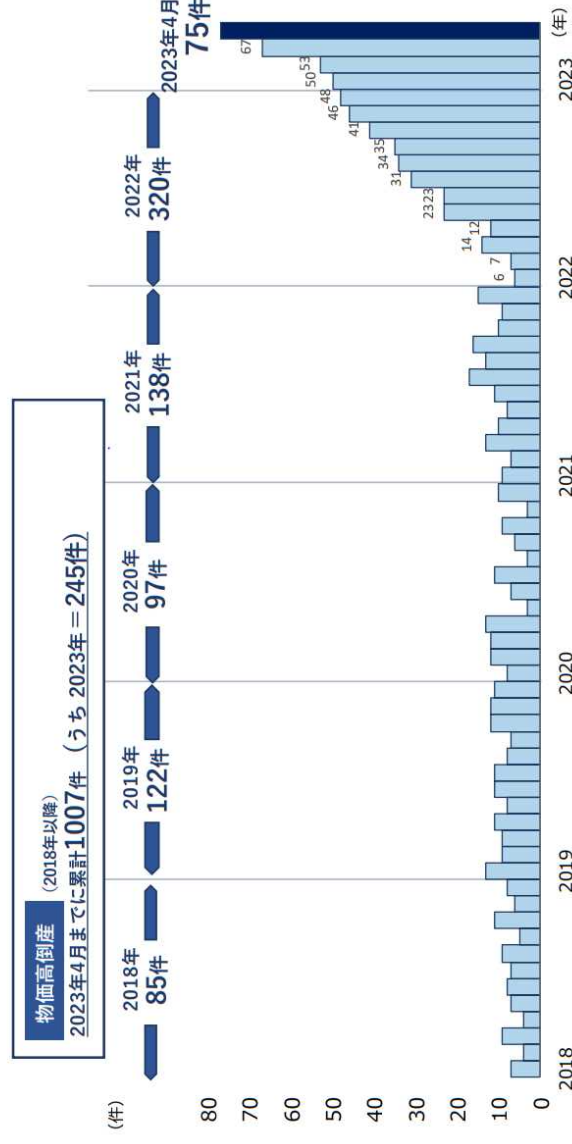


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注) 1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

物価高倒産 月別発生件数 推移



物価高倒産 (2018年以降)  
2023年4月までに累計1007件 (うち2023年=245件)

物価高倒産[定義] = 法的整理(倒産)企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入れ価格上昇」、取引先からの値上げ圧力等で価格転嫁できなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業を集計

# 原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわ寄せ 既往の	信用性の 低下	販売不振	売掛回収 金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousai/tousan/index.htm>) 令和5年5月17日取得

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

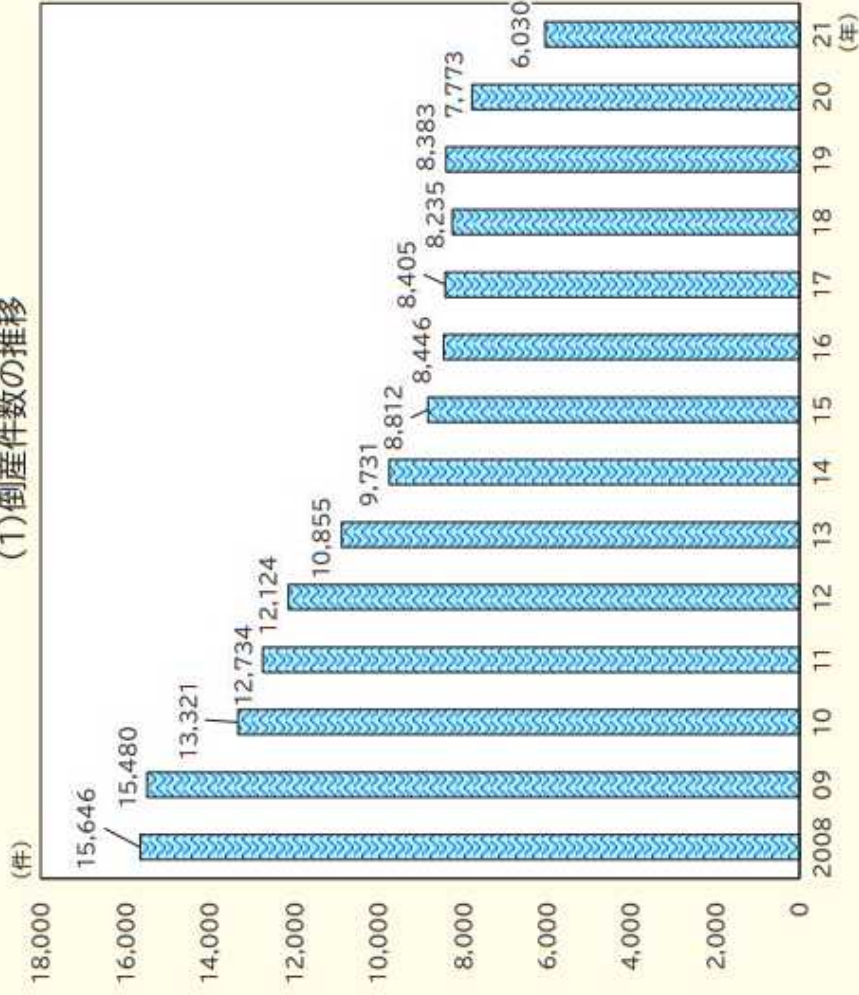
3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。



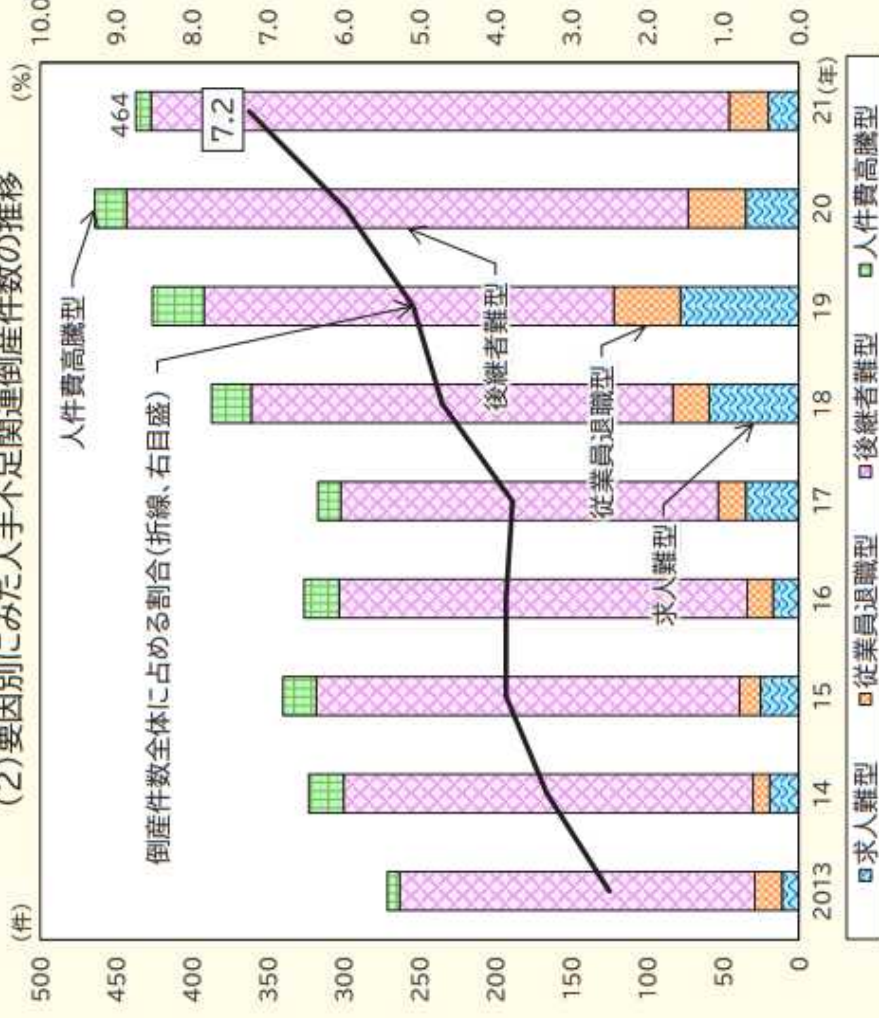
# 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

(1) 倒産件数の推移



(2) 要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 負債額 1,000万円以上を集計したもの。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したものである。

# 中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**  
(補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2、小規模2/3)  
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**  
(補助額：～250万円、補助率：2/3等)  
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**  
(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)  
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援
- ④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**  
(補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3)  
…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃棄費用等を支援

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円)

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円)

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.4億円(7.5億円)

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円)

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

### よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

### 中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円)

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数)

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組み事業主に対して助成。

### テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円)

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

## 生活衛生業関連施策

### 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

### デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

### 生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円)

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催



# 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和4年度 応募・申請数(件) ※一部暫定値	令和4年度 実績(件) ※一部暫定値	令和4年度 執行額(億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

# 業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	① 当初予算額	② 前年度からの 繰越額	③ 補正予算額	④ 次年度への 繰越額	⑤=①+②+ ③-④ 予算現額	⑥ 執行額	⑥/⑤ 執行率 (%)
令和4年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。( )内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

# 業務改善助成金の都道府県別実績

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	18	120	201
青森	11	37	62
岩手	11	68	124
宮城	10	45	59
秋田	5	37	55
山形	16	65	74
福島	9	53	84
茨城	11	90	101
栃木	10	46	104
群馬	7	56	76
埼玉	15	75	105
千葉	17	115	121
東京	30	219	440
神奈川	27	171	274
新潟	6	55	86
富山	3	61	58
石川	18	54	78
福井	6	80	91
山梨	4	17	33
長野	10	102	106
岐阜	4	55	101
静岡	17	164	181
愛知	32	197	361
三重	11	58	72

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀	14	95	131
京都	16	60	85
大阪	21	238	358
兵庫	22	108	260
奈良	8	49	72
和歌山	5	59	89
鳥取	10	52	94
島根	13	35	45
岡山	26	93	104
広島	20	137	169
山口	7	72	107
徳島	2	54	84
香川	7	72	98
愛媛	9	65	96
高知	10	14	37
福岡	36	195	219
佐賀	17	38	32
長崎	11	44	83
熊本	22	93	123
大分	9	125	161
宮崎	16	43	54
鹿児島	9	25	42
沖縄	8	53	82
全国計	626	3,859	5,672

# 令和3年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和3年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

<令和3年度>

令和3年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による助成上限額の引上げ（最大450万円→600万円）</li> <li>● 助成対象となる設備投資の範囲の拡大（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）</li> </ul>
令和3年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円）</li> <li>● 手続の簡素化（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）</li> </ul>
令和4年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）</li> </ul>

<令和4年度>

令和4年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等）</li> <li>● 最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</li> </ul>
令和4年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に最賃引上げが困難と考えられる「事業規模30人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ</li> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</li> <li>● 事業場規模を100人以下とする要件を廃止</li> </ul>

※ 特例コースについては、令和5年1月31日で申請受付を終了。

# 中小企業に対する支援措置

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

## ● 資金繰り支援

- 新たな借換保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。借換実績については、6月16日時点で約4万9千件の保証承諾。
- 日本公庫のスーパー低利融資や資本性劣後ローン等の申込期限を3月末から9月末まで延長。

## ● 価格転嫁対策

- 2023年3月の「価格交渉促進月間」では、これまでの倍の中小企業30万社に調査票を送付し、

6月20日に西村経済産業大臣よりフオローアアップ調査結果を公表。

今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

- ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備  
(全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置 (7月) 等)
- ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表 (8月以降)。
- ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言 (8月以降)
- ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フオローアアップ

- 「パートナーシップ構築宣言」について、大企業への宣言の拡大と、調査とフィードバックを通じた実効性の向上に引き続き取り組むとともに、地域への普及を推進。(6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業は、約1,500社が宣言済み。)

## ● 賃上げに係る予算措置

- 事業再構築補助金において、給与支給総額を年率3%以上増加させる事業者に対し、第10回公募 (3月30日～6月30日)より新たな加点を措置。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

## ● 新規輸出1万者支援プログラム

- 全国各地の自治体、主要な商工会、商工会議所、地域金融機関等の創業支援担当が集まるブロック会議で中企庁から協力を依頼済み。さらに開催を希望する地域の商工会議所に中企庁、ジェトロが向いて説明を実施。(3月12日までに、2,261者の登録)



## 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設【令和4年度第二次補正予算】

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- この状況を踏まえ民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設。2023年1月10日から運用開始。
- 借換実績については、6月16日時点で約49,000件の保証承諾。

### 【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要。**
  - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
  - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）  
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
  - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
  - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

# コロナ資金繰り支援継続プログラム

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

3月末 6月末 9月末 2023年度末

政府系金融機関	<p><b>公庫のスーパー低利融資</b> (売上▲5%等 金利▲0.9%) (注) 5年貸付 中小事業：0.17% 国民事業：0.22%</p>	6ヶ月延長
	<p><b>公庫の資本性劣後ローン</b></p>	6ヶ月延長
民間金融機関	<p><b>セーフティネット貸付の金利引下げ</b> (利益率▲5% 金利▲0.4%) ※貸付期間5年の場合 中小事業：0.67% 国民事業：1.37% (原油価格・物価高騰対策)</p>	6ヶ月延長
	<p><b>セーフティネット保証4号</b> (売上▲20%、100%保証 金利 原則0.8～2.2% (コロナ借換保証に対応した都道府県等の制度融資の場合))</p>	3ヶ月延長
<p><b>借換保証</b> (売上・利益率▲5%等、保証料0.2%)</p>		※3ヶ月毎に見直し

# 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

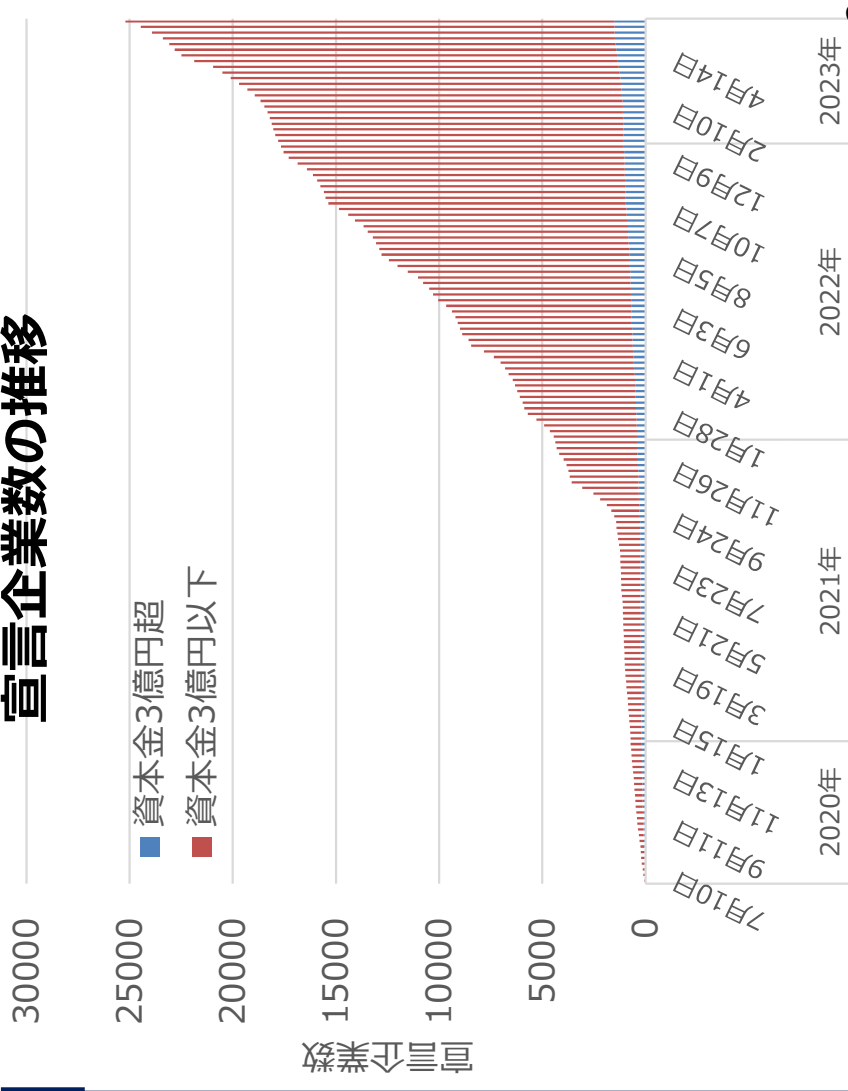
令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、6月16日時点で約**26,000社**が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約**1,500社**。
- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加算措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広がっていく。

## 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指す、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携  
(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野  
(① 価格決定方法、② 型管理の適正化、③ 現金払の原則の徹底、④ 知財・ノウハウの保護、⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

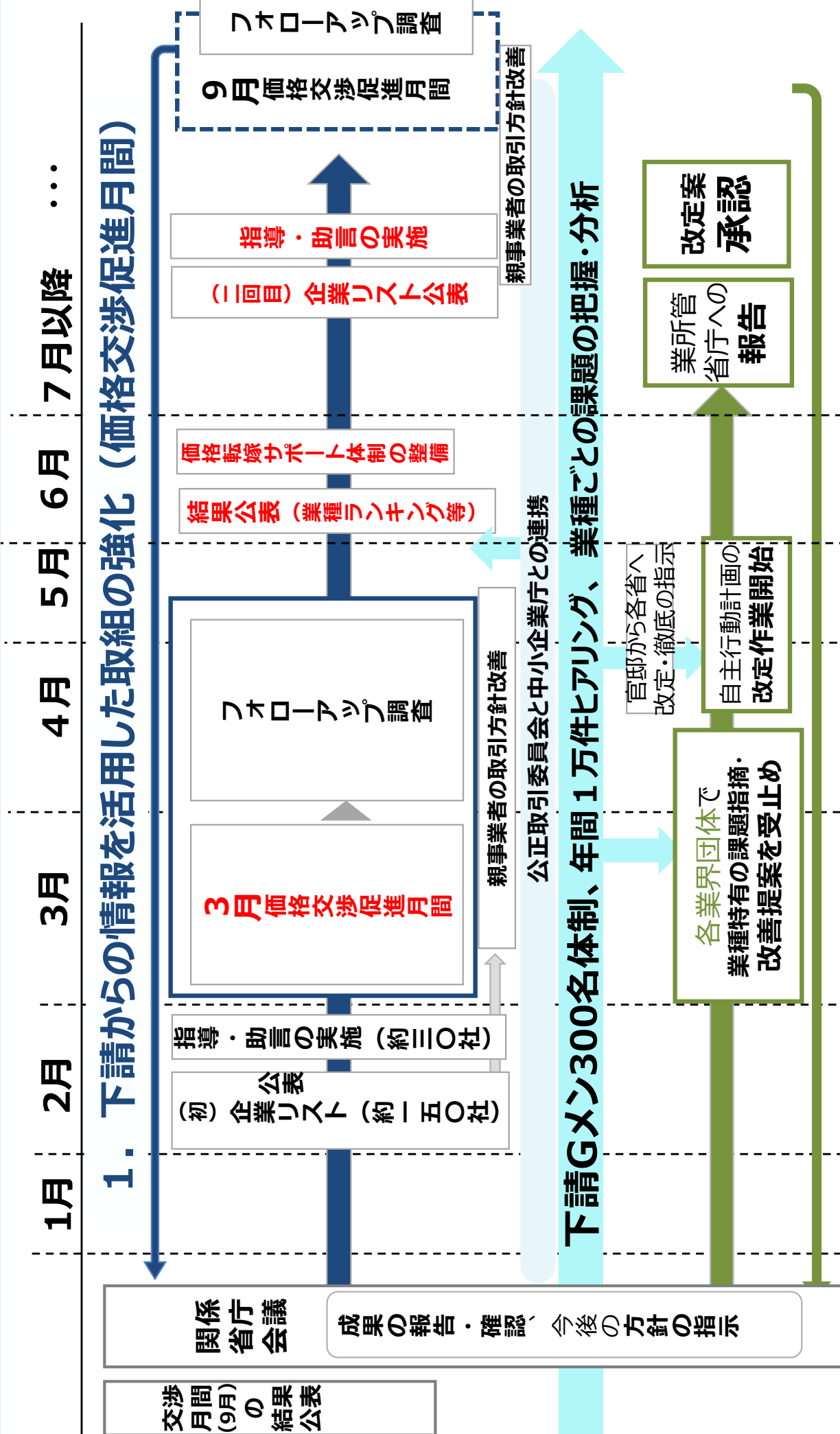
## 宣言企業数の推移



# 今後の価格転嫁対策

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料（一部改変）

1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、業界団体を通じた改善プロセスの体系化を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。
2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化





# 「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来になかった規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

## ① 独占禁止法の執行強化

### 1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月 目途】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）
- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内 目途】

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月 目途】

## ② 下請法の執行強化等

### 1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月 目途】
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

### 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

### 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内 目途】

## ③ 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

### 2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番  
**電話番号 0120-060-110**

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q&Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q&A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
2. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要



# 賃上げを後押しする予算措置【令和4年度第二次補正予算】

令和5年3月22日 物価・賃金・生活総合対策本部資料（一部改変）

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を拡充。
- ・ 3～5%の賃上げに取り組む事業者に事業再構築補助金の加算措置を新設。
- ・ 事業再構築補助金については、3月30日より第10回公募を開始（6月30日締切）。
- ・ ものづくり補助金については、4月19日より第15次公募を開始。
- ・ 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新事業）については、3月20日より公募開始。

## <事業再構築補助金>

【令和4年度第二次補正 5,800億円】

□事業概要：新市場進出や事業・業種転換等に係る設備投資等への補助

□補助率：事業実施期間内に大規模賃上げ達成で中小1/2→2/3、中堅1/3→1/2に引上げ

□補助上限：最大1.5億円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大1.8億円に引上げ

□加算措置：給与支給総額3%以上増加の場合実施

## <ものづくり・商業・サービス補助金>

【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

□事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援

□補助率：1/2～2/3

□補助上限：最大4,000万円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大5,000万円に引上げ

□加算措置：給与支給総額2%以上の増加の場合実施

## <事業承継・引継ぎ補助金>

（経営革新事業）

【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

□事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援

□補助率：1/2～2/3

□補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大800万円に引上げ

# 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について

- 新分野展開や業態展開等を支援する事業再構築補助金は、令和2年度3次補正で措置された1兆1,485億円に加え、令和3年度補正及び令和4年度予備費で計7,123億円を積み増し、グリーン分野へ進出する事業者や物価高等の影響を受ける事業者に対する特別枠の創設等を行ってきました。
- さらに、令和4年度2次補正予算で5,800億円を積み増し、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組み事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、強力に支援していく。

予算額	令和2年度3次補正：1兆1,485億円 令和3年度補正：6,123億円 令和4年度予備費：1,000億円 令和4年度2次補正：5,800億円																												
申請要件 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。</li> <li>②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。</li> </ul>																												
支援類型 ※令和4年度 2次補正予算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>類型</th> <th>補助上限※2</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業、 個人事業 主等 ※1</td> <td>成長枠</td> <td>2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 ※3</td> <td>1/2※4</td> </tr> <tr> <td>グリーン成長枠</td> <td>【エントリー】中小4,000万円, 6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3 【スタンダード】中小1億円, 中堅1.5億円</td> <td>1/2※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業構造転換枠</td> <td>2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最低賃金枠</td> <td>500万円, 1,000万円, 1,500万円</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物価高騰対策 ・回復再生応援枠</td> <td>1,000万円, 1,500万円, 2,000万円, 3,000万円</td> <td>2/3 (一部3/4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サブライチエーン強靱化枠</td> <td>最大5億円</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	類型	補助上限※2	補助率	中小企業、 個人事業 主等 ※1	成長枠	2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 ※3	1/2※4	グリーン成長枠	【エントリー】中小4,000万円, 6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3 【スタンダード】中小1億円, 中堅1.5億円	1/2※4		産業構造転換枠	2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	2/3		最低賃金枠	500万円, 1,000万円, 1,500万円	3/4		物価高騰対策 ・回復再生応援枠	1,000万円, 1,500万円, 2,000万円, 3,000万円	2/3 (一部3/4)		サブライチエーン強靱化枠	最大5億円	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(※1) 中堅企業も申請可能（補助上限、補助率は異なる）</li> <li>(※2) 一部類型では従業員数により補助上限額が異なる</li> <li>(※3) 事業終了後3～5年で、 ①大規模賃金引上げで上限3,000万円上乗せ、②規模拡大により中小企業等から卒業した場合、上限額を2倍に上乗せ。</li> <li>(※4) 事業期間内に賃上げ要件（給与支給総額6%増加等の場合等）を達成した場合、補助率を2/3に引上げ</li> </ul>
対象者	類型	補助上限※2	補助率																										
中小企業、 個人事業 主等 ※1	成長枠	2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 ※3	1/2※4																										
	グリーン成長枠	【エントリー】中小4,000万円, 6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3 【スタンダード】中小1億円, 中堅1.5億円	1/2※4																										
	産業構造転換枠	2,000万円, 4,000万円, 5,000万円, 7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	2/3																										
	最低賃金枠	500万円, 1,000万円, 1,500万円	3/4																										
	物価高騰対策 ・回復再生応援枠	1,000万円, 1,500万円, 2,000万円, 3,000万円	2/3 (一部3/4)																										
	サブライチエーン強靱化枠	最大5億円	1/2																										
対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等 ※従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外 ※一部の経費については上限等の制限あり																												
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回公募8,016者、第2回公募9,336者、第3回公募9,021者、第4回公募8,810者、第5回公募9,707者、第6回公募7,669者、第7回公募7,745者、第8回公募6,456者、第9回公募4,259者で合計71,019者を採択済。</li> <li>● 第10回公募を3月30日に開始、6月9日に受付開始、6月30日締切予定。</li> </ul>																												

# ものづくり・商業・サービス補助金（通称：ものづくり補助金）について

- 中小企業等の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。
- 令和4年度2次補正では、温室効果ガス排出削減の取組に応じたグリーン枠の補助上限額の拡充、大幅な賃上げに取り組み事業者への補助上限額引き上げ、海外市場開拓の取組へのブランディング・プロモーション等費用の支援を行う。

予算額	令和元年度補正3,600億円+2年度補正4,000億円+3年度補正2,001億円+4年度補正2,000億円 の内数	
支援実績	1次公募～13次公募までの実績 申請件数：64,911者 採択件数：32,268者	
基本要件	<p>以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値額 + 3%以上/年</li> <li>● 給与支給総額 + 1.5%以上/年</li> <li>● 事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 + 30円</li> </ul>	<p>補助対象経費</p> <p>機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費(グローバル市場開拓枠のみ)、広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち海外市場開拓(JAPANブランド) 類型のみ)</p>

支援類型	申請類型	補助上限額		補助率	
		※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円			
通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組みのための生産性向上を支援	750万円～1,250万円		1/2、2/3(小規模・再生事業者)	
		デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援	750万円～1,250万円		2/3
		グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	1,000万円～2,000万円		
グローバル市場開拓枠 ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援		アドバンス	2,000万円～4,000万円	1/2、2/3(小規模事業者)	
		スタンダード	3,000万円		


**大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例** (回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)  
 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組み事業者(給与支給総額年率6%増加等)に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ。

15次公募開始：令和5年4月19日(水)、電子申請システムでの応募受付開始：5月12日(金)、申請締切：7月28日(金)、採択公表：9月下旬頃



# 令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。
- 令和4年度補正予算からの変更点としては、経営革新事業において、事業承継後の事業者による取組に加え、事業承継を予定している後継者候補の取組みも補助対象に追加し、また一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を200万円引上げる。

## <要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

## <補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
②M&A時の士業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円



# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)

○ 令和4年10月に、足元の物価高騰等に対応し、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安心・安全の確保などを内容とする「総合経済対策」を決定。

## 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

令和4年10月28日閣議決定

- ◆ 我が国経済は、ウィズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品等の価格上昇が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。また、世界規模の物価高騰がみられる中、各国・地域における金融引締めの影響などから、世界的な景気後退懸念が高まっている。
- ◆ 世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、新しい資本主義の旗印の下、「物価高・円安への対応」、「成長のための政策と改革」を重点分野とし、予算・税制・規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した本総合経済対策を速やかに実行し、足元の難関を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一層高い成長基盤に乘せていき、日本経済を再生する。

### I 物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援**
  - ・ 電力料金の減額促進と事業（※）への支援（※：2023年度に引き続き、2024年度も実施される電力料金の上限による平均的約1割の削減を支援）
  - ・ 都市ガス料金の減額促進と事業（※）への支援（※：2023年度に引き続き、2024年度も実施される都市ガス料金の上限による平均的約1割の削減を支援）
  - ・ 燃料油価格の高騰の減額促進と事業（※）への支援（※：2023年度に引き続き、2024年度も実施される燃料油価格の上限による平均的約1割の削減を支援）
  - ・ 食料品削減、フードバンク、こども宅食に対する支援
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換**
  - ◆ 急速に強いエネルギー供給体制の構築
  - ◆ LNG安定供給体制の強化、省エネ技術強化（企業の省エネ機器・設備導入支援を3年間で集中支援、住宅リフォーム省エネ支援）、ゼロエミッション電源活用（再エネ・蓄電池導入促進、原発10基再稼働、次世代革新炉開発・建設について、年末に向け、議論加速）
  - ◆ 危機に強い食料品供給体制の構築
  - ◆ 肥料（下水汚泥資源、堆肥等活用等）、飼料（稲作農家と畜産農家の連携等）国産化、大豆、小麦等の国内産への切替
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援**
  - ◆ 賃上げの促進
  - ・ 米春の賃金交渉では、物価上昇をカバーする賃上げを目標
  - ・ 米春、中小企業等の賃上げ支援大幅拡充（事業再構築補助金、中小企業生産性革命事業等）、同一労働同一賃金遵守徹底
  - ◆ 中小企業等の賃上げ環境整備
  - ・ 適切な価格転嫁に向けた整備（公取等の体制強化、独占法、下請代金法により厳正な執行等）
  - ・ 弾力的かつ複数年度にわたって継続的な事業再構築・生産性向上への挑戦、円滑な事業承継・引継ぎを強力に支援
  - ・ 雇用保証制度において、借換え需要に加え、新たな必要となる制度を創設

### II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 1. コロナ禍からの需要回復、地域活性化**
  - ◆ 観光立国の推進
  - ・ インバウンド消費取組年間5兆円超の速やかな達成に向けた集中パッケージ推進、新たな「観光立国推進基本計画」策定
  - ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化、戦略的な訪日プロモーション、コンテンツ海外展開促進、国内観光活性化
  - ◆ 地域活性化
  - ・ エンターテインメントや商店街等の各種イベントへの支援等による需要喚起
  - ・ 文化芸術活動、こども文化芸術鑑賞、体験支援、文化資源の戦略的活用、スポーツ振興
  - ・ 農業産地・畜産、水産業等の生産基盤の維持・強化、木材産業国際競争力強化対策
  - ・ インフラの戦略的・計画的整備、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、都市再生、条件不利地域の振興
- 2. 円安を活かした経済構造の強靱化**
  - ◆ 海外から我が国が期待される物資の供給力強化と輸出拡大
  - ・ 日米共同の次世代半導体技術開発、先端半導体など重要先端技術分野で国際協調による投資拡大、重要物資の国内生産能力強化
  - ◆ 企業の国内投資回帰と対内直接投資拡大
  - ・ サプライチェーンの強靱化によるリスクが大きい重要な製品・部材等の国内生産拠点整備支援、対内直接投資促進
  - ◆ 中小企業等の輸出拡大
  - ・ 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の推進
  - ◆ 農林水産物の輸出拡大
  - ・ 2025年2米円輸出目標の創出し（専門人材による伴走支援や輸出のための施設整備支援、品目団体による輸出力強化、輸出支援体制確立、農林水産物の流通拡大）

### III 「新しい資本主義」の加速

- 1. 「人への投資」の技術強化と成長分野への労働移動：構造的要因への取組**
  - ◆ 人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方などの推進、人的資本に関する企業統治改革
  - ・ 「人への投資」の施策を5年1兆円に拡充（企業間・産業界の労働移動の円滑化、在職者のキャリアアップのため訓練から転職まで一貫通で支援、労働者のリスキリング支援、労働移動円滑化の指針を来年度6月までに策定）
  - ・ 若手研究者への支援強化、デジタル推進人材育成230万人拡大、成長分野への大学・高専の学部再編等支援
  - ◆ 非財務情報開示の充実、生産性を高める働き方改革、多様な働き方を活かせる環境整備、就職氷河期世代支援
  - ◆ 資産所得倍増プランの策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討やiDeCo制度改革の検討、金融教育の充実
- 2. 成長分野における大胆な投資の促進**
  - ◆ 科学技術・イノベーション
  - ・ 国際共同研究強化（量子、AI等）、若手研究者による挑戦的・国際的研究の支援、宇宙・海洋・原子力・核融合の研究開発、地域の核大学や特色ある大学の強化、2025年大阪、関西万博の円滑な実施
  - ◆ スタートアップの起飛加速
  - ・ 5年10倍増を視野に5か年計画策定、立上り期の人的・ネットワーク面での支援（未熟事業拡大、若手人材の海外派遣、海外における起業家育成拠点創設、1大学1 IPO運動、グローバル・スタートアップキヤンパイン構築具体化等）、成長に向けた資金供給強化と事業展開、出口戦略の多様化（研究開発型スタートアップへの支援、SBI Rの拡充等）
  - ◆ GX（グリーン・トランスフォーメーション）
  - ・ GX基金拡充、革新的GX技術の研究開発促進、アジア・ゼロエミッション共同団体構想推進
  - ・ 成長に資する施策は、足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、年末までにまとめる「10年ロードマップ」に基づく政府方針の一環として先行実施
  - ◆ DX（デジタル・トランスフォーメーション）
  - ・ Beyond 5G (6G) 研究開発、マイナバーカーード普及促進（健康保険証等と一体化加速等）、中小企業DX、医療・介護DX（オンライン資格活用推進）教育DX、デジタル田園都市国家構想推進、日米共同の次世代半導体技術開発
- 3. 包摂社会の構築**
  - ◆ 少子化対策、こども・子育て世代への支援
  - ・ 妊娠時から出産・子育てまで一貫した付帯型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施、出産育児一時金大幅増額（令和5年度当初予算）、こども食堂等こどもの居場所、食への支援
  - ◆ 女性活躍、孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方への支援
  - ・ 女性デジタル人材・女性起業家育成、同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員化や待遇改善
  - ・ 孤独・孤立対策の強化、就職氷河期世代支援、障害者支援

### IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応

- 1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化**
  - ◆ 感染症体制の強化・重点化と備用・準らしき支援
  - ・ 病棟確保、宿泊療養施設確保、医療人材確保、PCR検査体制の整備、抗原定性検査キットの確保
  - ◆ ワクチン等による感染拡大防止と次の感染症危機への備え
  - ・ ワクチン接種体制整備、ワクチン・治療薬の研究開発、国際機関への協力
- 2. 防災・減災、国土強靱化の推進**
  - ・ 次期基本計画検討、5か年加速化対策推進、流域治水推進、線状降水帯・台風等による大雨等予測精度向上
  - ◆ 自然災害からの復旧・復興の加速
  - ・ 東日本大震災からの復旧・復興、ALP5処理水放出に伴う持続可能な漁業実現への支援、自然災害からの復旧・復興
- 3. 外交・安全保障環境の変化への対応**
  - ◆ 外交・安全保障
  - ・ G7広島サミット開催や安保入りを契機とした機動的で強力な外交の展開、ウクライナ及び周辺国への支援、自衛隊等の変化する安全保障環境への対応、戦略的海上保安体制の強化、総合的な海洋の安全保障の推進
  - ◆ 経済安全保障・食料安全保障
  - ・ 量子、AI等先端技術育成、重要物資のサプライチェーン強靱化（重要物資の早期指定、物資の特性に応じた生産・供給・備蓄、代替物資の開発等への支援を基金の設置、活用も行ったが実施）、食料安全保障の強化
- 5. 国民の安心・安心の確保**
  - ・ 「こどもの安心・安全対策パッケージ」の推進（送迎用バスの安全装置改修支援等）、消費者契約関連法の見直しなど悪質商法等の対策強化、G7広島サミットを見据えた警備・警戒・警備等の強化

### V 今後への備え

「令和4年10月28日閣議決定」の概観

本経済対策の規模	I	II	III	IV	V	合計
財政支出	12.2兆円	4.8兆円	6.7兆円	10.6兆円	4.7兆円	39.0兆円
事業規模	37.5兆円	9.9兆円	9.8兆円	10.7兆円	4.7兆円	71.6兆円

本経済対策の効果

直轄GDP増上げ効果	総額
実質GDP増	4.6%増
総額	1.2兆円増以上

※注：G7広島サミット開催等による効果は別途算出



# 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- ・ 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- ・ 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

## 値引き単価

### <電気>

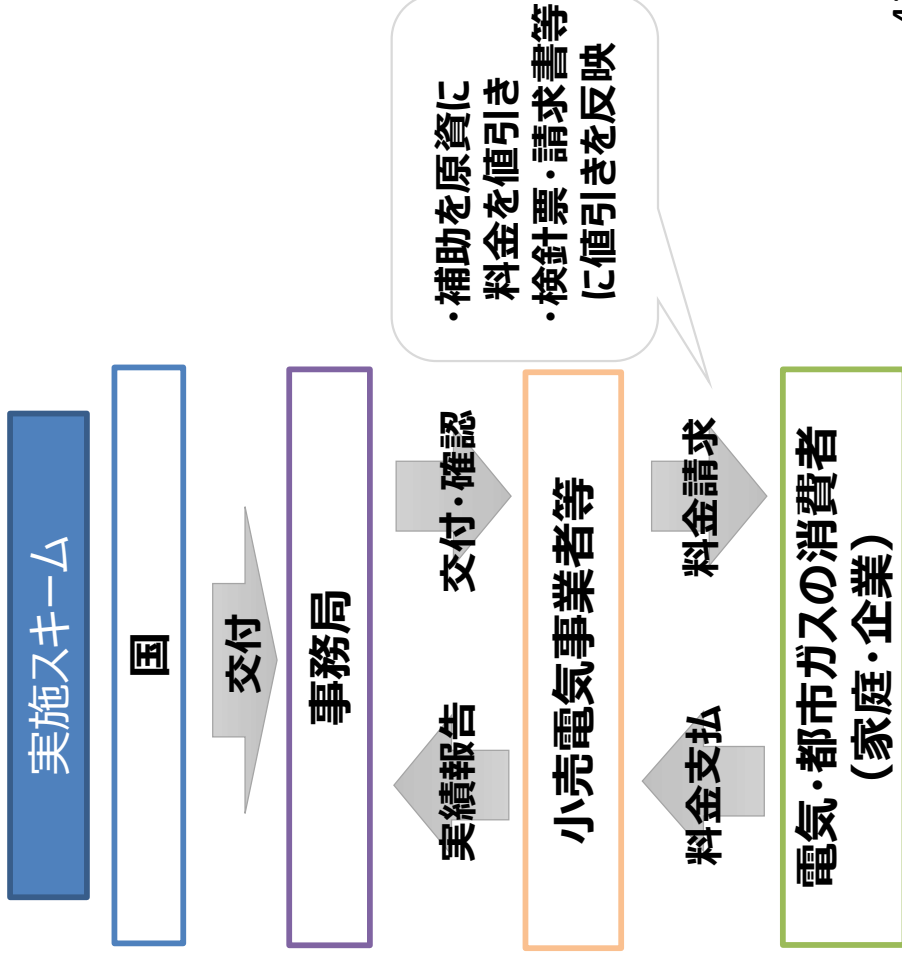
低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）

高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象



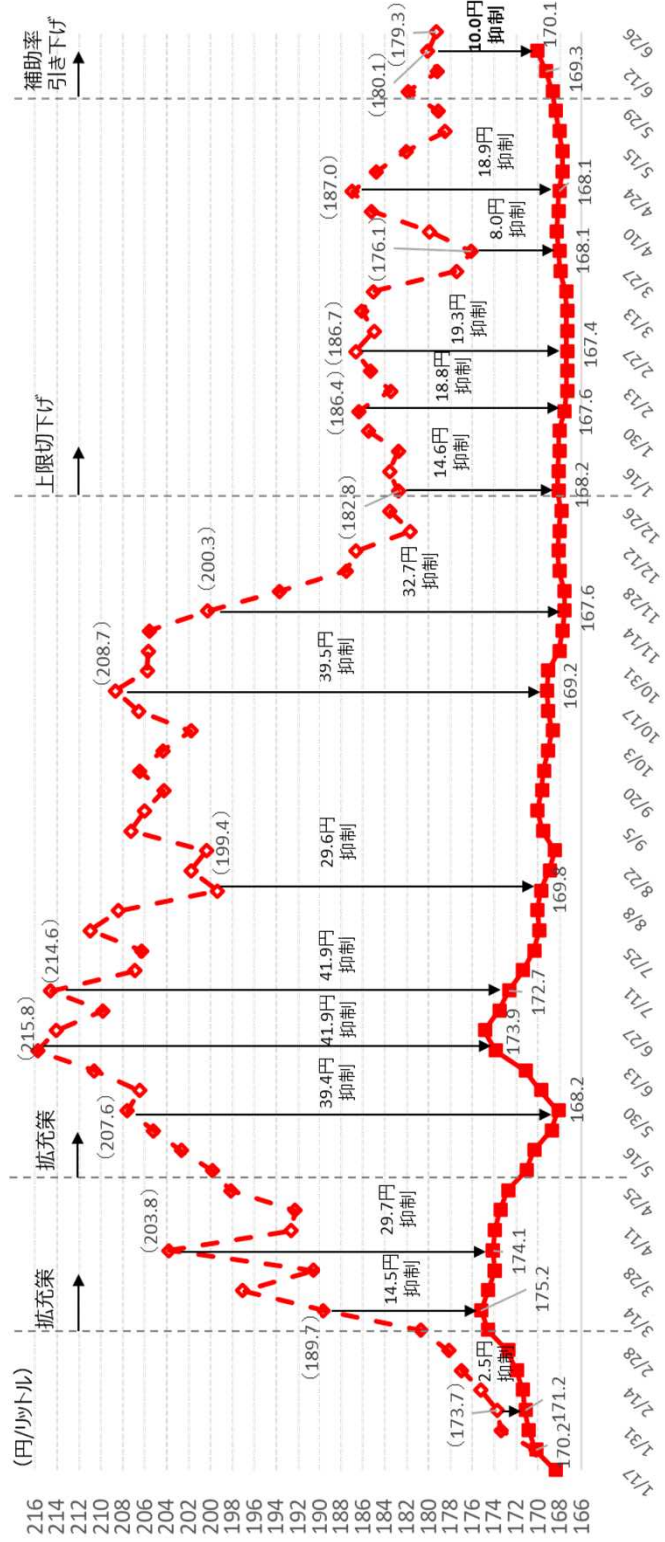
# 燃料油価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

## 実施スキーム

レギュラーガソリン・全国平均価格



補助がない場合のガソリン価格  
補助後のガソリン価格

## 国

造成・積み増し

基金設置法人

抑制原資の支給

元売事業者等

卸価格の抑制

小売事業者  
(ガソリンスタンド)

小売価格の抑制

燃料油の消費者  
(家庭・企業)

# LPガス小売価格の低減に資する配送合理化等の取組

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きいことから、零細事業者を含め、配送合理化への取組を、前例のない補助率で推進する。

## 小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金【令和4年度2次補正：138億円】

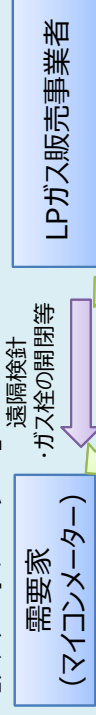
### 事業概要

LPガスの小売価格低減に資する人手不足解消、配送業務の効率化を図る設備導入を支援。

- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーターの導入支援。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入支援。
- (3) 充てん所の自動化等に資する設備の導入支援。

### 事業イメージ

【スマートメーター】



【LPガスボンプの充てん所の自動化】



【LPガスの配送車両】



LPガス運搬車

実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

小売価格の低減

LPガス消費者  
(家庭・企業)

## 小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金【令和4年度2次補正：16億円】

### 事業概要

- LPガスを利用する需要家が、大型のLPガスタンクでの供給を受ける際に必要となるLPガスタンクや付属設備等の購入や設置工事に要する経費の一部を支援。

### 事業イメージ

【LPガスタンク、付属設備の例】



# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- ・ 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh <b>(+32%)</b>	17,852円 45円/kWh <b>(+32%)</b>	18,458円 46円/kWh <b>(+28%)</b>	-	16,491円 41円/kWh <b>(+48%)</b>	-	17,426円 44円/kWh <b>(+34%)</b>	16,609円 42円/kWh <b>(+29%)</b>	-	20,045円 50円/kWh <b>(+42%)</b>
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 <b>(+21%)</b>	▲1,195円 16,657円 <b>(+24%)</b>	▲1,936円 16,522円 <b>(+14%)</b>	-	▲612円 15,879円 <b>(+42%)</b>	-	▲612円 16,814円 <b>(+29%)</b>	▲486円 16,123円 <b>(+25%)</b>	-	▲648円 19,397円 <b>(+38%)</b>
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh <b>(▲9%)</b>	11,829円 30円/kWh <b>(▲12%)</b>	11,722円 29円/kWh <b>(▲19%)</b>	10,818円 27円/kWh <b>(▲24%)</b>	11,323円 28円/kWh <b>(+2%)</b>	8,664円 22円/kWh <b>(▲29%)</b>	11,978円 30円/kWh <b>(▲8%)</b>	11,639円 29円/kWh <b>(▲10%)</b>	8,569円 21円/kWh <b>(▲28%)</b>	12,877円 32円/kWh <b>(▲9%)</b>
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

資料No.1

# 主要統計資料

## II 都道府県統計資料編



# 1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）		
		(千円)	(東京=100)	順位	(円)	(東京=100)	順位	(千円)	(東京=100)	順位
A ランク	東京都	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1
	神奈川県	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6
	大阪府	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10
	愛知県	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8
	埼玉県	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3
	千葉県	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2
	兵庫県	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13
	京都府	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18
	茨城県	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17
	静岡県	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9
	富山県	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20
	広島県	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26
	滋賀県	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24
	栃木県	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12
	群馬県	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11
	宮城県	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34
	山梨県	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43
	三重県	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22
	石川県	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30
福井県	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	
香川県	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	
岡山県	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	
福岡県	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	
奈良県	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	
山口県	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	
長野県	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	
北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	
岐阜県	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	
徳島県	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	
福島県	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	
新潟県	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	
和歌山県	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	
愛媛県	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	
島根県	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	
大分県	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	
熊本県	2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	
山形県	2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	
佐賀県	2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	
長崎県	2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	
岩手県	2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	
高知県	2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	
鳥取県	2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	
秋田県	2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	
鹿児島県	2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	
宮崎県	2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	
青森県	2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	
沖縄県	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	

資料出所 内閣府「県民経済計算」 都道府県人事委員会「給与動向（参考資料）」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。  
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
 3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京都	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神奈川県	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大阪府	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛知県	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼玉県	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
	千葉県	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵庫県	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	東京都	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨城県	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静岡県	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富山県	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広島県	1.18	1.41	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋賀県	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃木県	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.16	1.29
	群馬県	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮城県	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山梨県	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三重県	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石川県	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
B ランク	福岡県	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香川県	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡山県	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福岡県	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	2.04	2.04
	奈良県	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山口県	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
	長野県	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65
	北海道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18
	岐阜県	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳島県	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福岡県	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
	新潟県	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55
	和歌山県	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25
	愛媛県	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52
	島根県	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83
	大分県	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊本県	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山形県	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐賀県	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
C ランク	長崎県	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩手県	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
	高知県	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18
	鳥取県	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68
	秋田県	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64
	鹿児島県	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43
	宮崎県	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54
	青森県	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29
	沖縄県	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 新規卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

### 3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ランク	東京	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神奈川	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大阪	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛知	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼玉	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
	千葉	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵庫	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.7	2.3	2.7	2.7	2.8	2.6
	京都	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.6	2.7	2.4
	茨城	3.9	3.8	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.4	2.6
	静岡	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	2.3	2.0	2.4	2.4	2.4	2.3
B ランク	富山	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広島	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2
	滋賀	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.5	2.1
	栃木	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.3	2.6	2.3
	群馬	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.1	2.3	1.9
	宮城	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	3.0	2.8
	山梨	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三重	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	1.8	2.1	1.8
	石川	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	2.3
	福岡	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9
C ランク	福岡	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.2
	香川	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.0
	岡山	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.6	1.7
	福井	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	奈良	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	山口	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	長野	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	2.9	3.0	3.2
	北海道	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.6	1.8	1.6
	岐阜	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.2	2.5	2.2
	徳島	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.2
福島	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.3	2.5	
新潟	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.5	1.7	
和歌山	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.0	2.2	2.0	
愛媛	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.6	1.4	1.7	1.7	
島根	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	
大分	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	
熊本	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.2	2.0	1.9	
山形	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	2.0	1.6	1.6	
佐賀	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.3	2.2	1.9	
長崎	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	1.8	2.4	2.4	2.2	2.5	
岩手	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	1.9	
高知	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	2.0	2.0	
鳥取	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.6	2.8	2.6	2.3	
秋田	4.3	3.9	3.5	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	
鹿児島	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	1.9	2.1	2.3	
宮崎	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	3.0	2.9	1.8	
青森	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.3	3.7	3.0	
沖縄												3.4

(単位：%)

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」  
 (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)  
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均平均結果を遡って一部改定している。

# 4 賃金・労働時間の実情と推移

## (1) 賃金 イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東京都	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神奈川県	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大阪府	272,182	271,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛知県	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼玉県	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
	千葉県	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
	兵庫県	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	京都府	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨城県	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静岡県	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富山県	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広島県	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋賀県	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃木県	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群馬県	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮城県	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山梨県	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三重県	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石川県	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
	福井県	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978
香川県	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
岡山県	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
徳島県	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
兵庫県	222,481	223,388	224,887	223,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
山口県	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
長野県	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,909	244,007	248,007	
北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	246,013	245,553	
岐阜県	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
徳島県	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
福岡県	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
新潟県	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
和歌山県	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
愛媛県	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	238,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
島根県	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
大分県	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	239,275	236,077	
熊本県	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	
山形県	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	232,171	232,870	226,619	234,346	243,381	
佐賀県	228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎県	213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手県	230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知県	238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	224,108	225,696	226,330	
鳥取県	218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田県	216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島県	213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎県	210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森県	219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄県	210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ラ ン ク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,074	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093	
香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077	
岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057	
福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056	
奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126	
山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060	
長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063	
北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072	
岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091	
徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053	
福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030	
新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053	
和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073	
愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033	
島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027	
大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026	
熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040	
山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007	
佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028	
長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011	
岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989	
高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015	
鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028	
秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995	
鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019	
宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009	
青森県	880	901	928	942	960	982	967	
沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059	
全国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	
B ラ ン ク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,074	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093	
香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077	
岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057	
福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056	
奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126	
山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060	
長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063	
北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072	
岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091	
徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053	
福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030	
新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053	
和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073	
愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033	
島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027	
大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026	
熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040	
山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007	
佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028	
長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011	
岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989	
高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015	
鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028	
秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995	
鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019	
宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009	
青森県	880	901	928	942	960	982	967	
沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059	
全国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	
C ラ ン ク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,074	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093	
香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077	
岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057	
福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056	
奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126	
山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060	
長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063	
北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072	
岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091	
徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053	
福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030	
新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053	
和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073	
愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033	
島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027	
大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026	
熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040	
山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007	
佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028	
長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011	
岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989	
高知県	920	941	971	982	997	1,0		

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,086	1,083	1,090	1,131	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	京都府	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富山県	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広島県	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋賀県	970	993	1,024	1,047	1,082	1,070	1,082
	栃木県	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群馬県	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮城県	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山梨県	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三重県	969	992	1,013	1,043	1,064	1,064	1,050
	石川県	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福岡県	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
香川県	927	945	968	974	989	1,021	1,013	
岡山県	932	949	968	975	996	1,008	1,010	
福井県	915	937	955	963	984	1,001	1,003	
奈良県	975	989	1,015	1,044	1,064	1,073	1,064	
山口県	917	939	958	964	989	1,026	1,010	
長野県	924	947	971	976	998	1,020	1,016	
北海道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033	
岐阜県	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037	
徳島県	935	958	970	982	997	1,026	996	
福井県	918	935	950	944	964	989	982	
新潟県	913	933	954	960	977	1,012	1,004	
和歌山県	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020	
愛媛県	896	917	936	945	969	986	986	
島根県	899	917	932	942	958	968	981	
大分県	880	899	924	934	957	996	982	
熊本県	892	919	935	949	975	1,005	987	
山形県	873	899	923	928	948	967	962	
佐賀県	886	914	925	936	958	983	984	
長崎県	870	896	917	934	951	977	968	
岩手県	860	877	901	906	928	975	948	
高知県	888	910	930	942	958	986	972	
鳥取県	903	918	935	941	961	979	984	
秋田県	860	880	900	917	941	966	956	
鹿児島県	858	887	909	925	948	972	974	
宮崎県	861	888	902	916	946	975	962	
青森県	847	868	893	906	927	946	938	
沖縄県	899	928	957	973	994	1,048	1,008	
全国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074	
B ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,086	1,083	1,090	1,131	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	京都府	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
C ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,086	1,083	1,090	1,131	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	京都府	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。  
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。  
 3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間  
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間												所定外労働時間											
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年				
A ランク	東京都	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7				
	神奈川県	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	133.0	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7				
	大阪府	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	131.6	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0				
	愛知県	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7				
	埼玉県	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9				
	千葉県	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0				
	兵庫県	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	134.1	129.6	129.5	131.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8				
	京都府	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8				
	茨城県	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8				
	静岡県	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3				
	富山県	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5				
	広島県	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	139.3	140.2	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9				
	徳島県	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8				
	栃木県	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	12.2	11.0	9.6	10.3	11.4				
	群馬県	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3				
	宮城県	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7				
	山梨県	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4				
	三重県	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3				
	石川県	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3				
福井県	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4					
香川県	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4					
岡山県	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	139.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5					
福岡県	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9					
奈良県	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1					
山口県	148.9	148.0	146.9	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2					
長野県	149.9	149.0	149.1	150.0	148.1	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9					
北海道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0					
岐阜県	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.4	10.1	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6					
徳島県	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	11.1	7.9	9.2	9.1					
福島県	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2					
新潟県	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9					
和歌山県	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3					
愛媛県	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9					
島根県	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1					
大分県	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0					
熊本県	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4					
山形県	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9					
佐賀県	155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1					
長崎県	149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0					
岩手県	158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8					
高知県	149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7					
高島県	149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5					
秋田県	151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.2	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0					
鹿児島県	151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0					
宮崎県	150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4					
青森県	154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9					
沖縄県	150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8					

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」  
(注) 事業所規模5人以上の数値である。

# 5 消費者物価指数等の推移 (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
		1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2
	愛知県	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4
	千葉県	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2
	京都府	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0
	茨城県	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0
	静岡県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9
	富山県	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9
	岐阜県	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4
	滋賀県	0.4	3.1	1.4	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.7	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9
	栃木県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1
	群馬県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0
	山梨県	3.1	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0
	三重県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7
	石川県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5
福井県	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	
香川県	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	
岡山県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	
福岡県	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	
奈良県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.1	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	
山口県	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.3	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	
長野県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.3	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	
北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	△ 0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	
岐阜県	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1	
徳島県	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	
福島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	
新潟県	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	
和歌山県	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	
愛媛県	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	
島根県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	
大分県	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6	
熊本県	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	
山形県	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	
佐賀県	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	
長崎県	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	
鹿児島県	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	
高知県	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	
高知県	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	
秋田県	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	△ 0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	
鹿嶋市	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	△ 0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	
宮崎県	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3	
青森県	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	
沖縄県	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	△ 0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	

資料出所 「消費者物価指数」  
 (注) 1 数値は、都道府県庁所在地の都市のものである。  
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。



(2) 消費者物価地域差指数の推移① (都道府県庁所在都市)

ランク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数 (全国平均=100)																		
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年									
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.1	105.1	105.1	105.1	105.1	105.4	106.0	106.0	105.3	105.3	105.3	
	神奈川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.8	104.8	104.8	104.8	104.8	104.8	104.7	103.7	103.7	103.6	103.6	103.6	103.6
	大阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	99.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7
	愛知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	98.9	98.9
	埼玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.8	102.8	102.8	102.8	102.8	102.7	101.6	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1
	千葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.1	101.1	100.6	100.6	100.6	100.6
	兵庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	100.9	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9
	京都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1
	茨城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.7	98.3	98.3	98.6	98.6	98.6	98.6
	静岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	富山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	広島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	98.9	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8
	滋賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	100.5	100.0	100.0	100.4	100.4	100.4	100.4
	栃木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	99.1	99.7	99.7	99.5	99.5	99.5	99.5
	群馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.7	96.6	96.6	96.5	96.5	96.5	96.5
	宮城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.4	99.4	99.4	99.6	99.6	99.6	99.6
	山梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	98.2	98.2	98.3	98.3	98.3	98.3
	三重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.2	98.2	98.1	98.0	98.0	98.2	98.2	98.2	98.2
石川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
福井	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.0	97.0	97.5	97.8	97.8	98.0	98.0	98.0	98.0	
香川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.3	99.3	99.3	99.3	
岡山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.5	98.5	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.0	98.0	
福井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	99.3	99.3	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	
奈良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.7	96.7	97.1	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	
山口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.5	98.5	99.2	99.9	99.9	100.3	100.3	100.3	100.3	
長野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.1	97.1	97.1	97.1	97.5	97.5	98.3	98.3	98.3	98.0	98.0	98.0	98.0	
北海道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6	99.5	100.1	100.1	100.6	100.6	100.6	100.6	
岐阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.1	98.1	98.1	98.2	98.3	98.3	98.1	98.1	98.1	98.1	
徳島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.5	99.9	99.9	100.1	100.1	100.1	100.1	
福島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	100.3	100.3	100.4	100.4	100.4	100.6	100.6	100.6	100.6	
新潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
和歌山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.1	100.1	100.1	99.8	99.8	99.8	99.2	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	
愛媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.0	98.0	97.9	98.4	98.4	98.6	98.6	98.6	98.6	
島根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.1	100.1	100.1	99.8	99.8	99.8	99.9	99.5	99.5	100.2	100.2	100.2	100.2	
大分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	97.7	97.7	97.7	98.0	98.0	98.0	98.4	98.5	98.5	98.1	98.1	98.1	98.1	
熊本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.4	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	
山形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	99.4	99.4	99.4	100.1	100.3	100.3	100.5	100.5	100.5	100.5	
佐賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.9	96.9	96.9	97.2	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	
長崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.7	101.7	101.7	101.2	101.2	101.2	100.8	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	
岩手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.2	99.0	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5	
高知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.5	99.5	99.5	99.2	99.2	99.2	99.8	99.3	99.3	100.1	100.1	100.1	100.1	
鳥取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.1	98.1	98.1	98.3	98.3	98.3	98.2	97.6	97.6	97.8	97.8	97.8	97.8	
秋田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.1	98.1	98.1	98.2	98.2	98.2	98.2	98.1	98.1	98.6	98.6	98.6	98.6	
鹿児島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.3	97.3	97.3	97.2	97.2	97.2	97.3	97.4	97.4	97.6	97.6	97.6	97.6	
宮崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.3	97.3	97.3	97.3	97.4	96.8	96.8	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	
沖縄	100.1	99.5	99.1	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.4	98.4	98.6	98.5	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)  
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。  
 2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移② (都道府県下全域)

ランク・都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)											
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年		
全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5
東京都	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.0	104.2	104.3	104.3	104.0	103.2	103.0
大阪府	-	100.2	100.4	100.3	100.3	100.4	100.0	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8
愛知県	-	98.8	98.9	98.4	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	97.6	98.0
埼玉県	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.6	100.3
千葉県	-	99.4	99.6	99.8	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	101.0	100.6
兵庫県	-	100.9	100.7	101.1	101.6	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.6	99.7
京都府	-	100.7	101.2	100.6	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.6	101.1
茨城県	-	98.4	98.3	98.1	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.7	97.8
静岡県	-	97.9	98.1	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.3	98.4
富山県	-	97.5	97.9	98.4	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.7	98.8
福井県	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7
滋賀県	-	99.0	99.1	99.9	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	99.3	100.0
岐阜県	-	98.5	99.0	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1
群馬県	-	96.9	97.1	96.4	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.7	96.6
宮城県	-	98.2	98.2	98.1	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.4
山梨県	-	98.5	98.0	98.5	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.5	97.7
三重県	-	98.2	98.4	98.3	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	98.8	99.3
石川県	-	99.4	99.5	100.6	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.1
福井県	-	97.0	97.1	97.7	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.4	97.5
香川県	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.2	98.5
岡山県	-	98.9	98.6	98.4	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.5	97.8
福岡県	-	99.6	99.7	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.4	99.5
奈良県	-	97.7	97.2	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3
山口県	-	98.4	97.9	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	99.4	100.0
長野県	-	97.2	96.9	97.3	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.4
北海道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.3	100.8
岐阜県	-	97.0	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.4	97.3
徳島県	-	98.4	98.3	98.8	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.6	99.8
福冈県	-	99.1	100.0	100.1	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.4
新潟県	-	97.9	98.2	99.1	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.2	98.3
和歌山県	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.4
愛媛県	-	97.6	97.6	99.4	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.2
島根県	-	99.8	99.4	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.9
大分県	-	97.5	97.6	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.9	97.8
熊本県	-	98.1	98.2	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	98.7	99.0
山形県	-	100.6	100.7	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.5	100.8
佐賀県	-	97.1	97.0	97.2	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	98.2
長崎県	-	98.9	98.7	100.4	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.5	99.2
岩手県	-	98.4	97.9	99.0	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.0	99.4
高知県	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.2	99.9
鳥取県	-	98.1	98.3	98.5	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.2	98.3
秋田県	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.3	98.4	97.9	98.4	98.3
鹿児島県	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.1	96.3	97.2	97.2	97.2
宮崎県	-	96.1	95.9	96.4	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.2
青森県	-	98.5	98.8	98.9	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	98.1	97.9
沖縄県	-	98.4	98.4	98.0	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.0	98.5

資料出所 総務省「小売物価統計調査 (構造編)」  
 (注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移 (総世帯)  
 (1) 1月あたりの消費支出額の推移 (総世帯)

(単位：円)

	消費支出額				等価消費支出額							
	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
東京都	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,338	179,303	176,145	176,292	168,177	161,292	170,839
神奈川県	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
愛知県	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
埼玉県	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
千葉県	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	176,693	176,693
兵庫県	174,844	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
京都府	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
茨城県	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
静岡県	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
富山県	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
岐阜県	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
滋賀県	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
栃木県	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
群馬県	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
宮城県	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
山梨県	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
三重県	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
石川県	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
福井県	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292	162,349
香川県	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
岡山県	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
福井県	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
奈良県	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
山口県	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
長野県	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
北海道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
岐阜県	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
徳島県	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
福島県	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
新潟県	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000
和歌山県	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860
愛媛県	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167
島根県	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186
大分県	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
熊本県	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
山形県	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
佐賀県	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
長崎県	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,982	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
岩手県	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
高知県	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
鳥取県	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
秋田県	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
鹿児島県	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
宮崎県	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
青森県	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
沖縄県	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
全国計	243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。  
 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

	消費支出額				等価消費支出額							
	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
東	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
A	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
ラ	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
ン	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
ク	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
千	244,607	257,771	246,162	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
兵	167,640	256,793	255,453	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
京	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
茨	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
静	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
富	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
広	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
滋	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
栃	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
群	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
宮	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
山	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
三	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
B	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
石	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
福	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
香	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
岡	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
福	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
奈	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
山	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
長	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
北	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
岐	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,154	179,154	162,325	173,801	171,518
徳	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260
福	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185
新	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165
和	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039
愛	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	274,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751
大	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
島	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
山	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
山	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
佐	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
長	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
岩	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
高	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
鳥	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
秋	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
鹿	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
宮	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
青	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
沖	271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924
全国計												

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

# 7 労働者数等の推移

## (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県					人数(万人)					前年比増減(%)								
	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ラ ン ク	東京都	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	
	神奈川県	276	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	2.0	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	
	大阪府	392	389	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	
	愛知県	302	319	320	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	
	埼玉県	209	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	
	千葉県	169	174	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	
	兵庫県	180	182	185	178	182	△ 1.0	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	△ 1.0	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	
	京都府	88	92	95	95	96	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	
	茨城県	100	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	
	静岡県	140	140	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	
	富山県	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.2	0.4	1.8	1.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4	1.8
	広島県	101	105	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.9	△ 0.1	4.2	0.4	4.6	1.7	0.9	△ 0.1	4.2	4.2
	滋賀県	49	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	
	岐阜県	71	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	
	群馬県	71	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	
	宮城県	83	81	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	
	山梨県	28	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	
	三重県	63	65	65	65	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	0.6	2.6
	石川県	44	43	44	43	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	
福井県	166	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	0.2	3.0	
香川県	34	34	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.3	3.6	
岡山県	68	68	68	68	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9		
福岡県	29	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	0.9	1.9	
奈良県	33	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.7	16.4	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.6	
山口県	50	48	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 2.4	1.5	△ 2.5	0.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 2.4		
長野県	73	75	75	75	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	0.4	△ 0.2	
北海道	177	179	180	180	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	△ 0.3	1.0	
岐阜県	66	68	68	68	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	△ 0.8	1.7	
徳島県	23	24	24	24	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	2.8	△ 3.1	
福島県	68	65	66	66	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4		
新潟県	81	80	82	82	83	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.4	2.0	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4	2.0	
和歌山県	28	29	29	29	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	△ 2.3	2.7	
愛媛県	43	45	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	△ 1.6	3.3	
鳥取県	24	23	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	0.9	2.0	
大分県	39	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7	△ 1.6	
熊本県	54	57	58	57	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 0.8	△ 1.4	
山形県	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8	3.3	
佐賀県	25	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	△ 0.8	2.9	
長崎県	42	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	0.0	△ 3.1	
岩手県	41	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 1.6	
高知県	22	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.3	
鳥取県	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	1.2	4.6	
秋田県	32	33	33	33	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	0.9	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.0	0.9	
鹿児島県	47	51	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	1.2	7.8	
宮崎県	31	34	35	35	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	△ 2.6	4.0	
青森県	41	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	0.9	△ 4.0	
沖縄県	41	46	47	47	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	1.0	2.1	
全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	1.2	0.9	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月労働統計調査(全国調査)の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神奈川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
	千葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
	兵庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
福岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1	
B ラ ン ク	香川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北海道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
	岐阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1
	徳島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3
	福島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7
	新潟	73	73	73	72	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9
	和歌山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6
	愛媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8
	島根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7
	大分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	C ラ ン ク	長崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5
岩手		37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
高知		20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
鳥取		16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
秋田		29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
鹿児島		46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
宮崎		30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
青森		36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1
沖縄		42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2
全国計		4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2

資料出所 「雇用保険事業月報」

(注) 1 厚生労働省が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

2 一括適用事業所における一括適用

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	人数（万人）					前年比（％）				
	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
都道府県										
A	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
東京	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
神奈川	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
大阪	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
愛知	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
埼玉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	△ 0.2	0.0	0.3
千葉	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
兵庫	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
京都	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
茨城	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
静岡	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
富山	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
広島	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
滋賀	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
栃木	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
群馬	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
山梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
三重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
石川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
福岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
香川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
岡山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
福岡	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
奈良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
山口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 0.2
長野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
岐阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
徳島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
福島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
新潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9
愛媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1
島根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7
大分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
熊本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
山形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
佐賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
長崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
岩手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
高知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
鳥取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
秋田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
鹿児島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
宮崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
青森	65	65	64	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
沖縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8
全国計	6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」  
 (注) 1 都道府県別に表章するように、標準設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標準規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を翻って一部改定している。  
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。  
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。  
 5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。





## 最低賃金に関する調査研究

# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2022年)の概要(速報)

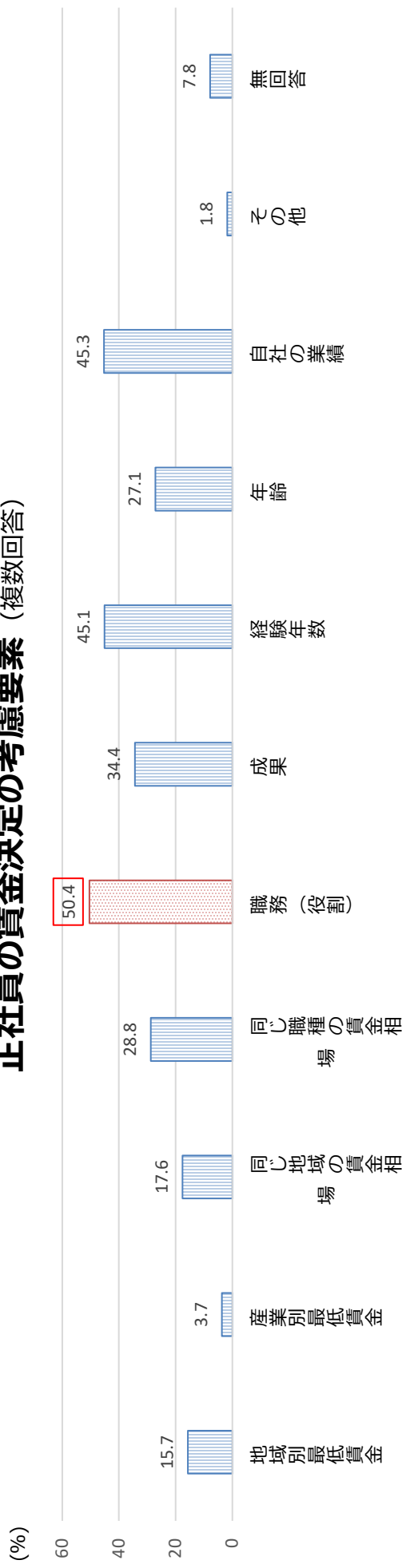
# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022)の概要(速報)

	<p><b>調査の実施機関</b></p> <p>労働政策研究・研修機構 (JILPT)</p>																																																																																							
	<p><b>調査の目的</b></p> <p>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。</p>																																																																																							
<p><b>調査の概要</b></p>	<p><b>調査の対象</b></p> <p>従業員規模 1人以上300人未満の全国の企業20,000社 (官公営、非営利法人除く)。          ※2021年・2022年調査とも回答があった企業でパネル接続を行うため、パネル接続可能企業 (6,536社) を対象とするともに、※民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、13,464社を抽出。          ※抽出に当たっては、都道府県のグループ (中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分) ごとに、産業 (15区分) ×従業員規模 (7区分) 別に層化無作為抽出。</p> <p><b>調査方法</b></p> <p>郵送による配布・回収</p>																																																																																							
	<p><b>調査期間</b></p> <p>2023年1月12日～27日 (2月末までに到着した調査票を集計)</p>																																																																																							
<p><b>集計対象企業数・割合</b></p>	<p>集計対象企業数 : 7,634社 (38.2% / 20,000社)          (うち、2021年調査も回答した企業 (パネル接続対象) の集計対象企業数 : 3,673社 (56.2% / 6,536社)</p>																																																																																							
<p><b>集計対象企業 主な属性</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1643</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1875</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>1916</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>2200</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2433</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1917</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1452</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>592</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>590</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>416</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>234</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1630</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1427</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>124</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>293</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>747</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1115</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>87</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>274</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>98</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>342</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>188</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>48</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>69</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>357</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>835</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1643	21.5	Bランク	1875	24.6	Cランク	1916	25.1	Dランク	2200	28.8	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2433	31.9	5～9人	1917	25.1	10～19人	1452	19.0	20～29人	592	7.8	30～49人	590	7.7	50～99人	416	5.4	100～299人	234	3.1	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1630	21.4	製造業	1427	18.7	情報通信業	124	1.6	運輸業	293	3.8	卸売業	747	9.8	小売業	1115	14.6	金融業、保険業	87	1.1	不動産業、物品賃貸業	274	3.6	宿泊業	98	1.3	飲食サービス業	342	4.5	生活関連サービス業	188	2.5	娯楽業	48	0.6	教育、学習支援業	69	0.9	医療、福祉	357	4.7	上記以外のサービス業	835	10.9
ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																						
Aランク	1643	21.5																																																																																						
Bランク	1875	24.6																																																																																						
Cランク	1916	25.1																																																																																						
Dランク	2200	28.8																																																																																						
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																						
1～4人	2433	31.9																																																																																						
5～9人	1917	25.1																																																																																						
10～19人	1452	19.0																																																																																						
20～29人	592	7.8																																																																																						
30～49人	590	7.7																																																																																						
50～99人	416	5.4																																																																																						
100～299人	234	3.1																																																																																						
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																						
建設業	1630	21.4																																																																																						
製造業	1427	18.7																																																																																						
情報通信業	124	1.6																																																																																						
運輸業	293	3.8																																																																																						
卸売業	747	9.8																																																																																						
小売業	1115	14.6																																																																																						
金融業、保険業	87	1.1																																																																																						
不動産業、物品賃貸業	274	3.6																																																																																						
宿泊業	98	1.3																																																																																						
飲食サービス業	342	4.5																																																																																						
生活関連サービス業	188	2.5																																																																																						
娯楽業	48	0.6																																																																																						
教育、学習支援業	69	0.9																																																																																						
医療、福祉	357	4.7																																																																																						
上記以外のサービス業	835	10.9																																																																																						
<p><b>備考</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</li> <li>・産業、企業規模、ランクごとの回収率をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理 (ウェイトバック) を行っている。</li> </ul>																																																																																							

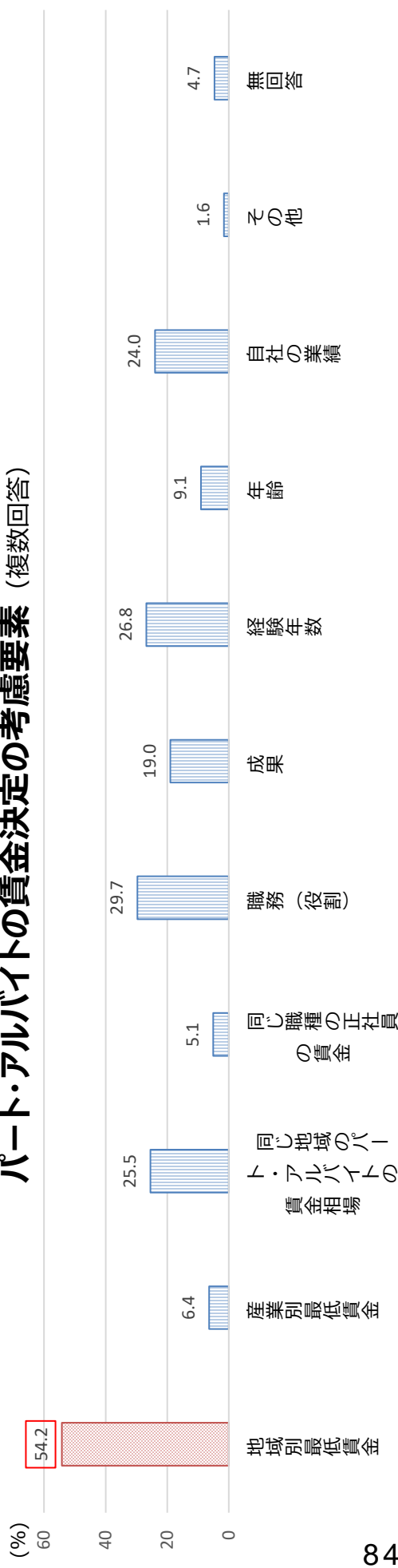
# 正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)

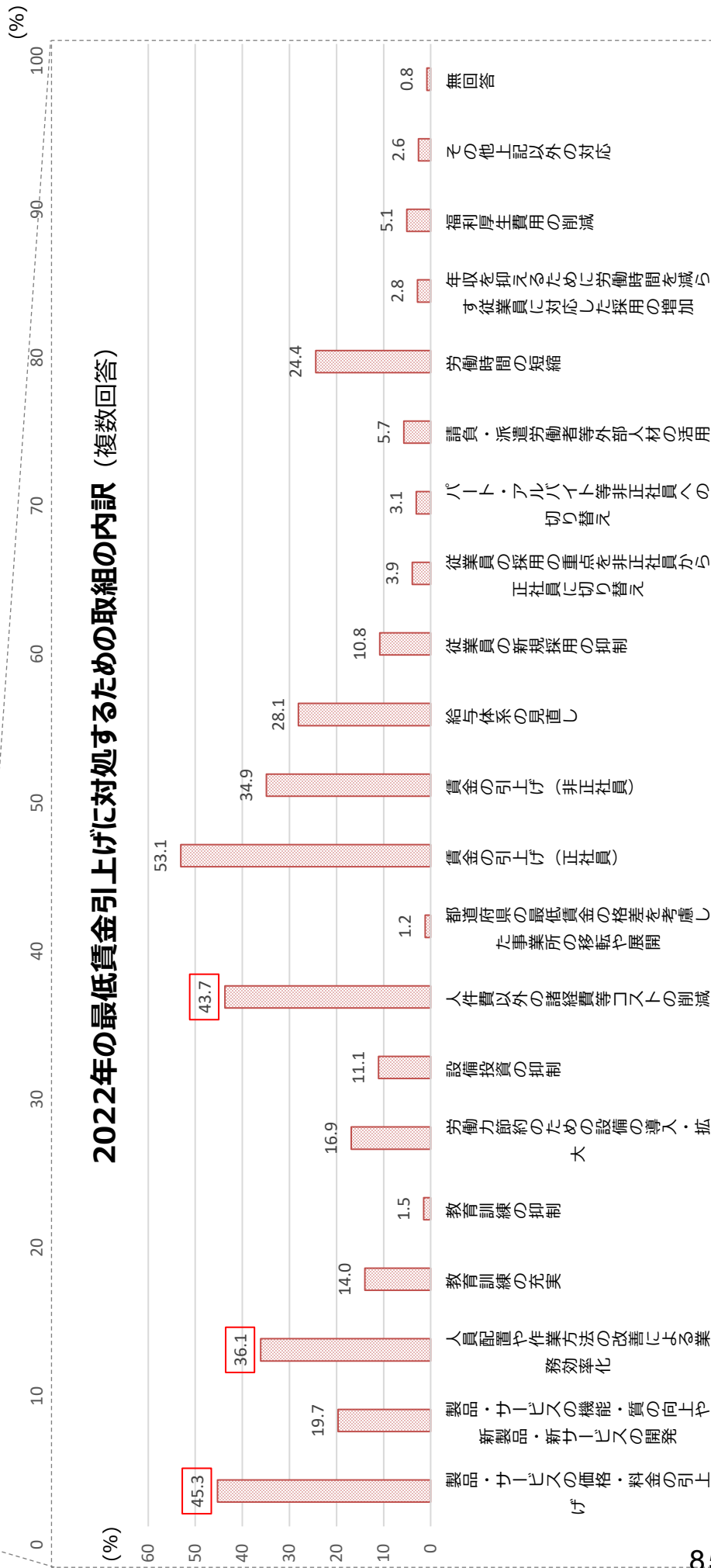


(注) 集計対象企業 (7,634社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,211社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,834社) について集計。

# 最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2022年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は30.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

## 2022年の最低賃金引上げに対する取組の有無



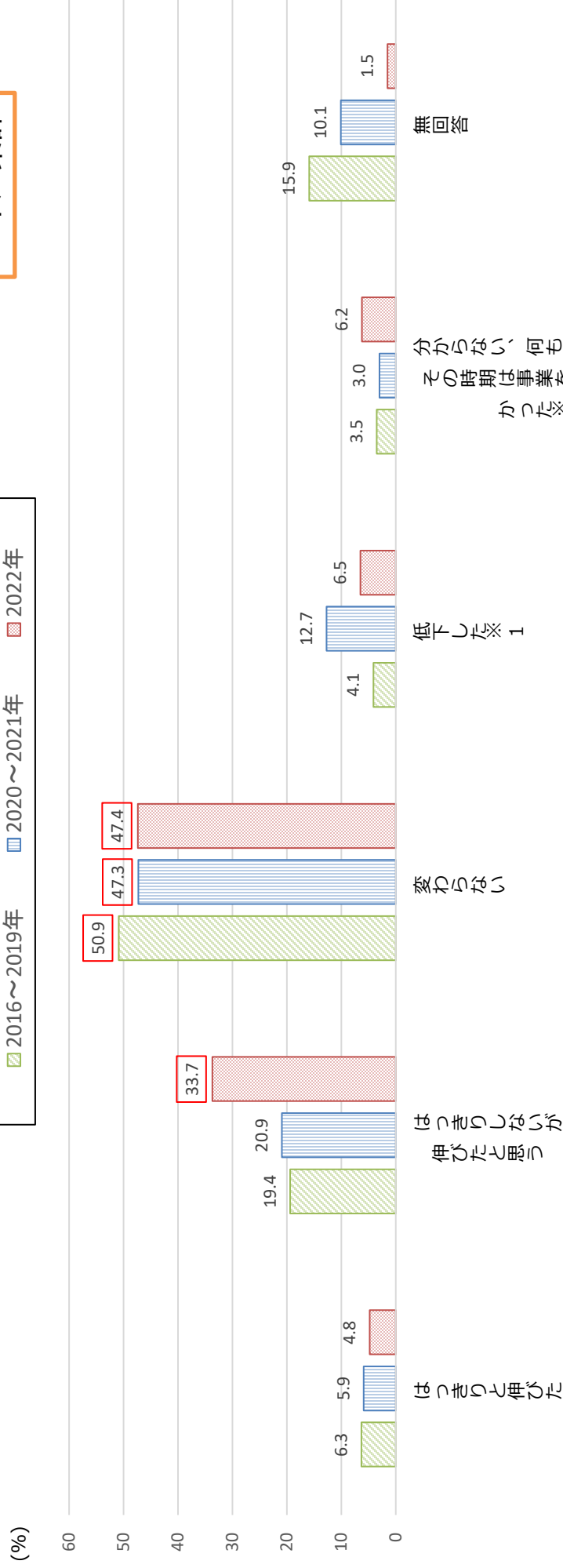
# 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めているが、2022年には「はっきりしないが、伸びたと思う」が、伸びたと思わず、伸びたと思わず、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

## 最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

パネル集計

■ 2016～2019年 ■ 2020～2021年 ■ 2022年



※1 2022年調査については、「低下した」(2.3%)、「はっきりしないが、低下したと思う」(4.2%)の選択肢の合算。

※2 2022年調査における選択肢は、「分からない」

○(注) 「2016～2019年」「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

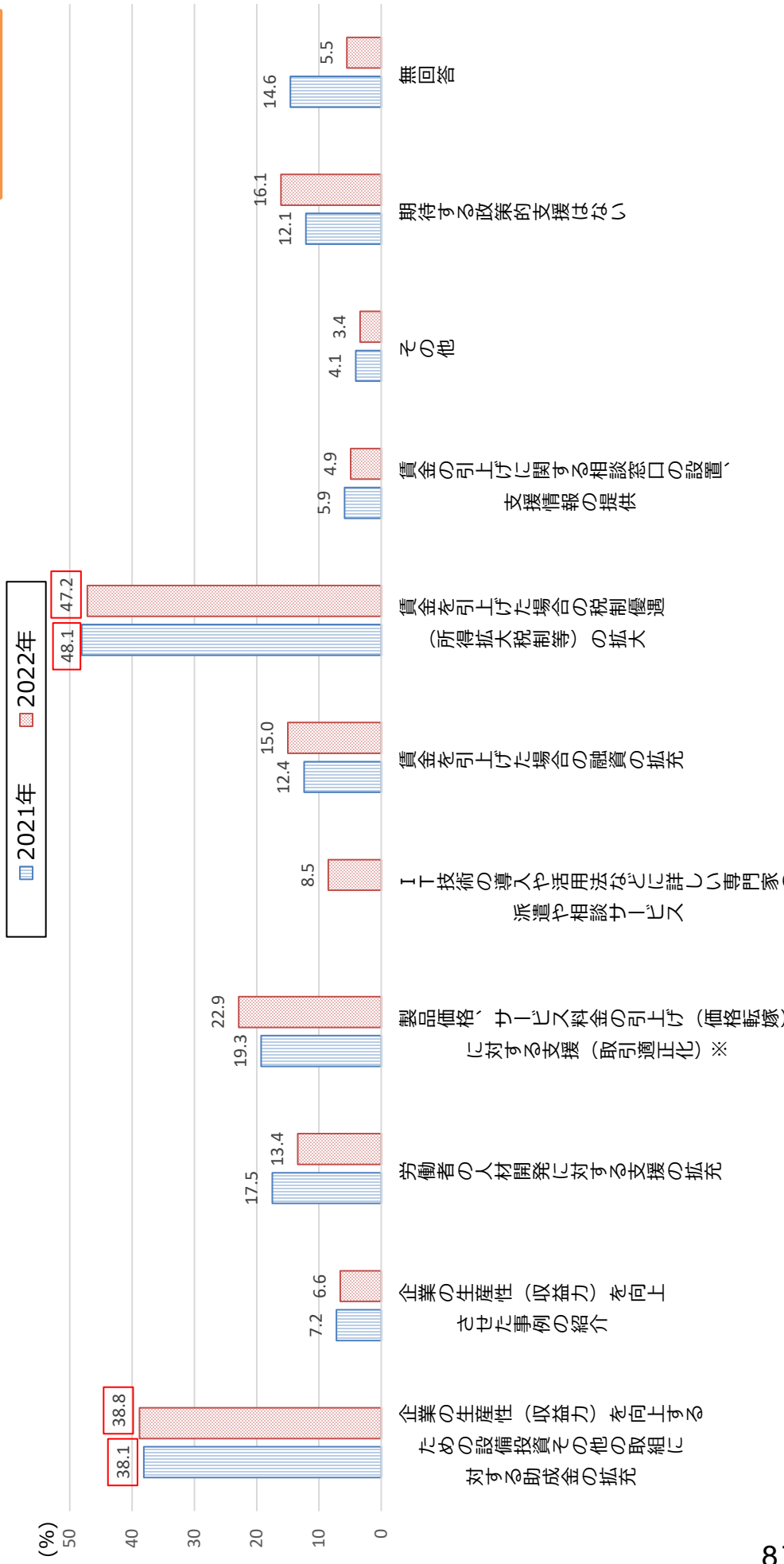
(注) 集計対象企業(3,673社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業(2022年調査:1,274社、2021年調査:2,025社)について集計。

# 最低賃金引上げに対応するための政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、2021年調査・2022年調査いずれも、「賃金を上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)

パネル集計

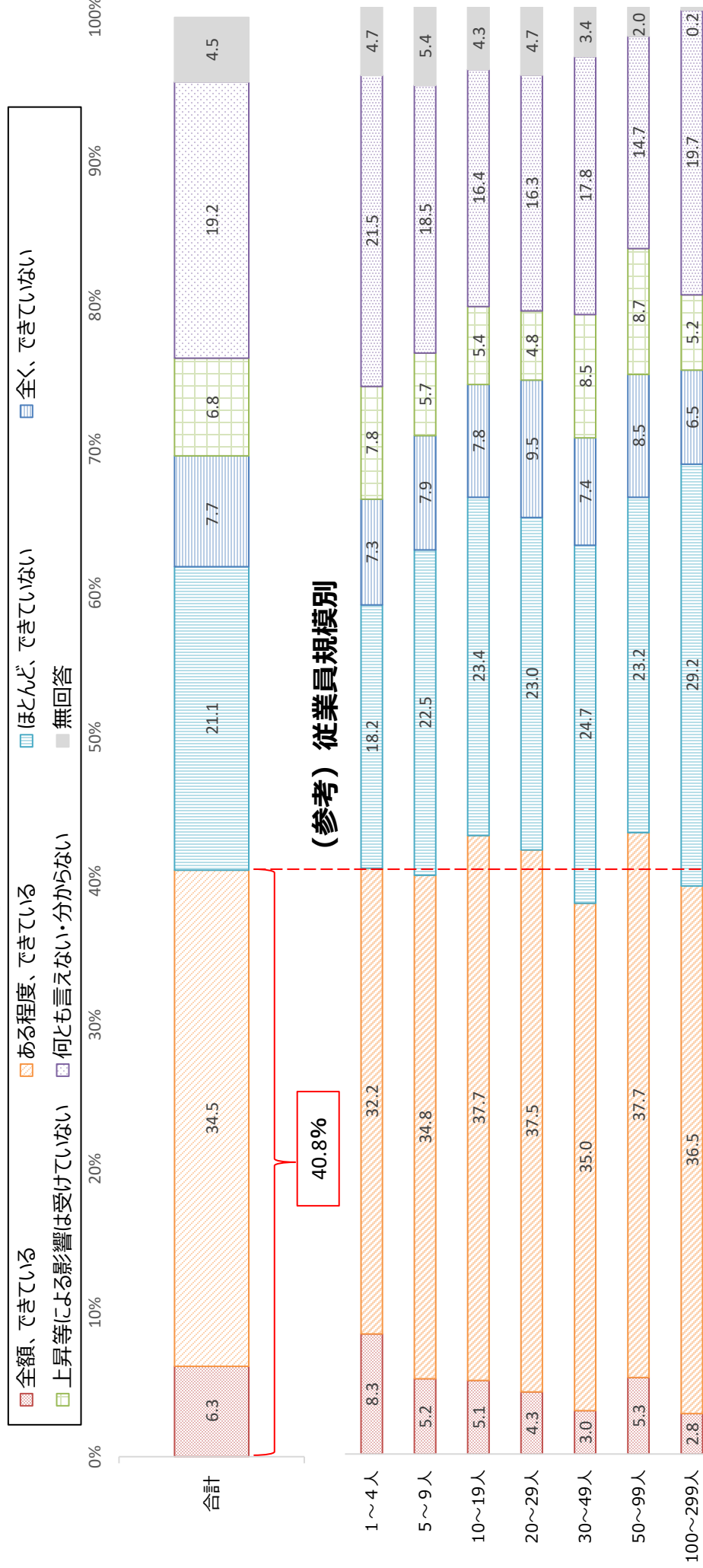


# 円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁

○ 最近の円安進行や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業が合計40.8%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

## 円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、

### 上昇コスト全額を価格転嫁できているか

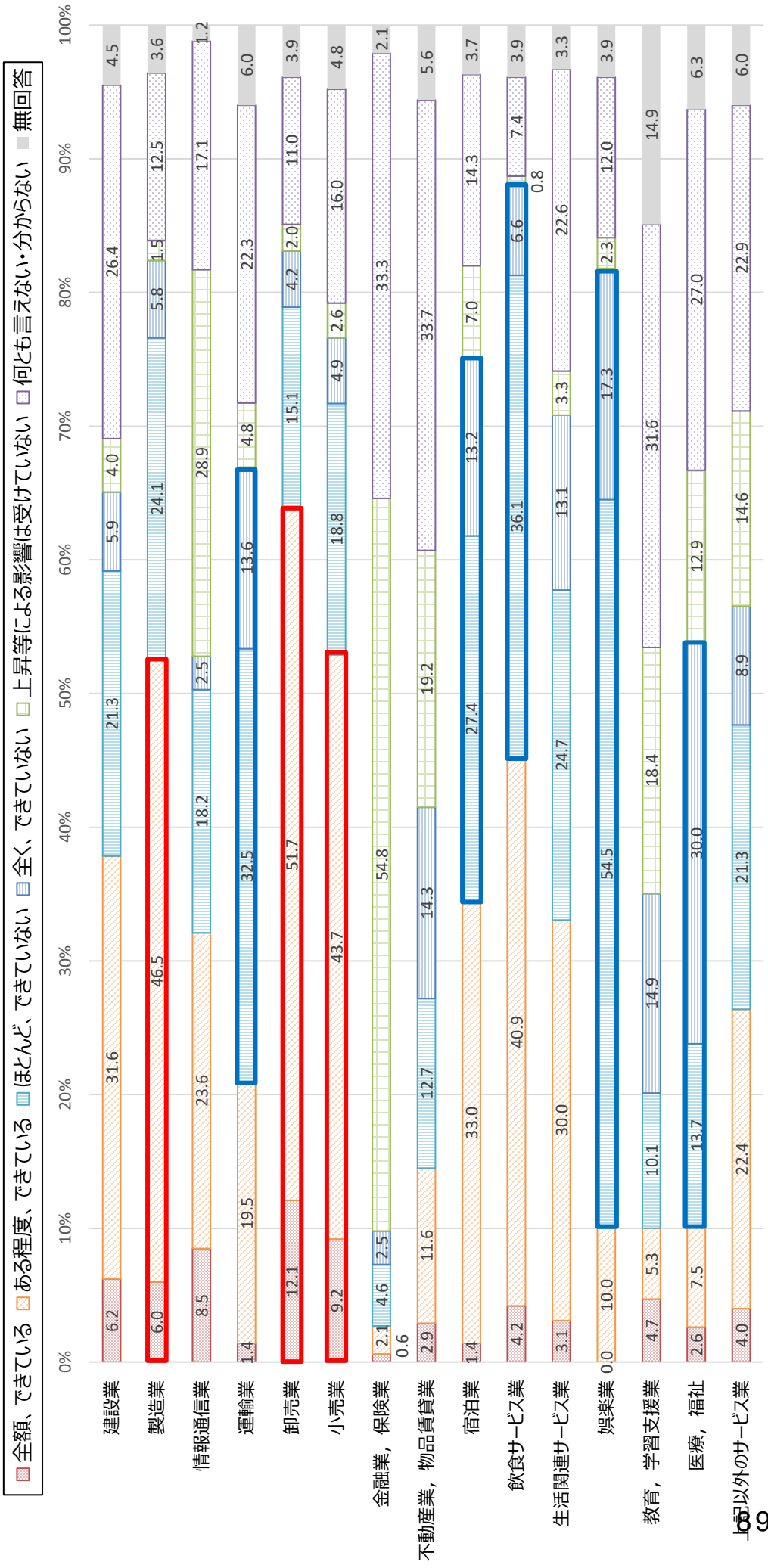




# 円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が5割を超える業種（製造業、卸売業、小売業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が4割を超える業種（運輸業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、医療、福祉）もある。

## (参考) 業種別



(注) 集計対象企業 (7,634社) について集計。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に  
関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

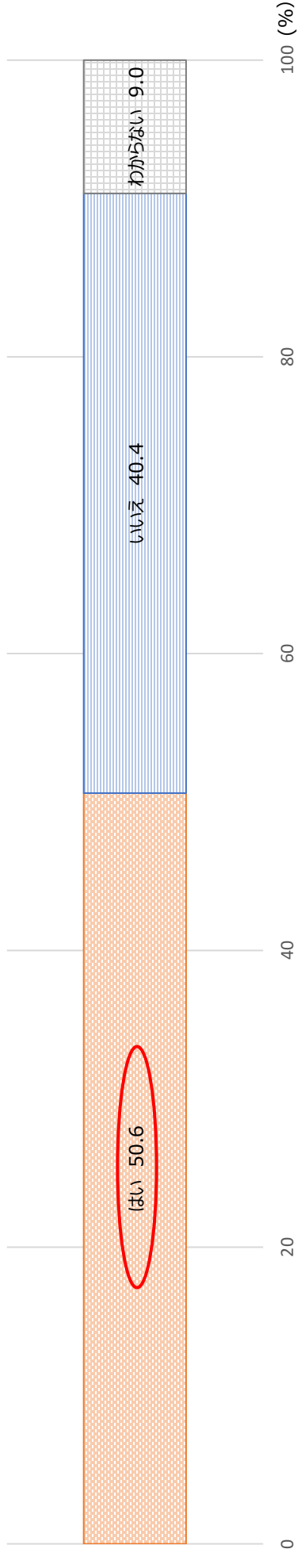
# 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

<p><b>調査の概要</b></p>	<p><b>調査事業の委託先</b> 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）</p> <p><b>調査の目的</b> 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2023調査」と表記）</p> <p><b>調査の対象</b> なお、三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2022年）は、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2022調査」と表記）</p> <p>時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p>																												
<p><b>調査方法</b></p>	<p>WEB上でのモニター調査</p>																												
<p><b>調査期間</b></p>	<p>2023年5月12日～22日</p>																												
<p><b>有効回答数</b></p>	<p>有効回答数：2,866人</p>																												
<p><b>有効回答者の属性</b></p>	<p>【性別】</p> <table border="1" data-bbox="856 1046 978 1388"> <tr> <td>男性</td> <td>603人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,263人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,866人</td> </tr> </table> <p>【年齢階級】</p> <table border="1" data-bbox="856 590 1099 932"> <tr> <td>～29歳</td> <td>548人</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>282人</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>509人</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>590人</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>937人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,866人</td> </tr> </table> <p>【勤務地の地域区分】</p> <table border="1" data-bbox="856 155 1056 497"> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,340人</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>576人</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>617人</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,866人</td> </tr> </table>	男性	603人	女性	2,263人	合計	2,866人	～29歳	548人	30～39歳	282人	40～49歳	509人	50～59歳	590人	60歳以上	937人	合計	2,866人	Aランク	1,340人	Bランク	576人	Cランク	617人	Dランク	333人	合計	2,866人
男性	603人																												
女性	2,263人																												
合計	2,866人																												
～29歳	548人																												
30～39歳	282人																												
40～49歳	509人																												
50～59歳	590人																												
60歳以上	937人																												
合計	2,866人																												
Aランク	1,340人																												
Bランク	576人																												
Cランク	617人																												
Dランク	333人																												
合計	2,866人																												
<p><b>備考</b></p>	<p>※ 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもちに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、29歳以下男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p> <p>本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和5年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p>																												

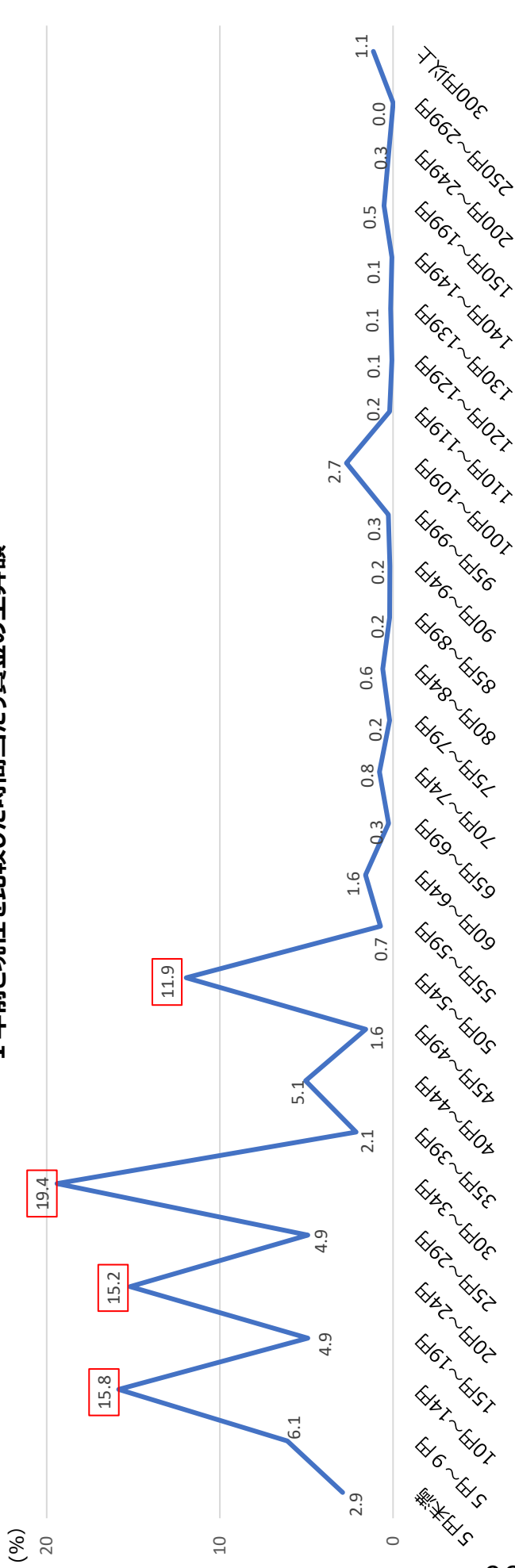
# 過去1年以内の時間当たり賃金の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは50.6%であり、賃金上昇額は「30～34円」(19.4%)、「10～14円」(15.8%)、「20～24円」(15.2%)、「50～54円」(11.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の有無の上昇の有無



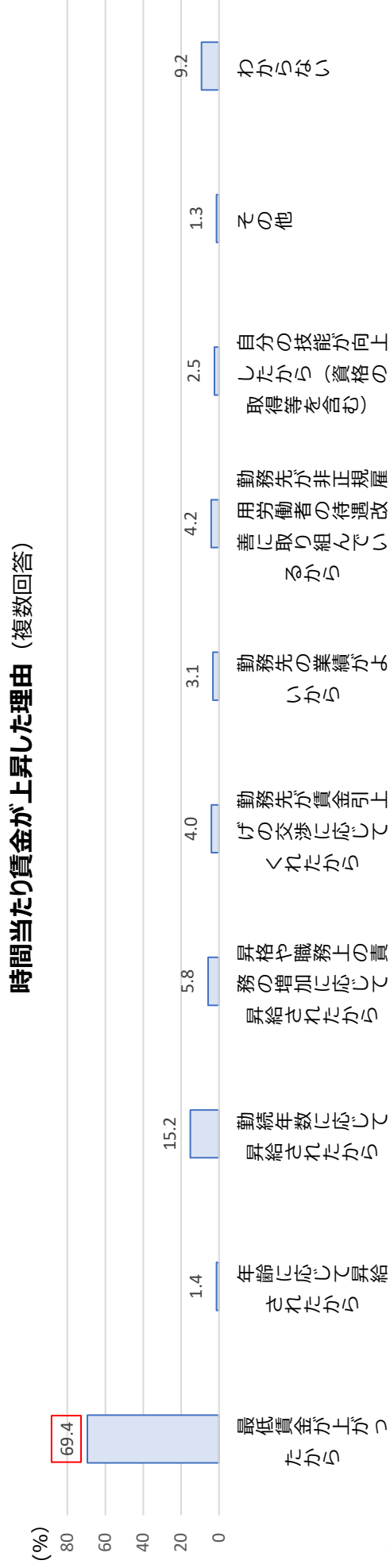
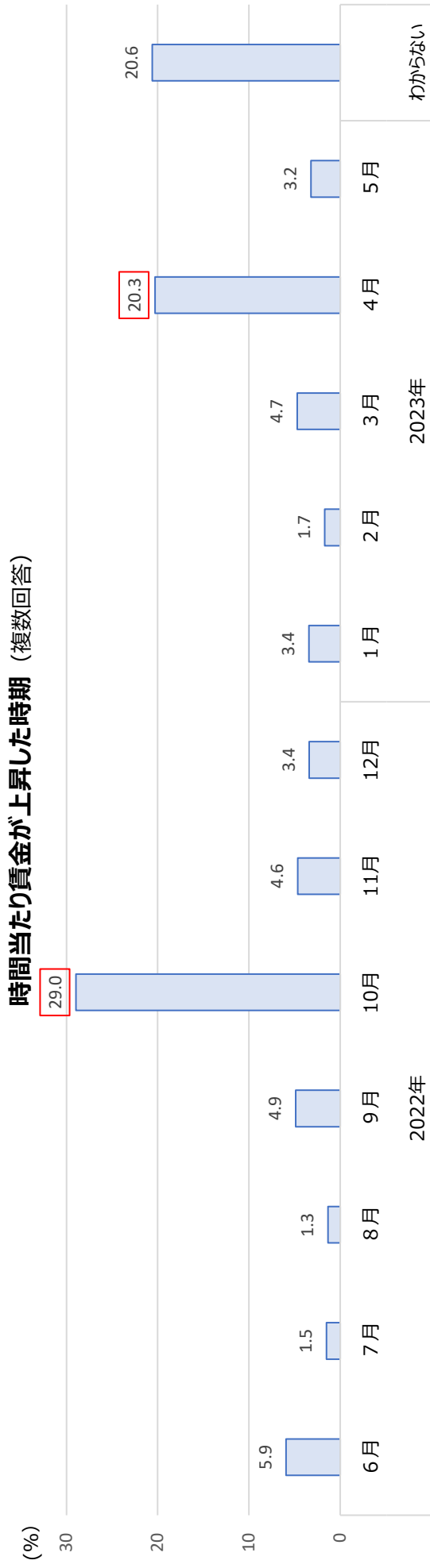
1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



(注) 有効回答者 (2,866人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,447人) について集計。

# 過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

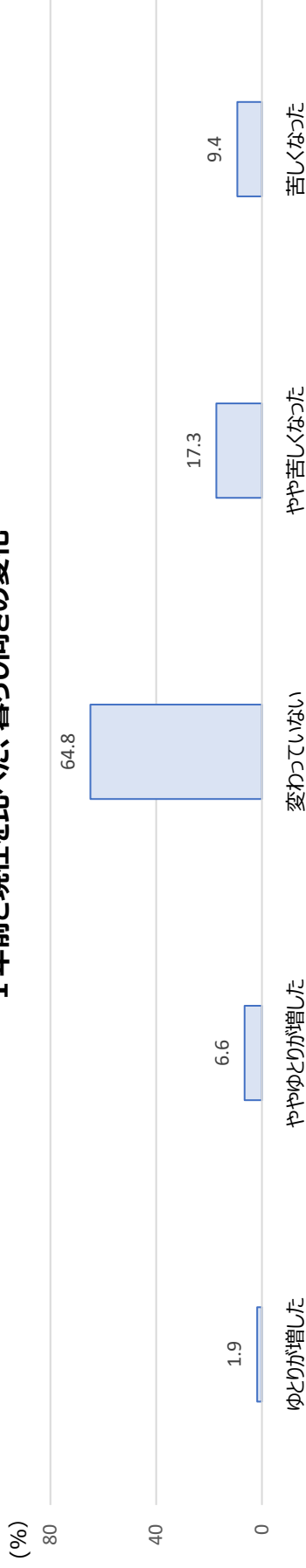
○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が増した時期は、「2022年10月」(29.0%)が最も多く、「2023年4月」(20.3%)が次いで多い。時間当たり賃金が増した理由は、「最低賃金が増したから」(69.4%)が最も多く、「2023年4月」(20.6%)が最も多く、「2023年10月」(29.0%)が最も多い。時間当たり賃金が増した理由は、「最低賃金が増したから」(69.4%)が最も多く、「2023年4月」(20.6%)が最も多く、「2023年10月」(29.0%)が最も多い。



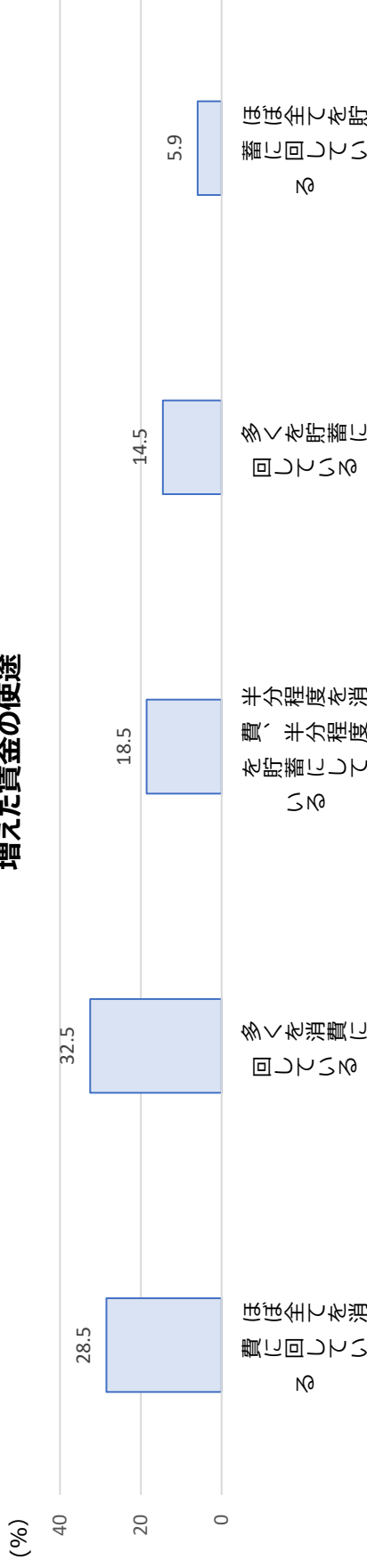
# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が64.8%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計26.7%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使用を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計61.0%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使用



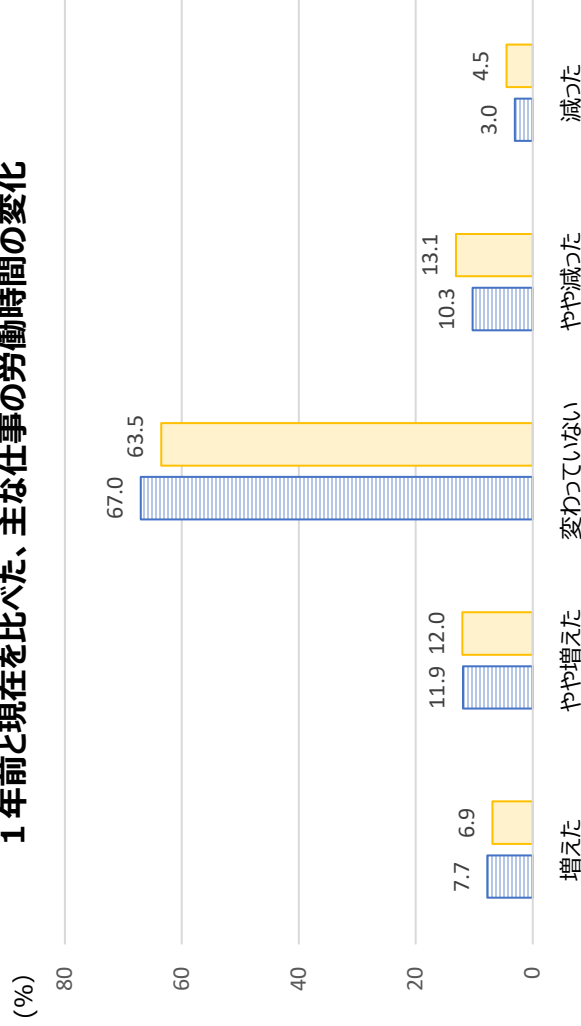
94 注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。増えた賃金の使用については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(566人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

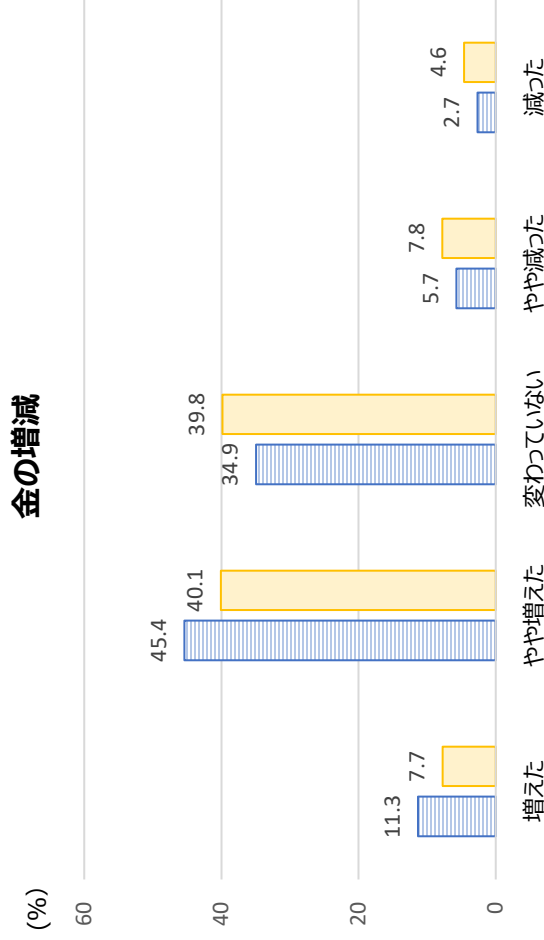
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.0%となり、2022年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が56.7%、「変わっていない」が34.9%、「やや減った」「減った」が8.4%となり、特に「増えた」「やや増えた」の割合が2022年調査(47.8%)と比べて増加した。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



■ 2023調査 □ (参考) 2022調査

1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



■ 2023調査 □ (参考) 2022調査

(注) 2023調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。

2022調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(753人)について集計。労働時間の変化については、「1年前と

現在を比べて、現在のあなたの労働時間は増えましたか。減りましたか。と質問している。

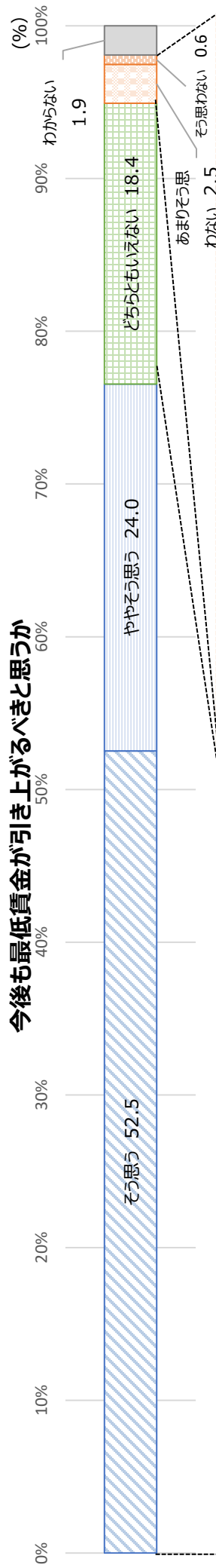
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。



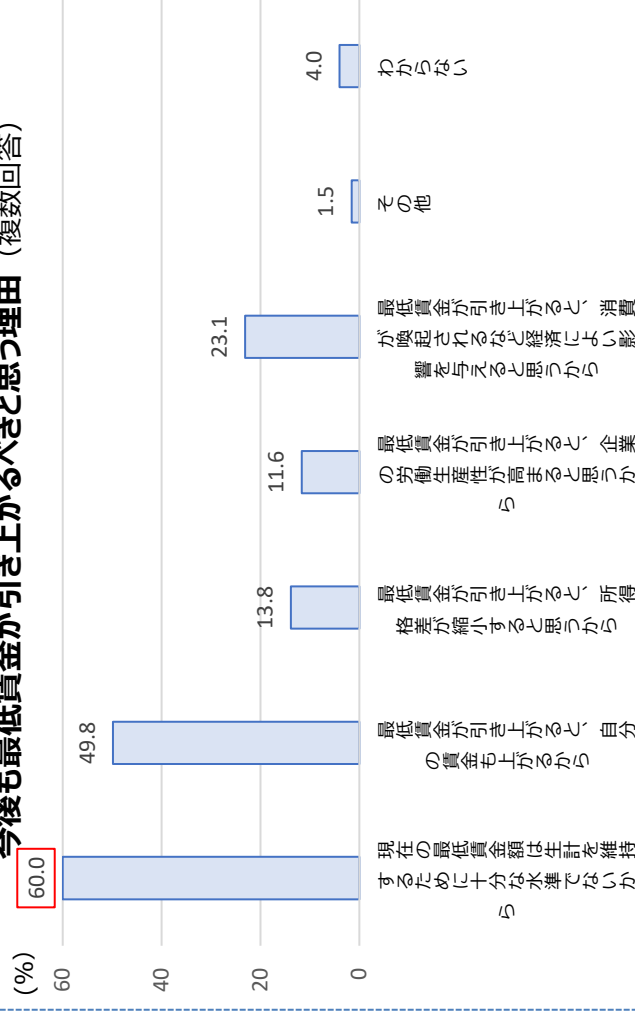
# 今後の最低賃金引上げに関する見解

○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が76.5%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が3.2%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.0%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」を除けば、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が23.7%と最も多くなっている。

今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者 (2,866人) について集計。今後も最低賃金が引き上がる理由については、今後最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者 (2,204人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「そう思わない」と回答した者 (91人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。



山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料  
(中央最賃審 目安全協報告)

(第1回本審議会)

令和5年7月5日



## 令和5年度 第1回審議会 (R5.7.5)

1	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日）	1
2	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について	17
3	（第11回目安制度の在り方に関する全員協議会 資料） 第1回～第10回全員協議会で頂いた御意見の整理	21
4	（第11回目安制度の在り方に関する全員協議会 資料） ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む） 関連資料	29



# 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

## 記

### 1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

#### (1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年の目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

## (2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

## (3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

## 2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

### (1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

### (2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

#### ① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

#### ② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

### ③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年



度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

### (3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

### 3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

#### (1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

## （2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

## （3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

#### 4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

## ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」  
 ②内閣府「県民経済計算年報」  
 ③総務省「全国家計構造調査」  
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」  
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」  
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年  
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法  
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。  
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」



都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

## 諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.6
石川	78.4
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
北陸	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
愛媛	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	72.0
佐賀	71.6
長崎	71.5
岩手	71.4
高知	71.4
高知	71.1
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿角	69.7
宮崎	69.6
宮崎	69.2
青森	69.0
青森	69.0
沖縄	68.5
沖縄	68.5

## 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和5年4月6日

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ、今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

## 目安に関する 小委員会

※議事は非公開、議事録は3者が揃った場面のみに追って公開

## 中央最低賃金 審議会

※本番は議事・議事録ともに公開

## 目安制度の 在り方に関する 全員協議会

※議事は非公開、議事録は追って公開

## 毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

## 目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

# 目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 <b>公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。</b>
2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項	
(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。</li><li>○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、<b>ランク数は4から3に見直す。</b> ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。</li><li>○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、<b>Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、</b> ・ <b>ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする</b> 等の考え方を総合的に勘案し、決定。</li></ul>
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
9	概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。
2	

# 令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
<b>A</b>	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
<b>B</b>	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、静岡、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
<b>C</b>	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
<b>A</b>	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
<b>B</b>	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
<b>C</b>	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道府県)	21.0%
<b>D</b>	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%



第1回～第10回全員協議会で頂いた御意見の整理  
(議論すべきものとして御意見を頂いた事項)

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方

○ あるべき水準

- ・ ランク間の配分の在り方を検討する上でも絶対額を重視した議論が重要であることや、経営に当たっての予見性の確保が重要であることから、最低賃金法の目的や諸外国の状況などを参考に、ナショナルミニマムとしてふさわしい水準はいかにあるべきかの議論を行うべき。
- ・ 労使で目標水準を議論した上で、最低賃金決定の3要素を踏まえて、到達の年数、引上げ額を議論することが重要。
- ・ 政府が、中央と地方の最低賃金審議会における審議を重視し、毎年の最低賃金額は審議会での審議・答申を踏まえて決定されることを明確にした上で、経済の好循環を促すために、政府方針として中長期的に最低賃金が目指すべき水準を示すことはあり得るものとする。政府と審議会との関係を引き続きしっかりと維持していただくことが非常に重要。
- ・ 全国加重平均 1,000 円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、あるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある。
- ・ 全国加重平均の金額を目標として掲げることは、適用労働者の多いAランクの引上げに依存せざるを得ず、結果として地域間格差が生じることになることに留意が必要。
- ・ 諸外国の最低賃金と比べて、日本の全国加重平均額が低いという指摘があるが、各国と適用労働者の範囲や減額措置の手続きが異なることも踏まえた上で、あるべき水準を検討することが必要。
- ・ 最低賃金の額だけを諸外国と比べて論ずることはできないが、中央値に対する最低賃金の比率等を見れば、国際的に低い事実は明らか。この事実を受け止めた上で、どういった水準を目指すかは労使で議論しておくべき。
- ・ 金額で示すのか日本語で示すのかということは議論の余地があるが、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、あるべき水準を労使で合意した上で設定することが必要。毎年の審議では、その目標を意識しながら3要素を踏まえてどの程度引き上げるかという議論が建設的ではないか。経営の予見可能性という観点からも有益ではないか。
- ・ あるべき水準の設定に当たっては、公労使がそろった審議会の場で定めていくことが必要ではないか。少なくとも、当事者である労使がいない場で、賃金の目標が定められることは適当ではない。
- ・ 全国加重平均 1,000 円を達成した後も、更に高い額が提示され続けると、経営者にとっては、先が見えず難しい。使用者側としては水準を決めることについて慎重にならざるを得ないが、引き続き審議は続けていきたい。
- ・ あるべき水準を定めると、法に定める3要素のほかにもう1つ要素が増えることになる。また、この先の経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年の審議会での自由闊達な審議を縛るという判断は困難ではないか。

## ○ 政府方針への配意の在り方

- ・ 政府方針の議論の場には、中小企業の代表を含め労使の代表がきちんと参画をして、その意見を踏まえた上で政府方針を決定すべき。
- ・ 政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、その内容が中央及び地方の最低賃金審議会における審議を実質的に縛るようなことがあってはならない。
- ・ 政府方針の提示に当たっては、ある程度幅を持たせた額を提示していただきたい。
- ・ 目安審議の意義を明確にするためにも、政府方針への配意というものを、目安の審議の中でどう考えるのかを議論しておく必要がある。
- ・ 政府方針に沿った形で議論することも一つの方法かもしれないが、中央最低賃金審議会で検討するのであれば、時々の事情は外して、データを根拠に算出した、今まで以上に納得できるような数字に基づいて、労使で議論する必要がある。
- ・ 公労使三者構成は重要であり、今後もこの体制は維持していただきたい。
- ・ 令和4年度の目安審議のように、3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ね、納得を得ることは重要であり、今後の目安審議に向けたとりまとめの中でも方向性を示したい。
- ・ 政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論いただくことが望ましい。その場合にも、過去に示されてきた政府方針同様、毎年の中央最低賃金審議会における審議を過度に縛るものであってはならない。
- ・ 政府方針は生産性向上策と連携した目標値であり、目安を単純に政府方針で定める目標値に近付けようとするすると実態を伴わないものになる。

## ○ 議事の公開

- ・ 審議の公開について検討することはやぶさかではないが、公開の範囲や時期については、地方最低賃金審議会の現状などを整理し、地方最低賃金審議会の意見も聞いた上で、丁寧に進める必要がある。
- ・ 公労使三者が揃った場に限って公開することについては差し支えない。
- ・ 現状を整理した上で、公開の範囲や地方最低賃金審議会との関係をどう考えるかという点も含めて検討していきたい。
- ・ 公開の範囲やタイミングについては、地方最低賃金審議会への影響を加味した議論が必要であり、タイミングは、令和5年度の審議からとするのが適当ではないか。
- ・ 議事録の早期公開について異論はない。
- ・ 議事の公開に当たっては、原則公開であることを踏まえつつ、どのような場面でも公開とするものではなく、透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという両方を考える必要がある。その視点から、公労使三者が集まった部分については公開することが適切であり、全員協議会の報告書にも書き込んで前向きなメッセージとして発信していく必要がある。
- ・ 議事の公開が議論になるのは、外から見て、目安審議における議論のプロセスに不透明感があるということかと思う。この問題への対応としては、目安審議の報告書にデータに基づく議論の結果を丁寧に記載し、記者や地方最低賃金審議会にも議論のプロセスをわかりやすく示すことで、審議の透明性や納得性を高めることも重要。

## 2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項

### ○ 目安の位置付け

- ・ 目安は、地方最低賃金審議会の審議において参考にするものであり、審議決定を拘束するものではないということを改めて確認したい。
- ・ 地方最低賃金審議会が目安を踏まえた上で自主性を発揮して審議を行うことは重要であるが、同時に全国的な整合性を図るために導入された目安制度の趣旨も重視されるべき。これらの観点からも、目安をゾーンで示すことについて検討するべき。
- ・ 地方最低賃金審議会の事務局のみならず、公益委員に対して、目安額は地方審議会の審議において参考にするものであるという目安の位置付けや、中央最低賃金審議会における審議の内容を本省賃金課より直接説明する機会を持つべき。また、地方最低賃金審議会においても、データに基づく納得感のある審議決定、地域の実情に応じた審議決定がなされるよう、しっかり働きかけるべき。
- ・ 目安額をゾーンで示すことについて排除はしないが、実態として、地方最低賃金審議会における議論では、高い額に引っ張られることを懸念している。

### ○ ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

- ・ ランク制度の在り方を議論すべきという点については、異論はない。
- ・ ランク区分について、各都道府県の各指標の数値を並べるという現行の方法及び4区分については適切である。
- ・ 今の制度を前提としたランクの入替えのみならず、ランク制度の在り方も検討すべき。
- ・ ランク制度を維持すると、どうしてもランク間で格差が生じる一方で、政府方針等で地域間格差の是正が求められていることも踏まえ、ランク制度の在り方と、ランク制度を維持する場合の区分の在り方とに分けて議論すべき。
- ・ 令和4年度の地方最低賃金審議会で、Dランクの県を中心に目安を大幅に上回る結論が出たことを踏まえ、目安制度の在り方も考え直す必要がある。
- ・ 地域間格差を縮める観点からは、ランクの在り方も考えていく必要があるのではないか。
- ・ ランク制度については、制度の安定性及び継続性の観点から、維持することは妥当。
- ・ 構造的に金額に4つのグラデーションがつく仕組みである4ランク制度を見直し、ランク数を減らすことが、拡大してきた地域間格差の是正の第一歩につながる。地方最低賃金審議会の労側委員からも同様の意見が多い。
- ・ 現行の4ランクを前提にすると、適用労働者数の比率の勘案は難しいのではないかと。加重平均額への影響を考えて、適用労働者数を勘案して下位のランクに振り分けられる県を増やしても、本質的に4ランクであることによる差は生じるため、地域間格差の是正にはつながらないのではないかと。また、下位ランクを増やすことは地域間格差の是正の観点からは逆行することになり、対外的に理解が得られない。
- ・ ランクの区分数を3つにした上で、適用労働者数の比率を勘案するなど振り分け方を検討してはどうか。
- ・ ランク区分の数を3つにする可能性も含めて議論すべき。
- ・ ランク区分の数は、基本的に現行の4ランクをある程度念頭に置きながら、見直しについて議論をすべき。
- ・ ランクの区切りの設定に当たって、総合指数の差が比較的大きいところや、総合指数

の分散を勘案する方法については、これまでも、説明に窮する場面があった。このため、適用労働者数の比率の勘案やランク間の最低賃金の逆転が生じないように配慮する等の方法も組み合わせることも検討すべき。

- ・ 全国加重平均額が政府目標に掲げられている結果、A ランクに依存して目安額が高くなり、地域間格差が不適切な形で広がっているという認識であり、この構造的な問題は是正していくべきではないか。
- ・ 現在の4 ランク制度・振り分け方が、実態以上に地域間格差を広げる方向に働いてきたのであれば、是正する必要があるが、ランク数や振り分け方について、過剰に政策的な方向性を持ち込むべきではないのではないか。
- ・ ランクの振り分けに際し、実際の最低賃金額の高い順に都道府県を並べた上で適用労働者数を踏まえて区分するという考え方もある。
- ・ 総合指数を導く19 指標のうち、「1 世帯1 月当たりの消費支出」の算出方法の見直しに当たっては、2 人以上世帯の結果も加えて、擬似的な1 人世帯数値を出すという手法を用いることが妥当。
- ・ 東京と沖縄の総合指数の差が縮小していることを踏まえれば、ランク数を4 から3 に減らすことは整合的ではないか。
- ・ ランクを4 つに分けて、原則A が最も高く、B, C, D の順位低くなる目安額を出すという構造自体が、地域間の最賃額の差を拡大させてきた一因であり、額差是正の第一歩として、まず4 ランクを3 ランクに減らすべきではないか。
- ・ 平成26 年度以降の目安額で、複数ランクで同額としてきたことは、中賃としてもこれまで最賃額の差が拡大しないように目配りしてきたことの結果であり、この実態からも3 ランクとすることが整合的ではないか。
- ・ 地域間格差の是正については、ここ数年の政府方針、地方最低賃金審議会、さらには審議会の枠を超えて世間からも求められており、社会的要請となっている。このため、中賃としても確実なアクションをしないと、存在意義が問われることになるのではないか。
- ・ 4 ランクのままだでも、目安の設定の仕方次第で地域間格差に対応できる可能性はあるのではないか。
- ・ 現在のランクにおいては適用労働者数に偏りがあることを踏まえ、適用労働者数も加味することが適切。
- ・ 地域間格差に配慮する観点からは、3 ランクとする場合は、B ランクは多くの適用労働者数を占める地域とし、A ランクは特別に状況が良い地域、C ランクは若干配慮が必要な地域という位置付けで区分することもあるのではないか。
- ・ 3 ランクとする場合、適用労働者数で3 つに分けるより、どこかのランクで半分以上を占めるよう設定するという考え方もあるのではないか。
- ・ 3 ランクとする場合、最も下位のC ランクの県数が非常に多い案は、額差是正の観点から、世の中からの見え方として問題があるのではないか。
- ・ これまでの目安額で、B 以下のランクがA ランクを上回ったことはないが、例えば3 要素のデータにおいて、B 以下のランクがA ランクより良い結果を示すものが場合には、B ランク以下の目安額がA ランクのものを上回ることも理論的にありうるということを経験に書きこむべきではないか。
- ・ 3 ランクとする場合は、3 ランクにする位置付けとメリット、見直しに係る根拠に加え、昭和53 年度以降4 ランクを採用してきた経緯を報告に記載していただきたい。
- ・ 適用労働者数や最低賃金のランク間の逆転現象への配慮といった新たな要素をランク

振り分けに用いることが議論されているが、これまでも用いられてきた総合指数も一定の重要な要素であり、これに着目してランクを振り分けた方が説明しやすいのではないか。

- ・総合指数に加えて、適用労働者数、現在の地域別最低賃金額にも着目し、様々な要素を考慮して、ランクの振り分けを考えてはどうか。
- ・3ランクとする場合にAランクの地域数を絞る振り分け方を採ると、Aランクがこれまで増えてきた経緯を踏まえ変化が非常に大きいものとなり、また、格差が広がってしまう印象を与えかねない。新しいランク数へのスムーズな移行のためにも、Aランクの地域数は改めて検討すべき。
- ・現在のAランクの適用労働者数、地域数もある程度意識しながら、AランクとBランクの適用労働者数は、同等か少しでもBランクが多い状況となるように振り分けることも考えられるのではないか。
- ・振り分け方のうち、案13-1と案13-2はそれぞれ一長一短がある。案13-1は、Aランクの振り分けに当たって従来と同様に総合指数順を維持し、Aランクの適用労働者数も比較的抑えられており適用労働者数のAランクへの偏重へより対応できている点が長所である一方、案13-2は、これまで議論してきた、総合指数以外の適用労働者数や直近の最低賃金額、地域の経済圏等の様々な要素が総合勘案されていることや、現行ランクとの継続性が確保できている点が長所である。
- ・新Bランクと新Cランクの振り分けに当たっては、Aランクに適用労働者数が一極集中していた状態を是正する観点から、島根県・大分県の間で区分することが適切。

#### ○ 発効日

- ・発効日については、各地方最低賃金審議会において労使で合意できれば柔軟な対応が可能であるが、従来より引上げ額が大きくなる中で準備期間が短いといった声が増えているため、今回、議論させていただきたい。
- ・労働局から、(地方最低賃金審議会の委員に対し)文書や説明により、発効日は公労使で話し合っただけで地方で決めるものであることについて伝えてほしい。
- ・春闘における賃上げ結果を未組織労働者に速やかに波及させるという趣旨で10月1日発効が一定の目安になっていることを踏まえ、発効日については、10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論したい。
- ・最近の最低賃金の引上げは、影響率が高まっているため、最低賃金の引上げにより給与を見直すべき労働者数や賃金改定をしなければならない中小企業の数が増えている。このため、もう少し発効日に余裕を持たせていただけると、中小企業としては実務的にありがたい。
- ・地方で十分に審議を尽くした上で準備期間を持たせるという意味では、中賃で早めに目安審議をはじめることのほうが大事なのではないか。
- ・審議の結果としての発効日であって、10月1日の発効日ありきの審議ではないということを、正確にご理解いただいたうえで議論したい。
- ・発効日について、最低賃金法第14条第2項に定められているとおり、地方最低賃金審議会でも話し合っただけで柔軟に決められることを、労働局及び地方最低賃金審議会の委員にしっかり周知していただきたい。
- ・最低賃金法第1条の趣旨も踏まえ、春闘における賃上げ結果をいち早く未組織労働者に波及させるという趣旨も重要である。
- ・いわゆる年収の壁により就業調整が行われ、最低賃金が引き上げられても実質の収入

が上がらない事例も生じており、発効日に関する報告の記載の中で就業調整も重要な問題であることを書き込むべき。

- ・賃金の引き上げにより就業調整のタイミングが前倒しになってきており、発効日の後ろ倒しが必要ではないか。
- ・10月1日より早く発効することで、労働者も使用者も年末の働き方や要員計画が立てやすくなるのではないか。
- ・被用者保険の適用拡大は、被用者でありながら被用者保険に入れず将来低年金になるおそれのある人にとって非常に重要なものである。適用拡大や最賃の引き上げにより、より少ない労働時間で被用者保険に加入できるようになる。手取りの減少のみ捉えて壁と言う人もいるが、誤解をしている場合も含め、就業調整をしている人がいる。将来に後悔することにならないように、税・社会保障制度の正確な理解の普及に取り組んでいただきたい。

### 3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

#### ○ 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認

- ・コロナ禍で特定業種の雇用に大きな影響が出ている点について、どう考えるのか検討すべき。
- ・今後の最低賃金審議に当たって、よりの確に、かつ速やかに実態を把握するために、どういうデータを参照し重視すべきか、しっかり検討すべき。
- ・デジタル化の進展、あるいはビッグデータの活用といったものが進んでいく中で、これまでの統計資料データに留まらず、よりの確かつタイムリー、更には簡便かつ正確に雇用や賃金の実態を捉えるデータの収集・活用について検討すべき。
- ・未満率・影響率の深掘りした資料として、例えば最低賃金の一致比率を出してもよいのではないか。また、影響率について、予測値を提示いただいてもよいのではないか。
- ・目安審議で直接活用されていない資料もあるが、委員として事前に確認しておくものがあること、地方審議の段階で活用されるデータもあることから、棚卸に当たっては、地方最低賃金審議会の意見も聞いて検討すべき。
- ・「決定初任給(高校卒)の推移」、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額」、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額」、「地域別最低賃金額の最高額と最低額及びその格差の推移」の各資料、「春季賃上げ妥結状況」の資料の更新版については、議論の効率化の観点から、小委員会の資料として定番化してもよいのではないか。
- ・地方最低賃金審議会においてもそれぞれの地域の指標を見ながら議論しているところだが、目安審議のように3要素のデータに基づく納得感ある審議ができるよう、目安審議で用いるデータのうち特に重視されるものの都道府県版についても中央最低賃金審議会において示せたらよいのではないか。
- ・令和4年度の目安審議で充実させたデータも定番化して、継続的に充実したものを時系列で見られるようにするようすべきではないか。
- ・第8回全員協議会で事務局が提出した見直し案に異論はない。

○ 賃金改定状況調査について

- ・法で定める3要素を総合的に示している賃金改定状況調査を重視した協議を基本とするべき。
- ・賃金改定状況調査は重要な参考資料の1つではあるが、これだけをもって目安を決めるものではない。労使間で位置付けに大きな隔たりがあり、位置付け及び数字の解釈について意識合わせをする必要がある。
- ・賃金改定状況調査の第4表は平均賃金の比較であるため、昨年と今年の労働者構成の変化に大きな影響を受けるという課題認識がある。
- ・その時々で、賃金改定状況調査の第4表の重視の仕方、ウエイトの掛け具合も異なるため、公労使で認識をすり合わせながら審議を進めていきたい。
- ・賃金改定状況調査の加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであればいろいろと検討してみてもよいのではないか。
- ・賃金改定状況調査の第4表は、現状がどうなっているかを見る指標では有力なものがある。





(2) 地方最低賃金審議会における審議に関する事項  
ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む） 関連資料

○ランクの振り分けについて（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1  
○各振り分け案の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

## ランクの振り分けについて（案）

### 【4ランクの場合】

案1-1 平成29年全員協議会報告と同様の考え方（※）に基づき振り分けを行う。

※1 以下の考え方に基づくもの。

イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。

案1-2 案1-1と同様とするが、B・Cランクの振り分けも上記イの考え方に基づき行う。

案2-1 平成29年全員協議会報告と同様の考え方に基づきつつ、特にAランクの振り分けの際に、直近の地域別最低賃金額も考慮し、ランク間の逆転現象が生じることのない（Aランクで一番低い最賃額が、Bランク以下で一番高い最賃額を下回らない）ように配慮する。

案2-2 AランクとDランクの振り分けの際に、直近の地域別最低賃金額も考慮し、ランク間の逆転現象が生じることのない（A（C）ランクで一番低い最賃額が、B（D）ランク以下で一番高い最賃額を下回らない）ように配慮し、B・Cランクの振り分けに当たっては、分散に着目する。

案2-3 Aランクの振り分けの際に、直近の地域別最低賃金額も考慮し、ランク間の逆転現象が生じることのない（Aランクで一番低い最賃額が、Bランク以下で一番高い最賃額を下回らない）ように配慮し、B～Dランクの振り分けに当たっては、分散に着目する。

案3 A～Dランクそれぞれの適用労働者数が概ね同じ（約25%ずつ）になるように振り分ける。

案4 指数の差が比較的大きいところに着目しつつ、適用労働者数を、A:B:C:D=3:3:2:2に近い割合にするほか、特にAランクの振り分けの際に、直近の地域別最低賃金額も考慮し、ランク間の逆転現象が生じることのないように配慮する。

案5-1 指数の差が比較的大きいところに着目しつつ、適用労働者数をA:B:C:D=4:2:2:2に近い割合になるように振り分ける。

※2 Aランクの適用労働者数を4割程度としたのは、現在Aランクの適用労働者数が45%であることを踏まえ、現在より少なくする一方、大きく変動させないための配慮

※3 最低賃金額の逆転現象への配慮はできない（愛知・埼玉）

案5-2 適用労働者数をA:B:C:D=4:2:2:2に近い割合とする。

※2、※3と同様

諸指標による都道府県の総合指数(4ランク)

都道府県	案1-1		案1-2		案2-1		案2-2		案2-3		案3		案4		案5-1		案5-2		
	指標差	分散	指標差	分散	R4最良	指標差	R4最良	指標差	分散	R4最良	指標差	R4最良	指標差	分散	R4最良	指標差	分散	適用労働者比率(%)	
A 東京	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	16.2%
A 神奈川	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	10.8	1.6	22.4%
A 大阪	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	30.2%
A 愛知	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	2.6	0.1	36.9%
A 千葉	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	40.6%
B 兵庫	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	1.6	0.1	44.5%
A 埼玉	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	44.5%	
B 京都	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	51.0%	
B 茨城	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	53.2%	
B 静岡	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	56.2%	
B 富山	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.0%	
B 広島	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	59.3%	
B 滋賀	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	60.4%	
B 栃木	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	61.9%	
C 群馬	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	63.5%	
C 宮城	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	65.2%	
B 山梨	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	65.9%	
B 三重	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.3%	
C 石川	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	68.2%	
C 福岡	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	72.1%	
C 香川	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	72.9%	
C 岡山	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	74.3%	
C 福井	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	75.0%	
C 奈良	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	75.7%	
C 山口	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.7%	
B 長野	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	78.3%	
C 北海道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	82.1%	
C 岐阜	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	83.6%	
C 徳島	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	84.1%	
D 福島	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	85.5%	
C 新潟	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	87.3%	
C 和歌山	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	87.9%	
D 愛媛	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	88.9%	
D 鳥根	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	89.4%	
D 大分	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	90.2%	
D 熊本	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	91.4%	
D 山形	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	92.2%	
D 佐賀	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	92.8%	
D 長崎	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.8%	
D 岩手	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	94.7%	
D 高知	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	95.2%	
D 鳥取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.6%	
D 秋田	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	96.3%	
D 鹿児島	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	97.4%	
D 宮崎	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	98.2%	
D 青森	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	99.0%	
D 沖縄	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	100.0%	

都道府県	R4最良		適用労働者数	
	総合指数	(万人)	比率	累積
A 東京	100.0	1072	830	16.2%
A 神奈川	89.6	1071	317	6.2%
A 大阪	86.2	1023	396	7.7%
A 愛知	86.4	986	341	6.7%
A 千葉	83.7	984	193	3.8%
B 兵庫	82.1	960	198	3.9%
A 埼玉	81.7	987	232	4.5%
B 京都	81.2	968	101	2.0%
B 茨城	80.7	911	111	2.2%
B 静岡	80.5	944	153	3.0%
B 富山	80.3	908	45	0.9%
B 広島	80.3	930	116	2.3%
B 滋賀	80.2	927	54	1.1%
B 栃木	79.6	913	78	1.5%
C 群馬	79.4	895	79	1.6%
C 宮城	78.9	883	91	1.8%
B 山梨	78.6	898	32	0.6%
B 三重	78.6	833	72	1.4%
C 石川	78.4	891	48	0.9%
C 福岡	78.4	900	202	3.9%
C 香川	78.1	878	38	0.7%
C 岡山	74.2	892	73	1.4%
C 福井	73.3	888	33	0.6%
C 奈良	76.9	896	38	0.7%
C 山口	76.9	888	51	1.0%
B 長野	76.8	908	81	1.6%
C 北海道	76.8	920	196	3.8%
C 岐阜	76.1	910	76	1.5%
C 徳島	75.4	855	26	0.5%
D 福島	74.6	858	71	1.4%
C 新潟	74.3	890	90	1.8%
C 和歌山	74.0	889	32	0.6%
D 愛媛	73.4	853	50	1.0%
D 鳥根	73.0	857	25	0.5%
D 大分	72.4	854	43	0.8%
D 熊本	72.2	853	61	1.2%
D 山形	72.0	854	41	0.8%
D 佐賀	71.6	853	32	0.6%
D 長崎	71.5	854	47	0.9%
D 岩手	71.4	854	47	0.9%
D 高知	71.1	853	24	0.5%
D 鳥取	71.0	854	20	0.4%
D 秋田	69.7	853	36	0.7%
D 鹿児島	69.6	853	59	1.2%
D 宮崎	69.2	853	40	0.8%
D 青森	69.0	853	44	0.9%
D 沖縄	68.5	853	49	1.0%

都道府県	適用労働者数(※)		累積
	総合指数	(万人)	
A 東京	100.0	830	16.2%
A 神奈川	87.1	317	6.2%
A 大阪	84.1	396	7.7%
A 愛知	82.8	341	6.7%
A 千葉	81.3	232	4.5%
B 兵庫	81.0	193	3.8%
A 埼玉	79.6	101	2.0%
B 京都	79.3	153	3.0%
B 茨城	78.3	54	1.1%
B 静岡	78.2	111	2.2%
B 富山	77.9	45	0.9%
B 広島	77.3	116	2.3%
B 滋賀	76.8	81	1.6%
B 栃木	76.8	79	1.6%
C 群馬	76.7	72	1.4%
C 宮城	76.5	32	0.6%
B 山梨	76.1	79	1.6%
B 三重	76.1	72	1.4%
C 石川	76.0	48	0.9%
C 福岡	75.		

### 【3ランクの場合】

案6 指数の差が比較的大きいところに着目する。

案7 指数の差が比較的大きいところに着目しつつ、ランク間の逆転現象が生じることのない（Aランクで一番低い最賃額が、Bランク以下で一番高い最賃額を下回らない）ように振り分ける。

案8 A～Cランクそれぞれの適用労働者数が概ね同じ（約33%ずつ）になるように振り分ける。

案9 適用労働者数をA:B:C=3:3.5:3.5に近い割合になるように振り分ける。また、総合指数の差も一定程度考慮して区分する。

案10 適用労働者数をA:B:C=4:3:3に近い割合になるように振り分ける。また、総合指数の差が比較的大きいところで区分する。

※2と同様

案11-1 適用労働者数をA:B:C=3:6:1に近い割合にする。また、直近の最低賃金額も考慮しながら、総合指数の差も一定程度考慮して区分する。

案11-2 適用労働者数をA:B:C=4:5:1に近い割合にする。また、直近の最低賃金額も考慮しながら、総合指数の差が比較的大きいところで区分する。

案11-3 適用労働者数をA:B:C=3:5:2に近い割合にする。また、直近の最低賃金額も考慮しながら、総合指数の差も一定程度考慮して区分する。

案12-1 適用労働者数をA:B:C=5:4:1に近い割合にする。また、直近の最低賃金額も考慮しながら、総合指数の差が比較的大きいところで区分する。

案12-2 適用労働者数をA:B:C=6:3:1に近い割合にする。また、直近の最低賃金額も考慮しながら、総合指数の差が比較的大きいところで区分する。

案13-1 3ランクとなることによる影響をできるだけ軽減すること及びAランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯を踏まえ、Aランクの地域数については、現行ランクと同様に6とする。また、総合指数の差も一定程度考慮しながら、Bランクの適用労働者数がAランクの適用労働者数と同程度となるようBランクとCランクを区分し、適用労働者数をA:B:C=4.5:4.5:1に近い割合とする。

案13-2 3ランクとなることによる影響をできるだけ軽減すること、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、Aランクに含まれる地域については、現行のランクとの継続性を重視して現行のAランクと同じものとする。また、総合指数の差も一定程度考慮しながら、Bランクの適用労働者数がAランクの適用労働者数と同程度となるようBランクとCランクを区分し、適用労働者数をA:B:C=4.5:4.5:1に近い割合とする。

諸指標による都道府県の総合指数(3ランク①)

前回全協審議時 総合指数	適用労働者数(※)		R4 最賃	直近の値に更新した もの		適用労働者数		R4 最賃	R4最賃 指数格差	案7		案8		案9		案10		適用労働 者比率 (業種)	適用労働 者比率 (業種)
	総合指数	(万人)		比率	累積	総合指数	(万人)			比率	累積	案6	案6 指数格差	案7 指数格差	案8 指数格差	案9 指数格差	案10 指数格差		
A 東京	100.0	830	1072	100.0	830	16.2%	16.2%	1072		A 東京	1072	A 東京	16.2%	A 東京	16.2%	A 東京	16.2%	16.2%	16.2%
A 神奈川	87.1	317	1071	89.2	317	6.2%	22.4%	1071	10.8	A 神奈川	1071	A 神奈川	22.4%	A 神奈川	10.8	A 神奈川	10.8	22.4%	22.4%
A 大阪	84.1	396	1023	86.6	396	7.7%	30.2%	1023	2.6	A 大阪	1023	A 大阪	30.2%	A 大阪	2.6	A 大阪	2.6	30.2%	30.2%
A 愛知	82.8	341	986	86.4	341	6.7%	36.9%	986	0.1	A 愛知	986	A 愛知	36.9%	A 愛知	0.1	A 愛知	0.1	36.9%	36.9%
A 千葉	81.3	232	984	83.7	193	3.8%	40.6%	984	2.7	A 千葉	984	A 千葉	40.6%	A 千葉	2.7	A 千葉	2.7	40.6%	40.6%
A 兵庫	81.0	193	960	82.1	198	3.9%	44.5%	960	1.6	B 兵庫	960	B 兵庫	44.5%	B 兵庫	1.6	B 兵庫	1.6	44.5%	44.5%
B 京都	79.6	101	987	81.7	232	4.5%	49.0%	987	0.4	A 埼玉	987	A 埼玉	49.0%	A 埼玉	0.4	A 埼玉	0.4	49.0%	49.0%
B 兵庫	79.5	198	968	81.2	101	2.0%	51.0%	968	0.5	B 京都	968	B 京都	51.0%	B 京都	0.5	B 京都	0.5	51.0%	51.0%
B 静岡	79.3	153	944	80.7	111	2.2%	53.2%	944	0.5	B 茨城	944	B 茨城	53.2%	B 茨城	0.5	B 茨城	0.5	53.2%	53.2%
B 滋賀	78.3	54	944	80.5	153	3.0%	56.2%	944	0.2	B 静岡	944	B 静岡	56.2%	B 静岡	0.2	B 静岡	0.2	56.2%	56.2%
B 茨城	78.2	111	908	80.5	45	0.9%	57.0%	908	0.0	B 富山	908	B 富山	57.0%	B 富山	0.0	B 富山	0.0	57.0%	57.0%
B 栃木	77.9	78	930	80.3	116	2.3%	59.3%	930	0.2	B 広島	930	B 広島	59.3%	B 広島	0.2	B 広島	0.2	59.3%	59.3%
B 広島	77.3	116	927	80.2	54	1.1%	60.4%	927	0.1	B 滋賀	927	B 滋賀	60.4%	B 滋賀	0.1	B 滋賀	0.1	60.4%	60.4%
B 長野	76.8	81	913	79.6	78	1.5%	61.9%	913	0.6	B 栃木	913	B 栃木	61.9%	B 栃木	0.6	B 栃木	0.6	61.9%	61.9%
B 富山	76.8	45	895	79.4	79	1.6%	63.5%	895	0.2	C 群馬	895	C 群馬	63.5%	C 群馬	0.2	C 群馬	0.2	63.5%	63.5%
B 三重	76.7	72	883	78.9	91	1.8%	65.2%	883	0.6	C 宮城	883	C 宮城	65.2%	C 宮城	0.6	C 宮城	0.6	65.2%	65.2%
B 山梨	76.5	32	898	78.6	32	0.6%	65.9%	898	0.2	B 山梨	898	B 山梨	65.9%	B 山梨	0.2	B 山梨	0.2	65.9%	65.9%
C 群馬	76.1	79	933	78.6	72	1.4%	67.3%	933	0.0	B 三重	933	B 三重	67.3%	B 三重	0.0	B 三重	0.0	67.3%	67.3%
C 山口	75.1	51	888	78.4	48	0.9%	68.2%	888	0.2	C 石川	888	C 石川	68.2%	C 石川	0.2	C 石川	0.2	68.2%	68.2%
C 岐阜	74.6	76	908	78.4	202	3.9%	72.1%	908	0.1	C 福岡	908	C 福岡	72.1%	C 福岡	0.1	C 福岡	0.1	72.1%	72.1%
C 福井	74.2	33	878	78.4	38	0.7%	72.9%	878	0.3	C 香川	878	C 香川	72.9%	C 香川	0.3	C 香川	0.3	72.9%	72.9%
C 和歌山	73.9	32	892	77.4	73	1.4%	74.3%	892	0.7	C 岡山	892	C 岡山	74.3%	C 岡山	0.7	C 岡山	0.7	74.3%	74.3%
C 北海道	73.0	196	888	77.3	33	0.6%	75.0%	888	0.1	C 福井	888	C 福井	75.0%	C 福井	0.1	C 福井	0.1	75.0%	75.0%
C 新潟	72.8	90	896	76.9	38	0.7%	75.7%	896	0.4	C 奈良	896	C 奈良	75.7%	C 奈良	0.4	C 奈良	0.4	75.7%	75.7%
C 徳島	72.6	26	858	76.9	51	1.0%	76.7%	858	0.0	C 山口	858	C 山口	76.7%	C 山口	0.0	C 山口	0.0	76.7%	76.7%
D 福島	70.7	71	879	76.8	81	1.6%	78.3%	879	0.1	B 長野	879	B 長野	78.3%	B 長野	0.1	B 長野	0.1	78.3%	78.3%
D 大分	70.3	43	853	76.8	196	3.8%	82.1%	853	0.0	C 北海道	853	C 北海道	82.1%	C 北海道	0.0	C 北海道	0.0	82.1%	82.1%
D 山形	70.1	41	857	76.1	76	1.5%	83.6%	857	0.7	C 岐阜	857	C 岐阜	83.6%	C 岐阜	0.7	C 岐阜	0.7	83.6%	83.6%
D 愛媛	70.0	50	854	75.4	26	0.5%	84.1%	854	0.8	C 徳島	855	C 徳島	84.1%	C 徳島	0.8	C 徳島	0.8	84.1%	84.1%
D 鳥根	69.6	25	854	74.6	71	1.4%	85.5%	854	0.8	D 福島	858	D 福島	85.5%	D 福島	0.8	D 福島	0.8	85.5%	85.5%
D 鳥取	69.5	20	890	74.3	90	1.8%	87.3%	890	0.3	C 新潟	890	C 新潟	87.3%	C 新潟	0.3	C 新潟	0.3	87.3%	87.3%
D 熊本	69.0	61	853	74.0	32	0.6%	87.9%	853	0.3	C 和歌山	889	C 和歌山	87.9%	C 和歌山	0.3	C 和歌山	0.3	87.9%	87.9%
D 長崎	68.5	47	853	73.4	50	1.0%	88.9%	853	0.6	D 愛媛	853	D 愛媛	88.9%	D 愛媛	0.6	D 愛媛	0.6	88.9%	88.9%
D 高知	68.4	24	854	73.0	25	0.5%	89.4%	854	0.4	D 鳥根	857	D 鳥根	89.4%	D 鳥根	0.4	D 鳥根	0.4	89.4%	89.4%
D 岩手	67.8	47	854	72.4	43	0.8%	90.2%	854	0.6	D 大分	854	D 大分	90.2%	D 大分	0.6	D 大分	0.6	90.2%	90.2%
D 鹿児島	67.7	59	853	72.2	61	1.2%	91.4%	853	0.3	D 熊本	853	D 熊本	91.4%	D 熊本	0.3	D 熊本	0.3	91.4%	91.4%
D 佐賀	67.6	32	853	72.0	41	0.8%	92.2%	853	0.1	D 山形	854	D 山形	92.2%	D 山形	0.1	D 山形	0.1	92.2%	92.2%
D 青森	67.0	44	853	71.6	32	0.6%	92.8%	853	0.5	D 佐賀	853	D 佐賀	92.8%	D 佐賀	0.5	D 佐賀	0.5	92.8%	92.8%
D 秋田	66.8	36	853	71.5	47	0.9%	93.8%	853	0.0	D 長崎	853	D 長崎	93.8%	D 長崎	0.0	D 長崎	0.0	93.8%	93.8%
D 宮崎	66.5	40	853	71.4	47	0.9%	94.7%	854	0.2	D 岩手	854	D 岩手	94.7%	D 岩手	0.2	D 岩手	0.2	94.7%	94.7%
D 沖縄	63.1	49	853	71.1	24	0.5%	95.2%	853	0.3	D 高知	853	D 高知	95.2%	D 高知	0.3	D 高知	0.3	95.2%	95.2%
				71.0	20	0.4%	95.6%	854	0.0	D 鳥取	854	D 鳥取	95.6%	D 鳥取	0.0	D 鳥取	0.0	95.6%	95.6%
				69.7	36	0.7%	96.3%	853	1.3	D 秋田	853	D 秋田	96.3%	D 秋田	1.3	D 秋田	1.3	96.3%	96.3%
				69.6	59	1.2%	97.4%	853	0.2	D 鹿児島	853	D 鹿児島	97.4%	D 鹿児島	0.2	D 鹿児島	0.2	97.4%	97.4%
				69.2	40	0.8%	98.2%	853	0.3	D 宮崎	853	D 宮崎	98.2%	D 宮崎	0.3	D 宮崎	0.3	98.2%	98.2%
				69.0	44	0.9%	99.0%	853	0.2	D 青森	853	D 青森	99.0%	D 青森	0.2	D 青森	0.2	99.0%	99.0%
				68.5	49	1.0%	100.0%	853	0.5	D 沖縄	853	D 沖縄	100.0%	D 沖縄	0.5	D 沖縄	0.5	100.0%	100.0%

※平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出した適用労働者数



諸指標による都道府県の総合指数(3ランク③)

案13-1	指標体系	適用労働者数		R4最賃	案13-2	R4最賃	適用労働者比率(業種)	R4最賃
		(万人)	比率					
A	東京	830	16.2%	1072	A	1072	16.2%	1072
A	神奈川	317	6.2%	1071	A	1071	22.4%	1071
A	大阪	396	7.7%	1023	A	1023	30.2%	1023
A	愛知	341	6.7%	986	A	986	36.9%	986
A	千葉	232	4.5%	984	A	984	41.4%	987
B	兵庫	193	3.8%	960	A	960	45.2%	984
A	埼玉	101	2.0%	987	B	987	49.0%	980
B	京都	198	3.9%	968	B	968	51.0%	968
B	茨城	153	3.0%	944	B	944	53.2%	911
B	静岡	111	2.2%	908	B	908	56.2%	944
B	富山	78	1.5%	930	B	930	57.0%	908
B	広島	116	2.3%	927	B	927	59.3%	930
B	滋賀	81	1.6%	913	B	913	60.4%	927
B	長野	45	0.9%	895	C	895	61.9%	913
B	富山	72	1.4%	883	C	883	63.5%	895
B	三重	32	0.6%	898	C	898	65.2%	883
C	群馬	79	1.6%	888	B	888	65.9%	898
C	山口	51	1.0%	888	B	888	67.3%	933
C	石川	48	0.9%	891	C	891	68.2%	891
C	福岡	202	3.9%	900	C	900	72.1%	900
C	香川	38	0.7%	878	C	878	72.9%	878
C	岡山	73	1.4%	892	C	892	74.3%	892
C	福井	33	0.6%	888	C	888	75.0%	888
C	奈良	202	3.9%	896	C	896	75.7%	896
C	山口	51	1.0%	888	C	888	76.7%	888
B	長野	81	1.6%	908	B	908	78.3%	908
C	北海道	196	3.8%	920	C	920	82.1%	920
C	岐阜	76	1.5%	910	C	910	83.6%	910
C	徳島	26	0.5%	855	C	855	84.1%	855
D	福島	71	1.4%	858	D	858	85.5%	858
C	新潟	90	1.8%	890	C	890	87.3%	890
C	和歌山	32	0.6%	889	C	889	87.9%	889
D	愛媛	50	1.0%	853	D	853	88.9%	853
D	鳥根	25	0.5%	857	D	857	89.4%	857
D	大分	43	0.8%	854	D	854	90.2%	854
D	熊本	61	1.2%	853	D	853	91.4%	853
D	山形	41	0.8%	854	D	854	92.2%	854
D	佐賀	32	0.6%	853	D	853	92.8%	853
D	長崎	47	0.9%	853	D	853	93.8%	853
D	岩手	47	0.9%	854	D	854	94.7%	854
D	高知	24	0.5%	853	D	853	95.2%	853
D	鳥取	20	0.4%	854	D	854	95.6%	854
D	秋田	36	0.7%	853	D	853	96.3%	853
D	鹿児島	59	1.2%	853	D	853	97.4%	853
D	宮崎	40	0.8%	853	D	853	98.2%	853
D	青森	44	0.9%	853	D	853	99.0%	853
D	沖縄	49	1.0%	853	D	853	100.0%	853

もの	総合指数	適用労働者数		R4最賃	案13-2	R4最賃	適用労働者比率(業種)	R4最賃
		(万人)	比率					
A	東京	830	16.2%	1072	A	1072	16.2%	1072
A	神奈川	317	6.2%	1071	A	1071	22.4%	1071
A	大阪	396	7.7%	1023	A	1023	30.2%	1023
A	愛知	341	6.7%	986	A	986	36.9%	986
A	千葉	232	4.5%	984	A	984	41.4%	987
B	兵庫	193	3.8%	960	A	960	45.2%	984
A	埼玉	101	2.0%	987	B	987	49.0%	980
B	京都	198	3.9%	968	B	968	51.0%	968
B	茨城	153	3.0%	944	B	944	53.2%	911
B	静岡	111	2.2%	908	B	908	56.2%	944
B	富山	78	1.5%	930	B	930	57.0%	908
B	広島	116	2.3%	927	B	927	59.3%	930
B	滋賀	81	1.6%	913	B	913	60.4%	927
B	長野	45	0.9%	895	C	895	61.9%	913
B	富山	72	1.4%	883	C	883	63.5%	895
B	三重	32	0.6%	898	C	898	65.2%	883
C	群馬	79	1.6%	888	B	888	65.9%	898
C	山口	51	1.0%	888	B	888	67.3%	933
C	石川	48	0.9%	891	C	891	68.2%	891
C	福岡	202	3.9%	900	C	900	72.1%	900
C	香川	38	0.7%	878	C	878	72.9%	878
C	岡山	73	1.4%	892	C	892	74.3%	892
C	福井	33	0.6%	888	C	888	75.0%	888
C	奈良	202	3.9%	896	C	896	75.7%	896
C	山口	51	1.0%	888	C	888	76.7%	888
B	長野	81	1.6%	908	B	908	78.3%	908
C	北海道	196	3.8%	920	C	920	82.1%	920
C	岐阜	76	1.5%	910	C	910	83.6%	910
C	徳島	26	0.5%	855	C	855	84.1%	855
D	福島	71	1.4%	858	D	858	85.5%	858
C	新潟	90	1.8%	890	C	890	87.3%	890
C	和歌山	32	0.6%	889	C	889	87.9%	889
D	愛媛	50	1.0%	853	D	853	88.9%	853
D	鳥根	25	0.5%	857	D	857	89.4%	857
D	大分	43	0.8%	854	D	854	90.2%	854
D	熊本	61	1.2%	853	D	853	91.4%	853
D	山形	41	0.8%	854	D	854	92.2%	854
D	佐賀	32	0.6%	853	D	853	92.8%	853
D	長崎	47	0.9%	853	D	853	93.8%	853
D	岩手	47	0.9%	854	D	854	94.7%	854
D	高知	24	0.5%	853	D	853	95.2%	853
D	鳥取	20	0.4%	854	D	854	95.6%	854
D	秋田	36	0.7%	853	D	853	96.3%	853
D	鹿児島	59	1.2%	853	D	853	97.4%	853
D	宮崎	40	0.8%	853	D	853	98.2%	853
D	青森	44	0.9%	853	D	853	99.0%	853
D	沖縄	49	1.0%	853	D	853	100.0%	853

前回全協審議時	総合指数	適用労働者数(※)		R4最賃	案13-2	R4最賃	適用労働者比率(業種)	R4最賃
		(万人)	比率					
A	東京	830	16.2%	1072	A	1072	16.2%	1072
A	神奈川	317	6.2%	1071	A	1071	22.4%	1071
A	大阪	396	7.7%	1023	A	1023	30.2%	1023
A	愛知	341	6.7%	986	A	986	36.9%	986
A	千葉	232	4.5%	984	A	984	41.4%	987
B	兵庫	193	3.8%	960	A	960	45.2%	984
A	埼玉	101	2.0%	987	B	987	49.0%	980
B	京都	198	3.9%	968	B	968	51.0%	968
B	茨城	153	3.0%	944	B	944	53.2%	911
B	静岡	111	2.2%	908	B	908	56.2%	944
B	富山	78	1.5%	930	B	930	57.0%	908
B	広島	116	2.3%	927	B	927	59.3%	930
B	滋賀	81	1.6%	913	B	913	60.4%	927
B	長野	45	0.9%	895	C	895	61.9%	913
B	富山	72	1.4%	883	C	883	63.5%	895
B	三重	32	0.6%	898	C	898	65.2%	883
C	群馬	79	1.6%	888	B	888	65.9%	898
C	山口	51	1.0%	888	B	888	67.3%	933
C	石川	48	0.9%	891	C	891	68.2%	891
C	福岡	202	3.9%	900	C	900	72.1%	900
C	香川	38	0.7%	878	C	878	72.9%	878
C	岡山	73	1.4%	892	C	892	74.3%	892
C	福井	33	0.6%	888	C	888	75.0%	888
C	奈良	202	3.9%	896	C	896	75.7%	896
C	山口	51	1.0%	888	C	888	76.7%	888
B	長野	81	1.6%	908	B	908	78.3%	908
C	北海道	196	3.8%	920	C	920	82.1%	920
C	岐阜	76	1.5%	910	C	910	83.6%	910
C	徳島	26	0.5%	855	C	855	84.1%	855
D	福島	71	1.4%	858	D	858	85.5%	858
C	新潟	90	1.8%	890	C	890	87.3%	890
C	和歌山	32	0.6%	889	C	889	87.9%	889
D	愛媛	50	1.0%	853	D	853	88.9%	853
D	鳥根	25	0.5%	857	D	857	89.4%	857
D	大分	43	0.8%	854	D	854	90.2%	854
D	熊本	61	1.2%	853	D	853	91.4%	853
D	山形	41	0.8%	854	D	854	92.2%	854
D	佐賀	32	0.6%	853	D	853	92.8%	853
D	長崎	47	0.9%	853	D	853	93.8%	853
D	岩手	47	0.9%	854	D	854	94.7%	854
D	高知	24	0.5%	853	D	853	95.2%	853
D	鳥取	20	0.4%	854	D	854	95.6%	854
D	秋田	36	0.7%	853	D	853	96.3%	853
D	鹿児島	59	1.2%	853	D	853	97.4%	853
D	宮崎	40	0.8%	853	D	853	98.2%	853
D	青森	44	0.9%	853	D	853	99.0%	853
D	沖縄	49	1.0%	853	D	853	100.0%	853

※平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出した適用労働者数

各振り分け案の比較

		案1-1	案1-2	案2-1	案2-2	案2-3	案3	案4	案5-1	案5-2	現行(注)	
都道府県数	Aランク	4	4	8	8	8	2	3	4	5	6	
	Bランク	14	17	15	20	17	5	10	9	8	11	
	Cランク	14	11	9	14	9	16	14	14	13	14	
	Dランク	15	15	15	5	13	24	20	20	20	21	16
適用労働者数比率	Aランク	36.9%	36.9%	51.0%	51.0%	51.0%	22.4%	30.2%	36.9%	40.6%	45.2%	
	Bランク	30.4%	36.0%	24.0%	32.6%	25.7%	26.6%	30.2%	23.5%	19.8%	20.4%	
	Cランク	20.6%	15.0%	13.0%	11.9%	12.7%	25.9%	21.8%	21.8%	17.9%	21.0%	
	Dランク	12.1%	12.1%	12.1%	4.4%	10.6%	25.0%	17.9%	17.9%	21.7%	13.5%	
総合指数	最大値－最小値	Aランク	13.6	13.6	18.8	18.8	18.8	10.8	13.4	13.6	16.3	19.0
		Bランク	5.1	5.6	3.4	4.7	3.9	4.9	6.2	3.5	1.9	3.1
		Cランク	4.4	3.4	2.9	4.4	3.8	3.9	2.9	2.9	2.8	3.5
		Dランク	4.9	4.9	4.9	1.3	4.0	8.4	7.6	7.6	8.3	7.6
	分散	Aランク	30.9	30.9	33.4	33.4	33.4	29.3	33.8	30.9	32.2	43.0
		Bランク	1.9	2.3	1.2	2.1	1.6	4.3	3.5	1.2	0.4	1.3
		Cランク	2.0	1.4	1.2	1.9	1.7	1.4	0.9	0.9	0.9	1.4
		Dランク	2.1	2.1	2.1	0.2	1.6	7.0	4.5	4.5	5.3	3.4
	境界における差	A・B間	2.7	2.7	0.5	0.5	0.5	2.6	0.1	2.7	1.6	1.4
		B・C間	0.2	0.7	0.4	0.7	0.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4
		C・D間	0.6	0.6	0.6	1.3	0.6	0.4	0.7	0.7	0.0	1.9
	令和4年度最低賃金額	Aランク	最高額	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
最低額			986	986	960	960	960	1,071	1,023	986	984	984
Bランク		最高額	987	987	944	944	944	1,023	987	987	987	968
		最低額	883	878	878	878	878	960	908	908	908	898
Cランク		最高額	920	920	920	890	920	968	933	933	933	920
		最低額	855	855	855	853	853	878	878	878	878	855
Dランク		最高額	857	857	857	853	854	920	910	910	920	858
		最低額	853	853	853	853	853	853	853	853	853	853
最高額－最低額		Aランク	86	86	112	112	112	1	49	86	88	88
		Bランク	104	109	66	66	66	63	79	79	79	70
		Cランク	65	65	65	37	67	90	55	55	55	65
		Dランク	4	4	4	0	1	67	57	57	67	5

(注)「現行」欄の総合指数に係る数値は、現行のランク決定時に用いた総合指数によるもの。

		案6	案7	案8	案9	案10	案11-1	案11-2	案11-3	案12-1	案12-2	案13-1	案13-2	
都道府県数	Aランク	4	8	3	3	4	3	4	3	8	13	6	6	
	Bランク	25	21	15	12	17	29	28	26	24	19	28	28	
	Cランク	18	18	29	32	26	15	15	18	15	15	13	13	
適用労働者数比率	Aランク	36.9%	51.0%	30.2%	30.2%	36.9%	30.2%	36.9%	30.2%	51.0%	60.4%	44.5%	45.2%	
	Bランク	47.3%	33.1%	37.1%	33.3%	36.0%	57.7%	51.1%	53.9%	36.9%	27.5%	44.9%	44.2%	
	Cランク	15.9%	15.9%	32.7%	36.5%	27.1%	12.1%	12.1%	15.9%	12.1%	12.1%	10.6%	10.6%	
総合指数	最大値－最小値	Aランク	13.6	18.8	13.4	13.4	13.6	13.4	13.6	13.4	18.8	19.8	17.9	18.3
		Bランク	8.3	5.3	7.8	7.0	5.6	12.4	9.7	11.0	6.7	5.6	8.7	9.1
		Cランク	6.2	6.2	10.0	10.4	8.9	4.9	4.9	6.2	4.9	4.9	4.0	4.0
	分散	Aランク	30.9	33.4	33.8	33.8	30.9	33.8	30.9	33.8	33.4	28.8	33.8	34.5
		Bランク	4.1	2.4	4.0	3.6	2.3	7.7	5.8	6.0	3.9	2.7	5.9	6.0
		Cランク	3.3	3.3	9.6	10.8	7.9	2.1	2.1	3.3	2.1	2.1	1.6	1.6
	境界における差	A・B間	2.7	0.5	0.1	0.1	2.7	0.1	2.7	0.1	0.5	0.6	0.4	-0.4
		B・C間	0.8	0.8	0.2	0.6	0.7	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6
	令和4年度最低賃金額	Aランク	最高額	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
最低額			986	960	1,023	1,023	986	1,023	986	1,023	960	908	960	984
Bランク		最高額	987	944	987	987	987	987	987	987	944	933	987	968
		最低額	855	855	883	895	878	855	855	855	855	855	853	853
Cランク		最高額	890	890	920	933	920	857	857	890	857	857	854	854
		最低額	853	853	853	853	853	853	853	853	853	853	853	853
最高額－最低額		Aランク	86	112	49	49	86	49	86	49	112	164	112	88
		Bランク	132	89	104	92	109	132	132	132	89	78	134	115
		Cランク	37	37	67	80	67	4	4	37	4	4	1	1



# 最低賃金審議会に係る基本的事項

## 《目次》

I	最低賃金制度の概要	
1	最低賃金法の変遷	1
2	最賃法の概要	2
II	最低賃金の改定の概要	
1	地域別最低賃金	3
2	特定最低賃金	4
III	目安制度	
1	目安制度の変遷	5
2	ランク区分と目安	6

## 《参考資料》

1	山梨地方最低賃金審議会の構成図	8
2	最低賃金決定の仕組み	9
3	山梨県最低賃金額と目安額の状況	10
4	最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語	11

令和5年度

山梨労働局労働基準部賃金室

# I 最低賃金制度の概要

## 1 最低賃金法の変遷

### (1) 最低賃金法の成立

最低賃金に関する規定は、昭和22年施行の労働基準法（法律第49号）第28条から第31条に定められていたが、最低賃金の決定は時期尚早であるとの連合軍総司令部の考えや、インフレ進行下での最低賃金制実現は困難であることから、実際の最低賃金の決定は行われていなかった。

しかし、各界から最低賃金制導入のための単独立法化要望が強まり、昭和34年4月15日、最低賃金法（法律第137号。以下「最賃法」という。）が公布され、同年7月に施行された。

当時の最賃法は、決定方式として、①業者間協定に基づく最低賃金（第9条）、②業者間協定に基づく地域的最低賃金（第10条）、③労働協約に基づく地域的最低賃金（第11条）、④最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（第16条）の4方式が規定されていた。

最賃法施行当初は、法に対する認識が十分でなかったことにより、中小企業経営者を中心に最低賃金の決定を危惧する者も少なくなかったが、行政の啓発・普及活動により、すでに業者間協定を結んでいた業者団体から決定申請への動きが出て、昭和34年8月に静岡県で水産加工業の連合会から決定申請が提出され、我が国初の最低賃金が決定された。

### (2) 昭和43年の法改正

昭和43年9月には「より効率的な最低賃金制に進むため（昭和42年中央最低賃金審議会答申）」と、ILO第26号（最低賃金の創設に関する条約）・第131号（開発途上国にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約）の各条約の批准により、最賃法が改正され、業者間協定による最低賃金の決定方式が廃止され、「労働協約に基づく地域的最低賃金」と「労働大臣又は都道府県労働基準局長（現労働局長）が必要であると認めたときは、最低賃金審議会に対し調査審議を求めることができる」という2方式とされた。

これにより労使が対等の立場で参与した審議会による最低賃金の決定方式が急速に普及することとなった。

その後、昭和45年の中央最低賃金審議会の答申を受け、昭和46年度～昭和50年度にかけて実施した「最低賃金の年次推進計画」により地域別最低賃金の普及促進が図られ、昭和51年1月の宮城県での決定を最後に、全国に地域別最低賃金が設定された。

産業別最低賃金は、昭和34年の最賃法施行当初の「業者間協定による決

定方式」により全国各地に誕生した産業別業者間協定、地域別業者間協定などが、昭和43年の改正で廃止されたことに伴い、審議会方式による関係労・使の「申出」による最低賃金の決定に移行した。

また、昭和61年の「新産別最低賃金への転換」により、地域別最低賃金を下回る産業別最低賃金については、順次廃止されることとされた。

(3) 平成19年の法改正(平成19年12月5日公布。平成20年7月1日施行)

ア この改正では、地域別最低賃金は、すべての労働者について、最低限度の賃金水準を保障する役割を担うというセーフティーネットとして位置付けられ、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められることとなり、労働者の生計費を考慮する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、新たに生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。

また、罰則について、罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられた。

イ 特定最低賃金については、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を要件として決定できるものとなり、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回らなければならないこととされた。

なお、特定最低賃金の不払いについて、最低賃金法の罰則は適用されなくなっただものの、賃金の全額払違反(労働基準法第24条違反)になることから、これに係る罰則である上限30万円の罰金が適用されることになった。

## 2 最賃法の概要

### (1) 最賃法の目的

最賃法第1条では、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

### (2) 最低賃金の効力

ア 最賃法第4条では、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」と規定され、パートタイム労働者を含むすべての労働者を最低賃金額未満の賃金で雇用することが禁止されている。

なお、最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効

とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

イ 最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

特定最低賃金の不払いには最低賃金法の罰則は適用されないが、労働基準法の賃金全額払い違反の罰則である30万円以下の罰金が適用される。

ウ 派遣労働者について、最賃法第13条及び同第18条により、派遣先の地域（業種）の最低賃金が適用される。

エ 最賃法第7条では、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は、労働局長の許可を得れば、減額して適用することができることと規定されている。

## II 最低賃金の改定の概要

### 1 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、都道府県毎に定められた最低賃金で、昭和34年の最低賃金法施行以来、昭和51年1月の決定県を最後に全国47都道府県全てで決定され、現行最賃法では、「地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない」と規定されている。

地域別最低賃金の審議は、局長の諮問に始まり地方審議会の答申をもって終了するが、地方審議会の答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示期間を経て最低賃金の効力が発生することとされている。

地域別最低賃金の決定基準等について、平成19年の改正により、地域別最低賃金は、地域における、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされているが、それぞれの基準等は以下のとおりである。

#### ① 労働者の生計費

当該地域の労働者の生活のために必要な費用

#### ② 労働者の賃金

当該の労働者全体あるいは低賃金労働者の賃金水準等

#### ③ 通常の事業の賃金支払能力

当該業種において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のこと。

個々の企業の支払能力ではない。

また、地域における3要素の順位は付け難く、総合勘案して最低賃金を決定すべきものとされている。

なお、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、「労働者が健康で文

化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている。

## 2 特定最低賃金

最低賃金法施行当初の決定方式であった「業者間協定」から発展した産業別最低賃金は、昭和61年の「新産別最低賃金」への転換により、「地域別最低賃金より高い水準の最低賃金の設定の必要性のある関係労使からの申出により、審議会がその必要性を認めたものについて設定する」とこととされてきたが、平成20年度からは、特定最低賃金の決定については、関係労使のイニシアティブ（主導性）により決定されるものと整理されたので、関係労使の申出を受けた労働局長が地方審議会の意見を聴いて決定できるものとなった。

また、特定最低賃金は、すべての労働者のセーフティーネットである地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないこととされている（法第16条）。

特定最低賃金の審議は、関係労使の決定及び改正等の申出を受け、必要性審議を経て局長の諮問に始まり答申をもって終了するが、答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示を経て最低賃金の効力が発生する点は、地域別最低賃金と同様である。

特定最低賃金の改正の申出には、以下の種類があり、申出を行おうとする関係労使は、審議会の年間スケジュールの調整及び特定最低賃金に係る資料となる基礎調査集計上の必要から、おおむね前年度末（3月）を目途に地方審議会又は労働局長に対して申出提出の意向を表明することとされている。

### （1）労働協約ケース

ア 最低賃金の決定等を行おうとする産業の基幹的労働者の相当数に、労働協約が締結されている場合に申し出るもの。

イ 申出の要件＝同種の基幹的労働者の1／2以上（改正又は廃止の場合は1／3以上）について最低賃金に関する労働協約が適用されていること。

### （2）公正競争ケース

ア 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合申し出るもの。

イ 申出の要件＝事実上の要件として、同種の基幹的労働者の1／3以上（改正又は廃止の場合も1／3以上）の合意がなされていること。

### Ⅲ 目安制度

#### 1 目安制度の変遷

地域別最低賃金は昭和51年1月までに全国で設定されたが、昭和50年3月25日、当時の野党4党が、「全国一律最低賃金に関する最低賃金法案」を国会に提出し、時を同じくして、労働4団体が「全国一律最低賃金制度の確立」を要求しゼネラルストライキを（昭和50年3月27日）を構えた。

この事態を收拾するため、政府は「中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）に全国一律最低賃金制度の問題を含め、今後の最低賃金制度のあり方について諮問する」旨の回答を行い、直前の同年3月26日ゼネ・ストは回避されるに至った。

政府から、上記諮問を受けた中賃は、小委員会を設置して検討し、

- ① 地域別最低賃金の決定方式について何らかの改善が必要。
- ② 最低賃金決定において、中賃の積極的機能を発揮する方向で検討との結論を出し（昭和51年3月22日）、これを基に、昭和52年12月15日、「今後の最低賃金制のあり方について」答申した。

要旨は、

「都道府県審議会における現行の最低賃金決定方式は、地域特殊性を持つ低賃金の改善に有効である。しかし、現行の最賃決定方式は全国的な整合性を常に確保する保証に欠ける面がある。

そこで、当面最低賃金制のあり方としては、地方審議会が決定することを基本とし、その適切な機能発揮のため、全国的な整合性の確保に資する見地から、中賃の指導性を強化するため次の措置を講ずる。

- ① 最低賃金決定の基本となる次の事項について、中賃がその考え方を整理して提示する。
  - ・ 地域別と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担
  - ・ 高齢者の扱い、その他適用労働者の範囲
  - ・ 最低賃金額の表示単位期間の取り方
- ② 最低賃金額の改訂について、中賃は次により目安を作成し地方に提示する。
  - ・ 中賃は毎年、47都道府県をランク別（4つのランクに分けている）に目安を提示する
  - ・ 目安は一定時期までに示す
  - ・ 目安の提示は53年度より行う」

このようにして、昭和53年度より発足した目安制度は、53年度～55

年度までの3年間は全会一致で目安を作成したが、昭和56年度以降は、労使の主張の隔たりが大きく、中賃としての全会一致意見が取りまとめられずに、中賃公益委員の考え方を「公益委員見解」として各地方審議会に提示している。

## 2 ランク区分と目安

各ランクの区分については、概ね5年に一度見直しが行われ、「所得と消費に関する5指標、給与に関する10指標、企業経営に関する5指標」の計20指標について総合的に指標化して決定されてきた。

平成29年度からは、統計調査の新設・改廃の状況をふまえ「所得・消費に関する5指標、給与に関する9指標、企業経営に関する5指標」の計19指標に見直され、諸指標による総合指数に基づき決定された新しいランクが適用されることとなり、山梨はCランクからBランクに変更となった。

さらに、令和5年4月6日にとりまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では47都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等も踏まえ、ランク数について、4ランクから3ランクに見直すこととされ、山梨はBランクに属することとなった。

なお、昭和53年度・54年度については、ランクごとに引上げ率が異なっていたが、55年度以降については「引上げ額」は異なっているものの、各ランク同率の「引上げ率」で提示しており、平成14年度と16年度については「目安額」は示されなかった。

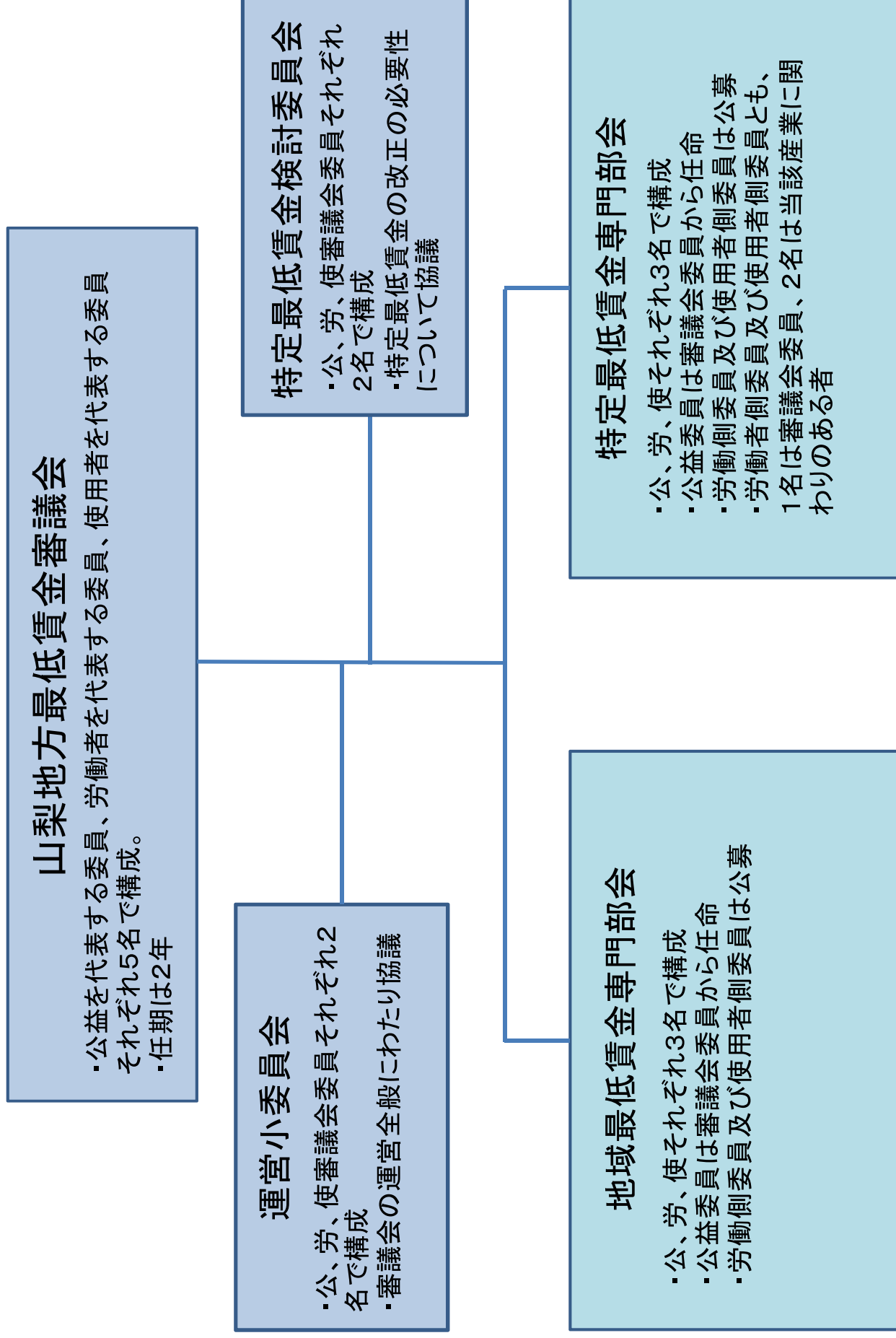
平成19年度の目安については、当時の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議を求める諮問がなされたことにより、諸般の事情を総合的に勘案した結果、各ランク同率の引上げ率に基づく「引上げ額の目安」の提示ではなく、各ランクそれぞれの「引上げ額の目安」の提示となり、また、Cランク及びDランクは、それぞれ9～10円、6～7円というこれまでにはなかった幅を持った提示となった。

また、平成25年度以降は、「日本再興戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針」等への配慮から、全てのランクで2桁の目安額が示され、さらに、平成28年度以降は、全てのランクについて20円台の目安額が示され、その額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済情勢、雇用情勢等への影響等を踏まえて目安額が示されなかった令和2年度を除き、令和4年度まで年々過

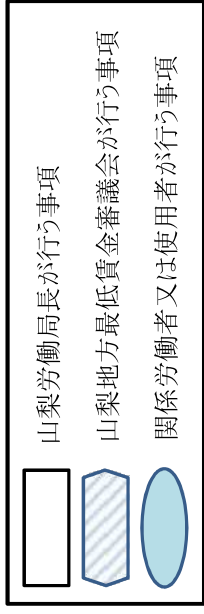
去最高を更新しており、令和4年度については、A・Bランクが31円、C・D  
ランクが30円と、全国で30円台の提示となった。



# 山梨地方最低賃金審議会の構成図

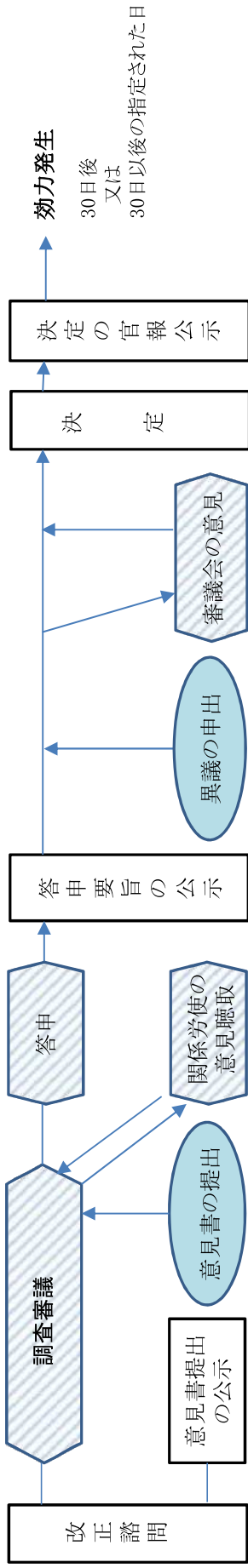


# 最低賃金決定の仕組み

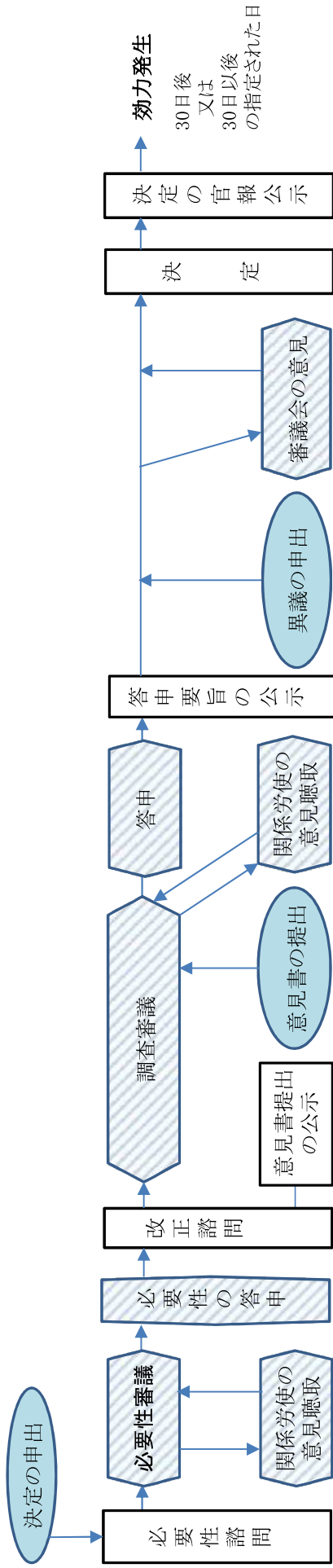


## 審議会方式による最低賃金

### 1 地域別最低賃金



### 2 特定最低賃金



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。

山梨県最低賃金と目安額の状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目安額(円)	+1	+4	+10	+14	+16	+22	+25	+26	+27	-	+28	+31
引き上げ額(円)	+1	+5	+11	+15	+16	+22	+25	+26	+27	+1	+28	+32
目安額に対する 引上額の差(円)	±0	+1	+1	+1	±0	±0	±0	±0	±0	-	±0	+1
山梨県最低賃金 (円)	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898

## 最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語

### 1 共通事項

用語	解説
最低賃金制度	最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。なお、一定の労働者について、減額特例許可を受ければ、最低賃金未満の賃金で雇用することができる。
最低賃金決定の3要素	最低賃金額を決定する際、法第9条により、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定することとされている。特に、労働者の生計費を考慮するに当たっては、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という文言を引用して「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」こととされている。
中賃	中央最低賃金審議会の略称。中賃審ともいう。
審議会方式	最低賃金の決定方式の一つ。公・労・使同数の委員で構成された審議会による調査審議に基づく最低賃金決定方式のことで、局長が必要と認めるときに審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を尊重して決定するもの。現在設定されている山梨県最低賃金、特定最低賃金の決定方式は審議会方式である。
地賃	地域別最低賃金の略称。地域別最低賃金は、賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして位置付けられ、最低賃金の決定の3要素を考慮して定めることとなる。特に、平成20年の法改正により、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。
特定最低賃金	都道府県ごとに、一定の事業又は職業ごとに設けられた最低賃金のこと。山梨県の場合は、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、「自動車・同附属品製造業」の2つが設定されている。業種は、日本標準産業分類によって区分されている。平成20年の法改正以前には、産業別最低賃金と呼ばれていた。
時間額	最低賃金額の表示単位の一つ。平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告により、わかりやすさの観点から、全国すべての最低賃金について、「時間額単独表示」とされ、従来あった日額、週額又は月額表示は廃止された。なお、日額、月額で定められた賃金額は、1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較することとされている。
未満率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合。
影響率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、最低賃金額を改正した場合に改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合。
減額特例 (最低賃金の減額特例)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</li> <li>② 試の使用期間中の者</li> <li>③ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者</li> <li>④ 軽易な業務に従事する者</li> <li>⑤ 断続的労働に従事する者</li> </ol> <p>について、使用者が、労働能力その他の事情を考慮して減額した額について労働局長の許可を受けたときは、許可を受けた金額により最低賃金の効力の規定を適用することができるという制度。</p>

## 2 審議会関係

用語	解説
本審	山梨地方最低賃金審議会の略称。
諮問	労働局長が、地方最低賃金審議会に対して調査審議を求めること。
専門部会	地域別・特定最低賃金専門部会がある。法第10条又は第12条による最低賃金及び第15条第2項による特定最低賃金の決定又は改正及び廃止について調査審議を求められたときに設置されるもので、運営規程等により任務終了後（答申後で異議申し出期間満了後）に廃止される。毎年、本審において決定される「最低賃金改正等の推進について」により公・労・使各側3名の計9名で組織されており、特定最賃については、関係労使を主体に委員を構成することとされている。
検小・運小	検討小委員会、運営小委員会の略称。公・労・使各側2から3名の委員で構成され、審議会に任意に設けられる協議の場。山梨においては、「最低賃金改正等の推進について」により、「特定最低賃金検討委員会」と「最低賃金運営小委員会」が設置され、各側2名の委員で構成されている。
6条5項の適用	最低賃金審議会令第6条第5項のこと。本審において、あらかじめ議決することにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる制度。山梨では、特定最賃専門部会に適用している。なお、山梨では、決議は全会一致の場合に限られ、全会一致とならない場合は本審を開催し決議することとなる。
定足数	審議会を開催し、議決することができる最低限の出席委員の数。委員の2/3以上又は公・労・使各側それぞれ1/3以上の出席が要件とされている。この規定は、各専門部会についても準用されている。
採決	表決ともいう。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされている（審議会令第5条第3項）ただし、安易な早期結審による多数決は避けるべきであるとされている。
全会一致	審議会決議の基本である公・労・使の出席委員による一致した決定のこと。特定最低賃金の必要性審議においては、昭和57年中央最低賃金審議会の答申により「全会一致の議決に至るよう努力するものとする。」とされており事実上、全会一致の原則が適用されている。
結審	本審・専門部会等において一定の結論を得るに至り、審議を終了すること。
答申	審議会として、労働局長の諮問事項に対して述べる意見のこと。
法定発効	官報公示の日から起算して30日を経過した日に効力が発生すること。指定日を定めない限り、この日が効力発生日となる。
指定日発効	最低賃金の効力発生日を特定する必要がある場合に、発効日を具体的に定めること。地賃など全国的に一致した効力発生日にしたい場合や複数の特定最賃審議について、異なっている発効日を同一にする場合等の決定に指定日発効とすることがある。
全協	全員協議会の略称。一定のテーマについて、委員全員が自由な議論を行うため、審議会に任意に設けられる協議の場。（中賃全協など）
平場	通常は使用していない言葉。公式な審議の場のこと。本審、専門部会、全協、運小等が含まれる。

山梨労発基 0705 第 1 号  
令和 5 年 7 月 5 日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨労働局長  
高西 盛登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和 55 年山梨労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。